

北海道新生プラン・第 章

- 「住んでいることを誇りに思える  
夢のある北海道を」めざして -

# アクションプラン

(平成19年度～20年度)

平成19年12月

北海道



# 目 次

## アクションプランの作成について

「北海道新生プラン・第 章 アクションプラン」の作成の趣旨	1
「アクションプラン」の仕組み	1
政策の体系	2

## 基本政策の展開

経済の活性化と安心の雇用環境づくり	7
1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化	
2 「食」と「観光」のブランド化	
3 新事業・新産業の創出	
4 基幹産業である農林水産業の体質強化	
5 建設業など中小企業の振興	
6 雇用の機会と場の創出	
包容力に満ちた地域づくり	69
7 安心の地域医療づくり	
8 高齢者や障がい者の福祉の向上	
9 安全・安心な地域づくり	
10 地域コミュニティの再生	
11 北海道らしい文化及びスポーツの振興	
12 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進	
13 交通ネットワークの整備	
14 情報ネットワークの整備	
環境を重視した北海道づくり	131
15 北海道らしい循環型社会の構築	
16 自然環境の保全と未来への継承	
17 地球温暖化の防止への貢献	
18 新エネルギー等の利活用の推進	
未来を拓く人づくり	147
19 子育て王国・北海道づくり	
20 北海道らしい教育の推進	
21 経済や地域を支える人づくり	
地域主権型社会に向けた基盤づくり	172
22 道州制特区を活用した経済・地域の活性化	
23 地域主権型社会の創造	
24 地域格差の是正	
25 行財政改革などチャレンジ道庁の推進	

# アクションプランの作成について

## 「北海道新生プラン・第 章 アクションプラン」の作成の趣旨

「北海道新生プラン・第 章」は、知事が公約として掲げた政策を任期中に着実に実施していくため、「公約の実行プラン」として策定するものであり、「新生北海道」がめざす姿やその実現に向けた具体的な政策展開のプロセスなどをお示しすることにより、プランを道民の皆さんと共有し、協働して推進しようとするものです。

「北海道新生プラン・第 章 アクションプラン」は、この「新生プラン」をより着実に推進していく観点から、毎年度、2か年分の施策・事業の進め方を道民の皆さんに明らかにしていくものです。

また、併せて、各政策の進捗状況についても明らかにしようとするものです。

## 「アクションプラン」の仕組み

### 新生プランとの関係

アクションプランは、新生プランの「政策展開のプロセス」に掲げた4年間の取組の内容をより具体的に示すもので、当該年度と翌年度の2か年分の施策・事業の進め方を明らかにします。

### アクションプランの作成

アクションプランは毎年度作成します。作成に当たっては、「新生プラン」の進捗状況を踏まえて、毎年度、進め方を見直すローリング方式によることとしています。

### アクションプランの構成

アクションプランは、「新生プラン」でお示しした168本の各政策ごとに、「2年間で実施しようとする施策・事業」と「取組の結果」をお示しします。

なお、19年度の取組の結果（各政策の進捗状況）は、20年度に作成するアクションプランでお示しします。

### アクションプランの政策体系

アクションプランは、新生プランの内容をより具体的にお示しするものであることから、政策の体系は、新生プランと同様に「経済の活性化と安心の雇用環境づくり」、「包容性に満ちた地域づくり」、「環境を重視した北海道づくり」、「未来を拓く人づくり」、「地域主権型社会に向けた基盤づくり」の5つの基本政策の柱立てに沿って、「ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化」、「『食』と『観光』のブランド化」などの25本の項目ごとに整理しております。政策の体系は、次項のとおりです。

# 政策の体系

## 経済の活性化と安心の雇用環境づくり

### 1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化

- 政策 1 すべての産業分野を対象とする「北海道経済活性化戦略ビジョン」の策定
- 政策 2 「北海道産業振興条例」の制定による中小企業の競争力強化と戦略的な企業誘致の加速
- 政策 3 「ものづくり支援センター」の設置と自動車関連産業などを集積させる「道央工業地帯プロジェクト」の推進
- 政策 4 エンジン製造や車体工場の誘致の推進と道内企業の技術力向上による部品調達や取引の促進
- 政策 5 「北海道国際ビジネスセンター」の設置
- 政策 6 様々な形による北海道への資金流入の加速

### 2 「食」と「観光」のブランド化

- 政策 7 「食」や「観光」産業の一層の振興のためのトップセールスなどによる国内外の市場開拓の推進
- 政策 8 「北海道ビジネスプラザ」の首都圏や関西圏への設置
- 政策 9 「食育」、「愛食運動」の強力な展開と道産米の道内食率の向上
- 政策 10 北海道ならではの新たな食の魅力の発掘とその文化の発信
- 政策 11 「北海道観光戦略」に基づく北海道観光の飛躍に向けた新たな推進体制の整備
- 政策 12 「地域観光戦略会議」の各地域への設置による地域観光の基盤づくりの推進
- 政策 13 外国人観光客の満足度向上に向けた情報提供・案内機能の整備の推進
- 政策 14 温泉資源を活用した健康づくりの促進
- 政策 15 「花のじゅうたんプロジェクト」など花観光の取組の普及

### 3 新事業・新産業の創出

- 政策 16 「北海道科学技術振興条例」の制定による産学官連携や知的財産の戦略的活用の促進
- 政策 17 機能性食品・IT・バイオなど新事業に取り組む企業への支援
- 政策 18 「リサーチ&ビジネスパーク(R&BP)構想」の全道主要地域での展開
- 政策 19 「北海道産業クラスター」の取組の支援

### 4 基幹産業である農林水産業の体質強化

- 政策 20 WTO や EPA などの農業交渉における重要農産物の現行関税率の断固堅持
- 政策 21 新しいコメ需給調整システムへの円滑な移行
- 政策 22 北海道の食料自給率(カロリーベース)の向上
- 政策 23 「農地・水・環境保全向上対策」の円滑な実施
- 政策 24 「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」(パワーアップ事業)の実施
- 政策 25 クリーン農業や有機農業の拡大、トレーサビリティ制度の普及などによる農水産物のブランド化の促進
- 政策 26 サケ、ホタテ、コンブ、LL牛乳、長いもなど道産農水産物の海外輸出の拡大
- 政策 27 ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けた検討の推進、軽種馬産地の振興
- 政策 28 道が単独事業として進めている「21世紀北の森づくり推進事業」の実施
- 政策 29 「木を伐る、使う、植える、育てる」という林業本来の循環システムの回復
- 政策 30 カラマツやトドマツなどの人工林資源を対象とした“もうかる林業”の戦略的な展開
- 政策 31 人工林間伐材を活用した新製品の開発や公共施設の木造化の推進による道産材の需要拡大
- 政策 32 北方四島周辺の安全操業や水産物の輸入割当制度など、国への毅然とした外交交渉の要請
- 政策 33 漁家の経営安定に向けた、新たな「漁業経営安定制度」の創設
- 政策 34 マツカワやニシン、コンブなどの資源の増大やナマコ、ハタハタなどの栽培技術の開発
- 政策 35 密漁の防止やトド被害の対策の強化

### 5 建設業など中小企業の振興

- 政策 36 経営革新に取り組む企業や異業種連携による新商品の開発などに挑戦する企業への応援
- 政策 37 地域の資源を活用して新商品など新たな事業起こしに挑戦する中小企業への支援

- 政策 38 中小企業向け制度資金や「たんぼぼ資金」の充実、「地域コミュニティファンド」の組成
- 政策 39 企業再生ファンドや金融のセーフティネットとも連動した中小企業の再生の促進
- 政策 40 建設業の経営体質強化に向けた経営の多角化などの取組への支援
- 政策 41 道の工事・役務・物品等の契約における地場中小企業の受注機会の確保
- 政策 42 食料品製造業の振興を図るための産学官の緊密なネットワークの形成
- 政策 43 中心市街地に賑わいを取り戻すための商店街の活性化
- 政策 44 「サービス産業振興方針」の策定による健康サービス、育児支援、コンテンツなどのサービス産業の振興

## 6 雇用の機会と場の創出

- 政策 45 「北海道雇用創出基本計画」の策定による産業振興と雇用創出の一体的な展開
- 政策 46 「地域雇用おこし戦略会議」の設置による雇用の掘り起こしやミスマッチの防止
- 政策 47 中小企業金融や事業再生支援などと連携した厚みのある雇用セーフティネットの構築
- 政策 48 「新・一村一雇用おこし事業」の実施や国の「地域雇用再生プログラム」を活用した雇用拡大
- 政策 49 季節労働者の雇用の安定化に向けた通年雇用化の促進と冬期における雇用の場の確保
- 政策 50 「ジョブカフェ北海道」などを核とした若年者の意識改革や雇用のミスマッチの解消
- 政策 51 若者のふるさと回帰希望者へのＩターン・Ｕターン就職への支援
- 政策 52 高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境の整備
- 政策 53 在宅勤務など多様な勤務形態の整備による女性の働く場の創出
- 政策 54 「母子家庭等就業・自立支援センター」の全道7箇所への配置

## 包容力に満ちた地域づくり

### 7 安心の地域医療づくり

- 政策 55 地域の医師確保に向けた奨学金制度の創設や医師派遣制度の拡充
- 政策 56 主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画の策定
- 政策 57 救急医療体制の整備やドクターヘリの道央圏以外の地域への導入、遠隔医療システムの利用拡大等による医療支援体制の整備
- 政策 58 医療機関の集約・重点化を基本とした産科医療提供体制の構築
- 政策 59 過疎地において必要なプライマリケアを行なう総合診療医の育成
- 政策 60 仕事を離れている看護師の再チャレンジや「ナースバンク」の取組の促進
- 政策 61 ターミナルケアやホスピスなどの終末医療、アレルギー疾患対策などのあり方の検討
- 政策 62 「女性健康相談センター」の道立保健所への設置
- 政策 63 障がい者(児)がいつでもどこでも安心して歯科医療が受けられる障がい者歯科医療制度の充実
- 政策 64 道民への予防医療や健康づくりの促進による国保医療費、老人医療費の適正化

### 8 高齢者や障がい者の福祉の向上

- 政策 65 保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談をワンストップで対応することができる仕組みの整備
- 政策 66 福祉のまちづくりの取組の中核となる人材を育成する「福祉のひとづくりセンター」の設置
- 政策 67 公共施設のバリアフリー化や高齢者に配慮した公営住宅の建設などシルバーハウジングの取組の促進
- 政策 68 「地域包括支援センター」の整備の促進
- 政策 69 障がいのある方々の地域生活への段階的な移行に向けた支援
- 政策 70 障がいのある方々の雇用や就労環境の向上を図るための総合的な取組の推進
- 政策 71 地域ケア体制の整備や老人保健施設などの計画的な整備

### 9 安全・安心な地域づくり

- 政策 72 「北海道防災対策基本条例」の制定による行政と住民が協働した総合的・一体的な防災対策の推進
- 政策 73 市町村のハザードマップの作成の促進
- 政策 74 地域の安全・安心の確保や活力あふれる地域づくりに欠かせない公共事業の着実な推進
- 政策 75 スクールガードや「地域見守り隊」、「110番の店」などの自主防犯体制の輪の拡大

- 政策 76 「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づく支援の実施と犯罪被害者への支援体制の整備
- 政策 77 配偶者暴力、乳幼児・児童虐待、高齢者虐待など家庭内暴力の防止に向けた取組の推進
- 政策 78 青少年の健全育成に向けた基本計画の策定による有効施策の展開と地域ぐるみで健全育成を支える連携の場の設置
- 政策 79 空き交番の解消など警察力の強化による治安の維持と、「交通事故ストップ運動」など交通死亡事故の抑制
- 政策 80 自衛隊等と連携した災害時の危機管理体制の充実

#### 10 地域コミュニティの再生

- 政策 81 住民参加による「自助・互助・共助」の社会システムの拡大による地域コミュニティ再生への支援
- 政策 82 「新たな公共の担い手」「社会起業家」が地域づくりに参加できる環境づくりの推進
- 政策 83 コンパクトなまちづくりに向けた商店街の賑わい創出などをテーマとするモデル事業の実施
- 政策 84 市町村や民間が進めている移住関連ビジネスの活性化に向けた環境づくり

#### 11 北海道らしい文化及びスポーツの振興

- 政策 85 アイヌ文化を次代に継承しその営みを広く普及するための「イオル」の再生や「北海道ミュージアム」の設置
- 政策 86 「縄文文化」をテーマとした国内外の交流の拡大による「環日本海・環太平洋縄文文化圏」の形成
- 政策 87 「健康文化」の創造をめざす「560万道民・健康づくり運動」の展開
- 政策 88 時間制限を撤廃したマラソン大会の開催や冬期スポーツのアスリート育成などのスポーツの振興
- 政策 89 多様な文化活動のステージの提供や地域住民の自主的な文化活動の支援による地域文化の振興
- 政策 90 北海道遺産や地域の文化施設の観光・教育など幅広い分野における活用
- 政策 91 「デジタル絵本」の取組の推進
- 政策 92 北海道厚生年金会館の存続に向けた札幌市や経済界との連携

#### 12 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進

- 政策 93 新幹線のメリットを活かした国内各地との観光やビジネスなどの広汎な交流の加速
- 政策 94 東アジア諸国やロシア極東地域等をターゲットにした戦略的な経済交流の展開
- 政策 95 アルバータ州やマサチューセッツ州、サハリン州などとの友好・経済交流の着実な推進
- 政策 96 「東アジア研究センター」の設置
- 政策 97 先進的な産業技術の協力や外国の子どもたちの教育旅行の受け入れなどの交流の推進
- 政策 98 北方領土の早期返還に向けた機運を醸成するための島民との交流や学校での学習の充実
- 政策 99 国際会議等の道内開催に向けた誘致活動の積極的な展開

#### 13 交通ネットワークの整備

- 政策 100 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」の策定
- 政策 101 北海道新幹線の「新青森 - 新函館間」の早期開業と、札幌延伸の早期着工
- 政策 102 地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路の整備促進
- 政策 103 空港を核とした経済効果を全道に波及させるプロジェクトの推進
- 政策 104 道内主要地方空港の国際化やCIQ体制の整備の推進、定期便やチャーター便の誘致活動の展開
- 政策 105 東アジア諸国との国際海上物流を促進するための道内各港湾機能の整備の促進
- 政策 106 効率的な除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備など、冬期間の交通環境の向上

#### 14 情報ネットワークの整備

- 政策 107 様々な分野の情報ポータルサイト開設による「双方向型情報プラットフォーム」の構築
- 政策 108 電子カルテや遠隔医療支援システムの導入など、ITを活用した産業の活性化
- 政策 109 24時間365日受付可能な電子収納・電子申請を導入するなど、市町村との連携による電子自治体の実現
- 政策 110 ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大
- 政策 111 地上デジタル放送への完全移行に対する放送事業者との連携

## 環境を重視した北海道づくり

### 1 5 北海道らしい循環型社会の構築

- 政策 112 循環型社会の形成に向けて道民一丸となった3R運動の展開
- 政策 113 北海道型環境ライフスタイルの確立に向けた「北海道環境行動計画」の策定
- 政策 114 「キッズ ISO 14000 プログラム」の全道展開
- 政策 115 循環型社会の形成に欠かせないリサイクル関連産業をはじめとした様々なエコビジネスの振興

### 1 6 自然環境の保全と未来への継承

- 政策 116 「知床世界遺産センター」の設置や大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動の推進
- 政策 117 国立公園の「利用調整地区制度」の導入など、自然環境保全と適正利用に関する「知床モデル」の確立
- 政策 118 「環境貢献企業認定制度」の導入など、自然環境を守る取組の促進
- 政策 119 本道に大きな影響を与える海洋汚染の防止等に向けた国際的な環境貢献・交流の推進
- 政策 120 森林や木材などを活用する「木育」をはじめとする北海道ならではの環境教育の展開

### 1 7 地球温暖化の防止への貢献

- 政策 121 「法人の森」など、多様な手法による森林整備の取組の拡大
- 政策 122 北海道独自の環境目標の設定などによる環境に配慮した企業活動のステータスの確立
- 政策 123 モーダルシフトやモーダルミックスへの転換の促進
- 政策 124 「マイバッグ」運動の推進や「クールビズ・ウォームビズ」の普及など、環境にやさしい北海道のライフスタイルの定着

### 1 8 新エネルギー等の利活用の推進

- 政策 125 パイオエタノールの実用化の促進など、北海道に豊富に存在するバイオマスの活用の促進
- 政策 126 省エネルギーの一層の徹底と地球に優しいクリーンな新エネルギーの利活用の促進

## 未来を拓く人づくり

### 1 9 子育て王国・北海道づくり

- 政策 127 不妊治療費や乳幼児医療費への助成の拡大
- 政策 128 「買い物割引特典制度」の創設など、市町村との連携・協働による子育て支援の充実
- 政策 129 児童相談所の機能の強化による里親や地域に対する支援の充実
- 政策 130 子育て家庭が道営住宅に入居しやすい環境の整備

### 2 0 北海道らしい教育の推進

- 政策 131 人格形成の基礎を培う幼児教育の振興や一人ひとりの無限の力を引き出す幼稚園への応援
- 政策 132 独自の建学精神と教育理念に基づき特色ある教育を進める私学教育の振興
- 政策 133 幼児期からの読書活動を推進する「ブックスタート事業」の輪の拡大
- 政策 134 学校でのスクールカウンセラーの拡充やきめ細かな教育相談体制の充実
- 政策 135 基礎基本を重視した学力の向上や北海道らしい道徳、国際理解教育、環境教育などの推進
- 政策 136 食べることを理解し、安全な食べものを選択する能力や好ましい食習慣を身に付ける「食育」の推進
- 政策 137 学校評価の充実など、開かれた学校づくり
- 政策 138 地域の意見を十分に伺い必要な対策を講じる高校の再編整備等の推進
- 政策 139 教育力の向上に向けた教員の資質・能力の向上
- 政策 140 障がいのある児童生徒のニーズに応じた適切な教育的支援を行う特別支援教育体制の充実
- 政策 141 学校と家庭と地域社会が一体となって子どもを守り育てる体制づくり
- 政策 142 「道民カレッジ」における「ほっかいどう学」の一層の充実やいつでも誰もが学べる北海道らしい生涯学習活動の推進



## 2 1 経済や地域を支える人づくり

- 政策 143 農林水産業や観光産業に関わる人材教育など北海道経済を支える人づくり
- 政策 144 「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手の育成・確保
- 政策 145 道立農業大学校や漁業研修所などの活用や大学との連携による次代の担い手の養成
- 政策 146 ものづくり産業の人材育成に向けた取組の推進
- 政策 147 若年者への技能等の伝承、経営者の代替わりに際する円滑な事業継承の促進
- 政策 148 地域活性化の牽引役となる方々のネットワークなどによる本道の地域活動や文化を支える人材づくり

## 地域主権型社会に向けた基盤づくり

### 2 2 道州制特区を活用した経済・地域の活性化

- 政策 149 「道州制特区推進条例」の制定
- 政策 150 北海道を元気にする第二、第三の特区提案の実施

### 2 3 地域主権型社会の創造

- 政策 151 支庁の組織体制の抜本的改革
- 政策 152 市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組の推進
- 政策 153 広域連合など広域行政制度の活用の促進
- 政策 154 知事と市町村長との意見交換を行なう場の設置
- 政策 155 道から市町村への事務・権限の円滑な移譲の推進

### 2 4 地域格差の是正

- 政策 156 地域格差を是正するため独自の「交付金制度」の創設
- 政策 157 夕張市や産炭地域市町の市民生活に不可欠な施策を着実に推進することができるような助言・支援
- 政策 158 政策の総合的な展開を通じた資源や魅力を活かした地域の活性化による地域格差の是正

### 2 5 行財政改革などチャレンジ道庁の推進

- 政策 159 「新たな行財政改革の取組み」の強力な推進
- 政策 160 道政の民間開放に関する様々な取組の加速
- 政策 161 一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など入札制度の抜本的な改革の推進
- 政策 162 道有資産の聖域なき見直しによる処分や不動産証券化などの推進
- 政策 163 知事公館の利活用の推進
- 政策 164 人材育成や目標管理型行政運営の実施と民間手法の道政への積極的な導入
- 政策 165 「赤レンガ・チャレンジ事業」などの充実
- 政策 166 危機管理監の設置や試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など組織機構の見直し
- 政策 167 わかりやすく開かれた道政運営を進めていくための「毎週1回の記者会見」の開催
- 政策 168 道民の皆さんとの対話を重視して道政を進めていくための「まちかど対話」の実施

# 基本政策の展開

## 経済の活性化と安心の雇用環境づくり

### 1 ものづくり産業などの振興による道内産業構造の高度化

政策 1 力強い北海道経済の創造に向け、すべての産業分野を対象とする「北海道経済活性化戦略ビジョン」や「地域経済活性化ビジョン」を策定します。

【目標】 「北海道経済活性化戦略ビジョン」の策定（平成19年度）  
「地域経済活性化ビジョン」の策定（平成20年度）

#### 政策の展開方向

民需主導の自立型経済への転換をめざし、全ての産業分野を対象として、活性化の手だてや手順を明確にしていく「北海道経済活性化戦略ビジョン」を策定し、経済界・産業界をはじめ、道内の関係者が、今後の本道経済の活性化に向けた方向性を共有して、官民一体となった取組を進めます。

「北海道経済活性化戦略ビジョン」を踏まえ、地域の産業構造、特性、資源に応じた経済活性化の手だてなどを明確にしていく「地域経済活性化ビジョン」を策定します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道経済活性化戦略ビジョン」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経済界・産業界をはじめ道内の関係者が、本道経済の活性化に向けた方向性を共有し、一体となった取組をスピード感を持って戦略的に進めることができるよう、その手だてや手順を明確にし、重点的かつ集中的に取り組むべき施策を示す「北海道経済活性化戦略ビジョン」を策定します。</li><li>・ビジョンの策定に当たっては、経済界・産業界をはじめとした道内関係者やパブリックコメント等を通じて募集した道民や市町村の意見を踏まえて検討します。</li></ul>
H20	<p>「北海道経済活性化戦略ビジョン」の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ビジョンに基づく施策を適切に実施するとともに、「目指す姿」を着実に実現するため工程表や指標を設定し、毎年度、進捗状況を取りまとめ公表するなどして、期間内の目標達成に向けた推進管理を行います。</li></ul>
	<p>「地域経済活性化ビジョン」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道経済活性化戦略ビジョン」を踏まえ、地域を支える食産業や観光産業等のより一層の振興を図り、地域の関係者が地域の資源特性を生かしながら一体的な経済活性化の取組を進めることができるよう「地域経済活性化ビジョン」を策定します。</li></ul>

政策2 「北海道産業振興条例」を制定して、中小企業の競争力強化を図るとともに、戦略的な企業誘致を加速し、4年間で200件の企業立地を実現します。

【目標】 「北海道産業振興条例」の制定（平成19年度）  
4年間で200件の企業立地

#### 政策の展開方向

産業構造の高度化による自立型の経済構造の実現を図るため「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（仮称）（通称名：北海道産業振興条例）」を制定し、中長期的な視点に立って、本道経済を支える中小企業の経営革新や新産業・新事業の創出などを加速するとともに、雇用の受け皿となり、将来の本道発展の基礎となる企業立地の促進を図ります。

中小企業の競争力強化を図るため、製品開発、産業人材育成などに対する支援を行います。

「北海道産業振興条例（通称）」に基づく助成措置を活用しながら、市町村や経済界と連携した誘致活動を展開するとともに、地域の特性や資源を活かし、地域経済の活性化につながる企業誘致を推進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道産業振興条例（通称）」の制定 ・パブリックコメントや市町村、経済界などからの意見・要望を踏まえながら検討を行い、「北海道産業振興条例（通称）」を制定し、自立型の経済構造の実現をめざします。
	「北海道企業立地促進条例」に基づく企業立地の促進 ・「北海道企業立地促進条例」に基づき、立地企業に対する助成を行います。
	「北海道創造的中小企業育成条例」に基づく施策の推進 ・中小企業が行う新規性を有する生産、販売、役務の提供の技術に関する研究開発等を支援します。
	戦略的企業誘致の推進 ・トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。 ・重点対策業種を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果を基に企業訪問を実施します。
	企業立地促進法の活用促進 ・市町村等と連携して、企業立地促進法の活用を促進します。
	ワンストップサービスやフォローアップ活動の推進 ・企業からの相談対応や立地時における各種申請や届出等が円滑に進むよう一元的に対応します。 ・市町村等と連携して、立地企業への企業訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。
H20	「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策の推進 ・「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、立地企業に対する助成を行うとともに、中小企業が行う進出企業との取引拡大や新製品の開発など新分野・新市場進出等の取組を支援します。
	戦略的企業誘致の推進 ・トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。 ・重点対策業種を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果をもとに企業訪問を実施します。
	企業立地促進法の活用促進 ・市町村等と連携して、企業立地促進法の活用を促進します。
	ワンストップサービスやフォローアップ活動の推進 ・企業からの相談対応や立地時における各種申請や届出等が円滑に進むよう一元的に対応します。 ・市町村等と連携して、立地企業への企業訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。

政策3 ものづくり産業を支える研究開発への支援や技術者の養成を行う「ものづくり支援センター」を設置し、自動車関連産業などを集積させる「道央工業地帯プロジェクト」を推進します。

政策の展開方向

地場企業への技術支援及び技術者の育成、さらには自動車産業などの進出企業との連携促進等を行う「ものづくり支援センター」の機能整備を図ります。

進みつつある自動車産業の集積を今後さらに加速するとともに、その経済効果を拡大させるため、道央圏での自動車関連企業などの立地促進や地場企業の育成により「道央工業地帯プロジェクト」を推進します。

ものづくり産業をはじめとした将来の本道経済の発展を担う産業を支える高度な産業人材の誘致などを推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「ものづくり支援センター」の機能や整備手法の検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ものづくり支援センター」の機能や整備手法などを検討します。</li> <li>・道立工業試験場における基盤技術実地指導機能を整備します。</li> </ul>
	「道央工業地帯プロジェクト」の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進法に基づく道央中核地域産業活性化計画を策定します。</li> <li>・企業立地促進法に基づく道央波及展開地域産業活性化計画を検討します。</li> </ul>
	戦略的企業誘致の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。</li> <li>・自動車関連産業等を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果を基に企業訪問を実施します。</li> </ul>
H20	自動車産業総合支援室によるワンストップサービスの実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の自動車産業総合支援室において、自動車関連企業からの各種個別相談に対して、ワンストップで対応します。</li> </ul>
	立地企業フォローアップ活動の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携して、立地企業への訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。</li> </ul>
	産業人材の育成・誘致
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致を関係機関と連携しながら推進します。</li> </ul>
H20	「ものづくり支援センター」の機能整備
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道立工業試験場における基盤技術実地指導機能を整備します。</li> </ul>
	道央工業地帯プロジェクトの推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業立地促進法に基づく道央中核地域産業活性化計画を推進します。</li> <li>・企業立地促進法に基づく道央波及展開地域産業活性化計画を策定します。</li> </ul>
	戦略的企業誘致の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。</li> <li>・自動車関連産業等を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果を基に企業訪問を実施します。</li> </ul>
H20	自動車産業総合支援室によるワンストップサービスの実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の自動車産業総合支援室において、自動車関連企業からの各種個別相談に対して、ワンストップで対応します。</li> </ul>
	立地企業フォローアップ活動の推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携して、立地企業への訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。</li> </ul>
	産業人材の育成・誘致
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致を関係機関と連携しながら推進します。</li> </ul>

政策4 自動車産業の生産誘致効果などが最大限発揮されるよう、エンジン製造工場や車体工場の誘致を進めるとともに、道内企業の技術力を高め、部品調達や取引を促進します。

[ 【目標】 道内企業からの部品調達率20% (平成22年度) ]

政策の展開方向

進みつつある自動車産業の集積を今後さらに加速するため、「北海道自動車産業集積促進協議会」等と連携し、エンジン製造工場や車体組立工場などの誘致活動を戦略的に推進するとともに、地場企業の生産管理技術の強化などに取り組み、自動車産業への参入を促進します。

自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える高度な産業人材の誘致などを推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>戦略的企業誘致の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。</li> <li>・自動車関連産業を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果を基に企業訪問を実施します。</li> </ul>
	<p>自動車産業総合支援室によるワンストップサービスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の自動車産業総合支援室において、自動車関連企業からの各種個別相談に対して、ワンストップで対応します。</li> </ul>
	<p>立地企業フォローアップ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等と連携して、立地企業への企業訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。</li> </ul>
	<p>地場企業の生産管理技術・研究開発力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場企業の生産管理技術向上を図るため、現場実践を中心とした生産現場カイゼン集中セミナーを実施するとともに、(財)北海道中小企業総合支援センターが行う生産現場カイゼンのための専門コンサルタント派遣に対して支援します。</li> <li>・工業試験場による共同研究・技術指導やプレス加工技術の高度化に向けた実用化技術の開発とその技術移転等を行います。</li> <li>・(社)北海道機械工業会が実施する産業技術開発の促進に向けた事業等に対して支援します。</li> <li>・技術革新の進展や需要構造の変化などに積極的に対応できる創造的な中小企業を育成するため、「北海道創造的中小企業育成条例」に基づき、研究開発やその成果の事業化等を支援します。</li> <li>・北海道自動車産業集積促進協議会などと連携し、地場企業の自動車産業への参入促進に向けた各種取組を展開します。</li> </ul>
	<p>ビジネスマッチングの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道外からの進出企業又は道内大手・中堅企業への参入に意欲的な地場企業を対象に、マッチングマネージャー等による早期参入の実現に向けた総合的・集中的な支援を行います。</li> <li>・生産設備の製造やそのメンテナンスを行う地場企業の技術力等を紹介するガイドブックを作成します。</li> <li>・中京圏において地場企業の技術力を紹介する新工法・新技術展示商談会を開催します。</li> <li>・道の自動車産業総合支援室によりマッチングニーズ等に対するワンストップサービスを行います。</li> <li>・北海道自動車産業集積促進協議会などと連携し、地場企業の自動車産業への参入促進に向けた各種取組を展開します。</li> </ul>
	<p>産業人材の育成・誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致を関係機関と連携しながら推進します。</li> </ul>

H20	<b>戦略的企業誘致の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップセールスや企業立地セミナーの開催など、官民一体となって、積極的な企業誘致活動を実施します。</li> <li>・ 自動車関連産業を対象として、本道への立地意向調査を行うとともに、調査結果を基に企業訪問を実施します。</li> </ul>
	<b>自動車産業総合支援室によるワンストップサービスの実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道の自動車産業総合支援室において、自動車関連企業からの各種個別相談に対して、ワンストップで対応します。</li> </ul>
	<b>立地企業フォローアップ活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村等と連携して、立地企業への企業訪問等を実施し、立地後のきめ細やかなフォローアップ活動を実施します。</li> </ul>
	<b>地場企業の生産管理技術・研究開発力の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地場企業の生産管理技術向上を図るため現場実践を中心とした生産現場カイゼン集中ゼミナールを実施します。</li> <li>・ 工業試験場による共同研究・技術指導や、プレス加工技術の高度化に向けた実用化技術の開発とその技術移転等を行います。</li> <li>・ (社)北海道機械工業会が実施する産業技術開発の促進に向けた事業等に対して支援します。</li> <li>・ 北海道自動車産業集積促進協議会などと連携し、地場企業の自動車産業への参入促進に向けた各種取組を展開します。</li> <li>・ 「北海道産業振興条例(通称)」に基づき、中小企業が行う進出企業との取引拡大や新製品の開発など新分野・新市場進出等を支援します。</li> </ul>
	<b>ビジネスマッチングの促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中京圏等において地場企業の技術力を紹介する新工法・新技術展示商談会を開催します。</li> <li>・ 自動車産業総合支援室によりマッチングニーズ等に対するワンストップサービスを行います。</li> <li>・ 北海道自動車産業集積促進協議会などと連携し、地場企業の自動車産業への参入促進に向けた各種取組を展開します。</li> </ul>
	<b>産業人材の育成・誘致</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車産業をはじめとした道内のものづくりを支える技術系人材の育成やU・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致を関係機関と連携しながら推進します。</li> </ul>

政策5 アジア諸国をターゲットとした輸出促進のための市場開拓やビジネス展開サポート、さらに海外企業の道内誘致などの活動を行う「北海道国際ビジネスセンター」を設置します。  
 [【目標】 「北海道国際ビジネスセンター」の設置(平成20年度) ]

政策の展開方向

道内の関係団体、企業、行政機関の海外事務所等への個別に寄せられる引き合い情報を効率的に収集し、効果的な取引のマッチングに対する支援と海外への情報発信を行う「北海道国際ビジネスセンター」の機能整備を図ります。

センターでは、道内外企業や関係機関の意向を把握し、希望する取引案件のスムーズな斡旋や集約された情報に基づくアドバイスなど、企業間連携等の調整を行います。

センターの機能を活用し、海外企業の道内への誘致活動を推進し、産業投資が促進されるよう取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道国際ビジネスセンター」機能や体制の検討 ・「海外との経済交流推進方策」(平成17年度策定)を踏まえながら、庁内関係部局による連絡会議を開催するとともに、貿易関係者による検討会議を開催します。
	具体的な設置に向けた関係機関との調整 ・道内経済・産業界への個別説明を行うとともに、貿易関係者による検討会議を開催します。
	海外への情報発信の促進 ・本道の立地環境について、外国語版のホームページやPR冊子により、海外へ情報発信します。
H20	「北海道国際ビジネスセンター」機能の整備 ・平成19年度の検討に基づき、貿易関係団体との連携のもと、センター機能の整備を図ります。
	センターとの連携によるアジア諸国に対する道産品の輸出促進 ・セミナーやコンサルティング等の開催や、海外からの取引情報の収集による取引マッチングの支援を行います。
	センター機能を活用した道内企業による海外への事業展開に向けた取組の促進 ・道内企業の取引ニーズ等の情報を発信します。
	海外への情報発信の促進 ・本道の立地環境について、外国語版のホームページやPR冊子により、海外へ情報発信します。

政策6 「道内企業支援型ファンド」などによる道外からの産業投資や、銀行の貸付債権の証券化(CLO)など市場を通じた事業資金調達拡大などを促し、様々な形で北海道への資金流入を加速します。

政策の展開方向

銀行の貸付債権の証券化(CLO)や社債を担保としての証券化(CBO)の導入などの事業資金調達手段の拡大については、道内中小企業等のニーズや金融機関の考え方を踏まえながら検討を行うとともに、ファンド組成の可能性について、関係機関と協議を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	道内中小企業者のニーズの把握 ・事業資金調達手段の拡大について、道内中小企業者に対してアンケート調査を行い、ニーズの把握を行います。
	金融機関の意向把握 ・金融機関に対して、証券化の導入などの事業資金調達手段の拡大に対する取組について、訪問やアンケート調査などにより意向の把握を行います。
	他都府県等の状況の調査 ・事業資金調達手段の拡大手法などについて、他の都府県などの状況を調査し、実態の把握を行います。
	ファンド組成の可能性に関する関係機関との協議 ・ファンド組成の時期及び規模などについて、国と協議を行うとともに、道内経済界に対し、ファンド組成への支援を要請します。
H20	事業資金の調達手段の拡大に関する検討 ・前年度に実施した調査結果を踏まえて、事業資金調達手段の拡大に向けた検討を行います。



## 2 「食」と「観光」のブランド化

政策7 「食」や「観光」産業の一層の振興のため、ブランド化の推進や推進体制の整備、トップセールスなどによる国内外の市場開拓を強力に進めます。

### 政策の展開方向

#### 【食産業の振興】

産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。

地域ブランドづくりに向けた「地域団体商標」の取得や「売れる商品づくり」の取組の促進などにより、本道の食の魅力を掘り起こし、磨き上げに努めるとともに、販路拡大システムの整備等に取り組みます。

道産原料による発酵食品など新たな食品づくり進め、農畜産物の付加価値向上に取り組みます。

道産農水産物や加工食品等の販路拡大に向けて、国内はもとより急成長する東アジアなど海外市場をターゲットにした輸出プロモーション活動やトップセールスなどにより、官民一体となって戦略的な市場開拓を推進します。

安全・安心な食の北海道ブランドの確立に向け、YES! clean 農産物や有機農産物、道産食品登録制度や道産食品独自認証制度（きらりっぷ）等を関係機関等と連携・協働して普及するとともに、HACCPに基づく高度な衛生管理に取り組む事業者の指導・育成を行い、道産食品の安全性と付加価値の向上を図ります。

#### 【観光産業の振興】

観光ニーズや事業効果を見極めながら、首都圏、中部圏、関西圏での大規模な観光イベントの開催に合わせ、トップセールスを実施するなど、本道の観光情報の発信に努めるとともに、旅行会社による北海道向けの旅行商品の企画・考案などを促進します。

地域の多様な資源・特性を活かした魅力ある個性的な観光地づくりをめざし、食の魅力向上の取組を通じて、北海道の観光産業と関連産業の活性化を図ります。

本道の優位性を発揮できる雄大な自然や田園の景観を活かして、地域のブランド化につながる広域的な景観づくりを推進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<b>【食産業の振興】</b> 道産加工食品の付加価値向上の促進 ・産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。 ・産学官で構成する振興推進会議を開催し、食品産業の振興方策や食品加工研究センターの業務等に関する協議、検討を行います。
	民間との連携による道産品の磨き上げ ・「食」の北海道ブランドを全国に通用するトップブランドとして確立し、しっかりとした経済効果に結びつけるため、道内生産者や流通関連企業等の民間事業者と連携して優れた道産品を磨き上げます。 ・地域水産物のブランド化に向けた取組に対し助成します。
	新たな食品づくりの取組の促進 ・北海道名誉フードアドバイザーなどによる農産物付加価値向上セミナーを開催します。 ・地域における農産物の付加価値向上プロジェクトの取組を支援します。 ・道産原料による新たな道産加工食品づくりを促進します。
	道外における販路拡大の促進 ・首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や情報発信に努め、販路拡大につなげていきます。

H19	<p>道産農水産物の輸出促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者団体などと組織する北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会において、東アジアで道産農産物の輸出プロモーション活動を実施します。</li> <li>・北海道漁業協同組合連合会と連携しながら、台湾等において道産コンブをPRするなど、道産水産物の販売促進活動を実施します。</li> <li>・道産コンブをPRするための海外向けパンフレットを作成します。</li> </ul>
	<p>YES! clean 農産物や有機農産物の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YES! clean 農産物表示制度の認知度向上に向けたPR活動や有機農業セミナーを行います。</li> <li>・YES! clean 農産物の産地拡大や有機農業者のネットワーク形成など、生産拡大に向けた取組を行います。</li> <li>・農業試験場においてクリーン農業や有機農業の安定生産技術の開発を進めます。</li> </ul>
	<p>道産食品登録制度や道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の普及拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の運営体制の向上を図ります。</li> <li>・道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の認証食品オフィシャルブック作成など、普及啓発に努めます。</li> <li>・道産食品登録制度の認証品をホームページで紹介するなど、普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>HACCPに基づく高度な衛生管理の導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」により高度な自主衛生管理を実施している施設を認証し、道産食品の安全性の向上を図ります。</li> <li>・当該制度のPRポスター及びリーフレットの作成配布や認証した施設の情報を公表し、高度な自主衛生管理を推進します。</li> </ul>
	<p>【観光産業の振興】</p> <p>道外大都市圏の旅行会社を対象とした新たな観光商品のプロモーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道観光プロモーション」（5月）、「ゆとりツーリズム北海道キャンペーン」（10月～3月）、「冬季観光集中キャンペーン」（11月～3月）などのキャンペーンを展開するなど、全国に向けた観光情報を発信し、本道観光の誘致促進を図ります。</li> </ul>
	<p>道外拠点都市における観光PRイベントの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆとりツーリズム北海道キャンペーン」等を東京、大阪、名古屋（10月）において開催するとともに、トップセールスを行うなどして、本道観光に関する情報を発信します。</li> </ul>
	<p>全国に向けた本道観光情報と生活文化の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旅フェア」や「ウィンターリゾート2007」など大規模な観光イベントに出展するなど、様々な機会を活用し、全国に向けた本道観光情報と生活文化の発信を行います。</li> <li>・「フォトラリー」（10月～3月）を実施し、本道の魅力ある観光素材を発信します。</li> </ul>
	<p>温泉観光地における食の魅力の向上、他産業との連携の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル・旅館経営者、料理人、農林水産業関係者や他産業関係者との情報交換を行いながら、地域の食材を活用したメニューの情報発信を行います。</li> </ul>
	<p>民間との連携による食の魅力づくりの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル・旅館経営者、料理人、農林水産業関係者等と連携し、地域の食材を活用したメニューの開発を促進します。</li> </ul>
	<p>広域景観づくりの取組の推進（建設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羊蹄山麓広域景観づくり推進地域における行為制限の基準を他の地域と別に定めます。</li> <li>・新たな広域景観づくり推進地域の指定に向け、候補となる地域を検討します。</li> </ul>
	<p>景観法に基づく景観計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定に当たっては、パブリックコメントで募集した道民の皆さんや市町村の意見の反映を図るほか、北海道開発局など関係機関と十分な調整を行います。</li> </ul>

H20	<p><b>【食産業の振興】</b>  道産加工食品の付加価値向上の促進  ・産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。  ・産学官で構成する振興推進会議を開催し、食品産業の振興方策や道立食品加工研究センターの業務等に関する協議、検討を行います。</p>
	<p>民間との連携による道産品の磨き上げ  ・「食」の北海道ブランドを全国に通用するトップブランドとして確立し、しっかりとした経済効果に結びつけるため、道内生産者や流通関連企業等の民間事業者と連携して優れた道産品を磨き上げます。  ・地域水産物のブランド化に向けた取組に対し助成します。</p>
	<p>新たな食品づくりの取組の促進  ・北海道名誉フードアドバイザーなどによる農産物付加価値向上セミナーを開催します。  ・地域における農産物の付加価値向上プロジェクトの取組を支援します。  ・道産原料による新たな道産加工食品づくりを促進します。</p>
	<p>道外における販路拡大の促進  ・首都圏・関西圏に向けたプロモーション活動や情報発信に努め、販路拡大につなげます。</p>
	<p>道産農水産物の輸出促進  ・生産者団体などと組織する北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会において、東アジアで道産農産物の輸出プロモーション活動を実施します。  ・北海道漁業協同組合連合会と連携しながら、台湾等において道産コンブをPRするなど、道産水産物の販売促進活動を実施します。</p>
	<p>YES! clean 農産物や有機農産物の普及拡大  YES! clean 農産物表示制度の認知度向上に向けたPR活動や有機農業セミナーを行います。  ・YES! clean 農産物の産地拡大や有機農業者のネットワーク形成など、生産拡大に向けた取組を行います。  ・農業試験場においてクリーン農業や有機農業の安定生産技術の開発を進めます。</p>
	<p>道産食品登録制度や道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の普及拡大  ・道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の運営体制の向上を図ります。  ・道産食品独自認証制度（きらりっぷ）の認証食品オフィシャルブック作成など、普及啓発に努めます。  ・道産食品登録制度の認証品をホームページで紹介するなど、普及啓発に努めます。</p>
	<p>HACCPに基づく高度な衛生管理の導入の推進  ・「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」により高度な自主衛生管理を実施している施設を認証し、道産食品の安全性の向上を図ります。  ・認証した施設の情報を公表し、高度な自主衛生管理を推進します。</p>
	<p><b>【観光産業の振興】</b>  道外大都市圏の旅行会社を対象とした新たな観光商品のプロモーションの実施  ・本道の個性的な観光資源をPRする大規模キャンペーンを展開するなど、全国に向けた観光情報を発信し、本道観光の誘致促進を図ります。</p>
	<p>道外拠点都市における観光PRイベントの展開  ・道外拠点都市において、大規模観光PRイベントを開催し、本道観光に関する情報を発信します。</p>
	<p>全国に向けた本道観光情報と生活文化の発信  ・「旅フェア」など大規模な観光イベントに出展するなど、様々な機会を活用し、全国に向けた本道観光情報と生活文化の発信を行います。</p>
	<p>観光地の食に関する情報の発信  ・ホテル・旅館経営者、料理人、農林水産業関係者や他産業関係者との情報交換を行いながら、地域の食材を活用したメニューの情報発信を行います。</p>
	<p>民間との連携による食の魅力づくりの促進  ・ホテル・旅館経営者、料理人、農林水産業関係者等と連携し、地域の食材を活用したメニューの開発を促進します。</p>
	<p>広域景観づくりの取組の推進  ・羊蹄山麓広域景観づくり推進地域において、景観法に基づく行為の制限を他地域に先行して実施します。  ・新たな推進地域の候補地域の広域景観づくり意識の醸成を図ります。  北海道美しい景観のくにつくり条例に基づく基本計画の見直し  ・北海道美しい景観のくにつくり基本計画を見直し、平成20年度からの10年間に取り組む景観づくり施策の基本的事項について定めます。  基本計画及び景観計画に基づく地域の特性を生かした景観づくりの推進  ・景観づくりを戦略的に展開するため、新たな景観資源の発掘やその活用手法を検討します。</p>

政策 8 北海道物産展の開催や道産商品の取引の斡旋を行う「北海道ビジネスプラザ」を首都圏や関西圏などの大消費地に設置します。

〔【目標】 「北海道ビジネスプラザ」の設置（平成20年度）〕

#### 政策の展開方向

百貨店やスーパー等における北海道物産展の開催のほか、「北海道どさんこプラザ（東京有楽町やJR札幌駅に設置）」等が発掘した道産品の磨き上げや販路拡大のサポートを行う「北海道ビジネスプラザ」の機能整備を図ります。

「北海道ビジネスプラザ」の運営にあたっては、道内の生産者や民間事業者（流通関連企業、ホテル、レストラン、ブランド化に取り組む企業など）との連携を図りながら、取り進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道ビジネスプラザ」の機能やあり方の検討 ・現在運営している「どさんこプラザ」との連携や、ブランド化に取り組む民間企業等の意見を踏まえながら、設置に向けた準備を進めます。
	新たな北海道ブランドの商品開発の促進 ・地域の優れた食品の情報発信、ブランド化への指導・助言を行うなど、新たな北海道ブランドの商品開発に取り組めます。
H20	「北海道ビジネスプラザ」の設置 ・平成19年度の検討に基づき、民間企業との連携のもと、プラザ機能の整備を図ります。
	民間等との連携による新たな北海道ブランドの商品開発と販路拡大 ・道内生産者や民間事業者等と連携して、新たな北海道ブランドの商品開発に取り組むとともに、首都圏や関西圏での販路拡大に取り組めます。

政策9 コメ、牛乳、コンブなど重点品目を設定して、「食育」、「愛食運動」を強力に展開し、北海道米については道内食率80%をめざします。

〔【目標】 北海道米の道内食率80%（平成22年度） 〕

### 政策の展開方向

原材料や製品、サービスなどの域内調達を高めるため、「産消協働」の取組を一層推進するとともに、「地産地消」や「食育」、「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」が道民運動として定着するよう、関係機関・団体と一体となって展開します。

コメや牛乳、コンブ等を消費拡大の重点品目に設定し、生産者をはじめ関係機関・団体と一体となって道内での消費拡大の取組を推進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	産消協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「産消協働」のポータルサイトやメールマガジンによる、道内各地の取組事例や地域資源など、「産消協働」の取組にとって有意義な情報を提供します。</li> <li>・情報交流や意見交換を行うため、生産者と消費者をつなぐ場の提供など、実践的な普及活動を行います。</li> </ul>
	愛食運動の定着の加速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者料理コンテストの実施など、愛食運動の普及啓発を行います。</li> <li>・生産者団体等が行う農産物の販売支援など、地産地消の取組を支援します。</li> <li>・生産者と流通関係者等との意見交換会を実施し、安全・安心な道産食品の販路拡大を進めます。</li> </ul>
	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育コーディネーターを派遣し、地域の食育活動を支援します。</li> <li>・食育ホームページで食に関する情報を提供します。</li> <li>・食育講座や食育ファームを推進し、体験を通じた食育を進めます。</li> <li>・食事バランスガイドを活用した食育の取組等を支援します。</li> </ul>
	水産物を介した「食育」と「地産地消」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による継続した愛食運動を推進するため、「北海道のお魚を愛する会」の活動に対して助成します。</li> <li>・道産水産物の学校給食への導入を推進するため、これに取り組む生産者団体に助成します。</li> <li>・札幌市内の幼稚園をモデル校に選定し、園児が好む魚介類料理の検討・開発を実施します。</li> <li>・道民向け及び小中学生校の教諭向けの資料を作成・配布します。</li> <li>・各地域における取組の紹介と水産業に対する理解の促進を図るため、道庁道民ホールにおけるパネル展と、赤レンガ広場での水産物の販売促進キャンペーンを実施します。</li> </ul>
	北海道米の道内食率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体、観光団体、民間企業等と連携し、北海道米のPR活動を行います。</li> <li>・北海道米の未使用業者への使用要請活動を行います。</li> <li>・生産者等による付加価値を持った「こだわり米」の販路拡大に向けた活動を支援します。</li> </ul>
	牛乳の道内の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と連携し、牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、料理コンクールや牛乳乳製品フェアの実施を支援します。</li> </ul>
	コンブの道内の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道漁業協同組合連合会が実施するコンブの道内消費拡大に対する取組を支援します。</li> </ul>

H20	<p>産消協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「産消協働」のポータルサイトやメールマガジンによる、道内各地の取組事例や地域資源など、「産消協働」の取組にとって有意義な情報を提供します。</li> <li>・生産者と消費者をつなぐ場の提供など、実践的な普及活動を行います。</li> </ul>
	<p>愛食運動の定着の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者料理コンテストの実施など、愛食運動の普及啓発を行います。</li> <li>・生産者団体等が行う農産物の販売支援など、地産地消の取組を支援します。</li> </ul>
	<p>食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育コーディネーターを派遣し、地域の食育活動を支援します。</li> <li>・食育ホームページで食に関する情報を提供します。</li> <li>・食育講座や食育ファームを推進し、体験を通じた食育を進めます。</li> <li>・食事バランスガイドを活用した食育の取組等を支援します。</li> </ul>
	<p>水産物を介した「食育」と「地産地消」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間による継続した愛食運動を推進するため、「北海道のお魚を愛する会」の活動に対して助成します。</li> <li>・道産水産物の学校給食への導入を推進するため、これに取り組む生産者団体に助成します。</li> <li>・札幌市内の幼稚園をモデル校に選定し、園児が好む魚介類料理の検討・開発を実施します。</li> <li>・道民向け及び小中学校の教諭向けの資料を作成・配布します。</li> <li>・各地域における取組の紹介と水産業に対する理解の促進を図るため、道庁道民ホールにおけるパネル展と、赤レンガ広場での水産物の販売促進キャンペーンを実施します。</li> </ul>
	<p>北海道米の道内食率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体、観光団体、民間企業等と連携し、北海道米のPR活動を行います。</li> <li>・北海道米の未使用業者への使用要請活動を行います。</li> <li>・生産者等による付加価値を持った「こだわり米」の販路拡大に向けた活動を支援します。</li> </ul>
	<p>牛乳の道内の消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体と連携し、牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、料理コンクールや牛乳乳製品フェアの実施を支援します。</li> </ul>
	<p>コンブの道内の消費拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道漁業協同組合連合会が実施するコンブの道内消費拡大に対する取組を支援します。</li> </ul>

政策 10 エゾシカ肉や高品質の黒毛和牛、スイーツ（銘菓）、発酵食品など、北海道ならではの新たな食の魅力を発掘し、その文化を全国に発信します。

政策の展開方向

- 本道の風土や資源を活かして、北海道ならではの食文化を構築し、全国に発信します。
- ・エゾシカの有効活用を推進するため、捕獲から解体・流通・提供まで一貫したシステムを確立し、エゾシカ肉の供給から需要までを円滑に結びつけることにより、北海道ならではの食材として、ブランドの確立を図ります。
  - ・高品質の黒毛和牛のブランド化を促進するため、遺伝的に優良な雌牛群の育成を図るとともに、産地を拡大します。
  - ・原材料や加工方法等で共通性が高く連携した取組を行うことがより効果的なスイーツなどの製品については、地域間の情報交換や連携の取組を支援するなど、地域におけるブランド化の取組と同時に、北海道全体としてのブランド向上をめざします。
  - ・ポータルサイト「北の名菓づくり」などを活用して北海道菓子に関する情報を発信します。
  - ・道産原料による発酵食品など、新たな食品づくりを進め、農畜産物の付加価値向上に取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>エゾシカ有効活用の一貫したシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカ有効活用循環システム構築を図り、全道展開への提言や、システムから派生する可能性への応用提言を行います。</li> <li>・エゾシカ個体数管理に寄与し、衛生管理及び肉質の安定化を図ることができる一時飼育を推進するため、道内各地での飼育実態調査を実施します。</li> <li>・平成18年度に作成した衛生処理マニュアルに基づき処理した製品を消費者に分かりやすく提供する手法について検討します。</li> <li>・捕獲-解体-衛生管理-製品化-流通等の総合的なエゾシカ有効活用マニュアルを作成します。</li> </ul>
	<p>エゾシカ肉の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者による研究会議を開催し、需要の拡大と流通の円滑化について検討し、リーディングメニューの検討、開発を行うとともに、その活用について、飲食店へ普及します。</li> <li>・エゾシカ肉及び加工品をテスト販売するとともに、肉の特徴や料理方法等について啓発します。</li> </ul>
	<p>北海道和牛生産推進プランの策定・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体からなる北海道和牛生産戦略会議において、関係者の共通の指標となる振興方策を示した「北海道和牛生産推進プラン」を策定します。</li> <li>・推進方策に基づき、関係機関・団体が一団となって和牛振興に取り組みます。</li> </ul>
	<p>黒毛和種の優良雌牛群の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道と牛の遺伝的に優れた繁殖雌牛群の育成に努めます。</li> </ul>
	<p>道産品のブランド化に向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品のブランド化に関する諸問題解決のため、各分野のアドバイザーを派遣するなど、指導・助言を行います。</li> </ul>
	<p>地域間の情報交換や連携の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間の情報交換や連携の取組を支援するプランの取りまとめを行います。</li> </ul>
	<p>北海道菓子に関する情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり」を活用して、新たに開発された北の新名菓をはじめ、地元で長く愛されているお菓子などの情報を発信し、菓子王国北海道をPRします。</li> </ul>
	<p>新たな食品づくりの取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道名誉フードアドバイザーなどによる農産物付加価値向上セミナーを開催します。</li> <li>・地域における農産物付加価値向上プロジェクトの取組を支援します。</li> <li>・道産原料による新たな道産食品づくりを促進します。</li> </ul>

H20	<p>関係団体等と連携したエゾシカ肉の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推奨マーク（衛生管理マニュアルに基づき処理したエゾシカ肉に貼付）を普及啓発します。</li> <li>・物産展等においてエゾシカ肉を使用した加工食品のPRを実施します。</li> </ul>
	<p>北海道和牛生産推進プランの検証・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道和牛生産推進プランの取組を検証・検討しながら、プランの推進を図ります。</li> </ul>
	<p>黒毛和種の優良雌牛群の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道和牛の遺伝的に優れた繁殖雌牛群の育成に努めます。</li> </ul>
	<p>道産品のブランド化に向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品のブランド化に関する諸問題解決のため、各分野のアドバイザーを派遣するなど、指導・助言を行います。</li> <li>・生産組合や加工組合などが行うブランド化へ向けた取組に対して、専門家を派遣して指導、アドバイスします。</li> </ul>
	<p>北海道菓子に関する情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「北の名菓づくり」を活用して、新たに開発された北の新名菓をはじめ、地元で長く愛されているお菓子などの情報を発信し、菓子王国北海道をPRします。</li> </ul>
	<p>新たな食品づくりの取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道名誉フードアドバイザーなどによる農産物付加価値向上セミナーを開催します。</li> <li>・地域における農産物付加価値向上プロジェクトの取組を支援します。</li> <li>・道産原料による新たな道産食品づくりを促進します。</li> </ul>



政策 11 「北海道観光戦略」に基づく北海道観光の飛躍のため、新たな推進体制を整備し、年間観光客数 6,500 万人をめざします。

[ 【目標】 年間観光客数 6,500 万人(平成 22 年度) ]

#### 政策の展開方向

平成 20 年度を始期とする新しい「北海道観光のくにづくり行動計画」を策定します。

また、観光事業者や関係団体などオール北海道で進める「北海道観光戦略」等に基づき、国内外の観光客誘致に向け、地域ぐるみのホスピタリティの向上など受入体制の整備を図るとともに、情報発信とプロモーションの展開、新たな観光振興推進体制の構築など総合的な取組を進めます。

#### 今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>新しい「北海道観光のくにづくり行動計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが満足できる質の高い観光地をつくとともに、観光振興による地域経済の活性化を図るため、新しい「北海道観光のくにづくり行動計画」を策定します。</li> </ul>
	<p>新たな推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オール北海道による観光振興推進の中核機能を担う新たな推進体制の整備に向け、具体的な準備作業への支援などに取り組みます。</li> </ul>
H20	<p>新たな推進体制との連携協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな推進体制が、目標どおり平成 20 年度当初から、その業務などを円滑にスタートできるようにサポートするとともに、新たな推進体制との連携協働のもと、「北海道観光戦略」等に基づいた各種の観光振興策に取り組みます。</li> </ul>
	<p>道外大都市圏の旅行会社を対象とした新たな観光商品のプロモーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本道の個性的な観光資源を PR する大規模キャンペーンを展開するなど、全国に向けた観光情報を発信し、本道観光の誘致促進を図ります。</li> </ul>
	<p>海外からの観光客誘致活動の積極的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展、海外からの旅行関係者の招へい、観光ミッションの派遣、国のピジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。</li> </ul>

政策 12 各地域に「地域観光戦略会議」を設置して地域観光の構想づくりを進め、癒やし・健康・文化など新たな魅力を付加した地域観光の推進、花、温泉、グリーンツーリズム、アウトドアスポーツなどを素材とした観光基盤づくりを進めます。

[ 【目標】 「地域観光戦略会議」を各地域に設置（平成19年度） ]

#### 政策の展開方向

北海道観光戦略を効果的に推進していくため、各地域の観光課題を踏まえた観光戦略の検討・協議の場を地域生活経済圏も勘案しながら設置し、観光関係者に加えて一次産業や行政機関など幅広い関係者の連携により、地域観光の活性化を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「地域観光戦略会議」の設置 ・観光関係者に加えて一次産業や行政機関など幅広い関係者の連携により、地域観光の活性化を促進するため、「地域観光戦略会議」を設置します。
H20	地域観光の活性化の促進 ・「地域観光戦略会議」において、平成19年度の検討結果を踏まえ、新たな魅力を付加した地域観光の活性化を推進します。

政策 13 外国人観光客の満足度向上のため、外国語案内表示板などの観光基盤の整備、地域限定型通訳ガイドの配置や多言語対応カーナビの導入促進など、情報提供・案内機能の整備を進め、年間100万人の外国人観光客を迎え入れます。

〔 【目標】 年間外国人観光客来道数 100万人（平成22年度）  
地域限定型通訳ガイドを導入（平成20年度） 〕

政策の展開方向

外国人観光客のニーズの多様化に対応するため、北海道限定の「通訳案内士」制度の導入や、外国語対応ウェブサイト構築の際のアドバイス、会話ツールの普及・啓発など情報提供・案内機能の充実を図り、外国人観光客の受入体制の整備を進めます。

外国人観光客の誘致を促進するため、トップセールスによるプロモーション活動や、道の海外事務所を拠点にした観光客誘致活動を展開し、年間100万人の外国人観光客の迎え入れをめざします。

道道以上の道路が交差する主要な交差点に設置されている道路案内標識の英語併記や路線番号表示を実施します。

道内の主要な観光地で、外国人など多様な観光客に対応した、多言語表記やユニバーサルデザインを取り入れた歩行者用案内標識の整備を進め、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整備します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	通訳ガイドの育成 ・有償通訳ガイドのサービス水準の向上や、通訳ガイド制度の周知と活動機会の創出に向けて、講習会や意見交換会等を開催します。
	情報提供・案内機能の充実 ・外国人観光客のニーズの多様化に対応するため、外国語対応ウェブサイト構築の際のアドバイス、会話ツールの普及・啓発などを実施します。
	海外からの観光客誘致活動の積極的な展開 ・外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展（豪州、韓国、香港、中国、シンガポール、台湾）、海外からの旅行関係者の招へい（韓国、香港、台湾など）、観光ミッションの派遣（台湾、中国）、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。
	新しい「北海道外客来訪促進計画」の策定 ・外国人観光客の受入体制の整備と誘致の促進のため、新しい「北海道外客来訪促進計画」を策定します。
	道路案内標識の英語併記及び路線番号表示の実施 ・交差点における道路案内標識整備の整備状況を踏まえ、未整備箇所の整備を実施します。
	多言語表記を取り入れた歩行者用案内標識の整備 ・国や小樽市と連携し、小樽市中心部において多言語表記を取り入れた歩行者用案内標識の整備を実施します。 ・整備候補地において、学識経験者・観光関係者・道路管理者（国・道・地元市町村）からなる協議会で整備計画を検討します。
H20	地域限定通訳案内士制度の導入 ・地域限定通訳案内士試験を実施します。
	通訳ガイドの育成 ・有償通訳ガイドのサービス水準の向上や、通訳ガイド制度の周知と活動機会の創出に向けて、講習会や意見交換会等を開催します。
	情報提供・案内機能の充実 ・外国人観光客のニーズの多様化に対応するため、外国語対応ウェブサイト構築の際のアドバイス、会話ツールの普及・啓発などを実施します。
	海外からの観光客誘致活動の積極的な展開 ・外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展、海外からの旅行関係者の招へい、観光ミッションの派遣、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。
	新しい「北海道外客来訪促進計画」に基づく施策の展開 ・新しい「北海道外客来訪促進計画」に基づき、観光客が安心して快適に観光できる環境づくりと海外からの観光客誘致の促進に取り組みます。
	道路案内標識の英語併記及び路線番号表示の実施 ・交差点における道路案内標識整備の点検結果を踏まえ、未整備箇所の整備を実施します。
	多言語表記を取り入れた歩行者用案内標識の整備 ・整備候補地における学識経験者・観光関係者・道路管理者からなる協議会での検討を踏まえ、歩行者用案内標識の整備及び評価を実施します。

政策 14 森林浴や運動・食事などと組み合わせた温泉療法など、温泉資源を活用した温泉地の健康づくり拠点化を図ります。

政策の展開方向

「癒し」や「健康」をテーマに、「温泉」や「森林」、その地域ならではの「食」などを組み合わせて、観光商品などとして提供する「健康ツーリズム」の促進と定着を図ります。

温泉を利用した健康づくりに関する情報を市町村へ提供するとともに、温泉を利用した健康増進施設の認定に向けた働きかけを進めるなどにより、健康づくりに関する事業を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「森林」と「温泉」や「食」を主体とする地域における健康ツーリズムのモデル事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康ツーリズムのモデル地域を選定し、助言・指導を行う専門家を派遣するなど、地域の受入れ体制の整備に向けた取組を支援します。</li> </ul>
	<p>民間団体との連携による観光商品づくりに向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本道の地域資源を活かした健康ツーリズムの旅行商品化に向けた調査・研究を行います。</li> </ul>
	<p>ウォーキングルートの情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内各地にあるウォーキングルートの情報を収集し、ホームページ等で旅行者やエージェンに対し、情報を提供します。</li> </ul>
	<p>温泉を利用した健康づくり事業の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等で実施している温泉を利用した健康づくりの取組状況について把握し、調査結果を市町村へ通知するなどして、温泉を利用した健康づくりが進むよう働きかけを行います。</li> </ul>
	<p>「健康増進施設認定制度」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道温泉協会が発行する会報誌に、「健康増進施設認定制度」の記事を掲載し、ホテルや旅館等に広く制度の紹介を行います。</li> <li>関係団体等が開催する研修大会等において、「健康増進施設認定制度」をPRします。</li> </ul>
H20	<p>健康ツーリズムに関する観光のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間団体や市町村などと連携し、健康ツーリズムに関する観光情報を提供します。</li> </ul>
	<p>ウォーキングルートの情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内各地にあるウォーキングルートの情報を収集し、ホームページ等で旅行者やエージェンに提供します。</li> </ul>
	<p>温泉を利用した健康づくり事業の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村で実施した前年度の調査結果に基づき、好事例の取組を行っている市町村をホームページ等により広くPRします。</li> <li>市町村やホテル・旅館等に対して、温泉を利用した健康づくり事業が積極的に展開されるよう、働きかけを行います。</li> </ul>
	<p>「健康増進施設認定制度」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道温泉協会と連携し、協会の会報誌で「健康増進施設認定制度」を紹介し、制度の普及を支援します。</li> <li>関係団体が開催する研修大会等で「健康増進施設認定制度」を広くPRします。</li> </ul>

政策 15 道内空港や駅周辺、主要観光ルート沿いなどに花畑を連ねる「花のじゅうたんプロジェクト」、花を活かしたイベントやガーデニングなどガーデンアイランドをめざすなど、花観光の取組を普及します。

政策の展開方向

花観光を一層推進するため、空港や空港へのアクセス道路等において花壇などを整備するとともに、行政と地域住民が連携を図りながら、空港周辺の沿道等を花で飾るおもてなしによって北海道のイメージアップを図る「花のじゅうたんプロジェクト」を推進し、地域に根ざした継続的な活動の展開をめざします。

北海道の豊かな自然を活かし、道内各地で繰り広げられる花の観光拠点づくりを支援するため、道立広域公園における花畑や花壇の整備を推進し、地域と一体となった活動の展開をめざします。

北海道の花の情報をポータルサイトで発信するなど、花大陸Hokkaidoプロジェクトを積極的に進めるとともに、オープンガーデンなどガーデンアイランドに向けた地域での取組を促し、行政と民間との連携による花観光を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「花のじゅうたんプロジェクト」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中標津空港などで、花植えやプランターを設置します</li> <li>・道道女満別空港線などの植樹帯に地域住民等と協働で花植えを実施します</li> </ul>
	<p>花畑や花壇の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備中の道立広域公園における花畑や花壇を整備します。</li> <li>・地域住民との協働による花畑や花壇の花植えなど実施します。</li> </ul>
	<p>道内各地の「花の観光」の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアなどへの情報提供や「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」などにおいて情報発信を行います。</li> <li>・地域における花をテーマとした地域内・事業者間連携を促進するためのフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<p>花の情報ポータルサイト等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「花大陸 Hokkaido」において、北海道の花の総合的な情報発信を行います。</li> </ul>
	<p>民間との連携による花を生かしたイベントなどの取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等と連携した花観光の推進を図るための取組を実施します。</li> </ul>
H20	<p>「花のじゅうたんプロジェクト」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中標津空港などで、花植えやプランターを設置します。</li> <li>・道道女満別空港線などの植樹帯に地域住民等と協働で花植えを実施します。</li> <li>・支笏洞爺ニセコ地域内の道路などの「シーニックバイウェイ」区域で、広域的な花観光を推進します。</li> </ul>
	<p>花畑や花壇の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備中の道立広域公園における花畑や花壇を整備します。</li> <li>・地域住民などとの協働による花畑や花壇の花植えなどを実施します。</li> </ul>
	<p>道内各地の「花の観光」の取組に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアなどへの情報提供や「北海道さっぽろ『食と観光』情報館」などにおいて情報発信を行います。</li> </ul>
	<p>花の情報ポータルサイト等による情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポータルサイト「花大陸 Hokkaido」において、北海道の花の総合的な情報発信を行います。</li> </ul>
	<p>民間との連携による花を生かしたイベントなどの取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花を生かしたイベント「ガーデンアイランド北海道2008」開催に対する支援を行います。</li> </ul>

### 3 新事業・新産業の創出

政策 16 「北海道科学技術振興条例」を制定し、産学官一体となって科学技術の振興を図るとともに、企業や大学等の知的財産の戦略的活用を促進します。

[ 【目標】 「北海道科学技術振興条例」の制定（平成20年度） ]

#### 政策の展開方向

地域イノベーションの創出のため、総合的に科学技術の振興を図ることを目的とする「北海道科学技術振興条例（仮称）」を制定します。

条例制定にあたっては、産学官の関係者や庁内関係部との連携などにより、幅広く検討を進めます。

条例制定後は、条例の趣旨の普及を図るとともに、研究開発に関する拠点の形成や産学官連携の強化、企業や大学等における知的財産の創造、保護、活用の取組を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道科学技術振興条例（仮称）」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道科学技術審議会の答申の趣旨を踏まえ、条例の検討を行います。</li> <li>条例原案に道民意見を反映するため、パブリックコメント等を実施します。</li> <li>地域の意見を反映させるため、道内主要6都市において、産学官の関係者との意見交換会を実施します。</li> <li>「北海道科学技術振興条例（仮称）」を制定します。</li> </ul>
	<p>条例に基づく基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道科学技術審議会に設置した専門部会における議論を踏まえ、「北海道科学技術振興戦略（仮称）」を策定し、これを条例に基づく基本計画に位置付けます。</li> </ul>
H20	<p>「北海道科学技術振興条例（仮称）」の普及と施策の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官の適切な連携により、研究開発に関する拠点の形成や産学官連携の促進、企業や大学等における知的財産の創造、保護、活用の取組を支援するなど「北海道科学技術振興戦略（仮称）」に基づく取組を推進します。</li> <li>科学技術の振興に関する施策を総合的、戦略的に推進するために必要な体制を整備します。</li> <li>道民の科学技術に対する理解の促進を図るため、科学技術に関する啓発や学習機会の充実などの取組を推進します。</li> </ul>
	<p>取組の状況や基本計画の推進状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道のホームページ等を活用し、条例の趣旨の普及に向けた取組の状況や、「北海道科学技術振興戦略（仮称）」に基づく取組の推進状況を公表します。</li> </ul>

政策 17 北方系の植物や海洋生物など北海道の資源を活かした「機能性食品・特定保健用食品産業」や、再生医療・バイオなど先端科学技術研究による「創薬産業」の創出、さらには、情報通信技術（IT）やコンテンツ産業分野など新事業に取り組む企業を支援します。

政策の展開方向

本道の豊富な天然資源を活用した機能性食品などに関する研究開発や展示会への出展による販路開拓などに対する支援を行います。

バイオ関連の先端技術を活用した研究開発や販路開拓への支援、関係機関と連携した創薬の事業化を促進するための環境整備を推進することなどにより創薬関連産業の創出をめざします。

研究開発やビジネスマッチング事業等を通じた販路開拓などに対する支援を通じて営業力の強化や研究成果の事業化を促進し、IT産業の振興を図ります。また、IT産業と地域産業の連携によるIT利活用の促進などに努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>バイオ産業に対する支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道の豊富な天然資源を活用した機能性食品などに関する研究開発や展示会への出展による販路開拓を支援します。</li> <li>・創薬関連産業の創出に向けて、バイオ関連の先端技術を活用した研究開発や展示会への出展による販路開拓の支援などを行います。</li> </ul>
	<p>IT産業に対する支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT分野の研究開発を支援します。</li> <li>・首都圏でのビジネスマッチングにより販路拡大を支援します。</li> <li>・公的認証の取得を促進するセミナーを開催します。</li> <li>・教育機関との連携によるIT人材の確保について検討します。</li> </ul>
H20	<p>バイオ産業に対する支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道の豊富な天然資源を活用した機能性食品などに関する研究開発や展示会への出展による販路開拓を支援します。</li> <li>・創薬関連産業の創出に向けて、バイオ関連の先端技術を活用した研究開発や展示会への出展による販路開拓の支援、関係機関との連携を進めます。</li> </ul>
	<p>IT産業に対する支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏でのビジネスマッチングにより販路拡大を支援します。</li> </ul>

政策 18 大学等を拠点として、研究開発から事業化までを一貫して推進していく「リサーチ＆ビジネスパーク（R＆B P）構想」を、北大をはじめ全道の主要地域で展開します。

#### 政策の展開方向

大学や試験研究機関が集積する道内の主要地域において、研究開発の促進、産学官連携システムの確立、事業化・企業誘致の促進などを図り、「リサーチ＆ビジネスパーク（R＆B P）構想」を推進します。

北大R＆B Pにおいては、科学技術の振興を推進する（財）北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）が中心となり、関係機関と連携して事業を展開するとともに、コーディネート機能やインキュベーション機能など事業化支援機能を強化し、研究シーズの事業化を促進させ、新事業・新産業の創出をめざします。

その他道内の主要地域においては、地域の熟度、進展の状況を踏まえながら、国の大型プロジェクトなどを活用するとともに、地域が主体となった新事業・新産業の創出に向けた取組を支援することにより、リサーチ＆ビジネスパーク構想の地域展開を加速させます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>北大R＆B P構想の推進体制の確立、重点R＆B Pプロジェクトの事業化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道、札幌市、北大など11機関で構成する北大リサーチ＆ビジネスパーク推進協議会の事務局をノーステック財団に移管し、事務局に新たな事業推進部会を設置するなど、研究開発の促進・事業化の加速に向けた機能の強化を図ります。</li> <li>協議会において、北大R＆B P構想に関するホームページを活用し、全体のPRやイベント、セミナー、シーズ発表会、研究シーズの情報発信、事業化・販売促進を行うほか、企業研究施設や各種研究機関の誘致に向けた情報収集、誘致活動を行います。</li> <li>協議会において、昨年度選定した重点R＆B Pプロジェクト事業（3件）について、道内・道外のイベントへの出展など事業化支援を行います。</li> </ul>
	<p>研究開発拠点の形成による事業化支援機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道、北大などが誘致していた北大との創薬関連の共同研究施設や北大・人獣共通感染症リサーチセンターなどが研究開発拠点である北大北キャンパス周辺に竣工し、新事業・新産業の創出に向けた事業化支援機能を集積します。</li> </ul>
	<p>地域ごとの熟度、進展の状況に合わせた地域展開への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内の主要地域におけるリサーチ＆ビジネスパーク構想の展開に向けて、地域ごとの熟度や進展の状況などについて情報収集し、国のプロジェクトの導入検討を行います。</li> <li>科学技術の基盤強化を図る基礎的研究や事業化に向けた研究開発等への支援、研究開発のフォローアップを行います。</li> </ul>
H20	<p>新事業・新産業の創出に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、北大R＆B P構想に関するホームページを活用し、全体のPRやイベント、セミナー、シーズ発表会、研究シーズの情報発信・PR、事業化・販売促進PR、企業研究施設や各種研究機関の誘致に向けた情報収集、誘致活動のほか、研究開発の促進・事業化の加速に向けた経営相談などの各種サポートを行います。</li> </ul>
	<p>地域ごとの熟度、進展の状況に合わせた地域展開への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内の主要地域におけるリサーチ＆ビジネスパーク構想の展開に向けて、地域ごとの熟度や進展の状況などについて情報収集し、国のプロジェクトの導入検討を行います。</li> <li>科学技術の基盤強化を図る基礎的研究や事業化に向けた研究開発等への支援、研究開発のフォローアップを行います。</li> </ul>



政策 19 地域の資源を活用し、地域の企業や大学等との協働によって新事業・新産業を興す「北海道産業クラスター」の取組を支援します。

#### 政策の展開方向

地域における優位性のある産業を核にその周辺の関連企業や研究機関等の協働による産学官や産業間の連携を促進しながら、地域の強みや特色を生かした産業おこしに取り組む仕組み（産業クラスター）づくりを進め、地域が有する産業力と大学等の知的資源を活用した新たな産業の創出につながる技術開発や事業化を支援します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域産業の創出推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・6地域の産業支援機関に地域産業プロデューサーを設置し、産業間・産学官連携による新産業創出に向けたプロジェクトの発掘、ブラッシュアップや事業化をサポートする専門家の派遣等の支援を行います。</li><li>・地域間連携、地域と道外企業等との連携による広域的プロジェクトの開発や販路開拓、さらに、プロジェクト事業の技術開発及び事業化の支援を行います。</li></ul>
H20	<p>地域産業の創出推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・6地域の産業支援機関に地域産業プロデューサーを設置し、産業間・産学官連携による新産業創出に向けたプロジェクトの発掘、ブラッシュアップや事業化をサポートする専門家の派遣等の支援を行います。</li><li>・地域間連携、地域と道外企業等との連携による広域的プロジェクトの開発や販路開拓、さらに、プロジェクト事業の技術開発及び事業化の支援を行います。</li></ul>

## 4 基幹産業である農林水産業の体質強化

政策 20 世界貿易機関（WTO）や経済連携協定（EPA）などの農業交渉では、国と協力し、牛肉、乳製品、小麦、砂糖など重要な農産物の現行関税率を断固堅持します。

### 政策の展開方向

国におけるWTO・EPA交渉をバックアップするため、農業交渉に関する啓発活動を展開し、道民の皆さんの関心や理解の促進を図るとともに、持続可能な北海道農業・農村の確立に向け、幅広い関係者と連携して国等への提案活動を実施します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>WTO・EPA交渉に関する道民・国民理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民の皆さんの交渉に関する理解促進を図るため、シンポジウム、説明会等を開催します。</li> <li>・全国の大都市消費者向けの啓発資料を作成し、配布します。</li> <li>・道内・道外における消費者団体などの学習会や街頭での啓発活動を展開します。</li> </ul>
	<p>国等への提案活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉の状況等を踏まえ、幅広い関係者と連携して、国等に対し、北海道農業・農村の持続的発展に向けた提案活動を実施します。</li> </ul>
H20	<p>WTO・EPA交渉に関する道民・国民理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民・国民の皆さんの交渉に関する理解促進を図るため、シンポジウム等の開催や啓発資料等を活用した様々な啓発活動を展開します。</li> </ul>
	<p>国等への提案活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交渉の状況等を踏まえ、幅広い関係者と連携して、国等に対し、北海道農業・農村の持続的発展に向けた提案活動を実施します。</li> </ul>

政策 21 新しいコメ需給調整システムへの円滑な移行を進めます。

政策の展開方向

平成19年産米から実施される「農業者や農業者団体が主体的に需給調整を実施するシステム」への移行が円滑に行われるとともに、国との連携のもと、生産調整の確実な実施が図られるよう、助言・指導を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	平成20年産米の市町村別需要量情報の算定・公表 ・国から提供される都道府県別の需要量情報を踏まえ、第三者組織である北海道水田農業推進会議の検討、助言のもと、平成20年産米の市町村別需要量情報を算定・公表します。 ・需給調整システムの実効性の検証を行います。
	農業者及び農業者団体が主体となる需給調整の取組支援 ・市町村別需要量情報を基にした生産調整方針の作成等に係る助言・指導を行います。 ・国と連携し、作付状況の適切な把握に努め、需給調整推進のための現地指導を行います。
H20	平成21年産米の市町村別の需要量に関する情報の算定・公表 ・国から提供される都道府県別の需要量情報を踏まえ、第三者組織である北海道水田農業推進会議の検討、助言のもと、平成21年産米の市町村別需要量情報を算定・公表します。 ・需給調整システムの実効性の検証を行います。
	農業者及び農業者団体が主体となる需給調整の取組支援 ・市町村別需要量情報を基にした生産調整方針の作成等に係る助言・指導を行います。 ・国と連携し、作付状況の適切な把握に努め、需給調整推進のための現地指導を行います。

政策 22 日本の食料自給率向上のため、北海道の食料自給率(カロリーベース)220%をめざします。

{ 【目標】 本道の食料自給率(カロリーベース)220%(平成22年度) }

政策の展開方向

国の食料自給率の向上に最大限寄与していくため、我が国最大の食料生産地域として、平成18年3月に策定した「第3期北海道農業・農村振興推進計画」に基づく生産努力目標の実現に向け、農業者をはじめ関係機関・団体と連携した取組を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	消費者ニーズに即した生産の促進 ・土・草・牛による自然循環型酪農の確立に努めるとともに、放牧適性や粗飼料利用効率が高いブラウンスイス種を導入します。 ・YES! clean 農産物の産地拡大と消費者等への認知度向上を加速させるとともに、化学肥料や化学合成農薬の50%以上低減を目指す技術開発を進め、クリーン農業の高度化を図ります。
	生産基盤の計画的な推進 ・排水改良や土壌改良などの土地基盤整備や農地・農業用水の保全・整備などを行います。
	次代を担う多様な担い手の育成・確保 ・道の協議会が行う担い手トータルサポート体制整備への支援や地域協議会等に対する重点的・総合的な支援を実施し、担い手の育成・確保の取組を促進します。 ・認定農業者や法人等の担い手の育成・確保に向けて集中的・重点的な指導を行います。 ・集落営農の組織化の推進に向けて地域の特性に応じた集中的な技術・営農指導を行います。
	効率的な農地利用の推進 ・担い手への優良農地の利用集積や遊休農地等の発生防止と解消を促進します。
	食品産業などとの連携強化 ・地域の農業者と加工・流通業者等の連携による生産から加工、販売までの一貫した取組を促進するため、セミナーの開催や地域の農産物を活用した加工品づくりを支援します。 ・名誉フードアドバイザーなどの専門家によるアドバイスなどにより、農産物の価値を向上させる地域内発型の付加価値向上の取組を支援します。
	食育や地産地消の推進 ・食育コーディネーター制度の普及や食育講座の実施、さらには、食事バランスガイドを活用した食育の推進のための取組などを支援します。 ・生産者料理コンテストの実施など愛食運動の普及啓発を行うとともに、生産者団体等が行う農産物の販売支援など地産地消の取組を支援します。
	北海道米の道内食率の向上 ・経済団体、観光団体、民間企業等と連携し、北海道米のPR活動を行います。 ・北海道米の未使用業者への使用要請活動を行います。 ・生産者等による付加価値を持った「こだわり米」の販路拡大に向けた活動を支援します。
H20	消費者ニーズに即した生産の促進 ・自然循環型酪農及び畜産物の付加価値を図るため、導入したブラウンスイス種の飼養管理体系等の調査や試験及び牛乳の利用特性試験を行います。 ・YES! clean 農産物の産地拡大と消費者等への認知度向上を加速させるとともに、化学肥料や化学合成農薬の50%以上低減を目指す技術開発を進め、クリーン農業の高度化を図ります。
	生産基盤の計画的な推進 ・排水改良や土壌改良などの土地基盤整備や農地・農業用水の保全・整備などを行います。
	次代を担う多様な担い手の育成・確保 ・道の協議会が行う担い手トータルサポート体制整備への支援や地域協議会等に対する重点的・総合的な支援を実施し、担い手の育成・確保の取組を促進します。 ・認定農業者や法人等の担い手の育成・確保に向けて集中的・重点的な指導を行います。 ・集落営農の組織化の推進に向けて地域の特性に応じた集中的な技術・営農指導を行います。
	効率的な農地利用の推進 ・担い手への優良農地の利用集積や遊休農地等の発生防止と解消を促進します。
	食品産業などとの連携強化 ・地域の農業者と加工・流通業者等の連携による生産から加工、販売までの一貫した取組を促進するため、セミナーの開催や地域の農産物を活用した加工品づくりを支援します。 ・名誉フードアドバイザーなどの専門家によるアドバイスなどにより、農産物の価値を向上させる地域内発型の付加価値向上の取組を支援します。
	食育や地産地消の推進 ・食育コーディネーター制度の普及や食育講座の実施、さらには、食事バランスガイドを活用した食育の推進のための取組などを支援します。 ・生産者料理コンテストの実施など愛食運動の普及啓発を行うとともに、生産者団体等が行う農産物の販売支援など地産地消の取組を支援します。
	北海道米の道内食率の向上 ・経済団体、観光団体、民間企業等と連携し、北海道米のPR活動を行います。 ・北海道米の未使用業者への使用要請活動を行います。 ・生産者等による付加価値を持った「こだわり米」の販路拡大に向けた活動を支援します。

政策 23 地域ぐるみで農地等の保全活動に取り組む「農地・水・環境保全向上対策」を市町村と協働して進めます。

[【目標】 「農地・水・環境保全向上対策」に取り組む地域の支援（平成19年度～）]

政策の展開方向

食料の安定供給や洪水防止、美しい景観形成など農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための基盤である農地・農業用水等の資源について良好な保全と質的向上を図るため、農業者をはじめ地域住民を含む多様な主体が参画する効果の高い共同活動や、農業者ぐるみでの先進的な営農活動に取り組む地域を支援します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「農地・水・環境保全向上対策」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針に基づく活動の定着を図るため、市町村、地域協議会と連携し事務経理担当者の会議や意見交換会を開催します。</li> <li>・地域資源の特色を生かした、個性豊かで効果的な取組が実践されるよう、市町村、地域協議会と連携し各種研修会を開催します。</li> </ul>
	<p>第三者委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の取組内容に関する第三者委員会を設置します。</li> <li>・地域協議会と連携して取組状況を第三者委員会へ報告し、委員会からの指導等を踏まえ、必要に応じて地域協議会を通じて活動組織に対する指導・助言を行います。</li> </ul>
H20	<p>「農地・水・環境保全向上対策」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針に基づくより効果の高い活動への取組を推進するため、市町村、地域協議会と連携し各種研修会を開催します。</li> </ul>
	<p>第三者委員会による指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会と連携して取組状況を第三者委員会へ報告し、委員会からの指導等を踏まえ、必要に応じて地域協議会を通じて当該活動組織に対する指導・助言を行います。</li> </ul>

政策 24 道が単独事業として進めている「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」（パワーアップ事業）を引き続き実施します。

政策の展開方向

意欲ある農業者が安心して営農に取り組むことができ、農業・農村が持続的に発展するよう、道が単独事業として進めている「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」（パワーアップ事業）を引き続き実施し、生産基盤の整備を促進します。

今後２年間で実施しようとする施策・事業

H19	「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の実施 ・関係市町村と連携を図りながら事業の円滑な推進を図ります。
H20	「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の実施 ・関係市町村と連携を図りながら事業の円滑な推進を図ります。

政策 25 クリーン農業や有機農業の拡大、生産履歴を明らかにするトレーサビリティ制度や農薬を規制するポジティブリスト制度の普及などによって、農産物のブランド化を進めます。また、水産物のブランド化にも取り組みます。

政策の展開方向

【クリーン農業や有機農業の拡大】

消費者から信頼される安全・安心で良質な農畜産物を安定的に供給するため、環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業の技術開発及び普及、生産と流通・消費の拡大に向けた取組を推進します。

【トレーサビリティ制度】

食品のトレーサビリティシステムの総合的な推進などに取り組みます。

【農畜産物の安全性確保】

適正かつ安全な農薬の販売やポジティブリスト制度に対応した適正使用に関する指導者として北海道農薬指導士を認定します。

北海道食品衛生監視指導計画に基づき、生産段階での取組と連携して監視指導及び残留農薬等の検査を行います。

HACCPの考え方による農場衛生管理手法の導入や飼料・動物用医薬品に係る立入調査等の取組を進め、畜産農場における動物用医薬品等の適正使用に向けた指導を行います。

【道産食品の認証】

北海道の自然環境や高い技術を活かして生産される安全・安心で優れた道産食品を認証し、国内はもとより、広く海外にも通用する北海道の「食」のトップブランドづくりを進めます。

【水産物のブランド化】

安全・安心・高品質を基本とした道産水産物のブランド化の取組を推進し、関係団体等との連携のもと、国内外の販路拡大を進め、道産水産物の消費拡大を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【クリーン農業や有機農業の拡大】</p> <p>クリーン農業や有機農業の生産と流通・消費の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業の拡大に努めるとともに、「有機農業推進計画」を策定します。</li> <li>・地域と連携して技術実証を行うなど、YES! clean 栽培技術の導入を支援します。</li> <li>・YES! clean 農産物の産地拡大や有機農業者のネットワークの形成など生産拡大に向けた取組を行います。</li> <li>・農業試験場においてクリーン農業技術や有機農業の安定生産技術の開発を進めます。</li> </ul>
	<p>【トレーサビリティ制度】</p> <p>食品のトレーサビリティシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品のトレーサビリティシステムの導入の拡大に向け、生産者等の自主的な取組を基本に、関係者が連携、協力して取り組むための体制づくりや、生産・流通段階におけるシステム構築に向けた取組を支援します。</li> </ul>
	<p>道産きのこ生産履歴管理の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道産きのこ生産履歴管理の手引」、「導入事例集」等をホームページに掲載し、生産履歴管理の導入を促進します。</li> <li>・生産者の生産履歴管理の取組状況をフォローアップするとともに、必要に応じ「道産きのこ生産履歴管理の手引」の内容を見直すなど、生産者の自主的な取組を支援します。</li> </ul>
	<p>【農畜産物の安全性確保】</p> <p>農薬及び動物用医薬品の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の適正使用に関する指導者として、北海道農薬指導士を認定します。</li> <li>・農薬の適正使用に向けて農業者に対して研修や巡回指導を行います。</li> <li>・動物用医薬品の適正な流通及び使用について、動物用医薬品販売業者、獣医師畜産農場に指導します。</li> </ul>

H19	<p>食品衛生監視指導及び残留農薬等検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等を通じ道民意見を反映しながら北海道食品衛生監視指導計画を策定し、年1回、実績を公表します。</li> </ul>
	<p>H A C C P手法の導入・定着の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産段階におけるH A C C Pの考え方に基づいた衛生管理手法を、畜産農場に広く普及・定着させるため、講習会の開催や検証システムの構築等を実施するとともに、生産者団体等の取組に対する支援・指導及び自主的にH A C C P手法を実践する畜産農場等への技術的な協力を行います。</li> </ul>
	<p>【道産食品の認証】</p> <p>「道産食品独自認証制度」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道産食品独自認証制度」の運営体制の向上を図ります。</li> <li>・認証食品オフィシャルブック作成など、「道産食品独自認証制度(きらりっぷ)」の普及啓発に努めます。</li> </ul> <p>【水産物のブランド化】</p> <p>地域水産物のブランド化に向けた取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合等の地域水産物のブランド化に向けた取組に対し助成します。</li> </ul>
H20	<p>【クリーン農業や有機農業の拡大】</p> <p>クリーン農業や有機農業の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農業推進計画に基づき、有機農業の総合的な推進に努めます。</li> <li>・地域と連携して技術実証を行うなど YES! clean 栽培技術の導入を支援します。</li> <li>・YES! clean 農産物の産地拡大や有機農業者のネットワークの形成など生産拡大に向けた取組を行います。</li> <li>・農業試験場においてクリーン農業技術や有機農業の安定生産技術の開発を進めます。</li> </ul>
	<p>【トレーサビリティ制度】</p> <p>食品のトレーサビリティシステムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーサビリティシステムの導入の拡大に向け、生産者等の自主的な取組を基本に、関係者が連携、協力して取り組むための体制づくりや、生産・流通段階におけるシステム構築に向けた取組を支援します。</li> </ul>
	<p>道産きのこ生産履歴管理の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道産きのこ生産履歴管理の手引」、「導入事例集」等をホームページに掲載し、生産履歴管理の導入を促進します。</li> <li>・生産者の生産履歴管理の取組状況をフォローアップするとともに、必要に応じ「道産きのこ生産履歴管理の手引」の内容を見直すなど、生産者の自主的な取組を支援します。</li> </ul>
	<p>【農畜産物の安全性確保】</p> <p>農薬及び動物用医薬品の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の適正使用に関する指導者として、北海道農薬指導士を認定します。</li> <li>・農薬の適正使用に向けて農業者に対して研修や巡回指導を行います。</li> <li>・動物用医薬品の適正な流通及び使用について、動物用医薬品販売業者・獣医師・畜産農場に指導します。</li> </ul>
	<p>食品衛生監視指導及び残留農薬等検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント等を通じ道民意見を反映しながら北海道食品衛生監視指導計画を策定し、年1回、実績を公表します。</li> </ul>
	<p>H A C C P手法の導入・定着の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産段階におけるH A C C Pの考え方に基づいた衛生管理手法を、畜産農場に広く普及・定着させるため、講習会の開催や検証システムの構築等を実施するとともに、生産者団体等の取組に対する支援・指導及び自主的にH A C C P手法を実践する畜産農場等への技術的な協力を行います。</li> </ul>
	<p>【道産食品の認証】</p> <p>道産食品独自認証制度の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道産食品独自認証制度の運営体制の向上を図ります。</li> <li>・認証食品オフィシャルブック作成など、道産食品独自認証制度(きらりっぷ)の普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>【水産物のブランド化】</p> <p>地域水産物のブランド化に向けた取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業協同組合等が行う地域水産物のブランド化に向けた取組に対し助成します。</li> </ul>



政策 26 サケ、ホタテ、コンブ、L L牛乳、長いもなど、道産農水産物の海外輸出を拡大します。

#### 政策の展開方向

関係団体等と連携しながら、道産農畜産物の輸出拡大に向け、市場開拓のための輸出プロモーション活動を促進するとともに、海外向け規格等を踏まえた生産技術や輸送技術の確立に取り組みます。

関係団体等と連携しながら、東アジアなどを中心に道産水産物の輸出促進に取り組みます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	道産農産物の海外市場の開拓 ・生産者団体などと組織する北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会において、東アジアで道産農産物の輸出プロモーション活動を実施します。
	海外向け規格等に主眼をおいた栽培技術の実証 ・産地と連携しながら、台湾などへ輸出している「ながいも」について、海外市場が求める大規格サイズに対応できる栽培技術の実証を行います。
	道産水産物の輸出促進 ・北海道漁業協同組合連合会と連携しながら、台湾等において道産コンブをPRするなど、道産水産物の販売促進活動を実施します。 ・道産コンブをPRするための海外向けパンフレットを作成します。 ・道産ホタテガイの対EU輸出を促進するため、EUの衛生基準のクリアに必要なモニタリング等を実施します。
H20	道産農産物の海外市場の開拓 ・生産者団体などと組織する北海道農畜産物海外市場開拓推進協議会において、東アジアで道産農産物の輸出プロモーション活動を実施します。
	道産水産物の輸出促進 ・北海道漁業協同組合連合会と連携しながら、台湾等において道産コンブをPRするなど、道産水産物の販売促進活動を実施します。 ・道産ホタテガイの対EU輸出を促進するため、EUの衛生基準をクリアするために必要なモニタリング等を実施します。

政策 27 ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けて検討を進めるとともに、軽種馬産地の振興に努めます。

政策の展開方向

ホッカイドウ競馬の経営立て直しに向けて、売上の拡大と経費の削減により、赤字額の一層の縮減に努めるとともに、ホッカイドウ競馬の今後のあり方について、あらゆる手段と可能性の検討を進めます。

軽種馬産地の振興を図るため、経営の組織化など軽種馬生産の構造改革や優良繁殖牝馬の導入、さらには、和牛の導入などによる軽種馬経営の複合化・転換を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>売上拡大と経費削減による赤字額の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南関東など首都圏を中心とした発売拡大対策の推進や魅力あるレースづくり、ミニ場外発売所の新設等により、売上げを拡大します。</li> <li>・運営体制や旅費等の見直しにより管理費を節減します。</li> </ul>
	<p>ホッカイドウ競馬の今後のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度収支均衡を実現していくためのホッカイドウ競馬の具体的な取組方向を示した「北海道競馬改革ビジョン」を策定します。</li> </ul>
	<p>軽種馬産地の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元関係者と連携して、国の「軽種馬生産振興事業」に基づき、優れた軽種馬生産の推進や、軽種馬経営の基盤強化を図ります。</li> </ul>
	<p>軽種馬経営構造改革対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽種馬経営の複合化・転換を促進するため、肉用牛舎の整備やいちご生産施設の整備などのモデル的な取組に対して支援します。</li> </ul>
H20	<p>売上拡大と経費削減による赤字額の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道競馬改革ビジョン」に基づき、産地競馬への取組を進めるとともに、売上の拡大と経費の削減により、平成17年度赤字額半減の実現をめざします。</li> </ul>
	<p>軽種馬産地の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元関係者と連携して、国の「軽種馬生産振興事業」に基づき、優れた軽種馬生産の推進や、軽種馬経営の基盤強化を図ります。</li> </ul>
	<p>軽種馬経営構造改革対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関、団体、生産者とともに前年の実績を検証し、引き続き軽種馬経営の複合化・転換を促進します。</li> </ul>

政策 28 森林の各種機能を重視して、道が単独事業として進めている「21世紀北の森づくり推進事業」を引き続き実施します。

#### 政策の展開方向

地球温暖化防止への積極的な貢献や災害の発生に対する国土保全機能等の向上を図るため、無立木地等への造林を進め、針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道らしい豊かな「ふるさとの山」の造成を推進する「21世紀北の森づくり推進事業」を引き続き実施します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「21世紀北の森づくり推進事業」の実施 ・無立木地への造林等により、吸収能力の低下した森林の早期回復を図ります。 ・伐採面積を必要最小限に抑えながら、複層林や混交林の導入等により、森林の多面的機能の向上を図ります。
H20	「21世紀北の森づくり推進事業」の実施 ・無立木地への造林等により、吸収能力の低下した森林の早期回復を図ります。 ・伐採面積を必要最小限に抑えながら、複層林や混交林の導入等により、森林の多面的機能の向上を図ります。

政策 29 「木を伐る、使う、植える、育てる」という林業本来の循環システムの回復に努めます。

政策の展開方向

【林業再生】

人工林資源を活かした「自立」・「持続」する林業・木材産業を構築するため、適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開、高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進します。

低密度植栽や早成樹種の導入促進、列状間伐の推進等により、森林整備に係るコストの低減を図ります。

【木材利用】

森林施業の過程で発生する林地残材などの未利用資源を有効に活用するため、家庭や産業など多様な分野での木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

地域で生産された木材・木製品を地域で有効に利用するため、住宅分野での道産材利用の促進など、道民との協働による「地材地消」を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【林業再生】</p> <p>林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の適切な管理体制の構築に向けて、モデル地域において適正な森林管理を推進するために必要な調査・分析を行います。</li> <li>・低コストな林業経営の構築に向けて、モデル地域における一連の低コスト施業の実証データを収集・分析します。</li> <li>・高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進するため、モデル地域における加工・流通体制等の調査・分析を行うとともに、製品の販路拡大を図るための取組を支援します。</li> <li>・森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要な地域活動を支援します。</li> </ul>
	<p>林内路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備等に必要な林内路網の整備を着実に実施します。</li> </ul>
	<p>計画的な伐採と確実な再生林の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内に「人工林資源管理対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、人工林資源の持続的利用に向けた検討を進めます。</li> </ul>
	<p>低密度植栽や早成樹種の導入などの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通のカラマツに比べ、通直性に優れ、病害中に強く、初期成長も早い「スーパーF1」をはじめとする育種種苗の供給の増大を図るとともに、低密度植栽や列状間伐を進めます。</li> </ul>
	<p>【木材利用】</p> <p>木質バイオマス推進のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットの安定供給と円滑な利用に向けた検討や情報交換に対し支援します。</li> <li>・木質バイオマスに関する情報を発信するため市民講座等の開催に対し支援します。</li> <li>・木質バイオマス利用の意義や必要性等を広く周知するため、木質燃料暖房機器等の展示会の開催に対し支援します。</li> </ul>
	<p>木質ペレット燃焼機器の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さっぽろ雪まつり等のイベントを活用し、ペレットストーブ等の普及・PRを行います。</li> <li>・一般家庭等が導入するペレットストーブや農業用ペレットボイラーの実証導入に対し支援します。</li> <li>・木質バイオマスの供給者と利用者の意見交換の場を設定します。</li> <li>・木質バイオマスの燃焼機器等に関する情報の提供を行います。</li> </ul>
<p>道民との協働による「地材地消」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地材地消」の推進を図るため、マスメディア等を活用した普及PRや法人を対象としたセミナーの開催、「北の木の家」建築業者の認証制度を創設します。</li> <li>・北海道木材利用推進協議会が実施する木製品のモニター調査及び木製品コンクール等の開催、「北の木の家」の普及PR活動を支援します。</li> </ul>	

H20	<p><b>【林業再生】</b></p> <p>林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の適切な管理体制の構築に向けて、モデル地域において適正な森林管理を推進するために必要な調査・分析を行います。</li> <li>・低コストな林業経営の構築に向けて、モデル地域における一連の低コスト施業の実証データを収集・分析します。</li> <li>・高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進するため、モデル地域における製品の販路拡大を図るための取組を支援します。</li> <li>・森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要な地域活動を支援します。</li> </ul>
	<p>林内路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備等に必要な林内路網の整備を着実に実施します。</li> </ul>
	<p>計画的な伐採と確実な再生林の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人工林資源管理対策プロジェクトチーム」の検討結果をもとに、人工林資源の持続的利用に向けた取組を実施します。</li> </ul>
	<p>低密度植栽や早成樹種の導入などの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スーパーF1」をはじめとする育種種苗の供給の増大を図るとともに、低密度植栽や列状間伐を進めます。</li> </ul>
	<p><b>【木材利用】</b></p> <p>木質バイオマス推進のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットの安定供給と円滑な利用に向けた検討や情報交換を支援します。</li> <li>・木質バイオマスに関する情報を発信するため市民講座等の開催を支援します。</li> <li>・木質バイオマス利用の意義や必要性等を広く周知するため、木質燃料暖房機器等の展示会の開催に対し支援します。</li> </ul>
	<p>木質ペレット燃焼機器の導入に向けた普及・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さっぽろ雪まつり等のイベントを活用し、ペレットストーブ等の普及・PRを行います。</li> <li>・北海道型ペレットストーブの積極的な普及・PRを行います。</li> <li>・木質バイオマスの供給者と利用者の意見交換の場を設定します。</li> <li>・木質バイオマスの燃焼機器等に関する情報の提供を行います。</li> </ul>
<p>道民との協働による「地材地消」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地材地消」の推進を図るため、マスメディア等を活用した普及PRや法人を対象としたセミナーの開催、「北の木の家」建築業者の認証を促進します。</li> <li>・北海道木材利用推進協議会が実施する木製品のモニター調査及び木製品コンクール等の開催、「北の木の家」の普及PR活動を支援します。</li> </ul>	

政策 30 カラマツやトドマツなどの人工林資源を対象として“もうかる林業”を戦略的に展開します。

〔【目標】 もうかる林業の戦略的展開（平成19年度～）〕

政策の展開方向

人工林資源を活かした「自立」・「持続」する林業・木材産業を構築するため、適切な森林資源の管理に向けた体制づくりや低コストな林業経営の展開、高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進します。

低密度植栽や早成樹種の導入促進、列状間伐等の推進等により、森林整備に係るコストの低減を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の適切な管理体制の構築に向けて、モデル地域において適正な森林管理を推進するために必要な調査・分析を行います。</li> <li>・低コストな林業経営の構築に向けて、モデル地域における一連の低コスト施業の実証データを収集・分析します。</li> <li>・高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進するため、モデル地域における加工・流通体制等の調査・分析を行うとともに、製品の販路拡大を図るための取組を支援します。</li> <li>・森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要な地域活動を支援します。</li> </ul>
	<p>林内路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備等に必要な林内路網の整備を着実に実施します。</li> </ul>
	<p>低密度植栽や早成樹種の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通のカラマツに比べ、通直性に優れ、病害中に強く、初期成長も早い品種「スーパーF1」をはじめとする育種種苗の供給の増大を図るとともに、低密度植栽や列状間伐を促進します。</li> </ul>
H20	<p>林業・木材産業の活性化に向けた地域の具体的な取組促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の適切な管理体制の構築に向けて、モデル地域において適正な森林管理を推進するために必要な調査・分析を行います。</li> <li>・低コストな林業経営の構築に向けて、モデル地域における一連の低コスト施業の実証データを収集・分析します。</li> <li>・高付加価値製品の加工・流通体制の整備に向けた取組を促進するため、モデル地域における製品の販路拡大を図るための取組を支援します。</li> <li>・森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に必要な地域活動を支援します。</li> </ul>
	<p>林内路網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備等に必要な林内路網の整備を着実に実施します。</li> </ul>
	<p>低密度植栽や早成樹種の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「スーパーF1」をはじめとする育種種苗の供給の増大を図るとともに、低密度植栽や列状間伐を促進します。</li> </ul>

政策 31 人工林間伐材を活用した新製品の開発や、学校、公園など公共施設の木造化を進め、道産材の需要拡大を図ります。

政策の展開方向

道産間伐材の需要を拡大するため、公共土木工事や農業分野等での利用の推進や間伐材を利用した付加価値の高い製品の開発を促進します。

道産木材の建築資材としての需要を拡大するため、「地材地消」の推進をはじめ、消費者ニーズに対応した新商品開発や普及PR効果の高い公共建築物の木造化・木質化を進めます。

道有施設の整備にあたっては、木造化に努めます。また、利用者が親しみと温かみ、そして潤いと安らぎが感じられる快適な空間となるよう、道立広域公園における建物やその他施設の木造化や木質化を推進します。

市町村や住宅関連事業者等と連携し、道産木材の安定的な供給と連携した、良質な木造住宅を供給する仕組みづくりを進めます。

土木用道産資材の利用促進及びその性能等を検証するため、北海道が実施する単独工事において、道産資材を使用する「道産資材活用促進モデル工事」を実施します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	人工林間伐材の利用推進・高付加価値化 ・公共土木工事での間伐材の利用推進に取り組みます。 ・間伐材の農業分野での利用拡大や普及等に支援します。 ・付加価値を高めた新製品の開発・PR等を支援します。
	住宅建築における「地材地消」の取組の強化 ・道産木材を建築資材として利用する「北の木の家」の需要拡大を図るため、「北の木の家」建築業者等の認証制度を創設します。 ・北海道木材利用推進協議会が実施する「北の木の家」の普及PR活動を支援します。 ・「北の木の家」を建てる際の住宅ローンの金利優遇策を金融機関に働きかけます。
	公共施設の木造化・木質化の促進 ・学校、公園などの公共施設の木造化・木質化について、市町村等に働きかけます。 ・道立公園における建物の木質化を推進します。
	施設の木造化及び道産材の需要拡大 ・道有建築物の整備にあたっては、依頼部局と連携しながら施設の木造化や道産木材の使用拡大に努めます。
	木造公営住宅のモデル的整備による道産木材の利用啓発 ・木造公営住宅の整備や公営住宅における道産木材の活用に関する現状及び課題の調査を行います。
	「道産資材活用促進モデル工事」の実施 ・道が実施する道単独工事において、環境配慮型の土木用道産資材(木材木製品・北海道認定リサイクル製品・北海道グリーン購入基本方針に基づく特定調達品目)を使用するモデル工事を実施します。
H20	人工林間伐材の利用推進・高付加価値化 ・公共土木工事での間伐材の利用推進に取り組みます。 ・間伐材の農業分野での利用拡大や普及等を促進します。 ・付加価値を高めた新製品の開発・PR等を支援します。
	住宅建築における「地材地消」の取組の強化 ・「北の木の家」のさらなる需要拡大を図るため、「北の木の家」建築業者等の認証を促進します。 ・北海道木材利用推進協議会が実施する「北の木の家」の普及PR活動を支援します。 ・「北の木の家」を建てる際の住宅ローンの金利優遇策を金融機関に働きかけます。
	公共施設の木造化・木質化の推進 ・学校、公園などの公共施設の木造化・木質化について、市町村等に働きかけます。 ・道立公園における建物の木質化を推進します。
	施設の木造化及び道産材の需要拡大 ・道有建築物の整備にあたっては、依頼部局と連携しながら施設の木造化や道産木材の使用拡大に努めます。 ・木造化を図った道有建築物や道産材の活用事例について、ホームページ等で公表します。
	木造公営住宅のモデル的整備による道産木材の利用啓発 ・道産木材を使用したモデル住宅の現場見学会を開催します。 ・道産木材を使用したモデル住宅を活用し技術講習会を開催します。
	「道産資材活用促進モデル工事」の実施 ・「道産資材活用促進モデル工事」を実施します。

政策 32 北海道漁業に重大な影響のある北方四島周辺の安全操業や水産物の輸入割当制度などへの対応について、国に毅然とした外交交渉を求めます。

政策の展開方向

水産物 I Q（輸入割当）制度が撤廃されると、本道水産業に多大な影響を及ぼすことから、国に対し、断固とした姿勢で外交交渉に臨むよう、強く求めていきます。

北方四島周辺海域における安全操業を安定的に継続するとともに、操業の拡大や漁業者負担の軽減について、国に要請します。

今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>水産物 I Q（輸入割当）制度に関する国への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交渉の動向を的確に把握し、I Q 制度の堅持について、関係自治体や業界団体等と連携しながら、国に対し機会あるごとに要請します。</li> </ul>
	<p>漁業交渉への職員の派遣及び国への要請活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根室管内漁業者の永年の悲願である北方四島周辺海域での操業は、日口両国間の信頼関係を基に地域振興や領土問題への環境整備等の役割を担うものであり、今後の交渉と安全操業の継続発展のために支援するとともに、漁業交渉への道職員の派遣、さらには、操業の拡大や漁業者負担の軽減について、国への要請活動を実施します。</li> </ul>
H20	<p>水産物 I Q（輸入割当）制度に関する国への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交渉の動向を的確に把握し、I Q 制度の堅持について、関係自治体や業界団体等と連携しながら、国に対し機会あるごとに要請します。</li> </ul>
	<p>漁業交渉への職員の派遣及び国への要請活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の交渉と安全操業の継続発展のための支援をするとともに、漁業交渉への道職員の派遣、さらには、操業の拡大や漁業者負担の軽減について、国への要請活動を実施します。</li> </ul>



政策 33 漁家の経営安定のため、国に働きかけて、新たな「漁業経営安定制度」の創設に努めます。

政策の展開方向

国において、平成20年度から創設することとしている新たな「漁業経営安定対策制度」が、本道漁業者の実情に即し、活用しやすいものとなるよう国に働きかけます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	新たな「漁業経営安定対策制度」の充実に向けた国への働きかけ ・新たな「漁業経営安定対策制度」が本道漁業者の実情に即し、より多くの漁業者が制度を活用できるよう漁協系統組織と連携を取りながら、機会あるごとに国に対して働きかけます。
	漁業者の新たな「漁業経営安定対策制度」の活用への支援 ・漁協系統団体と協力して、漁業者の制度活用に向けた経営改善等の取組が円滑に進められるよう支援体制を整えます。（「北海道漁業経営安定対策協議会」を平成19年8月に設置済）
H20	漁業者の新たな「漁業経営安定対策制度」の活用促進 ・本道での活用状況を踏まえながら、必要に応じ、国に対して制度改善などを働きかけ、制度のより一層の活用が図られるよう努めます。

政策 34 北海道漁業の持続的発展に向けた栽培漁業の振興のため、マツカワやニシン、コンブなどの資源の増大、ナマコ、ハタハタなどの栽培技術の開発に積極的に取り組みます。

〔【目標】 ナマコなど新たな栽培技術の開発（平成20年度～）〕

政策の展開方向

北海道漁業の発展には、栽培漁業の果たす役割が極めて重要であることから、海域の特性に応じた資源づくりや、栽培対象魚種の事業化に向けた技術開発の取組を進め、水産資源の増大を図ります。

ナマコについては、市町村や漁協と連携し放流技術の開発を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>栽培対象魚種の技術開発や種苗放流の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次栽培漁業基本計画」及び「海域別栽培漁業推進計画」に基づいた栽培漁業の推進に向けた検討を行うため、北海道栽培漁業推進協議会を開催します。</li> <li>・マツカワやヒラメ、湖沼性ニシンの種苗生産・放流事業への支援を行います。</li> <li>・日本海ニシン資源の増大を目指し、種苗生産や放流技術の高度化を推進します。</li> </ul>
	<p>ナマコの放流技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナマコ資源の増大を図るため、種苗生産の事業化、放流技術開発の促進及び自主的な資源管理の促進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>「第5次栽培漁業基本計画」の検証と「第6次栽培漁業基本計画」策定に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次栽培漁業基本計画」が平成21年で終了することから、次期計画策定に向けて、北海道栽培漁業推進協議会を開催し、地域等の要望・意見の集約を進めます。</li> </ul>
	<p>栽培対象魚種の技術開発や種苗放流の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マツカワやヒラメ、ニシンの種苗生産・放流事業の取組を促進します。</li> </ul>
	<p>ナマコの放流技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナマコ資源の増大を図るため、種苗生産の事業化、放流技術開発の促進及び自主的な資源管理の促進を図ります。</li> </ul>

政策 35 密漁の防止やトド被害の対策を強化します。

政策の展開方向

ケガニ・ウニ・アワビ・ナマコなどの密漁の取締りを強化するとともに、密漁防止の指導、啓発を充実します。

トド被害の対策を強化し、トドと漁業との共存を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	密漁防止対策の推進 ・密漁を防止するため、広報などを通じて漁業者、一般住民への啓発を行います。 ・密漁防止の重点海域に臨時取締船を配備し、指導・取締を行います。 ・悪質で組織的な密漁に対し、海上保安本部や警察と連携して取締を実施します。 ・流通業関係者や加工業者に対して、密漁水産物を取り扱わないよう要請します。
	トド被害防止対策の推進 ・トド被害防止のため、小型定置網等に対する強化網の導入及びトドの駆除に支援するとともに、強化刺し網の実用化に向けた取組を実施します。 ・北海道漁業協同組合連合会が行うトドの集中追払いの実証事業に支援し、連携して忌避効果の検証を行います。
H20	密漁防止対策の推進 ・漁業法の改正に合わせて、北海道海面漁業調整規則を改正し、罰則を強化します。 ・密漁を防止するため、広報などを通じて漁業者、一般住民への啓発を行います。 ・密漁防止の重点海域に臨時取締船を配備し、指導・取締を行います。 ・悪質で組織的な密漁に対し、海上保安本部や警察と連携して取締を実施します。 ・流通業関係者や加工業者に対して、密漁水産物を取り扱わないよう要請します。
	トド被害防止対策の推進 ・トド被害防止のため、小型定置網等に対する強化網の導入及びトドの駆除に支援するとともに、強化刺し網の実用化に向けた取組を実施します。 ・北海道漁業協同組合連合会が行うトドの集中追払いの実証事業に支援し、連携して忌避効果の検証を行います。

## 5 建設業など中小企業の振興

政策 36 新しい生産方式の導入など経営革新に取り組む企業や異業種の中小企業と連携して新しい商品・サービスの開発などに挑戦する企業を応援します。

【目標】 経営革新に挑戦する企業 300社（平成19～22年度）  
新連携支援策を活用する企業 30企業群（平成19～22年度）

### 政策の展開方向

経済的環境の変化に即応する中小企業の新たな取組を促進するため、起業や経営革新などに挑戦する企業者等の意欲を喚起するとともに、事業の発展段階に応じた支援を行います。

中小企業の競争力強化を図るため、製品開発、産業人材育成などに対する支援を行います。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>センターを中核とした中小企業者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターのコーディネーターが、道内の産業支援機関と連携し、中小企業者等の事業企画から事業化、取引拡大など、事業の発展段階に応じた様々な相談に応じます。</li> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターが豊富な経験や専門的な知識・技術を持つ民間の専門家を登録し、中小企業者等が抱える様々な課題に対し企業の要請に応じて派遣し、適切な診断・指導・助言を行います。</li> </ul>
	<p>起業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食や観光の地域資源を活かした起業家を育成するため、開業ノウハウの習得と資金調達に関する支援を行います。</li> <li>・起業家と創業支援機関が連携して交流し、起業家の課題解決を図るネットワーク事業を行います。</li> </ul>
	<p>新事業展開等に挑戦する意欲的な企業活動を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業展開等に向けたスタートアップを支援するため、戦略づくりやビジネスプラン作成、プレゼン手法等を習得する実践的な講習会を道内6地域で開催します。</li> <li>・道内6地域の産業支援機関の専門家による企業の新事業展開等に向けた課題解決やプランニングなどを的確に支援する仕組み（ハンズオン支援）を整備します。</li> <li>・「攻めの経営」の事業化を促進するため、新事業展開等に係る新商品開発や販路開拓等への助成を行います。</li> </ul>
	<p>「北海道産業振興条例（通称）」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の競争力強化を図る「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。</li> </ul>
H20	<p>センターを中核とした中小企業者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターのコーディネーターが、道内の産業支援機関と連携し、企業訪問による経営指導を強化するなどして、事業企画から事業化、取引拡大など、事業の発展段階に応じたハンズオン支援を実施します。</li> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターが豊富な経験や専門的な知識・技術を持つ民間の専門家を登録し、中小企業者等が抱える様々な課題に対し企業の要請に応じて派遣し、適切な診断・指導・助言を行います。</li> </ul>
	<p>起業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での創業を加速するため、道とともに起業家や関係機関が連携して創業を支援するシステムづくりを行います。</li> </ul>
	<p>新事業展開等に挑戦する意欲的な企業活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新事業展開等に向けたスタートアップを支援するため、戦略づくりやビジネスプラン作成、プレゼン手法等を習得する実践的な講習会を道内各地で開催します。</li> <li>・道内6地域の産業支援機関の専門家による企業の新事業展開等に向けた課題解決やプランニングなどをハンズオン支援します。</li> <li>・「攻めの経営」の事業化を促進するため、新事業展開等に係る新商品開発や販路開拓等への助成を行います。</li> </ul>
	<p>「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が行う進出企業との取引拡大や新製品の開発など新分野・新市場進出等の取組を支援します。</li> </ul>

政策 37 「中小企業地域資源活用プログラム」を活用して、地域の農林水産物や技術、伝統文化などを活用して新しい商品・サービスなど新たな事業起こしに挑戦する中小企業を支援します。

#### 政策の展開方向

中小企業が地域産業資源を活用して行う事業の促進に関する基本的な方向などを定める国の「基本方針」を踏まえ策定した、中小企業による活用が想定される地域産業資源の内容等を盛り込んだ「本道における地域資源活用事業の促進に関する基本構想」の見直しを行います。

道の基本構想に沿って、中小企業が地域産業資源を活用して行う新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」や道の基本構想の周知を図るとともに、道内の意欲的な中小企業が本プログラムによる各種支援を受けられるよう努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域産業資源の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意見を伺い、地域産業資源を見直し、基本構想に反映します。</li> </ul>
	<p>「中小企業地域資源活用プログラム」の趣旨や制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる周知のほか、中小企業者等にPR資料を作成・配付します。</li> <li>・地域における各種会議等を通じて、制度の活用を促進します。</li> </ul>
	<p>北海道地域資源活用応援団への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関や経済団体等が参加する北海道地域資源活用応援団の各構成機関と連携し、意欲的な中小企業を支援します。</li> </ul>
H20	<p>地域産業資源の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意見を伺い、地域産業資源を見直し、基本構想に反映します。</li> </ul>
	<p>「中小企業地域資源活用プログラム」の趣旨や制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによる周知のほか、中小企業者等にPR資料を作成・配付します。</li> <li>・各地域における施策説明会等を通じて、制度の活用を促進します。</li> </ul>
	<p>北海道地域資源活用応援団への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関や経済団体等が参加する北海道地域資源活用応援団の各構成機関と連携し、意欲的な中小企業を支援します。</li> </ul>

政策 38 団塊世代の大量退職に伴う経営課題やビジネスチャンスへの対応が可能となるよう、中小企業向け制度資金や「たんぼば資金」の充実、「地域コミュニティファンド」の組成を図ります。

#### 政策の展開方向

中小企業等の経営の安定や事業の活性化を金融面から支援するため、金融情勢や事業者のニーズ等を踏まえながら必要に応じ、道の中小企業向け融資制度の充実に向けて検討します。

道内外におけるファンドの事例調査等を踏まえ、本道における「地域コミュニティファンド」のあり方について検討し、その取組を進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域中小企業金融に関する懇談会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の関係団体、金融機関、信用保証協会などで構成する地域中小企業金融に関する懇談会を開催します。</li> <li>・中小企業向け融資制度を取り扱っている金融機関などとの意見交換を実施します。</li> <li>・信用保証協会と信用保証に関する協議会を開催します。</li> </ul>
	<p>ファンドの事例調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内外におけるファンドの事例調査を実施します。</li> </ul>
H20	<p>地域中小企業金融に関する懇談会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の関係団体、金融機関、信用保証協会などで構成する地域中小企業金融に関する懇談会を開催します。</li> <li>・中小企業向け融資制度を取り扱っている金融機関などとの意見交換を実施します。</li> <li>・信用保証協会と信用保証に関する協議会を開催します。</li> </ul>
	<p>ファンドのあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道における「地域コミュニティファンド」のあり方を検討します。</li> </ul>

政策 39 北海道中小企業再生協議会との密接な連携のもと、企業再生ファンドや金融のセーフティネットとも連動させながら、中小企業の再生を進めます。

政策の展開方向

企業の経営力の強化と地域の雇用確保や取引先の維持を図るため金融機関等と連携し、早い段階での企業再生を支援する仕組みを構築するとともに、「北海道中小企業再生支援協議会」との連携を図り、同協議会の機能を活用するほか、道の「中小企業再生支援資金」等により中小企業の再生を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>早期再生支援システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早い段階での企業再生を図るため、道内6地域の産業支援機関に再生支援マネージャーを配置し、地域の金融機関と連携した企業の早期再生を支援する仕組みを構築します。</li> </ul>
	<p>「再生支援協議会」との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な中小企業の再生支援に向けて、国の再生支援協議会と地域産業支援機関等の連携による円滑な事業推進を図るため、関係機関による連絡会議を開催します。</li> </ul>
	<p>「中小企業再生支援資金」などの融資制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業再生支援資金」の活用を図ることにより、経営の維持に支障を来している中小企業者の再生を促進します。</li> </ul>
H20	<p>中小企業早期再生支援の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内6地域の産業支援機関に配置した再生支援マネージャーと地域の金融機関が連携して、企業の早期再生を支援します。</li> </ul>
	<p>再生支援協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能な中小企業の再生支援に向けて、国の再生支援協議会と地域産業支援機関等の連携による円滑な事業推進を図るため、関係機関による連絡会議を開催します。</li> </ul>
	<p>「中小企業再生支援資金」などの融資制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中小企業再生支援資金」の活用を図ることにより、経営の維持に支障を来している中小企業者の再生を促進します。</li> </ul>

政策 40 地域経済に重要な役割を担う建設業の経営体質強化に向け、自ら取り組む合併や企業間連携、さらには経営多角化や新分野進出を応援します。

#### 政策の展開方向

北海道の建設業振興のための推進計画を策定します。

公共投資縮減などによる建設業の経営や雇用への影響を最小限に抑えるため、業界団体と連携を図りながら、経営体質強化や新分野進出・経営多角化の促進、人材育成・雇用対策を柱とする建設業等のソフトランディング対策を実施します。

建設業の健全な発展のため、技術と経営に優れた企業づくりに向け、自ら取り組む合併や企業連携などを支援するとともに、新分野進出をさらに加速するため、新分野進出の取組への助成、融資など各種支援を実施します。

今後ニーズの拡大が予想される、少子高齢社会に対応する在宅介護リフォームや住宅・建築物の耐震化などの性能向上リフォームに関する技術者の育成等に努めるとともに、中古住宅の流通促進に向けた検討など、建設業等の新たな住宅市場拡大をめざした事業展開への取組を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	北海道の建設業振興のための推進計画の策定 ・北海道建設業審議会などの意見を踏まえ、北海道の建設業振興のための推進計画を策定します。
	経営体質の強化 ・中小企業診断士を建設業者に派遣し、経営分析の上、具体的戦略メニューを提示し、指導を行います。 ・現場技術者に対し、適正施工、コスト縮減等に関する講座を開催します。 ・建設業経営体質強化対策事業活用者に対し、フォローアップ調査を行い、モデル事例を普及します。
	人材育成・雇用対策 ・市町村との協働による、雇用の維持・創出を伴う新分野進出の取組に対し支援を行います。 ・在職者を対象とした経営多角化支援職業訓練を実施します。 ・離職者を対象とした職業訓練を実施します。
	新分野進出・経営多角化の促進 ・模索・検討中の企業等を対象とする新分野進出の課題に対応したゼミナールを開催します。 ・新分野での定着促進に向けた進出済み企業のフォローアップを実施します。 ・先行事例の新分野進出のプロセスを分析した解説書を作成します。 ・優良事例発表会を開催します。 ・ビジネスプランを実現するための研究開発や販路開拓に対し支援します。 ・市町村との協働による雇用の維持・創出を伴う新分野進出の取組に対する助成を行います。 ・新分野進出の取組に対する融資を実施します。
	施策ニーズの把握と情報提供 ・建設企業に対するアンケート調査等により施策ニーズを把握します。 ・メールマガジンの発行等により支援施策等のタイムリーな情報提供を行います。
	介護リフォーム等の担い手育成 ・介護リフォーム講座を実施します。
	中古住宅流通促進方策の検討 ・関係団体等で構成する委員会、部会により中古住宅流通の制度設計を検討します。
	住宅・建築物の耐震化の促進 ・住宅の無料耐震診断の実施や耐震改修費用を補助する市町村に対し、支援を行うとともに技術者講習会などを開催し、耐震診断や耐震改修に携わる技術者を育成します。



H20	<p>北海道の建設業振興のための推進計画に基づく支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者の人材育成を促進するためのゼミナールを開催します。</li> <li>・中小企業診断士を建設業者に派遣し、経営分析の上、具体的戦略メニューを提示し、指導を行います。</li> <li>・現場技術者に対し、適正施工、コスト縮減等に関する講座を開催します。</li> </ul>
	<p>人材育成・雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との協働による、雇用の維持・創出を伴う新分野進出の取組に対し支援を行います。</li> <li>・在職者を対象とした経営多角化支援職業訓練を実施します。</li> <li>・離職者を対象とした職業訓練を実施します。</li> </ul>
	<p>新分野進出・経営多角化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模索・検討中の企業等を対象とする新分野進出の課題に対応したゼミナールを開催します。</li> <li>・新分野での定着促進に向けた進出済み企業のフォローアップを実施します。</li> <li>・先行事例の新分野進出のプロセスを分析した解説書を作成します。</li> <li>・優良事例発表会を開催します。</li> <li>・ビジネスプランを実現するための研究開発や販路開拓に対し支援を行います。</li> <li>・市町村との協働による雇用の維持・創出を伴う新分野進出の取組に対する助成や融資を行います。</li> <li>・新分野進出の取組に対する融資を実施します。</li> </ul>
	<p>施策ニーズの把握と情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設企業に対するアンケート調査等により施策ニーズを把握します。</li> <li>・メールマガジンの発行等により支援施策等のタイムリーな情報提供を行います。</li> </ul>
	<p>中古住宅流通促進に向けた普及啓発と高齢者等の住み替え支援方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中古住宅流通促進に向けた関係団体等に対する普及啓発を行います。</li> <li>・関係団体等で構成する委員会により高齢者等の住み替えを支援する仕組みを検討します。</li> </ul>
	<p>住宅の省エネ、耐震、バリアフリー等の性能を向上させるリフォームの担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性能向上リフォーム講座を実施します。</li> </ul>
	<p>住宅・建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の無料耐震診断の実施や耐震改修費用を補助する市町村に対し、支援を行うとともに技術者講習会などを開催し、耐震診断や耐震改修に携わる技術者を育成します。</li> </ul>

政策 41 道の工事・役務・物品等の契約においては、引き続き地場中小企業の受注機会の確保に努めます。

政策の展開方向

道の工事・役務・物品等の契約においては、「中小企業者等の受注機会の確保に関する推進方針」（平成15年度策定）に基づき、引き続き中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	中小企業者等の受注機会の確保・拡大 ・推進方針に基づき、道産品の積極的な活用や、道内中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。 ・推進方針と同様の処置を講ずるよう国の機関、市町村などに要請します。 ・中小企業向け契約目標を定め、全庁あげてその達成に努めます。
H20	中小企業者等の受注機会の確保・拡大 ・推進方針に基づき、道産品の積極的な活用や、道内中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めます。 ・推進方針と同様の処置を講ずるよう国の機関、市町村などに要請します。 ・中小企業向け契約目標を定め、全庁あげてその達成に努めます。

政策 42 食料品製造業の振興を図るため、産学官の緊密なネットワーク形成を促進します。

#### 政策の展開方向

食料品製造業の振興を図るため、加工食品の技術支援などによる付加価値向上や販路拡大など様々な段階に応じた支援を行うとともに、大学や試験研究機関、民間企業などとの緊密なネットワークの形成を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道産業振興条例（通称）」の制定 ・中小企業の競争力強化を図る「北海道産業振興条例（通称）」を制定します。
	「北海道創造的中小企業育成条例」に基づく施策の推進 ・中小企業が行う新規性を有する生産、販売、役務の提供などの技術に関する研究開発等に対し支援します。
	道産加工食品の付加価値向上の促進 ・産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。
H20	「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策の推進 ・中小企業が行う新製品の開発など新分野・新市場進出等の取組を支援します。
	道産加工食品の付加価値向上の促進 ・産学官が一体となって高付加価値製品の開発を支援するとともに、新商品の企画開発から販路拡大までの一体的支援を行い、消費者に信頼される安全・安心な食品づくりを基本として、高付加価値商品を指向するマーケット重視の企業を育成します。

政策 43 中心市街地に賑わいを取り戻すため、商店街の活性化を進めます。

#### 政策の展開方向

商店街の活性化を図るため、「北海道小売商業振興方策」（平成18年3月策定）に掲げる基本方向に沿った小売業者や商店街の自発的な取組を促進するとともに、空き店舗の効果的な活用など地域経済の発展に寄与する先進的な商店街等の取組や優良事例を広く発信します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	魅力ある商店街づくり ・商業関係団体が行う空き店舗を活用する事業、高度情報化の対応、地域住民と連携した取組や商店街内の共同施設の改修等の取組を支援します。
	中心市街地活性化の促進 ・「中心市街地活性化法」に基づく基本計画の策定等に向けた、商業関係団体が行う中心市街地の商業活性化への取組を支援します。
	地域コミュニティの再生 ・まちづくり活動や新たなサービスの提供など、先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、受賞者等を講師とするフォーラムを開催するほか、優良事例を道のホームページ等で発信します。 ・地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援します。
H20	魅力ある商店街づくり ・商業関係団体が行う空き店舗を活用する事業、高度情報化の対応、地域住民と連携した取組や商店街内の共同施設の改修等の取組を支援します。
	中心市街地活性化の促進 ・「中心市街地活性化法」に基づく基本計画の策定等に向けた、商業関係団体が行う中心市街地の商業活性化への取組を支援します。
	地域コミュニティの再生 ・まちづくり活動や新たなサービスの提供など、先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、受賞者等を講師とするフォーラムを開催するほか、優良事例を道のホームページ等で発信します。 ・地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援します。

政策 44 「サービス産業振興方針」を策定し、食、温泉、医療、スポーツなどを活用した健康サービス、育児支援、コンテンツなどのサービス産業を振興します。

〔 【目標】 「サービス産業振興方針」の策定（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

健康・福祉や子育て支援、ITなど、その振興方策を示した「サービス産業振興方針（仮称）」を策定し、サービス産業の振興を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「サービス産業振興方針（仮称）」の策定 ・健康・福祉や子育て支援、ITなどの振興方策を示した「サービス産業振興方針（仮称）」を策定します。
H20	「サービス産業振興方策（仮称）」に基づく支援 ・サービス産業が活用できる様々な施策の情報を発信します。
	「北海道産業振興条例（通称）」に基づく施策の推進 ・「北海道産業振興条例（通称）」に基づき、中小企業が行う新分野・新市場進出等の取組を支援します。

## 6 雇用の機会と場の創出

政策 45 「北海道雇用創出基本計画」を策定して、産業振興と雇用創出を一体的に展開し、4年間で10万人の雇用の場と機会を創出します。

【目標】 「北海道雇用創出基本計画」の策定（平成19年度）  
4年間で10万人の雇用創出

### 政策の展開方向

社会情勢の変化も踏まえ、平成20年度にスタートする「北海道雇用創出基本計画」を策定し、これに基づき、産業政策と連携した様々な雇用創出の施策を展開します。

雇用を巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図るため、毎年度「推進計画」を策定し、施策の実施状況と雇用創出効果を把握します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道雇用創出基本計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢の変化も踏まえ、平成20年度にスタートする「北海道雇用創出基本計画」を策定します。</li> <li>・計画の策定に当たっては、パブリックコメント等を通じて募集した道民や市町村の意見を踏まえて検討します。</li> </ul>
H20	<p>推進計画の策定・推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の実効性を高めるため、平成20年度における施策の展開方向、具体的な事業内容及び事業量などを示す「平成20年度推進計画」を策定します。</li> <li>・「平成20年度推進計画」で示した事業について、その取組に係る実績を把握するとともに公表し、計画の適切な推進管理を行います。</li> </ul>

政策 46 雇用の掘り起こしやミスマッチ防止のため、地域に道と市町村、ハローワークなどで構成する「地域雇用起こし戦略会議」を設置し、きめ細かな対策を進めます。

〔【目標】 「地域雇用起こし戦略会議」の設置（平成19年度） 〕

#### 政策の展開方向

起業家や事業者等の雇用創出に向けた取組における専門的ノウハウの不足や地域における人材のミスマッチなどの課題解決に向け、各支庁に「地域雇用起こし戦略会議」を設置し、市町村やハローワークなど関係機関と連携してきめ細かな支援を実施します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域雇用起こし戦略会議の設置・開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・起業家や事業者等の雇用創出に向けた取組における専門的ノウハウの不足や地域における人材のミスマッチなどの課題解決に向け、各支庁ごとに道と市町村、ハローワークなどで構成する「地域雇用起こし戦略会議」を設置します。</li><li>・「地域雇用起こし戦略会議」を随時開催し、創業や新事業展開、既存事業の拡大など雇用創出に向けた取組を行う事業者等に対し、会議の構成員や専門家による助言や情報提供を行うなど、課題解決に向けたきめ細かな支援を実施します。</li></ul>
H20	<p>地域雇用起こし戦略会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「地域雇用起こし戦略会議」を随時開催し、創業や新事業展開、既存事業の拡大など雇用創出に向けた取組を行う事業者等に対し、会議の構成員や専門家による助言や情報提供を行うなど、課題解決に向けたきめ細かな支援を実施します。</li></ul>

政策 47 地域の雇用維持・安定のため、「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動に努め、中小企業金融や事業再生支援などと連携した厚みのある雇用セーフティネットを構築します。

政策の展開方向

地域における大規模な雇用変動に対し、地元関係者が協力して、就職・生活相談、職業訓練などの施策を総合的に展開する「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動により、地域の雇用不安が拡大しないよう適切に対処するとともに、失業期間中の生活の安定、連鎖倒産等の防止を図る中小企業金融におけるセーフティネットの確保のほか、企業再生支援により雇用の維持・安定を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「雇用危機対応プログラム」の機動的な発動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が協力して、求職活動期間中の各種相談に応じる総合相談会や再就職先を確保するための求人要請等を行う「雇用危機対応プログラム」を機動的に発動し、一人でも多くの方々の早期再就職を支援します。</li> </ul>
	<p>失業期間中の生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生計中心者の失業により、生計の維持が困難となった世帯に対し、離職者支援資金の貸付を行います。</li> <li>「勤労者福祉資金」を活用して、企業倒産など事業主の都合により離職し、雇用保険受給資格を有する失業者等に対する融資の円滑化を図ります。</li> <li>道立高校の授業料等免除制度、私立高校の授業料軽減制度や公立・私立高校生の奨学資金貸付金制度の円滑な運用に努めます。</li> </ul>
	<p>中小企業におけるセーフティネットの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「中小企業総合振興資金」のセーフティネット貸付や景気変動対策特別貸付を活用して、取引先の倒産や売上げの減少などにより、経営に支障を来している中小企業者等に対する融資の円滑化を図ります。</li> <li>経営・金融相談の実施により経営指導や道の融資制度の周知を行い、中小企業者等に対する経営の安定と融資の円滑化を図ります。</li> </ul>
H20	<p>中小企業の企業再生支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早い段階での企業再生を図るため、道内6地域の産業支援機関に再生支援マネージャーを配置し、地域の金融機関と連携した企業の早期の再生を支援する仕組みを構築します。</li> <li>「中小企業総合振興資金」の中小企業再生支援資金を活用して、経営の維持に支障を来している若しくは支障を来す懸念のある中小企業者に対する融資の円滑化を図ります。</li> </ul>
	<p>「雇用危機対応プログラム」機動的な発動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「雇用危機対応プログラム」を機動的に発動し、一人でも多くの方々の早期再就職の支援に努めます。</li> </ul>
	<p>失業期間中の生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>失業期間中の生活の安定のため、融資制度等の活用促進に努めます。</li> </ul>
	<p>中小企業におけるセーフティネットの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連鎖倒産等を防止するため、中小企業におけるセーフティネットの確保に努めます。</li> </ul>
	<p>中小企業の企業再生支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内6地域の産業支援機関に配置した再生支援マネージャーと地域の金融機関が連携して、企業の早期再生を支援します。</li> <li>「中小企業総合振興資金」の活用を図ることにより、経営の維持に支障を来している中小企業者の再生を促進します。</li> </ul>



政策 48 市町村との協働によって、建設業の新分野進出などを対象とする「新・一村一雇用おこし事業」の実施や国の「地域雇用再生プログラム」を活用し、雇用の拡大を図ります。

〔 【目標】 市町村との協働で「新・一村一雇用おこし事業」を実施（平成19年度） 〕

#### 政策の展開方向

地域の雇用創出に対する市町村等の主体的な取組を促進するとともに、道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援する「新・一村一雇用おこし事業」を実施し、地域における雇用の創出、維持・安定を図ります。

国の「地域雇用再生プログラム」に基づく「地域雇用創造推進事業」などの支援施策を活用するなどして、地域の雇用創出の取組を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「新・一村一雇用おこし事業」の創設・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援する「新・一村一雇用おこし事業」を創設します。</li> <li>・一村一雇用おこし事業で取り組んだ地域の雇用おこしの取組事例等を普及するセミナーを開催し、地域の雇用おこしに向けた気運の更なる醸成を図ります。</li> <li>・「地域雇用おこし相談窓口」（14支庁に設置）において、新規開業や新事業展開により雇用おこしに取り組む事業者等に対し助言を行うとともに、要請に応じて専門家の派遣によるアドバイスをを行い、事業者の取組をサポートします。</li> </ul>
	<p>「地域雇用創造推進事業」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創造に自発的に取り組む地域に対し、事業構想立案に関する助言等を行い、市町村や地域の経済団体等が一体となった雇用創出に向けた取組を支援します。</li> </ul>
H20	<p>「新・一村一雇用おこし事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援します。</li> <li>・雇用おこしの取組事例等を普及するセミナーを開催し、地域の雇用おこしに向けた気運の醸成を図ります。</li> <li>・雇用おこしに取り組む事業者等に対し、助言や専門家の派遣によるアドバイスをを行い、事業者の取組をサポートします。</li> </ul>
	<p>「地域雇用創造推進事業」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出に取り組む地域に対し、事業構想立案に関する助言等を行い、地域の雇用創出に向けた取組を支援します。</li> </ul>

政策 49 季節労働者の雇用の安定化に向けて、通年雇用化の促進と冬期における雇用の場の確保に努めます。

#### 政策の展開方向

国の季節労働者の通年雇用化を促進する対策と道の対策の相まった取組の実効を上げるため、関係機関と連携するとともに、「冬期増嵩経費措置事業」などにより、季節労働者の冬期の雇用の確保に努めます。

季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節的業務以外の一般業務への労働移動を支援する職業訓練を機動的に実施します。

国や積雪寒冷地の地域から構成される通年施工推進協議会のメンバーとして、引き続き冬期工事の施工を可能とする技術の研究・開発の推進を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	取組方針の策定 ・季節労働者対策に関する取組方針を策定します。(7月策定済)
	冬期間における雇用の場の確保 ・道の発注する工事の一部を冬期に繰り延べ発注するなど、冬期間の雇用の場の確保に努めます。
	労働移動等による通年雇用化の促進 ・通年雇用に資する資格の取得経費の一部を支援するなど、季節労働者の技能向上等により、労働移動等による通年雇用化を促進します。
	事業主の意欲喚起等 ・事業主への各種助成金等の情報提供、求人開拓の取組など、事業主の意欲喚起等に努めます。
	就労環境の整備、改善 ・関係法令や建設業退職金共済制度等の周知、普及に努めるなど、季節労働者の就労環境の整備、改善に取り組みます。
	民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施 ・季節労働者の方々に対する職業訓練を、専門学校や事業主団体等の民間教育訓練機関へ委託して実施します。
	通年施工推進協議会への参加 ・通年施工推進協議会において、冬期工事の施工を可能とする技術の研究・開発の推進を図るとともに、これまでの協議会活動の実績を取りまとめます。
H20	冬期間における雇用の場の確保 ・道の発注する工事の一部を冬期に繰り延べ発注するなど、冬期間の雇用の場の確保に努めます。
	労働移動等による通年雇用化の促進 ・通年雇用に資する資格の取得経費の一部を支援するなど、季節労働者の技能向上等により、労働移動等による通年雇用化を促進します。
	事業主の意欲喚起等 ・事業主への各種助成金等の情報提供、求人開拓の取組など、事業主の意欲喚起等に努めます。
	就労環境の整備、改善 ・関係法令や建設業退職金共済制度等の周知、普及に努めるなど、季節労働者の就労環境の整備、改善に取り組みます。
	民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施 ・季節労働者の方々に対する職業訓練を、専門学校や事業主団体等の民間教育訓練機関へ委託して実施します。

政策 50 「ジョブカフェ北海道」などを核に、若年者の意識改革や雇用のミスマッチ解消に努めるなどして、4年間で2万人の若者の就職内定をめざします。

[ 【目標】 ジョブカフェ北海道で2万人の就職内定(平成19～22年度) ]

### 政策の展開方向

「北海道若年者就職支援センター(ジョブカフェ北海道)」を中心に、カウンセリングやセミナー等の就職支援サービスを提供するなど若年者の雇用対策を総合的に推進します。

若年者のフリーター等に対して、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力などの基礎的な能力の習得のため、就職基礎能力速成講座を実施します。

子どもたちに望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路選択できる能力・資質を育てるため、組織的・系統的なキャリア教育の推進に努めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	北海道若年者就職支援センターによる就業支援サービスの提供 ・「ジョブカフェ北海道」において、カウンセリング等の就業支援サービスを実施します。 ・函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市の地方拠点において、テレビ電話を利用したカウンセリング等の就業支援サービスを実施します。
	新規学卒者の地元定着促進 ・新規高卒者の地元定着を促進するための就職促進会等を実施します。
	国の若年者雇用促進に関する事業の利用 ・高校生の就業意識醸成のためのジュニアインターンシップ等を実施します。 ・雇用のミスマッチ解消のための企業セミナー等を実施します。
	就職基礎能力速成講座の実施 ・若年者のフリーター等に対し、道内主要都市において、5日間延べ30時間のカリキュラムにより、就職に必要な基礎的な能力の習得のための講座を実施します。
	高校生のインターンシップ推進事業の充実 ・高校生インターンシップ推進事業を実施し、就業体験をとおして、勤労観・職業観を育成します。
	高校におけるキャリア教育の推進 ・高等学校「北を活かす人づくり」推進事業を実施し、地域や他の学校、道内企業との連携を図ったキャリア教育を推進します。
	中学校におけるキャリア教育の推進 ・中学校における職場体験活動等をとおしてキャリア教育の充実を図ります。
H20	北海道若年者就職支援センターによる就業支援サービスの提供 ・「ジョブカフェ北海道」において、カウンセリング等の就業支援サービスを実施します。 ・函館市、旭川市、北見市、帯広市、釧路市の地方拠点において、テレビ電話を利用したカウンセリング等の就業支援サービスを実施します。
	新規学卒者の地元定着促進 ・新規高卒者の地元定着を促進するための就職促進会等を実施します。
	国の若年者雇用促進に関する事業の利用 ・高校生の就業意識醸成のためのジュニアインターンシップ等を実施します。 ・雇用のミスマッチ解消のための企業セミナー等を実施します。
	就職基礎能力速成講座の実施 ・若年者のフリーター等に対し、道内主要都市において、5日間延べ30時間のカリキュラムにより、就職に必要な基礎的な能力の習得のための講座を実施します。
	高校生インターンシップ推進事業の充実 ・高校生インターンシップ推進事業を実施し、就業体験をとおして、勤労観・職業観を育成します。
	高校におけるキャリア教育の推進 ・高等学校「北を活かす人づくり」推進事業を実施し、地域や他の学校、道内企業との連携を図ったキャリア教育を推進します。
	中学校におけるキャリア教育の推進 ・中学校における職場体験活動等をとおしてキャリア教育の充実を図ります。

政策 51 若者のふるさと回帰希望者へのＩターン・Ｕターン就職を支援します。

#### 政策の展開方向

首都圏等において、多様なライフスタイルを提案できる本道の魅力を発信するためのプロモーションや移住相談会を実施します。

若者のふるさと回帰希望者に対し、国と連携を図り、求人・求職情報の提供などによりＵ・Ｉターン就職を支援します。

#### 今後２年間で実施しようとする施策・事業

H19	北海道暮らしの魅力の発信 ・首都圏等で開催されるイベント等に合わせ、移住相談コーナーを設置し、北海道に移住を希望される方々に「北海道暮らし」の情報提供を行います。 ・ＩＪＵ（移住）情報センターにおいて、北海道へ移住を希望される方々に対し地域・生活関連情報等の提供を行います。
	求人・求職情報の提供 ・首都圏等に設置しているＵターン相談員によるＵ・Ｉターン求人・求職情報の提供や国との連携による合同面接会の開催などを行います。
H20	北海道暮らしの魅力の発信 ・首都圏等で開催されるイベント等に合わせ、移住相談コーナーを設置し、北海道に移住を希望される方々に「北海道暮らし」の情報提供を行います。 ・ＩＪＵ（移住）情報センターにおいて、北海道へ移住を希望される方々に対し地域・生活関連情報等の提供を行います。
	求人・求職情報の提供 ・首都圏等に設置しているＵターン相談員によるＵ・Ｉターン求人・求職情報の提供などを行います。

政策 52 企業の高齢者再雇用制度の導入やシニアアドバイザー制度の構築など、高齢者が再挑戦する働く場の創出や環境整備に取り組みます。

#### 政策の展開方向

65歳までの高齢者雇用の確保が義務付けられたことを踏まえ、国の「定年引き上げ等奨励金」の活用を促進するなど、70歳まで働ける社会づくりを支援します。

国の高齢者雇用に係る支援制度の活用やシルバー人材センターによる就業機会の提供などに努めます。

熟練技能者等のものづくりに関する指導者のデータベースを構築して、教育訓練機関、企業等で活用が図られるようにします。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>65歳までの雇用確保と70歳まで働ける社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「定年引き上げ等奨励金」の活用促進等による65歳までの雇用確保と70歳まで働ける雇用環境の整備を支援します。</li> </ul>
	<p>多様な就業機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)北海道シルバー人材センター連合会への支援を通じ、道内の各シルバー人材センターの活動を支援するとともに、未設置市町村に対してシルバー人材センターの設置を働きかけます。</li> </ul>
	<p>熟練技能者等のものづくりに関する指導者のデータベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能検定特級及び1級資格者のシニア層を中心に、登録要望調査を行い、希望者のデータベースを構築します。</li> </ul>
H20	<p>70歳まで働ける雇用環境の整備と多様な就業機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「定年引き上げ等奨励金」の活用促進等による70歳まで働ける雇用環境の整備を支援します。</li> </ul>
	<p>多様な就業機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)北海道シルバー人材センター連合会を通じて道内のシルバー人材センターの活動を支援します。</li> </ul>
	<p>データベースの教育訓練機関、企業等での活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース化したものをホームページに公開して、ものづくり指導者情報を提供します。</li> </ul>

政策 53 仕事と育児の両立や女性の再就業へのニーズを踏まえ、関係機関と連携して在宅勤務など多様な勤務形態を整備し、女性の働く場を創出します。

政策の展開方向

育児・介護休業制度等の普及やファミリー・サポート・センターの活動促進を図り、仕事と家庭の両立ができる環境の整備に努めます。

国や関係機関との連携を図り、子育て女性の就職支援等についての情報収集や情報交換を行い、就業環境の整備に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	仕事と家庭の両立のための環境整備 ・仕事と家庭の両立を考えるシンポジウムを開催します。 ・両立支援推進企業表彰を実施します。 ・ファミリー・サポート・センターの活動の促進をします。
	仕事と家庭の両立や多様な勤務形態の導入などの職場環境の整備 ・仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業に指導・助言を行うアドバイザー派遣事業を実施します。 ・法や制度を掲載した両立支援ハンドブックを作成し、配布します。
	子育て女性の就業環境の整備 ・国や関係機関で構成している「子育て女性の就職支援協議会」等により、情報収集や情報交換を行います。
	一般事業主行動計画策定の支援 ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく企業の一般事業主行動計画の策定を支援します。
	優遇制度の検討 ・仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業に対する優遇制度の検討を行います。
H20	仕事と家庭の両立のための環境整備 ・仕事と家庭の両立を考えるシンポジウムを開催します。 ・両立支援推進企業表彰を実施します。 ・ファミリー・サポート・センターの活動を促進します。
	仕事と家庭の両立や多様な勤務形態の導入などの職場環境の整備 ・仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業に指導・助言を行うアドバイザー派遣事業を実施します。 ・法や制度を掲載した両立支援ハンドブックを作成し、配布します。
	子育て女性の就業環境の整備 ・国や関係機関で構成している「子育て女性の就職支援協議会」等により、情報収集や情報交換を行います。
	一般事業主行動計画策定の支援 ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく企業の一般事業主行動計画の策定を支援します。
	優遇制度の展開 ・仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業に対する優遇措置を実施します。

政策 54 母子家庭の職業的自立を総合的に支援する「母子家庭等就業・自立支援センター」を全道 7 箇所配置します。

【目標】「母子家庭等就業・自立支援センター」を全道 7 か所に順次整備  
(平成 19 年度～)

#### 政策の展開方向

母子家庭の職業的自立を総合的に支援するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する「母子家庭等就業・自立支援センター」を配置します。

#### 今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	母子家庭の職業的自立の総合的支援 ・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、母子家庭の職業的自立を総合的に支援するため、一貫した就業支援サービスの提供に努めます。
	「母子家庭等就業・自立支援センター」設置に向けた協議 ・「母子家庭等就業・自立支援センター」が未設置となっている圏域（道央圏、道北圏、十勝圏、釧路・根室圏）について、関係機関と設置に向けた協議を行います。特に、道北圏においては、中核市である旭川市との連携の可能性を検討します。
H20	「母子家庭等就業・自立支援センター」事業の展開 ・「母子家庭等就業・自立支援センター」において、母子家庭の職業的自立を総合的に支援するために必要な就業支援サービスの提供に努めます。 ・未設置圏域において、「母子家庭等就業・自立支援センター」の設置を進めます。

# 包容性に満ちた地域社会づくり

## 7 安心の地域医療づくり

政策 55 地域の医師確保対策のため、大学入学時に一定期間地方病院への勤務を希望する医育大学生を対象に、返還免除の「奨学金制度」を創設します。また、道が医師を採用し、地域に派遣するシステムの構築、医育大学や民間病院と連携した公立病院への医師派遣制度の拡充などに努めます。

〔【目標】 地方の病院への勤務を義務付ける奨学金制度の創設（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

地域の医師確保対策のために、医育大学における地域枠の設定・拡大や一定期間地域医療に従事することを条件とする奨学金制度を創設します。

道内外の医師を道職員として採用し、地域の医療機関へ派遣する仕組みや、民間医療機関からの医師派遣体制を構築します。

道や市町村が進める移住対策などとも連動しながら、道外からの医師の確保に向けた取組を強化します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	奨学金制度の創設に向けた検討・協議
	地域の医療機関への医師派遣体制の構築
	道外からの医師の確保に向けた取組の強化
H20	奨学金制度の創設
	地域の医療機関への医師派遣体制の構築
	道外からの医師の確保に向けた取組の強化



政策 56 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、小児救急医療、周産期医療、救急医療、災害医療、へき地医療といった主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画を策定します。

【目標】 主要な疾病ごとに具体的な医療連携体制を明示した新しい医療計画の策定  
(平成20年度)

#### 政策の展開方向

がん、脳卒中などの主要な疾病や小児救急医療、周産期医療といった事業に関する医療機関の機能を調査するとともに、全道21保健医療福祉圏毎に設置している地域保健医療福祉推進協議会や北海道総合保健医療協議会などでの議論や、道民の皆さんの意見を伺って、新しい医療計画を策定します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>新しい「医療計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「受療動向調査」を行い、どの市町村の住民が、どの病気に罹患したときに、どの市町村の医療機関に通院・入院するか調査し、医療圏設定などの基礎資料とします。</li> <li>・道内すべての病院及び医科診療所を対象に「医療機能調査」を行い、どの医療施設が、どのような医療機能を有するか調査し、医療連携体制構築の基礎資料とします。</li> <li>・がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の主な生活習慣病4疾病と救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急含む)の地域の医療提供体制において重要な課題である5事業について、医療機能調査の結果、地域の実情、関係者の意見などを十分踏まえ「医療連携体制」の構築を行います。</li> <li>・構築した「医療連携体制」については、道民に分かるよう医療提供施設の医療機能や名称を「医療計画」に明示します。</li> <li>・疾病又は事業ごとに、評価可能で具体的な数値目標を設定します。</li> <li>・「受療動向調査」や関係者の意見を踏まえ、第一次、第二次、第三次の各医療圏を設定します。</li> <li>・病院の病床数等の適正配置を図るため、厚生労働省令に定める方法により、精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床及び一般病床の基準病床を定めます。</li> <li>・4疾病及び5事業に関する医療連携体制のほか、精神医療対策、アレルギー対策、歯科保健医療対策、医療情報の提供、医療安全対策、医師確保対策など、平成20年度から概ね10年間にわたる北海道の医療提供体制の確保に関する基本方針を定めます。</li> </ul>
H20	<p>新しい「医療計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい「医療計画」の推進を図るため、圏域ごとに「地域推進方針」を作成します。</li> <li>・「地域推進方針」に沿って、圏域ごとに医療連携体制に関する調整や定期的な数値目標などの進行管理を行います。</li> <li>・定期的に、医療機能や機関名の更新を行い、道民に可能な限り新しい情報を提供します。</li> </ul>

政策 57 小児救急など救急医療体制の更なる整備や、ドクターヘリの道央圏以外の地域への導入、遠隔医療システムの利用拡大等による医療支援体制の整備を進めます。

〔 【目標】ドクターヘリの道央圏以外の地域への導入（平成21年度以降） 〕

政策の展開方向

小児救急を含めた救急医療体制の充実を図るとともに、ドクターヘリ未整備圏域の医療機能調査の実施等、ドクターヘリの道央圏以外への導入の可能性について検討を進めます。

医療の地域間格差の解消等を図るため、遠隔医療システムの利用を促進するとともに、医療機関相互の連携・機能分担を進め、広域的な医療支援体制の整備を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>救急医療体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談や内科医などを対象とした小児救急に係る研修の実施、小児救急医療支援事業や小児救急医療拠点病院運営事業の実施などにより、小児救急医療体制の整備を図ります。</li> <li>・三次救急医療を担う救命救急センターの更なる整備について検討します。</li> </ul>
	<p>ドクターヘリ事業の分析・検証等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施主体である医療法人が設置しているドクターヘリ運航調整委員会の事後検証部会における検証結果を踏まえ、北海道総合保健医療協議会のご意見も伺いながら、ドクターヘリ事業の評価を行います。</li> </ul>
	<p>ドクターヘリ未整備区域の調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道央圏以外の地域における救命救急センターや地域・地方センター病院等に対し、医療機能などについて調査を行います。</li> </ul>
	<p>「本道における航空医療体制のあり方」の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記調査結果や地域の意向、国の動向などを踏まえ、北海道総合保健医療協議会において、本道におけるドクターヘリを含めた航空機による救急医療体制のあり方について協議します。</li> </ul>
	<p>遠隔医療システムの利用促進と新たな医療計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助制度を活用して遠隔医療システムやWeb型電子カルテシステムの整備を促進します。</li> <li>・医療機関の連携を中心とする新たな「医療計画」の策定に取り組みます。</li> </ul>
H20	<p>救急医療体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談や内科医などを対象とした小児救急に係る研修の実施、小児救急医療支援事業や小児救急医療拠点病院運営事業の実施などにより、小児救急医療体制の整備を図ります。</li> </ul>
	<p>ドクターヘリの導入検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「本道における航空医療体制のあり方について」を踏まえ、ドクターヘリの未整備圏域への導入の可能性について検討します。</li> </ul>
	<p>遠隔医療システムの利用促進と医療連携体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助制度を活用して遠隔医療システムやWeb型電子カルテシステムの整備を促進します。</li> <li>・医療の連携に関する地域での議論を進めます。</li> </ul>

政策 58 産科の医療については、医療機関の集約・重点化を基本として、総合周産期母子医療センターの整備、助産師外来など助産師の活用を進め、産科医療提供体制を図ります。

政策の展開方向

産科医師不足や地域偏在が問題となっていることから、「北海道周産期医療システム整備計画」を見直し、地域において安心して子どもを生み育てるための環境を整備します。

母体や胎児に危険を及ぼす可能性の高い、ハイリスク妊娠などに対する医療の充実を図るため、総合周産期母子医療センターとしての「指定」に向け、関係機関に働きかけます。

助産師の専門知識や能力などが積極的に活用されるよう、助産師外来の導入を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道周産期医療システム整備計画」の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民から素案に対する意見を伺いながら、計画の見直しを行います。</li> </ul>
	<p>総合周産期母子医療センターの指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に向けた取組を行うよう、病院設置者及び病院管理者に対し継続して要請を行います。</li> </ul>
	<p>助産師外来の導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道周産期医療システム整備計画」に助産師外来の導入を盛り込みます。</li> <li>・関係団体などと助産師外来の導入に向け協議します。</li> <li>・助産師の能力活用について、関係団体や自治体関係者の理解の促進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>「北海道周産期医療システム整備計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体からの協力を得ながら計画の推進を図ります。</li> </ul>
	<p>総合周産期母子医療センターの指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定に向けた取組を行うよう、病院設置者及び病院管理者に対し継続して要請を行います。</li> </ul>
	<p>助産師外来の導入の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師の能力活用について、関係団体や自治体関係者の理解の促進を図ります。</li> <li>・助産師外来開設を検討する医療機関に対する情報提供、助言を行い、開設を進めます。</li> </ul>

政策 59 過疎地において必要なプライマリケアを行なう総合医を育成するため、道内医育大学の取組への支援や代診医師派遣システムの整備等に取り組みます。

政策の展開方向

地域医療を担う総合医を養成するため、プライマリケアの指導方法等に関する指導医講習会の開催や、医育大学と臨床研修病院が協力して取り組む総合医養成研修などに対する支援を行うとともに、過疎地の市町村立病院等に対するドクターバンクを活用した代診医師の派遣システムの整備等を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>総合医の養成と代診医派遣システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内臨床研修病院の研修指導医等を対象とした、プライマリケアの指導方法等に関する講習会を開催します。</li> <li>・総合医養成のための後期研修を実施する病院に対する研修経費を助成します。</li> </ul>
	<p>ドクターバンク事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）地域医療振興財団が実施する過疎地の市町村立病院等に対するドクターバンクを活用した代診医師の派遣システムの整備等に対し助成します。</li> </ul>
H20	<p>総合医の養成と代診医派遣システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内臨床研修病院の研修指導医等を対象とした、プライマリケアの指導方法等に関する講習会を開催します。</li> <li>・総合医養成のための後期研修を実施する病院に対する研修経費を助成します。</li> </ul>
	<p>ドクターバンク事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）地域医療振興財団が実施する過疎地の市町村立病院等に対するドクターバンクを活用した代診医師の派遣システムの整備等に対し助成します。</li> </ul>

政策 60 看護師の不足や地域偏在に対応するため、仕事を離れている看護師の再チャレンジや「ナースバンク」の取組を促進します。

#### 政策の展開方向

看護師の不足や地域偏在に対応するため、子育てなどで仕事を離れている看護師の方々の再チャレンジをサポートするとともに、再就業のための研修や情報提供などの各種支援を行う「ナースバンク」の取組を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	ナースバンクの取組の促進 ・未就業者の実態調査や求人情報の提供、就業希望者への就業に関する相談指導や斡旋、さらには看護力再開発講習会などを実施するナースバンク事業を、ナースセンターに委託して実施します。
	病院内保育所への支援 ・子育て中の看護職員の離職防止と再就職の促進を図るため、病院内保育事業に対する支援を充実します。
H20	ナースバンクの取組の促進 ・未就業者の実態調査や求人情報の提供、就業希望者への就業に関する相談指導や斡旋、さらには看護力再開発講習会などを実施するナースバンク事業を、ナースセンターに委託して実施します。
	病院内保育所への支援 ・子育て中の看護職員の離職防止と再就職の促進を図るため、院内保育所の設置・運営を支援します。

政策 61 がん診療連携拠点病院の整備など、ターミナル・ケアやホスピスなどの終末医療、アレルギー疾患対策などのあり方について検討を進めます。

政策の展開方向

全道的な観点からがん診療連携拠点病院の整備を進め、高度ながん医療を提供する体制や患者・家族のための相談支援機能の充実に取り組みます。

アレルギー疾患について、医療機関の連携体制の構築、相談体制の確立に向けた対策のあり方について検討を進めます。

ターミナル・ケアや緩和ケアなどの終末期医療のあり方について検討を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道がん対策推進計画（仮称）」及び新しい「医療計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道がん対策推進計画（仮称）」及び新しい「医療計画」にがん診療連携拠点病院の整備を盛り込みます。</li> </ul>
	<p>がん診療連携拠点病院の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院が行う、がん医療従事者研修事業、がん相談支援事業などに補助することにより、質の高いがん医療の提供体制や相談支援体制を整備します。</li> </ul>
	<p>アレルギー疾患対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい「医療計画」にアレルギー疾患を盛り込み、医療提供体制や相談体制の確立に向けた施策の方向を示します。</li> </ul>
	<p>終末期医療のあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアなど終末期医療のあり方について検討し、「新しい医療計画」に反映させます。</li> </ul>
H20	<p>がん診療連携拠点病院の整備及び機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道がん対策推進計画（仮称）」及び新しい「医療計画」に基づき、がん診療連携拠点病院の整備を進めるとともに、がん診療連携拠点病院が行う、がん医療従事者研修事業、がん相談支援事業などに補助することにより、質の高いがん医療の提供体制や相談支援体制を整備します。</li> </ul>
	<p>アレルギー疾患対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー疾患対策について、新しい「医療計画」に基づき、地域における医療機関の連携体制の構築や保健所等における相談体制の確保を図ります。</li> </ul>
	<p>終末期医療のあり方についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道がん対策推進計画（仮称）」及び新しい「医療計画」に基づき、緩和ケアに係る人材の育成や医療提供体制の確保に努めます。</li> </ul>

政策 62 女性固有の健康上の悩みや若年者の性の問題など、女性の幅広い相談に対応するための「女性健康相談センター」を道立保健所に設置します。

[ 【目標】 「女性健康相談センター」を道立保健所に設置（平成20年度） ]

#### 政策の展開方向

道立保健所において、女性からの幅広い相談などに対応するための機能充実を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	女性の健康相談の充実強化に向けた検討会の開催 ・女性特有の健康問題に的確に対応できる相談体制の一層の充実を図るため、道立保健所における「女性の健康相談」のあり方を検討します。 ・道立保健所における女性の健康相談対応上の課題を明確にし、女性の健康相談体制の一層の充実強化を図ることを目的に実態調査を行います。
H20	女性の健康相談センターの設置 ・生涯を通じた女性の健康の保持増進という考え方に立って、医療機関や他の相談援助機関との連携を検討し、保健所の機能を見直すなどして、「女性の健康相談センター」としての機能を担えるようにしていきます。

政策 63 障がい者(児)が、いつでもどこでも安心して歯科医療が受けられるよう、障がい者歯科医療制度の充実に努めます。

政策の展開方向

一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者(児)や難病患者などが、地域で安心して歯科診療を受けられるかかりつけ歯科医師の育成を全道に広げるとともに、通院困難な在宅療養者への訪問歯科健診や歯科保健センターの整備等、歯科保健医療体制の充実に取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>専門的な歯科診療の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内5箇所の歯科保健センターで実施する専門的な歯科医療を支援します。</li> </ul>
	<p>有病者・障がい者等の歯科診療に対応できるかかりつけ歯科医師の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歯科医師を対象に、難病患者や障がい者(児)の特性、最新の医学知識や治療技術に関する実践的な研修を行います。</li> <li>・地域で不足している摂食嚥下障害の専門医を確保するため、歯科保健センターで診療可能な専門医育成のための研修を行います。</li> </ul>
	<p>通院困難な在宅療養者への訪問歯科健診や保健指導の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師及び歯科衛生士が在宅や障がい者関係施設等へ訪問し、健診、保健指導、口腔ケア等を行います。</li> </ul>
	<p>未設置圏域の歯科保健センター整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未設置圏域の歯科保健センター整備に向け、関係機関と調整を行います。</li> </ul>
H20	<p>有病者・障がい者等のかかりつけ歯科医師の拡充や訪問事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等を行い、有病者・障がい者(児)のかかりつけ歯科医師の拡充に取り組むとともに、在宅等への訪問歯科健診を行い、難病患者・障がい者(児)に対する歯科保健医療の充実に努めます。</li> </ul>
	<p>未設置圏域の歯科保健センター整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未設置圏域の歯科保健センター整備に向け、関係機関と調整を行います。</li> </ul>



政策 64 道民への予防医療や健康づくりの促進によって、国保医療費、老人医療費の適正化に努めます。

政策の展開方向

道民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進するため、「北海道医療費適正化計画」を策定して、市町村国保などが行う特定健康診査や特定保健指導に関する目標を定め、生活習慣病の予防対策を推進するとともに、市町村や関係団体と協働で、食生活や運動等の健康づくり運動を展開し、国保医療費、老人医療費の適正化に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道医療費適正化計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80条）に基づき、「北海道医療費適正化計画」を策定します。</li> <li>・計画には、道において達成すべき目標値（特定健康診査・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の減少率）を設定します。</li> </ul>
	<p>道民の健康づくり運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道民の健康づくりの日」及び「道民健康づくり推進週間」などで、「すこやかほっかいどう10ヵ条」を普及します。</li> <li>・栄養・食生活、運動、たばこ等の健康づくりに関する情報をテレビ・ラジオ等のマスメディアを活用しPRします。</li> <li>・市町村の健康づくり事業の情報収集に努めます。</li> <li>・「市町村健康増進計画」の策定を支援します。</li> <li>・「北海道健康づくり協働宣言実施団体」の拡大に努めます。</li> <li>・健康的な食生活を身につけることができる「どさんこ食事バランスガイド」を普及します。</li> <li>・身近で気軽にウォーキングを楽しむコースとして「すこやかロード」を普及し、運動環境の整備を図ります。</li> </ul>
H20	<p>「北海道医療費適正化計画」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民の健康の保持に関する目標値を定めた「北海道医療費適正化計画」をスタートし、計画で設定した目標が達成されるよう、特定健康診査等を実施する保険者に対して必要な助言等の支援を行います。</li> </ul>
	<p>道民の健康づくり運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道民の健康づくりの日」及び「道民健康づくり推進週間」などで、「すこやかほっかいどう10ヵ条」を普及します。</li> <li>・「市町村健康増進計画」の策定支援、「北海道健康づくり協働宣言実施団体」の拡大、「どさんこ食事バランスガイド」の普及、「すこやかロード」の普及拡大に努めます。</li> <li>・市町村が実施している模範的な健康づくりに関する事業を、ホームページ等で広くPRします。</li> </ul>

## 8 高齢者や障がい者の福祉の向上

政策 65 保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談をワンストップで対応することができる仕組みを、市町村などを単位として整備します。

〔 【目標】市町村単位にトータルケアマネージメントを構築（平成20年度～） 〕

### 政策の展開方向

市町村での、年齢・障がい・健康の状態に応じた保健・福祉・介護・医療サービスの総合的な調整や相談にワンストップで対応する仕組みを構築するため、市町村における現状の相談体制や対応上の課題などを把握した上で、保健医療福祉に関する相談体制の整備を促進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>市町村における相談対応体制の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内市町村に対し相談対応体制等の調査を行い、現時点における相談対応体制の状況について把握します。</li> </ul>
	<p>相談対応体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道障害者総合相談支援センターを活用することにより、地域の相談体制が未整備な市町村の立ち上げ支援を行うとともに、14支庁毎に障害の種類別、年齢を問わず24時間対応可能な障害者相談対応体制を整備します。</li> <li>北海道自立支援協議会や地域自立支援協議会において、市町村の障害者相談対応に対する評価・助言を行うことにより、相談対応体制の向上を図ります。</li> <li>地域包括支援センターや高齢者総合相談・虐待防止センターへ助成することにより、各市町村における高齢者の相談対応体制を支援します。</li> </ul>
H20	<p>相談対応体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道障害者総合相談支援センターを活用することにより、地域の相談体制が未整備な市町村の立ち上げ支援を行うとともに、14支庁毎に障害の種類別、年齢を問わず24時間対応可能な障害者相談対応体制を整備します。</li> <li>北海道自立支援協議会や地域自立支援協議会において、市町村の障害者相談対応に対する評価・助言を行うことにより、相談対応体制の向上を図ります。</li> <li>地域包括支援センターや高齢者総合相談・虐待防止センターへ助成することにより、各市町村における高齢者の相談対応体制を支援します。</li> </ul>

政策 66 福祉のまちづくりに欠かせない、ケア・住環境・ボランティアなどの取組の中核となる人材を育成する「福祉のひとづくりセンター」を、大学や市町村関係機関、社会福祉協議会などと連携して、道内各地域に設置します。

〔 【目標】 「福祉のひとづくりセンター」を各地域に設置（平成20年度～） 〕

#### 政策の展開方向

市町村、大学、社会福祉協議会、関係団体などとの協働により、現在、道や市町村、各地域の団体が行っている「福祉のひとづくり」に関する施策・事業の有機的な結合・連携を図り、「連携・協働の場」、「情報発信の場」の提供の充実を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「福祉のひとづくりセンター」のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉のひとづくりセンター」の設置地域・運営体制及び連携団体等について、福祉のまちづくり推進連絡協議会（関係団体や行政機関等約100団体で構成）で検討します。</li> </ul>
	<p>設置に向けた各地域との協議と取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記検討結果に基づき、「福祉のひとづくりセンター」の設置に向けて、各地域において、市町村、大学、社会福祉協議会、関係団体などと協議を行います。</li> <li>・各地域の意向を踏まえ、関係機関・団体等と協働して「福祉のひとづくりセンター」の設置に向けて、具体的な取組を進めます。</li> </ul>
H20	<p>「福祉のひとづくりセンター」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営体制など設置に向けた環境が整備された地域から順次「連携・協働の場」、「情報発信の場」を設置します。</li> </ul>
	<p>「福祉のひとづくりセンター」の業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・福祉団体が実施している人材の育成に関する情報を収集して、ホームページ等により、道民の皆さんに発信します。</li> <li>・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づき、関係機関・福祉団体などと連携・協働して、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保のための取組を行います。</li> </ul>

政策 67 高齢者の方々が住みやすい地域づくりに向けて、公共施設のバリアフリー化や、様々な面から高齢者の生活に配慮した公営住宅の建設などシルバーハウジングの取組を促進します。

政策の展開方向

【公共施設のバリアフリー化】

高齢者や障がいのあるの方々が住みやすい地域づくりを推進するため、道内の様々な施設のバリアフリー化を促進します。

【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】

高齢者が生き生きと豊かに暮らすことができるよう、行政と地域が協働で行う「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の普及啓発に努めます。

【シルバーハウジング】

市町村の高齢者福祉施策等との連携により、高齢者の見守りや生活相談を行うライフサポートアドバイザー（生活援助員）の配置、緊急通報システムや高齢者生活相談所などを設置するシルバーハウジングの整備などを、道営住宅において先導的に取り組むとともに、多様な供給手法による市町村営住宅でのシルバーハウジングの整備を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【公共施設のバリアフリー化】</p> <p>市町村が作成する移動等円滑化基本構想の推進に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化基本構想の作成のために市町村が設置する協議会へ必要に応じて参画するとともに、作成した基本構想に対し、実施される事業に関連する施策の紹介や技術的な面からの助言などを行います。</li> </ul>
	<p>公共施設のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客施設のバリアフリー化や利便性の向上について、必要に応じて、公共交通事業者等への働きかけを行います。</li> <li>・年次計画（平成15年～19年）により道有施設のバリアフリー改修を実施します。</li> </ul>
	<p>「福祉のまちづくり条例」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりコンクールにより優秀事例（ハード・ソフトの両方）を表彰します。</li> <li>・道庁の道民ホールにおいてパネル展示・パンフレット配布を行います。</li> </ul>
	<p>【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】</p> <p>モデル地区における「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の推進組織への支援・協力を行います。</li> <li>・「モデル構想」の推進管理を行います。</li> </ul>
	<p>「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき福祉2007」において、構想に係るパネルを展示します。</li> <li>・道庁の道民ホールにおいてパネル展示・構想概要の配布を行います。</li> </ul>
	<p>【シルバーハウジング】</p> <p>シルバーハウジングの整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな枠組みによる道営シルバーハウジングのモデル的整備を実施します。</li> <li>・「北海道公営住宅シルバーハウジング推進方針」（平成8年度策定）の見直しと市町村営住宅における普及促進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>公共施設のバリアフリー化】</p> <p>市町村が作成する移動等円滑化基本構想に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動等円滑化基本構想の作成のために市町村が設置する協議会へ必要に応じて参画するとともに、作成した基本構想に対し、実施される事業に関連する施策の紹介や技術的な面からの助言などを行います。</li> </ul>
	<p>公共施設のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客施設のバリアフリー化や利便性の向上について、必要に応じて、公共交通事業者等への働きかけを行います。</li> <li>・道有施設のバリアフリー改修を計画的に実施します。</li> </ul>
	<p>「福祉のまちづくり条例」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりに係る様々な取組を紹介するなど意識啓発を進めます。</li> <li>・パネル展示・パンフレット配布等により条例の周知を図ります。</li> </ul>
	<p>【北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想】</p> <p>モデル地区における「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元の推進組織への支援・協力を行います。</li> <li>・推進管理期間の最終年度であることから、構想の総括を行います。</li> </ul>
	<p>「北海道型・高齢者が住みやすいまちづくり構想」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき福祉2008」（仮称）において、構想に係るパネルを展示します。</li> <li>・その他研修会など様々な機会を活用して、構想のPRを行います。</li> </ul>
<p>【シルバーハウジング】</p> <p>シルバーハウジングの整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな枠組みによる道営シルバーハウジングのモデル的整備を実施します。</li> <li>・市町村営住宅におけるシルバーハウジングの普及促進を図ります。</li> </ul>	

政策 68 介護サービスなど、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らす上で欠かせない様々なサービスの提供に中核的な役割を果たす「地域包括支援センター」の整備を促進します。

#### 政策の展開方向

高齢者の方々が住み慣れた地域において健康で自立した生活を維持できるように包括的に支援する「地域包括支援センター」については、同センターの運営が円滑に行われるよう関係職員の研修等必要な支援に努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	地域包括支援センター未設置町村への支援 ・地域包括支援センター未設置町村に対し、地域における医療機関や介護保険事業者などの関係機関との連携のもと、適切な相談体制が構築されるよう支援します。
	地域包括支援センター職員の資質の向上 ・専門職員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターの業務を行う上で必要な知識や技術の向上を目的とした職員の研修を行います。
H20	地域包括支援センター職員の資質の向上 ・専門職員の資質の向上を図るため、地域包括支援センターの業務を行う上で必要な知識や技術の向上を目的とした職員の研修を行います。

政策 69 障がいのある方々が、いつでもどこでも相談ができる窓口の設置やサテライト型施設の整備など地域生活への段階的な移行への支援、さらには精神障がい者の方々への通院医療への支援など、きめ細かな支援策を展開します。

〔【目標】「相談支援窓口」や「サテライト型施設」を整備（平成20年度～）〕

政策の展開方向

障がいのある方々が身近な地域で暮らすことができるよう、地域の生活に関する市町村の相談窓口の強化を図るなど、相談支援体制を構築します。

地域のサテライト型施設やグループホーム等の設置を促進し、生活の訓練を行う取組を推進しつつ、地域生活への移行を進める体制の整備に努めるほか、子どもの発達支援に必要な療育を身近な地域で受けられる体制の充実を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「障害者総合相談支援センター」に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の相談支援体制整備の一環として、地域自立支援協議会の立ち上げなど、地域の関係機関によるネットワーク構築に向け必要な支援を行います。</li> <li>地域で対応困難な事例に係る助言や、相談支援従事者のスキルアップ事業を通じて市町村の相談支援体制に対する支援を行います。</li> </ul>
	<p>北海道自立支援協議会の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の相談支援事業として満たすべき具体的な指標（ガイドライン）づくりに向けた検討を行います。</li> </ul>
	<p>相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「相談支援体制立ち上げ支援事業」や障がいのある方自らが障がいのある方を支援する「ピアサポート強化事業」により、必要な設備等の整備を行います。</li> <li>「特別アドバイザー派遣事業」により、市町村等が必要とする情報やノウハウを提供します。</li> </ul>
	<p>サテライト型施設及びグループホーム等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援対策臨時特別対策交付金による特別対策事業の「障害者自立支援基盤整備事業」や「グループホームケアホーム整備推進事業」により、サテライト型施設の整備やグループホーム等の整備を進めます。</li> </ul>
	<p>子ども発達支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で相談や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターが行う事業に対して補助します。</li> </ul>
	<p>精神障がい者の方々への通院医療費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がいのある方々を重度心身障害者医療給付事業の対象とすることについて、事業主体である市町村の意向や財政的な負担の把握に努めながら検討を行います。</li> </ul>
H20	<p>「障害者総合相談支援センター」に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域自立支援協議会に参画し、市町村相談支援事業の実施状況を適時把握するとともに、地域のニーズに応じた専門部会等が機能するよう必要な支援を行います。</li> <li>相談支援従事者のスキルアップに必要な地域研修体制を構築します。</li> </ul>
	<p>北海道自立支援協議会における評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者総合相談支援センター」が把握した情報等に基づき、市町村の相談支援体制が指標（ガイドライン）を満たしているかどうかの評価を行います。</li> </ul>
	<p>相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「相談支援体制立ち上げ支援事業」や「ピアサポート強化事業」、「特別アドバイザー派遣事業」により、市町村相談支援体制の整備、強化に向けた支援を行います。</li> </ul>
	<p>サテライト型施設及びグループホーム等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援対策臨時特別対策交付金による特別対策事業の「障害者自立支援基盤整備事業」や「グループホームケアホーム整備推進事業」により、サテライト型施設の整備やグループホーム等の整備を進めます。</li> </ul>
	<p>子ども発達支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達の遅れや障がいのある子どもと家族が、身近な地域で相談や療育を受けることができるよう、市町村が指定する発達支援センターが行う事業に対して補助します。</li> </ul>
	<p>精神障がい者の方々への通院医療費の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障がいのある方々を重度心身障害者医療給付事業の助成対象とすることについて、関連する医療制度改革の影響を踏まえながら、関係機関との調整を進めます。</li> </ul>

政策 70 障がいのある方々の雇用や就労環境の向上を図るため、教育・訓練や職場開拓、「障害者就業・生活支援センター」の増設、雇用に取り組む企業への支援など、総合的な取組を進めます。

〔【目標】「障害者就業・生活支援センター」の増設（平成21年度以降）〕

#### 政策の展開方向

障がいのある方々が意欲や能力に応じて多様な働き方ができるよう雇用や就労環境を改善するため、福祉・労働・教育などの関係機関が連携し、「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大について、国へも強力に働きかけるなど、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図ります。

ホームページを活用した情報提供に努めるとともに、障がいのある方々の採用や職場定着に積極的に取り組む企業の事例紹介を行うなどして、一層の雇用促進をめざします。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>関係機関の連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道、北海道労働局、道教育庁などが参画する「北海道障害者雇用支援合同会議」を開催し、障がい者の就労支援、雇用促進に向けた各機関の連携・協力を推進します。</li> </ul>
	<p>「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者就業・生活支援センター」の増設に向けた国への働きかけを強化し、着実な指定拡大をめざします。</li> </ul>
	<p>職場実習・雇用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方を職場実習として受け入れている企業の設備等を更新する際の費用を助成することにより、職場実習の受入先の確保に努めます。</li> <li>労働、福祉、教育の関係機関との連携体制を整備し、障がいのある方の一般就労や職場定着への支援を進めます。</li> </ul>
	<p>障がい者の工賃の底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等の民間ノウハウを取り入れた経営改善等を行い、福祉的就労における障がいのある方の工賃底上げを図ります。</li> <li>企業内授産による就労機会と所得確保を図るため、ホームページを活用し、短期的な委託業務等の情報提供（ジョブチャンスボード）を行います。</li> </ul>
	<p>障がい者雇用の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業向け就労支援DVDを企業等へ配布するほか、障がい者雇用を行っている企業の特色ある取組をホームページで紹介するなど、障がい者雇用の理解促進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>関係機関の連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道障害者雇用支援合同会議」を開催し、障がい者の就労支援、雇用促進に向けた各機関の連携・協力を推進します。</li> </ul>
	<p>「障害者就業・生活支援センター」の指定拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者就業・生活支援センター」の増設に向けた国への働きかけを強化し、着実な指定拡大をめざします。</li> </ul>
	<p>職場実習・雇用の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方を職場実習として受け入れている企業の設備等を更新する際の費用を助成することにより、職場実習の受入先の確保に努めます。</li> <li>労働、福祉、教育の関係機関との連携体制を整備し、障がいのある方の一般就労や職場定着への支援を進めます。</li> </ul>
	<p>障がい者の工賃の底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業等の民間ノウハウを取り入れた経営改善等を行い、福祉的就労における障がいのある方の工賃底上げを図ります。</li> <li>企業内授産による就労機会と所得確保を図るため、ホームページを活用し、短期的な委託業務等の情報提供（ジョブチャンスボード）を行います。</li> </ul>
	<p>障がい者雇用の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業向け就労支援DVDを企業等へ配布するほか、障がい者雇用を行っている企業の特色ある取組をホームページで紹介するなど、障がい者雇用の理解促進を図ります。</li> </ul>

政策 71 療養病床の再編成に伴う地域ケア体制を整備するとともに、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設を計画的に整備します。

政策の展開方向

療養病床の再編成に際して、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、各地域におけるサービスニーズに即応して整備するように努めます。

在宅生活を続けることが困難な高齢者が、それぞれの心身の状況に応じ、適切なサービスを利用することができるよう、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設の計画的な整備に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「地域ケア体制整備構想」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が策定した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」を踏まえ、「地域ケア体制整備構想」を策定します。</li> </ul>
	<p>施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」に基づき介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設の計画的な整備に努めます。</li> </ul>
H20	<p>「地域ケア体制整備構想」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域ケア体制整備構想」を踏まえ、療養病床から老人保健施設などへの転換を進めます。</li> </ul>
	<p>「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域ケア体制整備構想」も踏まえ、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」を策定します。</li> </ul>
	<p>施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（期）」に基づき介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの施設の計画的な整備に努めます。</li> </ul>



## 9 安全・安心な地域づくり

政策 72 「北海道防災対策基本条例」を制定し、行政と住民の協働による地域防災力の強化や防災基盤の整備など、総合的・一体的な防災対策を進めます。

〔【目標】「北海道防災対策基本条例」の制定（平成20年度）〕

### 政策の展開方向

火山や地震、津波、風水害、雪害など多様な災害が想定される本道の特殊事情を考慮し、防災対策の一層の推進を図るため、行政と道民の協働による地域防災力の強化など、その基本となる「北海道防災対策基本条例」を制定します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道防災対策基本条例」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・他県の制定条例の効果などを調査・検討するとともに、庁内の検討会議や有識者等で構成する検討組織により、条例についての基本的な考え方を整理・検討し、「条例骨子素案」を作成します。</li><li>・制定すべき条例に関する道民の提案、意見等を広く募集し、条例の検討に反映します。</li></ul>
H20	<p>「北海道防災対策基本条例」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・庁内外の検討組織により、条例に盛り込むべき内容など、条例案の検討を行い、パブリックコメント等を通じて道民意見を反映し、「北海道防災対策基本条例」を制定します。</li></ul>

政策 73 太平洋沿岸東部・西部のハザードマップ作成を促進するとともに、その他の沿岸部についても浸水予測図等の作成に努め、市町村のハザードマップの作成を促進します。

〔【目標】津波の浸水予測図等の作成・市町村のハザードマップの作成（平成19年度～）〕

#### 政策の展開方向

津波被害の軽減を図るため、平成16年度から「津波浸水予測図」の作成に取り組んでおり、これまでに太平洋沿岸地域の津波浸水予測図等を作成し、そのデータを関係市町村に配付しています。「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」発生の切迫性が指摘されていることから、引き続き太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図っていきます。

想定地震の検討を踏まえ、日本海沿岸・オホーツク海沿岸の津波浸水予測図を作成し、関係市町村の津波ハザードマップ作成を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進 ・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」発生の切迫性が指摘されていることから、太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。
	想定地震の検討 ・北海道防災会議地震専門委員会に「想定地震見直しに係るワーキンググループ」を設置し、被害を及ぼすと考えられる地震（想定地震）の検討を行います。
H20	太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進 ・太平洋沿岸市町村の津波ハザードマップの作成促進を図ります。
	津波の浸水予測図の作成 ・平成19年度の想定地震の検討結果をもとに、日本海沿岸の津波浸水予測図（概略）を作成します。

政策 74 地域の安全・安心の確保や活力あふれる地域づくりに欠かせない公共事業は、着実に推進します。

#### 政策の展開方向

限られた財源を有効に活用し、本道にとって必要な社会資本の効果的・効率的な整備を進めるため、新たな社会資本整備の方針を策定します。

災害の防止や円滑な交通の確保、地球温暖化防止に貢献する森林づくり、安全な水産物を供給する施設の整備、活力に満ちた魅力ある農村づくりに必要な地域資源の整備・保全など、安全・安心で活力あふれる地域づくりに必要な公共事業を着実に進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>新たな社会資本整備方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内横断的な組織である「社会資本整備推進会議」やその作業チーム及び学識経験者等の意見を踏まえながら、新たな社会資本整備の方針について検討します。</li> </ul>
	<p>安全・安心な地域づくりに必要な公共事業の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害から人命や財産を守り、かつ少子高齢化社会に対応した、安全・安心で快適な国土基盤形成のための施設整備を計画的に推進します。</li> <li>・安全・安心で活力に満ちた農村づくりに向け、地域資源の整備・保全を計画的に推進します。</li> <li>・活力ある漁村の構築に向け、漁港・漁場や生活基盤の整備、防災機能を強化する海岸施設の整備を計画的に推進します。</li> <li>・森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた森林整備や、国民生活の安全確保に向けた治山施設や保安林の整備など、計画的な森林づくりを推進します。</li> </ul>
H20	<p>新たな社会資本整備方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな社会資本整備の方針の策定に向けて取り組みます。</li> <li>・策定した新たな社会資本整備の方針を、平成21年度の北海道開発予算要望や道予算編成に反映させます。</li> </ul>
	<p>安全・安心な地域づくりに必要な公共事業の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害から人命や財産を守り、かつ少子高齢化社会に対応した、安全・安心で快適な国土基盤形成のための施設整備を計画的に推進します。</li> <li>・安全・安心で活力に満ちた農村づくりに向け、地域資源の整備・保全を計画的に推進します。</li> <li>・活力ある漁村の構築に向け、漁港・漁場や生活基盤の整備、防災機能を強化する海岸施設の整備を計画的に推進します。</li> <li>・森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた森林整備や、国民生活の安全確保に向けた治山施設や保安林の整備など、計画的な森林づくりを推進します。</li> </ul>

政策 75 子どもたちを犯罪から守るため、スクールガードや「地域見守り隊」、「110番の店」などの自主防犯体制の輪を広げます。

政策の展開方向

子どもの安全確保を図る『みんなで守ろう子どもたち「子どもの安全を見守る運動」』を道民運動として継続的に進めるため、ホームページなどにおいて運動への参加呼びかけなどを行うとともに、地域における自主防犯活動の充実や拡大に向けた支援を行います。

市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となった地域の推進体制の整備を図り、安全で安心な地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報提供などの支援を行います。

安全で安心な地域づくりに関し、他の模範となる顕著な功績があった団体等に対し、その活動を表彰するとともに、これを広く道民に紹介します。

学校や家庭、地域の関係機関・団体等と連携を図った継続的な安全管理の取組を推進します。

地域との連携を重視し、スクールガードの協力を得て学校や通学路の巡回を行うなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。

犯罪の被害防止を図るため、各種媒体を活用し、地域の安全に関する情報の迅速な提供に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「子どもの安全を見守る運動」の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページのポータルサイトで、「子どもの安全を見守る運動（民間企業とのタイアップ事業）」の参加呼びかけや参加団体等の紹介を行います。</li> <li>・防犯講話や各種研修会などの機会を利用し、運動への参加を直接呼びかけます。</li> <li>・既存広報媒体を活用したPRや啓発用ポスター、ステッカー等の配布により、運動の周知・定着化を図ります。</li> </ul>
	<p>自主防犯活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯ボランティア団体に対する研修会等を開催し、活動を支援します</li> <li>・地域住民、ボランティア団体等と連携し、合同パトロールを実施します。</li> <li>・青色回転灯装備車両の普及促進を図るため、研修を行います。</li> <li>・住民等が作成する「地域安全マップ」づくりに対し、作成上のノウハウ等を提供するなど、活動を支援します。</li> </ul>
	<p>推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となって地域の推進体制の整備を図り、地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報提供などの支援を行います。</li> </ul>
	<p>犯罪のない安全で安心な地域づくりの活動に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な地域づくりに関する活動が他の模範となる顕著な功績があった団体等を表彰するとともに、広く道民に紹介します。</li> </ul>
	<p>学校安全推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支庁管内における安全教育・安全管理に関する取組の推進について理解を促し、学校における安全教育の普及及び地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るための会議を各支庁管内ごとに開催します。</li> </ul>
	<p>スクールガード養成講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で巡回・警備等に従事する学校安全ボランティア（スクールガード）を養成するための講習会を、各支庁管内ごとに開催します。</li> </ul>
	<p>スクールガード・リーダーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の巡回指導・評価等やスクールガードに対する指導を行うスクールガード・リーダーを全小学校に配置します。</li> </ul>
	<p>地域安全情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話によるメール情報受信登録者数の拡大を図り、地域安全情報を提供します。</li> <li>・道警ホームページ等の各種広報媒体を活用し、犯罪発生情報の発信を行います。</li> </ul>

H20	<p>「子どもの安全を見守る運動」の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの安全を見守る運動」の参加呼びかけや参加団体等の紹介を行います。</li> <li>・防犯講話や各種研修会などの機会を利用し、運動への参加を直接呼びかけます。</li> <li>・既存広報媒体を活用したPRや啓発用ポスター、ステッカー等の配布により、運動の周知・定着化を図ります。</li> </ul>
	<p>自主防犯活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯ボランティア団体に対する研修会等を開催し、活動を支援します。</li> <li>・地域住民、ボランティア団体等と連携し、合同パトロールを実施します。</li> <li>・青色回転灯装備車両の普及促進を図るため、研修を行います。</li> <li>・住民等が作成する「地域安全マップ」づくりに対し、作成上のノウハウ等を提供するなど、活動を支援します。</li> </ul>
	<p>推進体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の推進体制の整備を図り、地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報の共有化を図るなどの取組を行います。</li> </ul>
	<p>犯罪のない安全で安心な地域づくりの活動に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な地域づくりに関する活動が他の模範となる顕著な功績があった団体等を表彰するとともに、広く道民に紹介します。</li> </ul>
	<p>学校安全推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道における安全教育・安全管理に関する取組の推進について理解を促し、学校における安全教育の普及及び地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るための会議(全道会議)を開催します。(教育)</li> </ul>
	<p>スクールガード養成講習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で巡回・警備等に従事する学校安全ボランティア(スクールガード)を養成するための講習会を、各支庁管内ごとに開催します。</li> </ul>
	<p>スクールガード・リーダーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の巡回指導・評価等やスクールガードに対する指導を行うスクールガード・リーダーを全市町村の全小学校に配置します。</li> </ul>
	<p>地域安全情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話によるメール情報受信登録者数の拡大を図り、地域安全情報を提供します。</li> <li>・道警ホームページ等の各種広報媒体を活用し、犯罪発生情報の発信を行います。</li> </ul>

政策 76 犯罪被害者の総合相談窓口の設置など、「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づく支援策を講じるとともに、道民との連携で犯罪被害者への支援体制を整備します。

[ 【目標】 犯罪被害者の総合相談窓口の設置（平成19年度） ]

政策の展開方向

犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、「北海道犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、「総合相談窓口」の設置や普及啓発等支援施策を推進するとともに、行政や関係団体、道民等の連携による途切れのない支援体制の整備を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道犯罪被害者等支援推進委員会」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道犯罪被害者等支援基本計画」（平成19年3月策定）の施策の推進を図るため、学識経験者、弁護士、医師、臨床心理士、支援者などからなる委員会を設置し、推進管理、評価及び見直しや全道的なネットワークのあり方について検討を行います。</li> </ul>
	<p>「犯罪被害者等総合相談窓口」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道被害者相談室に「犯罪被害者等相談窓口」設置し、電話、FAX、メール、面接による相談・情報提供等を行います。</li> </ul>
	<p>犯罪被害者等支援のための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援に関する集中的な広報、啓発を行うため、「犯罪被害者週間 国民のつどい北海道大会」を開催します。</li> <li>啓発用ポスター等を作成・配布し、普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等早期援助団体等に関する情報提供を行うほか、個別事案取扱いについての検討会を行うなど、緊密な連携を図ります。</li> <li>被害者支援連絡協議会を開催するとともに、会員に対して必要な情報提供等を行うなど、効果的な運用を引き続き推進します。</li> </ul>
H20	<p>「北海道犯罪被害者等支援推進委員会」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道犯罪被害者等支援推進委員会で、推進管理、評価及び見直しや全道的なネットワークのあり方について検討を行います。</li> </ul>
	<p>「犯罪被害者等総合相談窓口」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「犯罪被害者等相談窓口」で、電話、FAX、メール、面接による相談・情報提供等を行います。</li> </ul>
	<p>犯罪被害者等支援のための普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援に関する集中的な広報、啓発を行うため、フォーラムを開催します。</li> <li>啓発用ポスター等を作成・配布し、普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等早期援助団体等に関する情報提供を行うほか、個別事案取扱いについての検討会を行うなど、緊密な連携を図ります。</li> <li>被害者支援連絡協議会を開催するとともに、会員に対して必要な情報提供等を行うなど、効果的な運用を引き続き推進します。</li> </ul>

政策 77 配偶者暴力、乳幼児・児童虐待、高齢者虐待など家庭内における暴力の防止に向けた取組を進めます。

#### 政策の展開方向

配偶者暴力の防止に向けて、関係機関等と連携を図るほか、平成19年度の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正等を踏まえ、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」の見直しを検討します。

医療と保健の連携や母子保健活動を通じて、子育てに不安を抱える母親に対する支援を行い、乳幼児や児童に対する虐待の未然防止に努めます。

市町村の要保護児童対策地域協議会の設置を促進し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

高齢者虐待防止法の制定を踏まえ、相談窓口の整備、ネットワークづくりの促進に努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>医療関係者用対応マニュアルの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者用対応マニュアル（実用版）を作成し、医療機関をはじめとする関係機関に配付して、配偶者暴力の防止に努めます。</li> </ul>
	<p>保健・医療における養育支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道立保健所が主体となり、保健と医療が連携した妊娠、出産期からの子育て相談と援助体制の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待や非行など地域における要保護児童に関する情報を関係機関が相互に共有し、適切な支援方法を検討します。</li> <li>各児童相談所が主体となって未設置市町村に働きかけ、設置を促進します。</li> </ul>
	<p>高齢者虐待防止体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待に関する相談窓口の整備やネットワーク化の促進に努めるため、北海道高齢者虐待防止センターを設置し、高齢者虐待に取り組む市町村・地域包括支援センターに対する支援を行います。</li> <li>高齢者虐待防止の啓発と地域における虐待防止対策の取り組みを促進するため、市町村等の関係者や一般道民を対象とした「度高齢者虐待防止シンポジウム（仮称）」を開催します。</li> <li>啓発のため、高齢者虐待防止パンフレットの改訂版を作成します。</li> </ul>
H20	<p>マニュアルの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援連携マニュアル及び関係機関向け支援マニュアルを作成し、相談機関をはじめとする関係機関に配布し、配偶者暴力の防止に努めます。</li> </ul>
	<p>基本計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を見直し、パブリックコメント等を通じ道民意見を反映しながら、新たな基本計画を策定します。</li> </ul>
	<p>養育支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道立保健所が主体となり、虐待予防ケアマネジメントシステムのモニタリングの推進による虐待予防体制の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>市町村の要保護児童対策地域協議会の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未設置市町村の設置促進を図るとともに、各児童相談所が主体となって協議会の運営に係るノウハウを提供するなどの支援を行い、要保護児童対策地域協議会の定着を図ります。</li> </ul>
	<p>高齢者虐待防止体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待に関する相談窓口の整備やネットワークの促進に努めるため、北海道高齢者虐待防止センターで、高齢者虐待に取り組む市町村・地域包括支援センターへの支援を行います。</li> <li>高齢者虐待防止の啓発と地域における虐待防止対策の取組を促進するため、市町村等の関係者や一般道民を対象とした研修会等を開催します。</li> </ul>

政策 78 青少年の健全育成に向けた基本計画を策定し、有効な施策を展開するとともに、地域ぐるみで健全育成を支える連携の場を設置します。

#### 政策の展開方向

青少年の健全な育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定します。

家庭、学校、地域、青少年関係団体など、青少年の健全育成を支える方々の連携の場の設置に向け、地域社会と一体となった取組を進めます。

家庭、学校、地域、関係機関及びボランティア団体と連携して少年の居場所づくりを推進し、少年の規範意識醸成と立ち直り支援を行うほか、非行防止教室の開催などにより、少年の健全育成に努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道青少年健全育成基本計画（仮称）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道青少年健全育成条例」に基づく、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「北海道青少年健全育成基本計画（仮称）」を策定します。</li> <li>・「基本計画」の策定に当たっては、北海道青少年健全育成審議会の意見を聴くとともに、青少年自身や関係団体への意見照会、パブリックコメント等を通じて意見を把握します。</li> </ul>
	<p>地域社会と一体となった連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における青少年健全育成に関する取組の活性化に向け、青少年100人委員会を設置し、青少年と青少年健全育成関係者等との連携・交流を促進します。</li> </ul>
	<p>少年の非行防止と保護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、学校、ボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の体験等、少年の居場所づくりを推進します。</li> </ul>
	<p>少年の規範意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の規範意識の醸成を目的として、命の大切さ、インターネットの危険性、万引き防止などをテーマに非行防止教室の開催に努めます。</li> </ul>
	<p>スクールサポーターによる非行防止活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元警察官をスクールサポーターとして学校の要請に基づき派遣し、学校内での非行防止活動を行うとともに、子どもを校内暴力や不法侵入者から守る活動を推進します。</li> <li>・学校と連携し、児童生徒の非行・被害の未然防止及び再非行防止を図り、児童生徒の健全育成を目的とした子どもの健全育成サポートシステムの締結推進に努めます。</li> </ul>
H20	<p>「北海道青少年健全育成基本計画（仮称）」に基づく施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本計画」に基づき、青少年の健全育成に関する道の施策の概要及び実施状況について、ホームページ等を活用し公表します。</li> </ul>
	<p>地域社会と一体となった連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における青少年健全育成に向けた取組の活性化に向け、青少年100人委員会及び青少年健全育成関係者等の連携・交流を促進します。</li> </ul>
	<p>少年の非行防止と保護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭、学校、ボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の体験等、少年の居場所づくりを推進します。</li> </ul>
	<p>少年の規範意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年の規範意識の醸成を目的として、命の大切さ、インターネットの危険性、万引き防止などをテーマに非行防止教室の開催に努めます。</li> </ul>
	<p>スクールサポーターによる非行防止活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元警察官をスクールサポーターとして学校の要請に基づき派遣し、学校内での非行防止活動を行うとともに、子どもを校内暴力や不法侵入者から守る活動を推進します。</li> <li>・学校と連携し、児童生徒の非行・被害の未然防止及び再非行防止を図り、児童生徒の健全育成を目的とした子どもの健全育成サポートシステムの締結推進に努めます。</li> </ul>



政策 79 空き交番の解消など警察力の強化による治安の維持を図ります。また、「交通事故ストップ運動」など、交通死亡事故の抑制に努めます。

政策の展開方向

【警察力の強化】

身近な街頭犯罪、凶悪犯罪等から道民を守るため、優秀な人材の確保・育成、空き交番の解消、捜査を支援するシステム・機材等の充実、地域住民・団体等との連携を図り、警察力の強化に努めます。地域住民の安全と安心のよりどころであり、警察活動の拠点となる警察署、交番、駐在所を整備し、道民の利便を図ります。

関係機関、団体等との連携による暴力団等犯罪組織の壊滅や銃器薬物犯罪の根絶に向けた道民運動の展開に取り組みます。

【交通死亡事故の抑制】

第8次北海道交通安全計画に基づき、高齢者の事故防止、スピードダウンによる安全運転、シートベルトの着用の徹底、飲酒運転の追放など、交通安全思想を普及・徹底します。

交通違反等の取締りを強化するほか、高齢者や若年者など対象者に応じた交通安全教育の推進や、安全で快適な交通環境の整備などを進めます。

道・市町村をはじめとする関係機関・団体等が密接に連携して、道民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【警察力の強化】</p> <p>組織の合理化、効率化による現場体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・デスク部門の削減や業務の更なる合理化、効率化により、緊急性・重要性の高い業務の体制を強化するほか、本部実働部門や第一線警察署の体制の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>捜査官の育成及び人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織化、巧妙化する来日外国人犯罪に対応するため、外国語委託教養や海外語学研修を通じて、国際感覚豊かな捜査官・通訳の養成に努めます。</li> <li>・大量退職時代に対応して、優秀な人材を確保するため、年2回警察官採用試験を実施します。</li> </ul>
	<p>装備資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凶悪犯罪、組織犯罪などの各種犯罪に対応するため、捜査支援のシステム、装備資機材の充実・強化や、事件・事故等に迅速かつ的確に対応する機動力確保のための車両の整備を行います。</li> </ul>
	<p>警察署等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽程度を見極めながら、治安情勢や地域住民の利便性等を考慮した施設整備に取り組みます。</li> </ul>
	<p>暴力団排除運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し暴力団による不当な要求行為に対する対応要領の指導、研修会を実施します。</li> <li>・職域、地域における暴力団排除のための街頭啓発や集会、「暴力追放総決起集会及び街頭啓発パレード」等の暴力団排除気運を高める活動を活性化させるほか、暴力団追放に向けた積極的な広報活動により、暴力団排除気運を道民に根付かせ、全道的な暴力団排除運動を展開します。</li> </ul>
	<p>銃器・薬物事犯根絶運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、啓発用リーフレット、ポスター等を作成・配布し、自治体及び関係機関・団体等が一体となった街頭啓発活動を実施するほか、広報誌、広報媒体を活用し、違法銃器、薬物乱用の根絶に向けた社会環境の醸成を図ります。</li> <li>・学校、地域において、薬物乱用の害悪性、違法性の認識を高めるための薬物乱用防止教室の開催を推進します。</li> </ul>
<p>【交通死亡事故の抑制】</p> <p>春夏秋冬の期別運動をはじめ、地域・職域運動等の交通安全運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春夏秋冬4期40日の期別運動や行楽期・輸送繁忙期における地域・職域運動等を実施します。</li> <li>・道民が一丸となってスピードダウン、シートベルト・チャイルドシートの着用、デイライト運動、飲酒運転の撲滅、高齢者の保護活動等を積極的かつ効果的に展開します。</li> <li>・地域、職域における交通安全気運の盛り上げを図るために積極的な情報提供を行います。</li> </ul> <p>段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する街頭指導、高齢運転者講習の充実を図り、運転継続支援を積極的に行うとともに、新規運転免許取得者に対する教育の充実と違反者講習、更新時講習等各講習による運転者教育の充実を図ります。</li> <li>・自転車利用者に対する街頭指導の強力な展開や、環境整備も併せて実施します。</li> <li>・参加・体験・実践型によるシートベルトの教育を実施します。</li> </ul>	

H19	<p>民間団体等との連携や住民の参加・協働による交通安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察の所有する交通安全情報を積極的に情報発信するなど、民間団体との連携の強化を図り、自主的、主体的な交通事故防止を展開します。</li> <li>事業所における安全運転管理を充実させるための交通安全情報を積極的に提供します。</li> <li>北海道交通安全推進委員会の活動や北海道交通安全指導員連絡協議会の活動を支援します。</li> <li>マルチメディアを活用した積極的な広報啓発活動を推進し、積極的に地域住民の交通安全意識の高揚を図ります。</li> <li>交通死亡事故防止に向けた総決起大会を開催します。</li> </ul>
	<p>交通取締り強化と計画的な交通安全施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故に直結する悪質危険運転、迷惑運転者等への取締り強化や科学的な交通事故事件の捜査活動の推進や、歩行者等の安全な通行を確保するため、交通安全施設を効果的、計画的に整備し、安全・安心で人に優しい交通環境の整備に努めます。</li> </ul>
H20	<p>【警察力の強化】</p> <p>組織の合理化、効率化による現場体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織の合理化、効率化に努め、緊急性・重要性の高い業務の体制強化、本部実働部門や第一線警察署の体制の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>捜査官の育成及び人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織化、巧妙化する来日外国人犯罪に対応するため、外国語委託教養や海外語学研修を通じて、国際感覚豊かな捜査官・通訳の養成に努めます。</li> <li>大量退職時代に対応して、優秀な人材を確保するため、年2回警察官採用試験を実施します。</li> </ul>
	<p>装備資機材等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>凶悪犯罪、組織犯罪などの各種犯罪に対応するため、捜査支援のシステム、装備資機材の充実・強化や、事件・事故等に迅速かつ的確に対応する機動力確保のための車両の整備に努めます。</li> </ul>
	<p>警察署等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽程度を見極めながら、治安情勢や地域住民の利便性等を考慮した施設整備に取り組みます。</li> </ul>
	<p>暴力団排除運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し暴力団による不当な要求行為に対する対応要領の指導、研修会を実施します。</li> <li>職域、地域における「暴力追放総決起集会及び街頭啓発パレード」等の暴力団排除気運を高める活動を活性化させるほか、暴力団追放に向けた積極的な広報活動により、全道的な暴力団排除運動を展開します。</li> </ul>
	<p>銃器・薬物事犯根絶運動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体及び関係機関・団体等と一体となった街頭啓発活動を実施するとともに、各種広報媒体を活用し、違法銃器、薬物乱用の根絶に向けた社会環境の醸成を図ります。</li> <li>学校、地域において、薬物乱用の害悪性、違法性の認識を高めるための薬物乱用防止教室の開催を推進します。</li> </ul>
	<p>【交通死亡事故の抑制】</p> <p>春夏秋冬の期別運動をはじめ、地域・職域運動等の交通安全運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>春夏秋冬4期40日の期別運動や行楽期・輸送繁忙期における地域・職域運動等を実施します。</li> <li>道民が一丸となってスピードダウン、シートベルト・チャイルドシートの着用、デイルイト運動、飲酒運転の撲滅、高齢者の保護活動等を積極的かつ効果的に展開します。</li> </ul>
	<p>段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢運転者講習による運転継続支援や、新規運転免許取得者に対する教育の充実を図るとともに、違反者講習、更新時講習等各講習による運転者教育の充実を図ります。</li> <li>参加・体験・実践型によるシートベルトの教育や、自転車利用者に対する街頭指導、環境整備を実施します。</li> </ul>
<p>民間団体等との連携や住民の参加・協力による交通安全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察の所有する交通安全情報を積極的に情報発信し、事業所における安全運転管理の充実、民間団体との連携強化を図り、自主的、主体的な交通事故防止を展開します。</li> <li>北海道交通安全推進委員会の活動や北海道交通安全指導員連絡協議会の活動を支援します。</li> <li>マルチメディアを活用した積極的な広報啓発活動を推進し、地域住民の交通安全意識の高揚を積極的に推進します。</li> <li>交通死亡事故防止に向けた総決起大会を開催します。</li> </ul>	
<p>交通取締り強化と計画的な交通安全施設整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故に直結する悪質危険運転、迷惑運転者等への取締り強化や科学的な交通事故事件の捜査活動の推進や、歩行者等の安全な通行を確保するため、交通安全施設を効果的、計画的に整備します。</li> </ul>	

政策 80 自衛隊等と連携した災害時の危機管理体制を充実します。

政策の展開方向

道が実施する訓練において、自衛隊をはじめ、市町村や道民との連携を一層緊密にすることにより、災害時の危機管理体制の充実を図ります。

防災関係機関相互において、災害情報を共有するほか、住民参加型の災害訓練を実施します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	訓練の実施 ・総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護訓練を実施します。 ・自衛隊主催の指揮所訓練、通信訓練に参加します。 ・「北海道警察災害警備訓練」などの大規模な災害警備訓練を実施します。
	地域防災力の強化 ・研修会などを開催し、地域防災マスターを養成します。
H20	訓練の実施 ・総合防災訓練、原子力防災訓練、国民保護訓練を実施します。 ・「北海道警察災害警備訓練」などの大規模な災害警備訓練を実施します。
	地域防災力の強化 ・地域防災マスターを養成します。

## 10 地域コミュニティの再生

政策 81 「せわずき・せわやき（すきやき）隊」や「見守り隊」など住民参加による「自助・互助・共助」の社会システムを健康づくりや福祉、教育等の分野にも拡大し、地域コミュニティを再生する取組を支援します。

### 政策の展開方向

「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の市町村での設置を進めるなど、地域ぐるみの子育て活動を促進します。

子どもの安全確保を図る『みんなで守ろう子どもたち「子どもの安全を見守る運動」』を道民運動として継続的に進めるため、ホームページなどにおいて、運動への参加呼びかけなどを行います。

地域住民のボランティア活動、安全安心なまちづくり、環境美化など地域の課題等を解決するための学習活動などの取組を通して、住民同士のきずなを深め、地域の教育力の向上に努めます。

市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となった地域の推進体制の整備を図り、安全で安心な地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報提供などの支援を行います。

NPO、ボランティア、地域コミュニティ、企業など、地域における多様な主体が連携して、地域の課題解決や価値を創出する地域力の向上に向けた取組を進めます。

安全で安心な地域づくりに関する自主的な活動や先駆的な取組等を行い、他の模範となる顕著な功績があった団体等に対し、その活動を表彰するとともに、これを広く道民に紹介し、積極的な防犯活動の促進を図ります。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「せわずき・せわやき（すきやき）隊」についての広報・啓発、設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」についての広報・啓発を実施し、設置市町村の拡大を図ります。</li> <li>・設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の立ち上げや活動促進支援等のため、希望に応じてアドバイザーを派遣します。</li> </ul>
	<p>市町村などの取組と連動した認知症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方々が安心して暮らしていける地域づくりを目的として、市町村や職域組織が行っている認知症サポーター養成の取組を促進するため、市町村や職域組織に必要な情報提供などを行います。</li> </ul>
	<p>安全・安心のポータルサイトの継続的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページにポータルサイトを設け、「子どもの安全を見守る運動」（民間企業とのタイアップ事業）の参加呼びかけや参加団体等の紹介を行います。</li> </ul>
	<p>推進体制の継続的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や防犯活動団体、地域住民などが一体となった地域の推進体制の整備に向けて、市町村等に理解と協力を求めていきます。</li> </ul>
	<p>「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を支援します。</li> <li>・北海道「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業運営協議会を開催し、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進するための方策等を検討します。</li> </ul>
	<p>広報啓発・普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアハンドブックを作成します。</li> <li>・ボランティア活動を進めるにあたっての意義や心構えなど、実践例などを掲載し、社会全体で地域のきずなづくりを推進するよう、普及啓発を行います。</li> </ul>
	<p>地域力を高めるための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つのモデル地区にコーディネーターや講師を派遣し、地域自らが課題を解決する「地域力」を高めるための取組を支援します。</li> </ul>
	<p>犯罪のない安全で安心な地域づくりの活動に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な地域づくりに関する活動が他の模範となる顕著な功績があった団体等を表彰するとともに、広く道民に紹介します。（4団体）</li> </ul>

H20	<p>「せわずき・せわやき（すきやき）隊」についての広報・啓発、設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわやき・せわずき（すきやき）隊」についての広報・啓発を実施し、設置市町村の拡大を図ります。</li> <li>・設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> </ul>
	<p>市町村などの取組と連動した認知症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の方々が安心して暮らしていける地域づくりを目的として、市町村や職域組織が行っている認知症サポーター養成の取組を促進するため、市町村や職域組織に必要な情報提供などを行います。</li> </ul>
	<p>安全・安心のポータルサイトの継続的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページにポータルサイトで、「子どもの安全を見守る運動」の参加呼びかけや参加団体等の紹介を行います。</li> </ul>
	<p>推進体制の継続的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の推進体制の整備を図り、地域ぐるみの取組が活発に行われるよう情報の共有化を図るなどの取組を行います。</li> </ul>
	<p>「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業を支援します。</li> <li>・北海道「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業運営協議会を開催し、住民同士が「学びあい、支えあう」地域のきずなづくりを推進するための方策等を検討します。</li> </ul>
	<p>広報啓発・普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアハンドブックを作成します。</li> <li>・ボランティア活動を進めるにあたっての意義や心構えなど、ボランティア活動の実践例などを掲載し、社会全体で地域のきずなづくりを推進するよう、普及啓発を図ります。</li> </ul>
	<p>地域力を高めるための取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの事業成果を踏まえながら、地域力の向上に向けた取組を進めます。</li> </ul>
	<p>犯罪のない安全で安心な地域づくりの活動に対する表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安心な地域づくりに関する活動が他の模範となる顕著な功績があった団体等を表彰するとともに、広く道民に紹介します。（４団体）</li> </ul>

政策 82 NPO、ボランティア、定年退職者、地域コミュニティ、企業などが、いわゆる「新たな公共の担い手」「社会起業家」として地域づくりに参加できるような環境づくりに努めます。

政策の展開方向

NPO、ボランティア、地域コミュニティ、企業など、地域における多様な主体が連携して、地域の課題解決や価値を創出する地域力の向上に向けた取組を進めます。

市民活動に関する学習機会の確保、人材育成、交流・連携の促進のための施策を推進するとともに、市民活動を総合的に推進するための拠点として北海道立市民活動促進センターの機能の充実を図ります。

福祉ボランティア活動を担う人材の育成等のため、北海道ボランティア・市民活動センターの運営を支援します。

コミュニティビジネスや生活密着型サービスの創出に向けて、事業化の段階や担い手に応じ、助成制度、融資制度及び専門家によるアドバイス等の施策を、支援機関と連携しながら適切に実施します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>モデル地区における地域力を高めるための取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3つのモデル地区にコーディネーターや講師を派遣し、地域自らが課題を解決する「地域力」を高めるための取組を支援します。</li> </ul>
	<p>市民活動促進センターの機能の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を促進するため、市民活動促進センターにおいて交流コーナーの提供、各種講座の開催、相談受付、情報提供などを実施します。</li> <li>・市民活動促進講座の開催により市民活動に関する学習機会の確保と市民活動を担う人材を育成します(全道6ヶ所で開催)。</li> </ul>
	<p>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教員や福祉関係者等を対象とした、全道福祉の学習推進セミナーの開催を支援するとともに、福祉環境アドバイザーの派遣を実施します。</li> <li>・ボランティアコーディネーターの養成及び資質能力の向上を図るため、養成研修会等の開催を支援します。</li> </ul>
	<p>児童・生徒のボランティア活動の普及に向けた取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が取り組むボランティア活動について、ボランティア協力校として指定し活動を支援します。</li> </ul>
	<p>ボランティア活動に係る相談活動、ボランティア活動実践者のネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ボランティア・市民活動センターをはじめ、各市町村のボランティアセンターにおいて実施される相談活動を支援します。</li> <li>・全道のボランティア活動実践者が一堂に会して、ボランティアに関する研究協議や交流を行う「ボランティア愛ランド北海道」を支援します。</li> </ul>
	<p>資金調達の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の資金調達の円滑化のため、道の中小企業総合振興資金などによる融資を実施します。</li> </ul>
	<p>「新・一村一雇用おこし事業」の創設・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新・一村一雇用おこし事業」を創設し、道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援します。</li> <li>・一村一雇用おこし事業で取り組んだ地域の雇用おこしの取組事例等を普及するセミナーを開催し、地域の雇用おこし気運のさらなる醸成を図ります。</li> <li>・「地域雇用おこし相談窓口」(14支庁に設置)において、新規開業や新事業展開により雇用おこしに取り組む事業者等に対し助言を行うとともに、要請に応じて専門家の派遣によるアドバイスをを行い、事業者の取組をサポートします。</li> </ul>
	<p>総合相談窓口や専門家による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターのコーディネーターが、道内の産業支援機関と連携し、中小企業者の事業企画から事業化、取引拡大など、事業の発展段階に応じた様々な相談に応じます。</li> <li>・(財)北海道中小企業総合支援センターが、豊富な経験や専門的な知識・技術を持つ民間の専門家を登録し、中小企業者が抱える様々な課題に対し企業の要請に応じて登録された専門家を派遣し、適切な診断・指導・助言を行います。</li> </ul>

H20	<p>地域力を高めるための取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの事業成果を踏まえながら、地域力の向上に向けた取組を進めます。</li> </ul>
	<p>市民活動促進センターの機能の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を促進するため、交流コーナーの提供、各種講座の開催、相談受付、情報提供などを実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、より一層のサービス向上に向けた検討を行います。</li> <li>・市民活動促進講座の開催により市民活動に関する学習機会の確保と市民活動を担う人材を育成します。</li> </ul>
	<p>福祉教育の指導者、ボランティアコーディネーターの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全道福祉の学習推進セミナーの開催について助言・指導を行うとともに、福祉環境アドバイザーの派遣を実施します。</li> <li>・ボランティアコーディネーターの養成研修会等の開催について助言・指導を行うとともに、内容の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>児童・生徒のボランティア活動普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が取り組むボランティア活動について、ボランティア協力校に指定し、活動を支援するとともに、活動の成果の普及啓発に努め、取組の拡大を図ります。</li> </ul>
	<p>ボランティア活動に係る相談活動、ボランティア活動実践者のネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道ボランティア・市民活動センターをはじめ、各市町村のボランティアセンターにおいて実施される相談活動を支援します。</li> <li>・全道のボランティア活動実践者が一堂に会して、ボランティアに関する研究協議や交流を行う「ボランティア愛ランド北海道」を支援します。</li> </ul>
	<p>資金調達の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者の資金調達の円滑化のため、道の中小企業総合振興資金などによる融資を実施します。</li> </ul>
	<p>「新・一村一雇用おこし事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の施策や市町村の地域づくりと連動して新規開業を行う起業家や、建設業の新分野への進出など新事業展開を行う事業者等を支援します。</li> <li>・雇用おこしの取組事例等を普及するセミナーを開催し、地域の雇用おこし気運の醸成を図ります。</li> <li>・雇用おこしに取り組む事業者等に対し、助言や専門家の派遣によるアドバイスをを行い、事業者の取組をサポートします。</li> </ul>
	<p>総合相談窓口や専門家による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（財）北海道中小企業総合支援センターのコーディネーターが、道内の産業支援機関と連携し、企業訪問による経営指導を強化するなどして、事業企画から事業化、取引拡大など、事業の発展段階に応じたハンズオン支援を実施します。</li> <li>・（財）北海道中小企業総合支援センターが、豊富な経験や専門的な知識・技術を持つ民間の専門家を登録し、中小企業者が抱える様々な課題に対し企業の要請に応じて登録された専門家を派遣し、適切な診断・指導・助言を行います。</li> </ul>

政策 83 歩いて暮らせるまちづくり、まちなか居住といったコンパクトなまちづくりに向けて、商店街の賑わい創出や空き店舗対策、福祉施設のまちなか誘導などをテーマとするモデル事業を実施します。

政策の展開方向

中心市街地の活性化に向けて、商店街の賑わい創出や空き店舗対策、大型店との連携による地域貢献活動についてモデル事業を実施し、その成果を全道に普及させるとともに、中心市街地活性化に関する計画づくりや事業推進のための情報提供、助言、相談対応などを行い、活性化の取組を促進します。中心市街地に安心とにぎわいを創出するまちなか居住を進めるため、都市計画・まちづくりの方針との調和や、医療福祉や子育て支援などの生活サービスの提供や関連する施策等と連携を図るなどして、多様な住宅供給を促進します。地域の实情に応じて関連する施策や都市計画・まちづくりと連携を図りながら、郊外ニュータウン・大規模住宅団地の再生を進めます。

今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	魅力ある商店街づくり ・商業関係団体が行う空き店舗を活用する取組、高度情報化の対応、地域住民と連携した取組や商店街内の共同施設の改修等の取組を支援します。
	中心市街地活性化の促進 ・中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定等に向け、商業関係団体が行う中心市街地の商業活性化への取組を支援します。
	地域コミュニティの再生 ・まちづくり活動や新たなサービスの提供など、先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、受賞者等を講師とするフォーラムを開催するほか、優良事例を道のホームページ等で発信します。 ・地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援します。
	ガイドラインの適切な運用 ・コンパクトなまちづくりを推進する観点から、大規模集客施設の適正立地に寄与するため、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」(平成18年7月策定)の適切な運用を図ります。 ・道のホームページで大規模集客施設の設置者による「地域貢献計画」等に関する情報を発信します。
	「中心市街地活性化基本計画」の策定及び実行に向けた支援 ・「中心市街地活性化基本計画」の策定及び実行のため、必要な情報提供、助言、相談対応を行います。
	まちなか居住の推進 ・道と市町村が連携し、まちなか居住の推進について検討します。
	郊外ニュータウン・大規模住宅団地の再生 ・郊外ニュータウン・大規模住宅団地における現状と再生に向けた課題の調査を行います。
H20	魅力ある商店街づくり ・商業関係団体が行う空き店舗を活用する取組、高度情報化の対応、地域住民と連携した取組や商店街内の共同施設の改修等の取組を支援します。
	中心市街地活性化の促進 ・中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定等に向け、商業関係団体が行う中心市街地の商業活性化への取組を支援します。
	地域コミュニティの再生 ・まちづくり活動や新たなサービスの提供など、先進的な取組によって地域経済の発展に寄与している商店街や個店の優れた取組を表彰するとともに、受賞者等を講師とするフォーラムを開催するほか、優良事例を道のホームページ等で発信します。 ・地域の商店街が大型店と連携したモデル的な地域貢献の取組を支援します。
	ガイドラインの適切な運用 ・コンパクトなまちづくりを推進する観点から、大規模集客施設の適正立地に寄与するため、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」(平成18年7月策定)の適切な運用を図ります。 ・道のホームページで大規模集客施設の設置者による「地域貢献計画」等に関する情報を発信します。
	「中心市街地活性化基本計画」の策定及び実行に向けた支援 ・「中心市街地活性化基本計画」の策定及び実行のため、必要な情報提供、助言、相談対応を行います。
	まちなか居住の推進 ・道と市町村が連携して、モデル的なまちなか居住を推進します。
	郊外ニュータウン・大規模住宅団地の再生 ・老朽化した公営住宅の建替等を契機とした郊外ニュータウン・大規模住宅団地の再生方策を検討します。



政策 84 長期滞在、体験移住、季節移住など、市町村や民間が進めている移住関連ビジネスが活性化する環境づくりに努めます。

#### 政策の展開方向

長期滞在、体験移住、季節移住など移住に関連する多様なビジネスモデルを生み出すため、市町村、民間と連携した交流会や研究会の開催など、移住ビジネスの活性化が図られるよう取組を進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	移住ビジネスの活性化に向けた環境づくり ・民間企業や各種団体等が幅広く連携・協働し移住・交流を推進していくために、市町村、民間企業等が参加する「北の大地への移住・交流推進会議(全道キャラバン)」や「移住・交流セミナー in 北海道」を開催します。
	民間と連携したビジネス研究会の開催 ・移住ビジネスの活性化を図るため、民間企業、商工会等の各種団体、市町村などで構成する「住んでみたい北海道」推進会議との連携によるビジネス研究会や交流会を開催します。
H20	民間と連携したビジネス研究会の開催 ・移住ビジネスの活性化を図るため、民間企業、商工会等の各種団体、市町村などで構成する「住んでみたい北海道」推進会議との連携によるビジネス研究会や交流会を開催します。

## 11 北海道らしい文化及びスポーツの振興

政策 85 アイヌ文化を次代に継承し、その営みを広く普及するため、「イオル」の再生や北海道開拓記念館のリニューアルによる「北海道ミュージアム」の設置に取り組みます。

〔【目標】 「北海道ミュージアム」の設置に着手（平成20年度）〕

### 政策の展開方向

「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」を踏まえ、アイヌ文化振興等施策推進会議構成機関のほか、関係市町村、アイヌ関係団体及び個人、関係機関等と連携・協力して、施策を推進します。

アイヌ文化を次代に継承するため、アイヌ民俗文化財の調査及び保存・伝承事業を進めるとともに、文化財の指定を推進します。

これまでの北海道開拓記念館の博物館機能の中に、アイヌ文化の継承の役割を盛り込んだ「北海道ミュージアム」構想を策定し、その具体化を図ります。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>先行実施地域における「イオル」の再生の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木等自然素材の植栽による空間の形成や不足している自然素材の試験栽培、空間や自然素材を活用したアイヌ文化の体験等の取組を実施します。</li> </ul>
	<p>アイヌ民俗文化財の保存と伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口承文芸や生活を支えてきた民俗技術などの調査を行います。</li> <li>アイヌの生活用語、伝統的な風俗習慣、古式舞踊など地域の保存・伝承活動を支援します。</li> </ul>
	<p>北海道ミュージアム基本構想の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内関係部局によるワーキンググループを設置し、北海道ミュージアムの実現に向けての課題の整理等を行います。</li> </ul>
H20	<p>先行実施地域における「イオル」の再生の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木等自然素材の植栽による空間の形成や不足している自然素材の試験栽培、空間や自然素材を活用したアイヌ文化の体験等の取組を実施します。</li> </ul>
	<p>アイヌ民俗文化財の保存と伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>口承文芸や生活を支えてきた民俗技術などの調査を行い、重要なものの文化財の指定を促進します。</li> <li>アイヌの生活用語、伝統的な風俗習慣、古式舞踊など地域の保存・伝承活動を支援します。</li> </ul>
	<p>北海道ミュージアム基本構想の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間有識者等で構成する検討委員会を設置し、北海道ミュージアム基本構想の検討を進めます。</li> </ul>

政策 86 「縄文文化」をテーマとして国内外の交流の輪を拡大し、「環日本海・環太平洋縄文文化圏」の形成をめざします。

政策の展開方向

「自然と共生する文化」、「森林の文化」といわれる縄文文化の情報発信や、様々な交流活動の展開を図りながら、環日本海・環太平洋縄文文化圏の形成をめざします。

北海道と北東北3県(青森・秋田・岩手)に所在する縄文遺跡の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4道県(北海道、青森県、秋田県、岩手県)の縄文文化関係者による「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設立準備を進めます。</li> </ul>
	<p>「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」の設置と提案書の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4道県の関係者による「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」の設置に向けた取組を進めるとともに、世界文化遺産暫定一覧表への登載をめざし、ワーキンググループ会議において協議を行い、縄文遺跡を遺産候補とした「共同提案書」を国に提出します。</li> </ul>
	<p>縄文文化の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページ等により縄文文化関係の活動団体の情報や遺跡の紹介等、縄文文化に関する情報を提供します。</li> </ul>
H20	<p>「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設立及び施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北の縄文文化回廊づくり推進協議会(仮称)」の設立に向けた取組を進めるとともに、同協議会の取組の検討結果を踏まえ、施策を検討します。</li> </ul>
	<p>「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」における取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」において、世界文化遺産暫定一覧表登載をめざした具体的な取組を検討します。</li> </ul>
	<p>縄文文化の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページ等により縄文文化関係の活動団体の情報や遺跡の紹介等、縄文文化に関する情報を提供します。</li> </ul>

政策 87 道民が健やかに暮らす「健康文化」の創造をめざし、フットパス運動、生活習慣病ゼロ対策など、「560万道民・健康づくり運動」を展開します。

【目標】 「560万道民・健康づくり」運動の展開（平成20年度～）

#### 政策の展開方向

特定健康診査・特定保健指導の開始により、糖尿病等の有病者・予備群の減少を図り、さらに、道民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むため、市町村や関係団体と一体となって、道民の健康づくり運動を展開します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域・職域連携推進連絡会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな生活習慣病対策として、保険者に義務づけられる特定健診・特定保健指導體制の整備及び地域における健康づくり対策の総合的な推進を図るため、全ての2次保健医療福祉圏域に、地域・職域連携推進連絡会を設置します。</li> <li>保険者と事業者の協力体制づくりを目的として、平成20年4月に向けた特定健診・特定保健指導の実施にかかる研修会を保健福祉事務所保健福祉部、地域保健部（16ヶ所）で、開催します。</li> </ul>
	<p>特定健康診査・特定保健指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道健康増進計画「すこやか北海道21」に「生活習慣病予防に係る目標及び推進方針」を盛り込みます。</li> <li>生活習慣病の病態に関する十分な知識や行動変容につながる保健指導技術を持つ人材を育成する研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>健康づくりの環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道民の健康づくりの日」及び「道民健康づくり推進週間」などで、「すこやかほっかいどう10カ条」を普及します。</li> <li>栄養・食生活、運動、たばこ等の健康づくりに関する情報をテレビ・ラジオ等のマスメディアを活用して提供します。</li> <li>市町村の健康づくり事業の情報収集に努めます。</li> <li>「市町村健康増進計画」の策定を支援します。</li> <li>「北海道健康づくり協働宣言実施団体」の拡大に努めます。</li> <li>健康的な食生活を身につけることができる「どさんこ食事バランスガイド」を普及します。</li> <li>身近で気軽にウォーキングを楽しむコースとしての「すこやかロード」の認定や「ノルディック・ウォーキング」の普及など、運動環境の整備を図ります。</li> </ul>
H20	<p>健康づくり行動指針の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域・職域連携推進協議会において、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」に基づく健康づくり行動指針のアクションプランの推進管理・評価を行い、地域の健康づくり体制の整備及び連携調整を図ります。</li> </ul>
	<p>特定健康診査・特定保健指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病の病態に関する十分な知識や行動変容につながる保健指導技術を持つ人材を育成する研修会を開催するとともに、医師、保健師、栄養士等の連携を推進するためシンポジウムを開催します。</li> </ul>
	<p>健康づくりの環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「道民の健康づくりの日」及び「道民健康づくり推進週間」などで、「すこやかほっかいどう10カ条」を普及します。</li> <li>「市町村健康増進計画」の策定支援や「北海道健康づくり協働宣言実施団体」の拡大、「どさんこ食事バランスガイド」の普及、「すこやかロード」や「ノルディック・ウォーキング」の普及拡大に努めます。</li> <li>市町村が実施している模範的な健康づくりに関する取組を、ホームページ等で広くPRします。</li> </ul>

政策 88 市民ランナーの参加にも門戸を一層広げる時間制限を撤廃したマラソン大会の開催や冬期スポーツのアスリート育成など、スポーツの振興を図ります。

#### 政策の展開方向

道内各地で開催されているマラソン大会の現状等を把握した上で、時間制限の撤廃（延長を含む）等、多くのランナーが参加しやすい条件づくりを検討します。

冬季スポーツの競技人口の拡大や競技力の向上を図るため、市町村、学校、関係団体や企業等からなるネットワークの構築やアスリートの育成を図るモデル事業を推進し、その成果を普及啓発します。

「北海道スポーツ振興計画」を見直し、平成20年度を計画期間の始期とした「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」を策定し、スポーツの総合的な振興を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>時間制限を撤廃したマラソン大会の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内で行われている主なマラソン大会の開催状況、開催にあたっての課題等を整理します。</li> <li>・行政やスポーツ関係団体、経済団体等と時間制限を撤廃した（延長を含む）マラソン（時間無制限マラソン）大会開催に当たっての課題について検討します。</li> </ul>
	<p>冬季スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余市町（スキージャンプ）及び帯広市（スピードスケート）をモデル地域として、関係機関により設置される地域協議会に「地域における冬季スポーツ振興モデル事業」を委託し、地域の資源を活かした振興対策について事業計画を策定します。</li> </ul>
	<p>「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを通じた道民の意見等を踏まえて、「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」を策定します。</li> </ul>
H20	<p>時間制限を撤廃したマラソン大会開催計画の取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走行コースや警備方法のあり方など、大会開催に向けた計画を取りまとめます。</li> </ul>
	<p>冬季スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2箇所のモデル地域での地域協議会において、事業計画に基づき具体的な振興対策を推進します。</li> </ul>
	<p>「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二次北海道スポーツ振興計画（仮称）」に基づき、本道の総合的なスポーツ振興を図ります。</li> </ul>

政策 89 舞台芸術やストリートパフォーマンスなど多様な文化活動のステージを提供するほか、演劇・音楽など地域住民の自主的な文化活動を支援し、地域文化を振興します。

政策の展開方向

舞台芸術やストリートパフォーマンスなど、身近に親しめる多様な文化芸術活動（パフォーマンス活動）を行う人々に活動の場を提供するとともに、地域住民が参加して行う演劇や音楽など地域の自主的な文化活動を支援し、地域文化の振興を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>多様な文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大道芸人やストリートミュージシャンなどパフォーマンス活動を行う方々を「赤れんがアーティスト」として登録し、赤れんが庁舎前庭を「赤れんがアーティスト広場」として、パフォーマンス活動の場を提供します。</li> </ul>
	<p>(財)北海道文化財団の共催事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の参加による自主的・創造的な舞台発表活動や展示発表活動など、(財)北海道文化財団が共催して行う事業に対し助成します。</li> </ul>
	<p>地域の舞台芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となった演劇やミュージカルなど創造的舞台芸術活動を行っている団体が行う公演の招へいや地域間交流公演のほか、道民参加型のワークショップセミナーなどを開催します。</li> </ul>
H20	<p>多様な文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大道芸人やストリートミュージシャンなどパフォーマンス活動を行う方々を「赤れんがアーティスト」として登録し、赤れんが庁舎前庭を「赤れんがアーティスト広場」として、パフォーマンス活動の場を提供するとともに、パフォーマー間のネットワークづくりを支援します。</li> </ul>
	<p>(財)北海道文化財団の共催事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の参加による自主的・創造的な舞台発表活動や展示発表活動など、(財)北海道文化財団が共催して行う事業に対し助成します。</li> </ul>
	<p>地域の舞台芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が主体となった演劇やミュージカルなど創造的舞台芸術活動を行っている団体が行う公演の招へいや地域間交流公演のほか、道民参加型のワークショップセミナーなどを開催します。</li> </ul>

政策 90 北海道遺産や地域ならではの文化施設の活用を観光・教育など幅広い分野に浸透させ、ネットワークの拡大など、さらなるステップアップをめざします。

政策の展開方向

北海道遺産を観光、教育など幅広い分野で浸透させるとともに、地域の宝物を発掘し情報発信などを行う「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト（仮称）」の展開を促進するなど、北海道遺産構想のステップアップを図ります。

北海道の文化的な資源をジャンル別に紹介している北海道文化資源データベースにより、引き続き文化観光資源情報を発信し、地域での活性化を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	北海道遺産の普及・啓発 ・北海道遺産構想推進協議会と連携し、ホームページ等を活用して、北海道遺産の物語を伝える普及・啓発活動に取り組みます。
	「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト（仮称）」の実施 ・北海道遺産構想推進協議会が取り組む「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト（仮称）」を支援します。
	北海道遺産を活用した取組の支援 ・北海道遺産構想推進協議会が取り組む「大好き HOKKAIDO! 観光プラン大賞」を支援します。 ・北海道遺産構想推進協議会が取り組む今後の本州に向けた事業展開を検討するための首都圏・関西圏を対象にした北海道遺産の認知度調査を支援します。 ・関係機関・企業等とタイアップし、北海道遺産を観光資源としてPRします。 ・各地域の北海道遺産を活用した取組を支援します。
	北海道の文化観光資源情報の発信 ・北海道文化資源データベースの内容を更新し、道のホームページを通じて情報発信することにより、活力ある地域づくり、まちづくりを支援します。
H20	北海道遺産の普及・啓発 ・北海道遺産構想推進協議会と連携し、北海道遺産の物語を伝える普及・啓発活動に取り組みます。
	「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト（仮称）」の実施 ・北海道遺産構想推進協議会が取り組む「ほっかいどう ムラの遺産プロジェクト（仮称）」を支援します。
	北海道遺産を活用した取組の支援 ・北海道遺産を観光資源としてPRするため、関係機関企業等とタイアップした事業を実施します。 ・各地域の北海道遺産を活用した取組を支援します。
	北海道の文化観光資源情報の発信 ・北海道文化資源データベースにより情報発信し、活力ある地域づくり、まちづくりを支援します。

政策 91 道内各地で語り継がれている言い伝え、生活史などを掘り起こし、後世に伝えていく「デジタル絵本」の取組を推進します。

政策の展開方向

各地域で語り継がれている言い伝えや生活史などを地域に住んでいる方々が掘り起こし、「デジタル絵本」として残すことで次世代に伝えていくふるさとへの誇りや郷土を愛する心を育む取組を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>『「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館』の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広くデジタル絵本を募集し、「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館を充実します。</li> <li>・ 20年度の北海道洞爺湖サミットにおいて、北海道の歴史や文化などを発信していくために、国際デジタル絵本学会とタイアップして、「環境との共生」をテーマとした絵本を募集し、照会します。</li> </ul>
	<p>民間とのタイアップによるデジタル絵本の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル絵本を活用した民間とのタイアップ事業により、広くデジタル絵本の物語を紹介します。</li> </ul>
H20	<p>『「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館』の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広くデジタル絵本を募集し、「伝えたい北海道の物語」デジタル絵本館を充実します。</li> </ul>
	<p>民間とのタイアップによるデジタル絵本の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル絵本を活用した民間とのタイアップ事業に取り組み、広くデジタル絵本の物語を紹介します。</li> </ul>



政策 92 北海道厚生年金会館の存続に向け、札幌市や経済界との連携を図り、道としての役割をしっかりと果たします。

政策の展開方向

札幌市及び札幌商工会議所と連携して、北海道厚生年金会館の存続方策について検討を進めるとともに、国等と必要な調整を行うなど、道としての役割を果たしていきます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	関係者との連携等 ・道、札幌市、札幌商工会議所の三者が連携して存続検討会議を開催し、北海道厚生年金会館の存続に向けた基本的な方針の検討を進めます。
	国との調整 ・道は、国との調整役を担います。
H20	関係者との連携等 ・三者が連携して存続検討会議を開催し、北海道厚生年金会館の存続に向けた具体的な存続方策の検討を進めます。
	国との調整 ・道は、国との調整役を担います。

## 1 2 東北地方や東アジアなど国内外との交流の促進

政策 93 新幹線のメリットを視野に入れて、東北各県や北関東をはじめとした国内各地との観光やビジネスなどの広汎な交流を加速します。

### 政策の展開方向

高速性、輸送能力、定時性、安全性などの優れた特性を有する新幹線のメリットを活用し、東北地域や北関東をはじめ、国内各地域との観光やビジネスなど幅広い分野における交流・連携を促進するための取組について検討を進めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>庁外検討会議構成機関による活用策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道新幹線開業効果拡大・活用検討会議（庁外検討会議）の各構成機関が取り組む新幹線の活用方策についての検討状況等を迅速に把握するとともに、検討を支援するための相談対応及び関係機関との調整などを行います。</li> <li>各構成機関による活用方策の検討状況等について、庁外検討会議構成メンバーに情報提供を行うとともに、情報共有と意見交換を通じて、効果的な活用方策づくりを応援します。</li> </ul>
	<p>観光や地域間交流などの促進に向けた取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道新幹線開業効果拡大・活用庁内検討会議（庁内検討会議）において、観光や地域間交流などの分野における交流・連携を促進するための取組について検討を進めます。</li> <li>庁外検討会議の各構成機関による検討状況等や構成メンバーの意見等を踏まえて、道が取り組む活用方策についての検討を進めます。</li> </ul>
H20	<p>庁外検討会議構成機関による活用策の検討及び取組の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁外検討会議の各構成機関が取り組む新幹線の活用方策についての検討状況等を迅速に把握するとともに、検討を支援するための相談対応及び関係機関との調整などを行います。</li> <li>各構成機関による活用方策の検討状況等について、庁外検討会議構成メンバーに情報提供を行うとともに、情報共有と意見交換を通じて、効果的な活用方策づくりを応援します。</li> <li>各構成機関が行う新幹線の活用に向けた事業等について、ホームページなどを活用して広く情報発信を行います。</li> </ul>
	<p>観光や地域間交流などの促進に向けた取組の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁外検討会議の各構成機関による検討状況等や構成メンバーの意見等を踏まえて、道が取り組む活用方策についての検討を進めます。</li> </ul>
	<p>札幌開業に向けた新幹線の活用方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道新幹線の札幌延伸を見据えて、開業効果を最大限に享受するための取組についての検討を行うために、産学官など道内各界で構成する新たなオール北海道体制による検討組織の設置について検討を進めます。</li> </ul>

政策 94 成長著しい中国や韓国など東アジア諸国やロシア極東地域等の巨大マーケットをターゲットに、貿易や観光など経済交流を重視した戦略的な交流を展開します。

#### 政策の展開方向

東アジア地域などをターゲットに外国人観光客の誘致活動を展開します。  
 海外拠点の活用を図り、経済交流関係団体と連携して、道内企業と海外企業等との経済交流の促進に努めます。  
 情報収集・提供の強化、人材育成の推進、事業家の支援等による企業の海外展開の支援を行います。  
 これらの取組にあたっては、道、関係行政機関、経済交流関係団体、金融機関などとの情報交換を密にし、事業の共同実施などの相互連携も図りながら、企業の自主的かつ意欲ある取組を支援します。  
 ロシア極東地域については、北海道サハリン事務所を通じた情報の収集や「ロシア極東地域との経済協力発展プログラム」を活用した道内企業の参入促進、道産品の販路拡大など、経済交流の一層の推進に取り組みます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	海外からの観光客誘致活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展（韓国、香港、中国、シンガポール、台湾）、海外からの旅行関係者の招へい（韓国、香港、台湾など）、観光ミッションの派遣（台湾、中国）、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。</li> </ul>
	実践的ノウハウや具体的な取引機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>海外販路拡大のためのセミナーやコンサルティングを開催します。</li> <li>各種情報媒体による販路拡大機会に関する情報を提供します。</li> </ul>
	中国（上海）、韓国、台湾への販路拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>中国（上海）では、道産品のテスト輸出や見本市への出展を行います。</li> <li>韓国では、道産品の展示・紹介を行います。</li> <li>台湾では、現地バイヤー等を対象とした道産品のアンテナスペースの設置等を行います。</li> </ul>
	北東アジアとの経済交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>経済調査団の派遣（遼寧省、吉林省）と現地商談会を開催するとともに、中国からの経済調査団の受入（吉林省）と商談会の開催を行います。</li> </ul>
	「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」に基づくビジネスマッチング等の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力発展プログラム」については、道案を決定（平成19年10月決定）し、ロシア側と協議を行い、平成20年3月までにロシア側と合意・署名の予定です。</li> <li>サハリン州から企業関係者を招へいし、道内企業との商談を実施します。</li> </ul>
H20	情報収集や関係機関との連携による道内企業参入の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道サハリン事務所と北海道ビジネスセンターが共同で企業訪問を実施するなど、情報収集・提供に努めます。</li> </ul>
	海外からの観光客誘致活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展、海外からの旅行関係者の招へい、観光ミッションの派遣、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。</li> </ul>
	実践的ノウハウや具体的な取引機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>現地バイヤー拡大のための見本市出展、現地バイヤーとの商談会の開催、消費者や現地バイヤーを対象とした道産品のアンテナスペース等の設置を行います。</li> <li>高所得者層の多い中国等を対象に、道産品の知名度向上や輸出チャンネルの拡大を図ります。</li> </ul>
	北東アジアとの経済交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>経済調査団の派遣、中国からの経済調査団（中国東北3省）を受入れるとともに、商談会を開催します。</li> </ul>
	ロシア極東地域との経済交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>ロシア極東3地域との経済交流についての協議を実施します。</li> <li>北海道ビジネスセンターと連携して、サハリンを中心としてロシアのビジネスに関する情報の収集・提供を行います。</li> </ul>

政策 95 姉妹提携などに基づき、カナダ・アルバータ州や米国・マサチューセッツ州、ロシア・サハリン州などとの友好・経済交流を着実に推進していきます。

政策の展開方向

姉妹・友好提携などに基づき、カナダ・アルバータ州や中国・黒竜江省、米国・マサチューセッツ州、ロシア・サハリン州、韓国・釜山広域市及び慶尚南道などと相互に実りある発展のための友好・経済交流を着実に推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>姉妹・友好提携地域との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>釜山広域市において北海道紹介展を開催します。</li> <li>青少年交流事業や農業技術者の相互交流などを実施します。</li> </ul>
	<p>「北方圏フォーラム」への参加など北方圏交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユース・エコ・フォーラムに道内青少年を派遣します。</li> <li>ヒグマ・ワーキンググループに道内研究者を派遣します。</li> </ul>
	<p>民間との協働による中国との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>札幌・大連線就航に伴う地方自治体首長シンポジウムや輸出入商品交易会などに参加します。</li> <li>北海道・中国交流推進連携会議の設立とその活用を図ります。</li> </ul>
	<p>サハリン州との友好経済交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」に基づき、交流促進のためのサハリン州との合同会議を開催します。</li> </ul>
	<p>「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」10周年記念行事の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度の提携10周年に向け、記念行事の開催についてサハリン州側との協議を進めます。</li> </ul>
H20	<p>姉妹・友好提携地域との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交流の主体となる民間団体へ支援などを行います。</li> </ul>
	<p>韓国との交流事業の推進と裾野の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年交流事業や農業技術者の相互交流などを実施します。</li> <li>民間交流などを促進する研究会やインターネット会議を開催します。</li> </ul>
	<p>「北方圏フォーラム」への参加など北方圏交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユース・エコ・フォーラムに道内青少年を派遣します</li> <li>ヒグマ・ワーキンググループに道内研究者を派遣します。</li> </ul>
	<p>民間との協働による中国との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道・中国交流推進連携会議の運営とその活用を行います。</li> <li>「21世紀東アジア大交流計画」に基づく民間団体の活動への支援などを行います。</li> </ul>
	<p>サハリン州と幅広い分野での友好経済交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」に基づく知事会議や合同会議を実施します。</li> </ul>
	<p>「北海道とサハリン州との友好・経済協力に関する提携」10周年記念行事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サハリン州側と協議を進め、記念行事を開催します。</li> </ul>

政策 96 東アジア諸国を対象としてさまざまな情報を収集・分析し、道内企業の経済交流に結びつける「東アジア研究センター」を設置します。

[ 【目標】 「東アジア研究センター」の設置(平成20年度) ]

#### 政策の展開方向

急速に交流が拡大しつつある中国や韓国等の東アジア諸国との多様な交流を促進するため、情報の収集・分析を行う「東アジア研究センター」の設置について、既存の国際関係団体の活用を含めて、検討を進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「東アジア研究センター」の設置に向けた検討 ・外部有識者などによる「国際化推進委員会」の意見などを参考にして、「東アジア研究センター」の機能などについて検討します。
H20	「東アジア研究センター」の設置 ・「東アジア研究センター」を設置・運営し、東アジア地域の情報の収集・分析・発信などを行い、多様な交流が促進されるよう努めます。

政策 97 先進的な産業技術の協力や外国の子どもたちの教育旅行の受け入れなど、双方に大きな契りをもたらす交流を推進します。

政策の展開方向

【産業技術等の協力】

石炭の生産・保安技術や農林水産業、環境関連の技術など、本道の有する先進的な産業技術を活かした技術協力や技術移転を行うなど、JICA等を通じて交流相手先が抱える課題の解決に資する交流を進めていきます。

【国際理解の促進】

国際性豊かな人材を育成するため、外国語指導助手の活用などによる国際理解教育の充実を図るとともに、外国の子どもたちの教育旅行などの受け入れの促進や、受入環境の整備などに努めます。

互いの文化、習慣、価値観などを理解し、国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、姉妹州等との高校生の交換留学を実施します。

外国人青少年の教育旅行を受け入れて、青少年同士の交流を図り、将来にわたりリピーターとなり得る若年層の本道への来訪を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【産業技術等の協力】</p> <p>炭鉱技術者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アジア産炭国炭鉱技術者に対する研修事業を行う国の「産炭国石炭産業高度化事業」の円滑な推進が図られ、エネルギー政策として平成20年度以降も継続実施されるよう国に要望します。</li> </ul>
	<p>炭鉱技術者の受入研修事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修場所となる釧路炭鉱の保安確保のための設備機器の設置等に必要な経費の一部を助成します。</li> </ul>
	<p>海外技術研修員等に対する受入体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(社)北方圏センターが実施する研修員受け入れの取組に対し助成します。</li> </ul>
	<p>JICAが実施する専門家や青年海外協力隊員等の派遣事業への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAが実施する青年海外協力隊員等の募集のパンフレットを配布するなど、道民に対する周知等について協力します。</li> <li>道職員が青年海外協力隊員等へ参加することについて積極的に奨励します。</li> <li>JICAが実施する研修に対し、派遣国の要望を踏まえた講師を派遣するとともに、道有施設への視察を受け入れるなど、効果的な研修となるよう協力します。</li> </ul>
	<p>農業分野における国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICAが実施している開発途上国から本道の農業技術等の習得のために訪れる研修員の受入に協力します。</li> <li>道内の農業者を農業先進国に研修生として派遣し、国際的視野や技術等の習得及び相互の交流を進めます。</li> </ul>
	<p>水産技術に関する研究交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道立水産試験場とロシア連邦サハリン漁業海洋学研究所との間で、関連する水産資源の保護や漁獲管理等に関して試験研究分野における協力関係の構築を図り、本道水産資源の維持管理に努めます。</li> </ul>
	<p>環境に関する技術協力や交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JICA等と連携して環境に関する分析技術研修の受入などを実施します。</li> </ul>
	<p>【国際理解の促進】</p> <p>外国語指導助手や留学生などと子どもたちとの交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国語指導助手等を学校などに派遣して、子どもたちとの交流を促進します。</li> <li>道内の留学生をサポーターとして登録し、学校などに派遣する事業に対して支援します。</li> </ul>
	<p>外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国語指導助手による指導の充実を図り、外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</li> </ul>
	<p>国際理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交流が活発化している中国及びロシアから語学指導助手として教員を招致し、英語以外の外国語教育の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。</li> </ul> <p>海外からの教育旅行を活用した国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流団体等と連携して、来道する外国の子どもたちのホームステイ、ホームビジット等を行います。</li> </ul>

H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携を図り、海外からの教育旅行で来道する学校や団体と生徒同士の交流を行うなど、国際理解教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>高校生の交換留学の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異文化を体験し、相互理解及び交流を推進するため、姉妹州であるカナダ・アルバータ州との高校生の交換留学を実施します。</li> </ul>
	<p>訪日教育旅行の本道への誘致促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日教育旅行の本道への誘致を促進するため、受入体制の整備、教育旅行環境紹介ツールの作成、海外でのプロモーション活動の実施などに取り組みます。</li> </ul>
H20	<p><b>【産業技術等の協力】</b></p> <p>炭鉱技術者研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア産炭国炭鉱技術者に対する研修事業を行う国の「産炭国石炭産業高度化事業」の円滑な推進が図られ、エネルギー政策として平成21年度以降も継続実施されるよう国に要望します。</li> </ul> <p>炭鉱技術者の受入研修事業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の事業の動向などを踏まえつつ、研修場所となる釧路炭鉱の保安確保に必要な設備機器の設置等に必要な経費の一部助成について検討します。</li> </ul> <p>海外技術研修員等に対する受入体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（社）北方圏センターが実施する研修員を受け入れの取組に対し助成します。</li> </ul> <p>JICAが実施する専門家や青年海外協力隊員等の派遣事業への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAが実施する青年海外協力隊員等の募集パンフレットを配布するなど、道民に対する周知等について協力します。</li> <li>・道職員が青年海外協力隊員等へ参加することについて積極的に奨励します。</li> <li>・JICAが実施する研修に対し、派遣国の要望を踏まえた講師を派遣するとともに、道有施設への視察を受け入れるなど、効果的な研修となるよう協力します。</li> </ul> <p>農業分野における国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAが実施している開発途上国から本道の農業技術等の習得のために訪れる研修員の受入に協力します。</li> <li>・道内の農業者を農業先進国に研修生として派遣し、国際的視野や技術等の習得及び相互の交流を進めます。</li> </ul> <p>水産技術に関する研究交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道立水産試験場とロシア連邦サハリン漁業海洋学研究所との間で、関連する水産資源の保護や漁獲管理等に関して試験研究分野における協力関係の構築を図り、本道水産資源の維持管理に努めます。</li> </ul> <p>環境に関する技術協力や交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA等と連携して環境に関する分析技術研修の受入などを実施します。</li> </ul> <p><b>【国際理解の促進】</b></p> <p>外国語指導助手や留学生などと子どもたちとの交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手等を学校などに派遣して、子どもたちとの交流を促進します。</li> <li>・道内の留学生をサポーターとして登録し、学校などに派遣する事業に対して支援します。</li> </ul> <p>外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手による指導の充実を図り、外国語(英語)によるコミュニケーション能力の育成に努めます。</li> </ul> <p>国際理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流が活発化している中国及びロシアから語学指導助手として教員を招致し、英語以外の外国語教育の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。</li> </ul> <p>海外からの教育旅行を活用した国際理解教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流団体等と連携して、来道する外国の子どもたちのホームステイ、ホームビジット等を行います。</li> <li>・関係機関と連携を図り、海外からの教育旅行で来道する学校や団体と生徒同士の交流を行うなど、国際理解教育の充実を図ります。</li> </ul> <p>高校生の交換留学の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異文化を体験し、相互理解及び交流を推進するため、姉妹州であるカナダ・アルバータ州との高校生の交換留学を実施します。</li> </ul> <p>訪日教育旅行の本道への誘致促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日教育旅行の本道への誘致を促進するため、受入体制の整備、海外でのプロモーション活動の実施などに取り組みます。</li> </ul>

政策 98 北方領土については、外交交渉を通じて返還が早期に実現されるよう国に強く求めていきます。また、その機運を醸成するため、島民との交流や学校での学習の充実に努めます。

政策の展開方向

北方領土については、外交交渉を通じ、早期に返還が実現されるよう国に強く求めます。道においても、関係団体等と連携を図りながら、次代を担う若い世代に対する啓発強化や、児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができるよう、学校での学習の充実に努めるなどして返還実現に向けた国内外の気運の醸成を図るとともに、北方四島在住ロシア人との相互理解の一層の推進、返還要求運動の拠点としての北方領土隣接地域の振興等に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>国に対する強力な外交交渉の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北方領土返還促進政府要請・国会請願」を行うほか、国費予算要望、関係大臣等による北方領土視察の際などに、強力な外交交渉の実施等の要望を行います。</li> </ul>
	<p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月の「北方領土返還要求運動強調月間」には、北方領土ノサップ岬マラソン大会や北方領土返還要求北海道・東北国民大会を開催します。</li> <li>1月21日～2月20日の「特別啓発期間」には、北方領土フェスティバルを開催します。</li> <li>北方領土問題に関する取組や各種行事について、メルマガ「北方領土」により情報発信します。</li> <li>サハリン州の大学生を北海道に受け入れ、大学生同士による北方領土問題の対話交流を行います。</li> </ul>
	<p>北方四島交流等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方四島交流北海道推進委員会と連携を密にしながら、日ロ双方の相互理解や友好を深め、領土問題が一日も早く解決されるよう交流事業を推進します。</li> <li>北方領土問題についての世論の啓発を行うとともに、四島在住ロシア人との交流の促進を図るために設置した北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）の利用促進を図ります。</li> </ul>
	<p>北方領土隣接地域の振興等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土隣接地域の振興計画を策定し、地域の振興事業に対する支援を行います。</li> <li>北方領土返還要求運動関係団体等の活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して啓発活動や北方四島交流などを推進します。</li> <li>北方四島の元居住者団体の活動を支援するとともに、これと連携して元住民に対する援護事業を推進します。</li> </ul>
	<p>教員等の研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会」、「初任者研修」など教員等を対象とした研修において、北方領土に関する学習の一層の充実に努める講座を取り入れます。</li> </ul>
	<p>学習資料等の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月7日の「北方領土の日」などにおいて、児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができる児童生徒向けの資料や北方領土学習の優れた実践例の活用を促します。</li> </ul>
H20	<p>国に対する強力な外交交渉の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北方領土返還促進政府要請・国会請願」を行うほか、国費予算要望、関係大臣等による北方領土視察の際などに、強力な外交交渉の実施等の要望を行います。</li> </ul>
	<p>啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>8月の「北方領土返還要求運動強調月間」には、北方領土ノサップ岬マラソン大会や北方領土返還要求北海道・東北国民大会を開催します。</li> <li>1月21日～2月20日の「特別啓発期間」には、北方領土フェスティバルを開催します。</li> <li>北方領土問題に関する取組や各種行事について、「メルマガ北方領土」により情報発信します。</li> <li>北海道の大学生をサハリン州に派遣し、大学生同士による北方領土問題の対話交流を行います。</li> </ul>
	<p>北方四島交流等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方四島交流北海道推進委員会と連携を密にしながら、日ロ双方の相互理解や友好を深め、領土問題が一日も早く解決されるよう交流事業を推進していきます。</li> <li>北方領土問題についての世論の啓発を行うとともに、四島在住ロシア人との交流の促進を図るために設置した北方四島交流センター（ニ・ホ・ロ）の利用促進を図ります。</li> </ul>
	<p>北方領土隣接地域の振興等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方領土隣接地域の振興計画に基づき、地域の振興事業に対する支援を行います。</li> <li>北方領土返還要求運動関係団体等の活動を支援するとともに、これらの団体等と連携して啓発活動や北方四島交流などを推進します。</li> <li>北方四島の元居住者団体の活動を支援するとともに、これと連携して元住民に対する援護事業を推進します。</li> </ul>
	<p>教員等の研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会」、「初任者研修」など教員等を対象とした研修において、北方領土に関する学習の一層の充実に努める講座を継続して取り入れます。</li> </ul>
	<p>学習資料等の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2月7日の「北方領土の日」などにおいて、児童生徒が北方領土への関心を高め、正しい認識を身に付けることができる児童生徒向けの資料や北方領土学習の優れた実践例の活用を継続して促します。</li> </ul>



政策 99 北海道のPRや交流促進のため、国際会議等の道内開催に向けた誘致活動を積極的に展開します。

政策の展開方向

北海道内において開催可能な国際会議の情報収集・分析に努め、国際会議の誘致活動を促進します。

2008年7月に開催される主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)の開催に向けて、警備や交通、通信などの各般の準備が円滑に進むよう、受入体制の整備に努めていくとともに、同会議の開催を通じ、食や観光といった分野における本道の魅力の発信や交流等を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【国際会議の誘致活動】</p> <p>「第19回国連軍縮会議 in 札幌」への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第19回国連軍縮会議」の開催経費を負担するとともに実行委員会に参画するなど、開催に向けた支援をします。(平成19年8月27日~29日までの3日間開催)</li> </ul>
	<p>道内で開催可能な国際会議情報の収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や関係団体等と連携を密にして国際会議情報の収集に努めるとともに、誘致可能な国際会議について本道に対する効果や財政負担などを総合的に判断したうえで誘致活動に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【北海道洞爺湖サミットの開催】</p> <p>北海道洞爺湖サミット推進本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サミット開催に向けて、全庁をあげて取り組むことを目的に、「北海道洞爺湖サミット推進本部」を設置します。(平成19年6月設置済)</li> </ul>
	<p>北海道洞爺湖サミット道民会議の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サミット開催に向けて、官民一体となった北海道全体の受入体制の確立と、関連事業の実施により本道の活性化に資することを目的に、「北海道洞爺湖サミット道民会議」を設立します。(平成19年6月設立済)</li> </ul>
	<p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の出先機関との情報共有を目的に、北海道洞爺湖サミット連絡会議を開催します。</li> </ul>
	<p>北海道・北海道洞爺湖サミット道民会議の取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設を安定的・効率的に提供するため「北海道洞爺湖サミット宿泊予約センター」を設置します。</li> <li>・地域住民への情報提供を目的とした地域住民懇話会を開催します。</li> <li>・北海道の魅力を発信するため、ポータルサイトを構築するほか、北海道の基本データを盛り込んだ「北海道ガイド」を制作・配布します。</li> <li>・プレスツアーや在京外国人記者及びサミット関係国大使館員などを対象にした「北海道洞爺湖サミットの夕べ」を開催します。</li> <li>・オール北海道による歓迎・おもてなし気運の醸成を図るために、シンボルマークを作成するほか、ポスター、リーフレット等を作成・配布します。</li> </ul>
H20	<p>【国際会議の誘致活動】</p> <p>道内で開催可能な国際会議情報の収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や関係団体等と連携を密にして国際会議情報の収集に努めるとともに、誘致可能な国際会議について本道に対する効果や財政負担などを総合的に判断したうえで誘致活動に取り組みます。</li> </ul>
	<p>【北海道洞爺湖サミットの開催】</p> <p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道洞爺湖サミットの開催地として、消防や救急医療なども含め万全の受入体制を構築します。</li> </ul>
	<p>北海道・北海道洞爺湖サミット道民会議を中心とした取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公式行事に伴う歓迎交流事業を実施します。</li> <li>・各国代表やプレス関係者に対するインフォメーション機能を整備します。</li> <li>・北海道情報の発信拠点として、ルスツリゾート内に「北海道情報館」を設置します。</li> <li>・開催地周辺の環境美化活動の支援や安全・安心な道産食材の利用を促進します。</li> </ul>

### 1 3 交通ネットワークの整備

政策 100 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」を策定し、総合的な視点に立って北海道の交通ネットワーク基盤を整備します。

〔【目標】 「交通ネットワーク整備総合ビジョン」の策定（平成20年度） 〕

#### 政策の展開方向

「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」を策定し、北海道新幹線や高規格幹線道路網の整備、新千歳空港の機能強化や国際航空路線の充実など、連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」の検討 ・北海道運輸交通審議会における審議等を行い、「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」の策定作業を進めます。
H20	「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」の策定 ・北海道運輸交通審議会における審議等を行うとともに、パブリックコメントによる道民の皆さん等からの意見を踏まえて、「北海道交通ネットワーク整備総合ビジョン（仮称）」を策定します。 ・交通ビジョンに基づき、総合的な交通ネットワークの形成を計画的・重点的に進めます。

政策 101 北海道新幹線の「新青森 - 新函館間」の早期開業と、札幌延伸の早期着工をめざした取組を進めます。

[ 【目標】 北海道新幹線の札幌延伸の決定（平成20年度を目途） ]

#### 政策の展開方向

本道の幹線交通ネットワークの中核をなす北海道新幹線について、新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の新規着工に向けて、関係団体等との緊密な連携のもと、国等に強く働きかけます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の早期着工・完成に向けた建設促進活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道新幹線の建設促進について、道民の皆さん一人ひとりの気運の盛り上げを図るために、各種イベントを活用したPR活動やフォーラムの開催などの普及啓発活動を積極的に展開します。</li><li>・沿線市町や関係団体などと連携を図りながら、北海道が一体となった効果的な要請活動を強力に展開します。</li></ul>
H20	<p>新青森・新函館間の早期開業と札幌延伸の早期着工・完成に向けた建設促進活動の展開</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道新幹線の建設促進について、道民の皆さん一人ひとりの気運の盛り上げを図るために、各種イベントを活用したPR活動やフォーラムの開催などの普及啓発活動を積極的に展開します。</li><li>・沿線市町や関係団体などと連携を図りながら、北海道が一体となった効果的な要請活動を強力に展開します。</li></ul>

政策 102 地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路の整備を促進します。

#### 政策の展開方向

広域分散型の本道において、地域間交流や産業経済活動を加速する上で欠かせない高規格幹線道路網の早期整備が図られるよう、地元市町村や関係団体など一体となり国や関係機関等に強く働きかけます。

高速道路の利用促進を図るため、E T C 利用による料金割引等の情報提供や広報活動を実施し、E T C の普及を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>関係機関への要請活動と広報 P R 活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後の具体的な道路の姿を示す国の中期計画の策定に際し、北海道の高速道路の必要性や緊急性についてアピールします。</li><li>・地元市町村や関係団体と一体となって国や関係機関に要請活動を行い、北海道の高速道路の必要性や緊急性を強くアピールします。</li><li>・各種イベント時やメディアを利用するなどして、北海道の高速道路の必要性や緊急性を道内外に広く P R します。</li></ul>
	<p>E T C の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ E T C 利用による料金割引等の情報を道のホームページや広報誌等に掲載します。</li></ul>
H20	<p>関係機関への要請活動と広報 P R 活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地元市町村や関係団体と一体となって国や関係機関に要請活動を行い、北海道の高速道路の必要性や緊急性を強くアピールします。</li><li>・各種イベント時やメディアを利用するなどして、北海道の高速道路の必要性や緊急性を道内外に広く P R します。</li></ul>
	<p>E T C の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ E T C 利用による料金割引等の情報を道のホームページや広報誌等に掲載します。</li></ul>

政策 103 新千歳空港の国際旅客ターミナルの整備やインターチェンジの設置など空港機能の強化を図るとともに、国際旅客貨物便の誘致を促進するなど、空港を核として経済効果を全道に波及させるプロジェクトを推進します。

〔【目標】 新千歳空港を機能強化するとともに、同空港を核に経済効果を全道に波及させるプロジェクトを展開（平成19年度～）〕

#### 政策の展開方向

新千歳空港を人やものが活発に交流する国際拠点空港として発展させるため、国際線旅客ターミナルビルの早期整備、長距離国際路線が安定就航できる空港としての整備、一部外国エアラインの乗り入れの拡大が重要であることから、引き続き経済界と連携しながら、空港機能の強化について国へ要請します。

経済界などとの連携のもとに国内外の航空会社などへプレゼンテーションを実施し、国際航空定期便の誘致を進めるとともに、道民の海外旅行の促進や外国人観光客の来訪者拡大に向けた事業の実施による旅客需要の開発など、経済活性化に向けた取組を進めます。

新たなインターチェンジの設置に向け、必要な調査・設計を進め、事業の着手をめざします。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	国際拠点空港機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際線旅客ターミナルビルの整備について、計画どおり進められるよう国に要請します。</li> <li>一部外国エアラインの乗り入れ拡大について、国に要請します。</li> </ul>
	国際航空定期便の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな路線の開設・拡充に向け、経済界などと連携した誘致活動を実施します。</li> </ul>
	海外からの観光客誘致活動の積極的な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展（豪州、韓国、香港、中国、シンガポール、台湾）、海外からの旅行関係者の招へい（韓国、香港、台湾など）、観光ミッションの派遣（台湾、中国）、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。</li> </ul>
	新たなインターチェンジの設置に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化に向けた調査、設計を進めます。</li> <li>国土交通省、東日本高速道路など関係機関と協議を進めます。</li> </ul>
H20	国際拠点空港機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際線旅客ターミナルビルの整備について、計画どおりに進められるよう国に要請します。</li> <li>一部外国エアラインの乗り入れ拡大について、国に要請します。</li> </ul>
	国際航空定期便の誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな路線の開設・拡充に向け、経済界などと連携した誘致活動を実施します。</li> </ul>
	海外からの観光客誘致活動の積極的な展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人観光客の誘致を促進するため、国際旅行博への出展、海外からの旅行関係者の招へい、観光ミッションの派遣、国のビジット・ジャパン・キャンペーン事業との連携によるプロモーション活動など、海外からの観光客誘致活動を積極的に展開します。</li> </ul>
	新たなインターチェンジの設置に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度の調査、設計、関係機関との協議に基づき、詳細な調査、設計を実施します。</li> <li>国土交通省、東日本高速道路など関係機関に対し、事業実施にあたり必要な手続きを進めます。</li> </ul>

政策 104 道内主要地方空港の国際化やC I Q体制の整備を進め、定期便やチャーター便の誘致活動を展開します。

政策の展開方向

道内主要地方空港の国際化やC I Q体制の整備を進めるため、引き続き道内関係機関に協力要請を行うとともに、C I Q体制の整備・充実を国に要請します。

国際定期便やチャーター便の誘致については、各地域と連携を図りながら取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	地方空港の国際化の推進 ・ C I Q体制の整備・充実について、経済界などと連携し国に要望します。
	国際航空定期便等の誘致 ・ 新たな路線の開設・拡充に向け、地域と連携を図りながら取組を進めます。
H20	地方空港の国際化の推進 ・ C I Q体制の整備・充実について、経済界などと連携し国に要望します。
	国際航空定期便等の誘致 ・ 新たな路線の開設・拡充に向け、地域と連携を図りながら取組を進めます。

政策 105 成長著しい東アジア諸国との国際海上物流を促進させるため、道内各港湾機能の整備を促します。

政策の展開方向

国際海上コンテナ輸送などを加速するため、道内各港湾の機能整備を促進します。

東アジア諸国などへの道産品の輸出拡大や、それを支える多様な輸送手段の確立をめざし、道内の産学官が一体となって設立した「北海道国際物流戦略チーム」において、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	港湾管理者と連携した港湾の整備 ・港湾に関する情報の提供や地域の意向等の把握のため、道と港湾管理者で構成する北海道港湾連絡協議会を開催します。
	「北海道国際物流戦略チーム」による取組の推進 ・「北海道国際物流戦略チーム」が策定したアクションプランに沿って、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。
H20	港湾管理者と連携した港湾の整備 ・港湾に関する情報の提供や地域の意向等の把握のため、道と港湾管理者で構成する「北海道港湾連絡協議会」を開催します。
	「北海道国際物流戦略チーム」による取組の推進 ・「北海道国際物流戦略チーム」が策定したアクションプランに沿って、国際物流機能の高度化・効率化に向けた取組を進めます。

政策 106 国や市町村と連携し、効率的な除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備など、冬期間の交通環境の向上に取り組みます。

〔【目標】 国や市町村と連携した除排雪の実施や冬期環境に配慮した道路整備の促進を順次拡大（平成19年度～）〕

政策の展開方向

国や市町村と連携した効率的な除排雪の実施、道路状況の的確な情報提供など、冬期間の交通環境の向上に努めます。

雪崩や地吹雪対策施設の整備、凍上による路盤の破壊防止や堆雪スペースを確保するための道路整備の推進に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>冬期交通の安全確保のための施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期交通の安全を確保するため、国や市町村と連携を図り、交差点排雪の充実を図ります。</li> <li>・通学路などを中心とした歩道除雪の充実を図ります。</li> <li>・冬の異常気象時に備えた除雪連携訓練を、国や市町村とともに全道で行います。</li> <li>・道路情報提供装置によるドライバーへの的確な道路情報の提供を進めます。</li> <li>・インターネットでのリアルタイムによる道路交通止め情報の提供を進めます。</li> </ul>
	<p>雪崩・地吹雪対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪崩・地吹雪の要対策箇所について、必要とされる取組を進めます。</li> <li>・積雪や凍上により車両の走行に支障をきたしている箇所について、堆雪幅の確保や路盤改良などの取組を進めます。</li> </ul>
H20	<p>冬期交通の安全確保のための施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期交通の安全を確保するため、国や市町村と連携を図り、交差点排雪の充実を図ります。</li> <li>・通学路などを中心とした歩道除雪の充実を図ります。</li> <li>・冬の異常気象時に備えた除雪連携訓練を、国や市町村とともに全道で行います。</li> <li>・道路情報提供装置によるドライバーへの的確な道路情報の提供を進めます。</li> <li>・インターネットでのリアルタイムによる道路交通止め情報の提供を進めます。</li> </ul>
	<p>雪崩・地吹雪対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪崩・地吹雪の要対策箇所について、必要とされる取組を進めます。</li> <li>・積雪や凍上により車両の走行に支障をきたしている箇所について、堆雪幅の確保や路盤改良などの取組を進めます。</li> </ul>



## 14 情報ネットワークの整備

政策 107 食・観光・物産や医療・保健・福祉などといった分野の情報ポータルサイトを開設し、誰もがいつでも利用できる「双方向型情報プラットフォーム」の構築に取り組みます。

### 政策の展開方向

食・観光・物産等の魅力ある地域情報の全国への発信や、医療・保健・福祉等の地域に密着した生活関連情報の提供、さらには多様な地域情報の相互活用などが図られるよう、システムの共同利用などを進め、効率的な各分野のポータルサイトの構築を推進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	情報ポータルサイト等の現状把握 ・北海道のホームページや既設のポータルサイト等について、道民の視点で現状と主な課題等を把握し、庁内関係部局との共通認識を持ちます。
	コンテンツの内容等の検討 ・必要なコンテンツの内容や技術的な課題等を検討します。
H20	情報ポータルサイトの詳細検討 ・関係部局と連携を図りながら必要なコンテンツ等について検討し、その結果を踏まえ、道民の皆さんにとって利便性の高い情報ポータルサイトの構築に向けて、具体的な内容を検討します。

政策 108 中小企業の生産・経営効率化や電子商取引の促進、電子カルテや遠隔医療支援システムの導入など、ITを活用した産業の活性化に向けた取組を促進します。

政策の展開方向

中小企業の経営者などを対象としたセミナーや相談会を開催し、ITの利活用を促進します。

地域における医療提供体制の整備を図るため、遠隔医療システムの導入を促進する民間医療機関等の主体的な取組を支援します。また、ITを活用した医療の質的向上や効率化を図るため、Web型電子カルテシステムの整備を促進します。

「新しい情報化計画（仮称）」を策定し、関係部の連携を図り、産業の活性化や地域医療の充実に係るIT施策の取組を促進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>中小企業のITの利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITの利活用による経営革新を促進するため、中小企業の経営者等を対象に、関係機関とキャラバンを開催し、経営セミナーや相談会等を行います。</li> </ul>
	<p>ITを活用した医療の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助制度を活用して遠隔医療システムやWeb型電子カルテシステムの整備を進めます。</li> </ul>
	<p>「新しい情報化計画（仮称）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した産業の活性化に関する施策を位置付けた「新しい情報化計画（仮称）」を策定します。</li> </ul>
H20	<p>中小企業のITの利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT産業と地域産業の連携を促進します。</li> </ul>
	<p>ITを活用した医療の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助制度を活用して遠隔医療システムやWeb型電子カルテシステムの整備を進めます。</li> </ul>
	<p>「新しい情報化計画（仮称）」の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい情報化計画（仮称）」に基づく関係施策の進捗状況を把握し、取組が円滑に進むようIT戦略本部等を活用するなど着実に推進管理を行います。</li> </ul>

政策 109 北海道電子自治体共通基盤（HARP）を活用して、様々な行政情報を提供するほか、24時間365日受付可能な電子収納・電子申請を導入し、市町村との連携による電子自治体を実現します。

#### 政策の展開方向

「北海道電子自治体共通基盤（HARP）」を活用して、利用者の利便性が図られるよう、時間の制約を受けない各種申請・届出のオンライン化の推進や電子納付の実現に向けて取り組むとともに、市町村と連携して、共同アウトソーシングの展開を図るなど、道及び市町村の電子自治体の構築に取り組めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>市町村と連携した「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP 構想）」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道及び道内市町村の電子自治体の実現に向け、北海道電子自治体共同運営協議会を開催し、「北海道電子自治体共同システム」の適切な運用や利便性の向上、「北海道電子自治体共通基盤（HARP）」の活用等を図ります。</li> </ul>
	<p>電子収納の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係各部署による「電子収納検討会議（仮称）」を設置し、電子納付に関する収納方式や手続面の整備等について検討を進めます。</li> </ul>
	<p>北海道警察本部における入札事務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道警の検討部会により、電子入札の実現に向けた取組を進めます。</li> <li>・特例施設占有者の拾得物件の保管・売却・処分の手続を追加するとともに、「物件を遺失した旨の届出」の申請様式を変更します。</li> </ul>
H20	<p>市町村と連携した「北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP 構想）」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道及び道内市町村の電子自治体の実現に向け、北海道電子自治体共同運営協議会を開催し、「北海道電子自治体共同システム」の適切な運用や利便性の向上、「北海道電子自治体共通基盤（HARP）」の活用等を図ります。</li> </ul>
	<p>電子収納の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子収納の実現に向け、「電子収納検討会議（仮称）」において電子納付に関する収納方式や手続面の整備等について検討を進めます。</li> </ul>
	<p>北海道警察本部における入札事務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道警の検討部会により、電子入札の実現に向けた取組を進めます。</li> <li>・電子署名が必要のない申請手続きについてオンライン化を推進します。</li> </ul>

政策 110 ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大を市町村等と連携して取り組みます。

政策の展開方向

地域間の情報通信格差を是正するため、国や市町村、民間事業者等と連携して、ブロードバンド未提供市町村の解消と世帯普及率の拡大に取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「地域公共ネットワーク」の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度情報化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する「地域公共ネットワーク」の整備促進を図ります。</li><li>・過疎地域など条件不利地域の市町村が行う「地域公共ネットワーク」の整備や情報通信基盤の整備に対する支援制度の充実について、国に要請します。</li></ul>
	<p>北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成19年3月に北海道総合通信局とともに民間事業者の参画を得て設置した、「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」において、今後の整備目標などについて協議するとともに、環境整備が進んでいない市町村に対して、ブロードバンドに関する技術動向や整備方策にかかる情報提供などを行います。</li></ul>
H20	<p>「地域公共ネットワーク」の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する「地域公共ネットワーク」の整備促進を図ります。</li><li>・過疎地域など条件不利地域の市町村が行う「地域公共ネットワーク」の整備や情報通信基盤の整備に対する支援制度の充実について、国に要請します。</li></ul>
	<p>北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」において、今後の整備目標などについて協議するとともに、環境整備が進んでいない市町村に対して、ブロードバンドに関する技術動向や整備方策にかかる情報提供などを行います。</li></ul>

政策 111 地上デジタル放送への完全移行（平成 23 年 7 月）に伴い、テレビの難視聴区域が発生することのないよう、放送事業者と連携して取り組みます。

〔 【目標】 アナログ放送時のカバーエリア比 100%（平成 22 年度） 〕

#### 政策の展開方向

放送事業者が行うデジタル中継局の整備に対し、着実な支援が行われるよう国に強く働きかけます。  
市町村や辺地共聴組合が行う共聴施設の整備に対し、十分な支援が行われるよう国に強く働きかけます。

デジタル化の円滑な移行に向けて、国や放送事業者等の関係者との連携を密にし、施設の円滑な整備促進や市町村からの相談への対応などに積極的に取り組みます。

#### 今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>国の支援制度に対する要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費予算要望や北海道市長会、北海道町村会と連携した中央要請、全国知事会や他府県との連携による要請活動などにより、放送事業者が行うデジタル中継局の整備、市町村や辺地共聴組合が行う共聴施設の整備などのデジタル化に必要な支援策の継続強化について、国に強く働きかけます。</li> </ul>
	<p>国の支援を活用した円滑な送受信環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や放送事業者、関係市町村との連携を図ることにより、国の支援制度を活用した中継局や辺地共聴施設の円滑な整備・改修を促進します。</li> </ul>
	<p>道民への周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や市町村、関係機関と連携し、道民に対するデジタル化の完全移行に向けた周知・広報等を図ります。</li> </ul>
H20	<p>国の支援制度に対する要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費予算要望や北海道市長会、北海道町村会と連携した中央要請、全国知事会や他府県との連携による要請活動などにより、デジタル化に必要な支援策の継続強化について、国に強く働きかけます。</li> </ul>
	<p>国の支援を活用した円滑な送受信環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や放送事業者、関係市町村との連携を図ることにより、国の支援制度を活用した中継局や辺地共聴施設の円滑な整備・改修を促進します。</li> </ul>
	<p>道民への周知・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や市町村、関係機関と連携し、道民に対するデジタル化の完全移行に向けた周知・広報等を図ります。</li> </ul>

# 環境を重視した北海道づくり

## 15 北海道らしい循環型社会の構築

政策 112 循環型社会の形成に向けて、道民一丸となって、3R運動（リデュース：減量化、リユース：再使用化、リサイクル：再資源化）を展開します。

【目標】 一般廃棄物リサイクル率：24%（平成22年度）  
 産業廃棄物リサイクル率：53%（平成22年度）  
 資源の循環利用率：14%（平成22年度）

### 政策の展開方向

北海道らしい循環型社会の形成に向けて策定した「北海道循環型社会推進基本計画」（平成17年3月策定）に基づく各種施策の推進に加え、その基盤となる制度的な枠組みとして「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」を制定し、道民、事業者、NPO・NGO等と行政が一体となって3Rの推進に取り組むことにより、循環型社会の形成を加速します。

建設リサイクル法に関連して、道が発注する土木工事等の公共事業において、既設路盤材の再生利用、環境物品や道産品の優先的な使用、すきとり土の有効利用等に努めるとともに、循環資源やリサイクル製品を道自ら率先して使用するほか、下水道汚泥の資源有効利用のための施設整備を実施し、リサイクルの推進を図ります。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道循環型社会推進基本計画」の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等におけるリサイクルの実態調査などを行うとともに、3Rに関する情報を取りまとめたハンドブックを作成・配布します。</li> <li>3R推進のためのフェアを開催するとともに、キャンペーンを実施します。</li> <li>3R運動の気運醸成を図るため、10月の推進月間に合わせ、関係機関との協力・連携により北海道大会を開催します。</li> <li>事業者におけるごみ減量化の取組を一層推進するため、道内事業者による模範的なごみ減量化の取組を北海道ゼロ・エミ大賞及び優秀賞として選定し、広くPRします。</li> <li>NPO等が行う全道規模の資源リサイクル推進に資する道民運動に対して支援します。</li> <li>廃棄物の減量化や資源化の効果的な方策を検討するため、関係団体、住民団体、行政機関などで構成する北海道資源リサイクル推進会議を開催します。</li> <li>3Rに関する道民の意識や取組状況を把握するため、「道民意識調査」を実施します。</li> </ul>
	<p>「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例の制定に向け、北海道環境審議会の意見や道民からのパブリックコメントを伺うなどして検討作業を進めます。</li> </ul>
	<p>建設副産物のリサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の建設副産物の主要品目について、排出量や再生資源化等の状況を調査し、ホームページで公表するほか、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥などを重点的に、建設副産物の発生抑制や再生利用の促進に努めます。</li> </ul> <p>下水道汚泥の資源化施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥乾燥設備の整備を促進します。</li> </ul>
H20	<p>「北海道循環型社会推進基本計画」の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等におけるリサイクルの実態調査などを行うとともに、3Rに関する情報を取りまとめたハンドブックを作成・配布します。</li> <li>3R推進のためのフェアを開催するとともに、キャンペーンを実施します。</li> <li>3R運動の気運醸成を図るため、10月の推進月間に合わせ、関係機関との協力・連携により北海道大会を開催します。</li> <li>事業者におけるごみ減量化の取組を一層推進するため、道内事業者による模範的なごみ減量化の取組を北海道ゼロ・エミ大賞及び優秀賞として選定し、広くPRします。</li> <li>廃棄物の減量化や資源化の効果的な方策を検討するため、関係団体、住民団体、行政機関などで構成する北海道資源リサイクル推進会議を開催します。</li> <li>「道民意識調査」の結果を踏まえ、3Rに関する効果的な施策展開を検討します。</li> </ul>
	<p>「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道民や審議会の意見を踏まえ、「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」を制定します。</li> </ul>
	<p>建設副産物のリサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の建設副産物の主要品目について、排出量や再生資源化等の状況を調査し、ホームページで公表するほか、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥などを重点的に、建設副産物の発生抑制や再生利用の促進に努めます。</li> </ul> <p>下水道汚泥の資源化施設整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汚泥乾燥設備の整備を促進します。</li> </ul>

政策 113 本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、「北海道環境行動計画」を策定し、北海道型環境ライフスタイルを確立します。

〔 【目標】 「北海道環境行動計画」の策定（平成20年度） 〕

政策の展開方向

本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、環境を重視し、環境に配慮する北海道型環境ライフスタイルを確立するために、道民や事業者など、それぞれの主体が行うべき環境配慮行動を明らかにし、自主的な行動を加速させる行動計画を策定します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>環境行動計画の策定に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、計画の基本的な考え方や盛り込む内容などを検討します。</li> </ul>
	<p>環境行動計画の骨子案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行動の取組などについて、環境道民会議に参画する団体等と意見交換を実施します。</li> <li>・団体等の意見を踏まえ、庁内ワーキングで検討を進め、計画の骨子案を作成します。</li> </ul>
H20	<p>環境行動計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子案を公表し、骨子案に対する意見や、環境行動の取組に関するアイデア等を募集します。</li> <li>・道民意見やアイデア募集の結果を踏まえ、庁内ワーキングで計画案を検討します。</li> <li>・環境行動計画を策定し、道民等に周知するとともに、道民や事業者などの環境行動を促進します。</li> </ul>

政策 114 子どもたちが主役になって家庭の省エネルギー等の取組を進める「キッズISO 14000プログラム」を全道展開し、家庭からはじめる循環型社会づくりを進めます。

政策の展開方向

子どもたちが主役となって家庭の省エネルギー等に取り組む「キッズISO 14000プログラム」を全道の小・中学校に企業等の支援を受けながら展開し、家庭からはじめる温暖化防止や循環型社会づくりを進めます。

「北海道循環型社会推進基本計画」に基づき、普及啓発や環境教育を推進するなどして、循環型社会の形成に対する道民意識の向上を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「キッズISO 14000プログラム事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等から支援を受け、国際芸術技術協力機構と共同で、「キッズISO 14000プログラム」を道内の小・中学校において実施します。</li> <li>・プログラムを実施した児童・生徒や、先生を対象に、アンケートによる意識調査を行い、結果を公表します。</li> </ul>
	<p>循環型社会の形成に向けた普及啓発や環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進に関する普及啓発パネルやリサイクル製品等の展示、リサイクル体験コーナーなどを多彩に組み合わせた3R推進フェアを開催します。</li> </ul>
	<p>「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の制定に向け、北海道環境審議会の意見や道民からのパブリックコメントを伺うなどして検討作業を進めます。</li> </ul>
H20	<p>「キッズISO 14000プログラム事業」の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等から支援を受け、国際芸術技術協力機構と共同で、「キッズISO 14000プログラム」を道内の小・中学校において実施します。</li> <li>・プログラムを実施した児童・生徒や、先生を対象に、アンケートによる意識調査を行い、結果を公表します。</li> </ul>
	<p>循環型社会の形成に向けた普及啓発や環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進に関する普及啓発パネルやリサイクル製品等の展示、リサイクル体験コーナーなどを多彩に組み合わせた3R推進フェアを開催します。</li> </ul>
	<p>「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民や審議会の意見を踏まえ、「循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）」を制定します。</li> </ul>



政策 115 循環型社会の形成に欠かせないリサイクル関連産業をはじめ、様々なエコビジネスの振興を加速します。

#### 政策の展開方向

「エコランド北海道21プラン」がリサイクル関連産業の振興に果たしてきた役割や成果を検証し、今後の方向性を検討するとともに、平成18年10月に導入された「循環資源利用促進税」を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備や研究開発などを支援するほか、「北海道リサイクル製品認定制度」や「北海道リサイクルブランド認定制度」などにより再生品の利用拡大を図ります。

リサイクル製品等の事業化を促進することにより、リサイクル関連産業の振興を図るとともに、新エネルギー、省エネルギー等の環境関連分野の研究開発を支援することにより、環境産業の振興を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「エコランド北海道21プラン」の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エコランド北海道21プラン」がリサイクル関連産業の振興に果たしてきた役割を検証し、今後の方向性を検討するため、学識経験者や関係団体等による検討会を開催します。</li> </ul>
	<p>「循環資源利用促進税」の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備や研究開発などを支援します。</li> <li>中小企業を対象としたリサイクル事業の人材育成のための講習会を開催します。</li> </ul>
	<p>「北海道リサイクル製品認定制度」などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質や安全性など一定の基準を満たすリサイクル製品を「北海道認定リサイクル製品」及び「北海道リサイクルブランド」として認定(年2回)します。</li> <li>認定製品のパンフレットを作成・配布するとともに、認定製品を各種展示会に出展し、利用拡大に向けたPRを実施します。</li> </ul>
	<p>事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査を支援します。</li> </ul>
	<p>産学官連携による協議・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たなリサイクルシステムの構築に向けて、産学官からなる北海道循環資源利用促進協議会において、関係機関や企業等と協議・検討を進めます。</li> </ul>
H20	<p>「エコランド北海道21プラン」の検証結果を踏まえた施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「エコランド北海道21プラン」の検証結果を踏まえ、リサイクル関連産業の振興を図るための効果的な施策を検討します。</li> </ul>
	<p>「循環資源利用促進税」の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出抑制やリサイクルのための設備整備や研究開発などを支援します。</li> <li>中小企業を対象としたリサイクル事業の人材育成のための講習会を開催します。</li> </ul>
	<p>「北海道リサイクル製品認定制度」などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質や安全性など一定の基準を満たすリサイクル製品を「北海道認定リサイクル製品」及び「北海道リサイクルブランド」として認定(年2回)します。</li> <li>認定製品のパンフレットを作成・配布するとともに、認定製品を各種展示会に出展し、利用拡大に向けたPRを実施します。</li> </ul>
	<p>事業化に向けた実証実験や市場調査に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等が行うリサイクル製品等の事業化に向けた実証実験や市場調査を支援します。</li> </ul>
	<p>産学官連携による協議・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たなリサイクルシステムの構築に向けて、産学官からなる北海道循環資源利用促進協議会において、関係機関や企業等と協議・検討を進めます。</li> </ul>
	<p>「北海道産業振興条例(通称)」に基づく施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業が行う新製品の開発など新分野・新市場進出などの取組を支援します。</li> </ul>

## 16 自然環境の保全と未来への継承

政策 116 知床の厳格な保全と適正な利用を図るための「知床世界遺産センター」の設置や、大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動を進めます。

### 政策の展開方向

知床世界自然遺産地域の厳格な保全と適正な利用の推進を図るための拠点施設として国が整備する「世界自然遺産センター」について、情報機能等の充実を要請するとともに、その活用を図ります。

国や地元の動向などを十分踏まえながら、大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動を進めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「世界自然遺産センター」に係る国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費予算等に関する提案・要望において、「世界自然遺産センター」における情報機能等の充実を要望します。</li> </ul>
	<p>大雪・日高山系に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産候補地として先行している「小笠原諸島」、「琉球諸島」の取組状況について、国などから情報収集を行います。</li> <li>・大雪・日高山系に係る各種会議等において、地元の意向等について情報収集を行います。</li> </ul>
H20	<p>「世界自然遺産センター」に係る国への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費予算等に関する提案・要望等において、「世界自然遺産センター」における情報機能等の充実を要望します。</li> </ul>
	<p>大雪・日高山系に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産候補地として先行している「小笠原諸島」、「琉球諸島」の取組状況について、国などから情報収集を行います。</li> <li>・大雪・日高山系に係る各種会議等において、地元の意向等について情報収集を行います。</li> </ul>

政策 117 国立公園の「利用調整地区制度」の導入などを図りながら、自然環境保全と適正利用に関する「知床モデル」の確立をめざします。

[ 【目標】 知床ルール of 完成 / 海域管理計画 of 完成 (平成20年度まで) ]

政策の展開方向

国が知床において検討している国立公園の「利用調整地区制度」の導入など「知床ルール」づくりや海域管理計画の策定など、自然環境の保全と適正利用を図る「知床モデル」の確立をめざします。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「知床ルール」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知床国立公園利用適正化検討会議」などにおいて、国、地元自治体、地元関係機関などと連携協力して、知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(「知床ルール」)の確立に向けた検討を行います。</li> </ul>
	<p>海域管理計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知床世界自然遺産地域科学委員会海域ワーキンググループの助言を得るとともに、地元説明会、パブリックコメントを行い、海域管理計画を策定します。</li> </ul>
H20	<p>「知床ルール」の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地元自治体、地元関係機関などと連携協力し、「知床ルール」の確立に取り組みます。</li> </ul>
	<p>モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に策定する海域管理計画に基づき、モニタリング等を実施します。</li> </ul>

政策 118 「環境貢献企業認定制度」の導入など、地域住民、NPO、企業、行政などとの緊密な連携・協働によって、自然環境を守る取組を進めます。

{ 【目標】 「環境貢献企業認定制度」の導入(平成20年度) }

政策の展開方向

本道の自然環境の保全などに貢献する企業を評価し、認定する仕組み(環境貢献企業認定制度)を創設し、企業をはじめ住民やNPOなどと連携し、一体となって進める環境保全活動を促進します。

地域住民、NPO、企業、行政などとの連携・協働により、高山植物の保護対策、河畔のみどりの創出、湿原環境の保全と再生、多様な森林整備、農村の生態系の保全や景観の維持・形成など、自然環境を守る取組を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	環境貢献企業認定制度の検討 ・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、認定制度の基本的な考え方や全体の枠組みなどを検討します。
	高山植物の保護対策 ・主要な登山口等においてパンフレットを配布するなど、NPO、関係行政機関等と一体となって盗掘防止キャンペーン活動を実施します。
	湿原環境の保全と再生 ・河畔のみどりの連続性を確保するとともに、その保全や創出に努めます。 ・釧路湿原自然再生協議会に参画し、関係機関等と連携を図りながら、その保全と再生の取組を進めます。
	多様な森林整備 ・企業と民有林のコーディネートを行い、企業等の社会貢献活動による森林整備を支援する「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進します。
	農村の生態系の保全等 ・地域ぐるみで行う農地・農業用水などの地域資源の保全とともに、農村の生態系の保全や景観の維持・形成、国土保全など多面的機能の維持・向上を図る取組を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施します。
H20	環境貢献企業認定制度の検討 ・学識者や経済界関係者などで構成する検討委員会を設置し、意見交換を行いながら制度を検討します。 ・分野ごとの認定基準や評価方法などについて、専門家を含めた検討委員会で検討します。
	環境貢献企業認定制度の創設及び普及 ・環境貢献企業認定制度を創設し、その周知に努めます。 ・認定基準等を検討した分野に関する認定企業を募集します。
	高山植物の保護対策 ・主要な登山口等においてパンフレットを配布するなど、NPO、関係行政機関等と一体となって盗掘防止キャンペーン活動を実施します。
	湿原環境の保全と再生 ・河畔のみどりの連続性を確保するとともに、その保全や創出に努めます。 ・釧路湿原自然再生協議会に参画し、関係機関等と連携を図りながら、その保全と再生の取組を進めます。
	多様な森林整備 ・企業と民有林のコーディネートを行い、企業等の社会貢献活動による森林整備を支援する「ほっかいどう企業の森林づくり」を推進します。
農村の生態系の保全等 ・地域ぐるみで行う農地・農業用水などの地域資源の保全とともに、農村の生態系の保全や景観の維持・形成、国土保全など多面的機能の維持・向上を図る取組を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施します。	

政策 119 本道に大きな影響を与える日本海やオホーツク海などの海洋汚染の防止等を推進するため、国等と連携しながら国際的な環境貢献・交流に努めます。

#### 政策の展開方向

本道の自然環境に大きな影響を与える日本海やオホーツク海などの海洋汚染の防止や危機発生時の迅速な対応に向け、国などと連携しながら環境に関する情報交換や分析技術研修の受入など、国際的な環境貢献・交流等に努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	海辺の漂着物調査の実施 ・国等と連携し、国連環境計画（UNEP）の「北西太平洋地域海行動計画」関連プロジェクトである海辺の漂着物調査を実施します。
	関係国（州）の情報収集の実施 ・海洋汚染防止に関する情報交換や分析技術研修の受入などについて、既存協議の場を利用してサハリン州等の意向を把握します。
H20	海辺の漂着物調査の継続実施 ・国等と連携し、国連環境計画（UNEP）の「北西太平洋地域海行動計画」関連プロジェクトである海辺の漂着物調査を実施します。
	関係国（州）との調整 ・サハリン州等の意向を踏まえ、海洋汚染防止に関する情報交換等の具体化に向けた調整を図ります。

政策 120 道民の自然環境を守る意識を高めるため、森林や木材などを活用する「木育」をはじめ、北海道ならではの環境教育を展開します。

政策の展開方向

「木育」を道民運動として展開、定着させるため、民間の活動主体などのネットワーク化や教育関係者との連携による学校での「木育」を推進するとともに、子どもたちが遊びや森林体験を通じて森とふれあう「げんきの森」を道内全市町村に設定するなど、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育みます。

本道の豊かな自然環境を未来に継承するため、道民の森や知床をはじめとする各地域の優れた自然環境を活用した取組など、北海道独自の環境教育を展開し、自然環境を守るために主体的に行動する「人づくり」を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「木育」活動団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOや環境団体等が広域的に連携、構成する協議会などが実施する「木の遊園地、森林体験ツアー、木工教室」等の取組に対し支援することなどにより、ネットワーク化を促進します。</li> </ul>
	<p>教育関係者との連携による「木育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業・木材産業関係者と教育関係者による意見交換、技術科授業で使用するテキスト、木工キットの開発及びチームティーチングによるモデル授業を実施します。</li> </ul>
	<p>「げんきの森」の設定と活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村を対象とした「げんきの森」の設定を推進します。</li> <li>・「げんきの森」で赤ちゃん誕生記念植樹や森の体験活動、森遊びの達人との交流などを行います。</li> <li>・講演会や「げんきの森」の活動を紹介する、森林学習フォーラムの開催などを行います。</li> </ul>
	<p>環境保全活動を推進する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の村」(当別町)において、子どもから大人までを対象とした参加・体験型のプログラムを実施するとともに、環境保全活動を推進する人材育成のための指導や育成セミナーを開催します。</li> </ul>
	<p>北海道独自の環境教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びを通して親子で学ぶ体験型環境学習「ようちえん親子エコライフチャレンジ」を、道内の幼稚園で実施します。</li> <li>・幼児期段階で楽しみながら環境について学べる「環境教育絵本」を制作します。</li> </ul>
H20	<p>「木育」活動団体への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「木の遊園地、森林体験ツアー、木工教室」等の取組に対し支援することなどにより、ネットワーク化を促進します。</li> </ul>
	<p>教育関係者との連携による「木育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業・木材産業関係者と教育関係者による意見交換、技術科授業で使用するテキスト、木工キットの開発及びチームティーチングによるモデル授業を実施するとともに、取組事例を紹介するパンフレットを作成します。</li> </ul>
	<p>「げんきの森」の設定と活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市町村を対象とした「げんきの森」の設定を推進します。</li> <li>・「げんきの森」で赤ちゃん誕生記念植樹や森の体験活動、森遊びの達人との交流などを行います。</li> <li>・講演会や「げんきの森」の活動を紹介する、森林学習フォーラムの開催などを行います。</li> </ul>
	<p>環境保全活動を推進する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の村」(当別町)において、子どもから大人までを対象とした参加・体験型のプログラムを実施するとともに、環境保全活動を推進する人材育成のための指導や育成セミナーを開催し、環境教育指導者等のデータベース化を進めます。</li> </ul>
	<p>北海道独自の環境教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ようちえん親子エコライフチャレンジ」を、道内の幼稚園で実施します。</li> <li>・幼児期段階で楽しみながら環境について学べる「環境教育絵本」を制作します。</li> </ul>

## 17 地球温暖化防止への貢献

政策 121 「法人の森」など多様な手法による森林整備の取組を拡大し、地球温暖化防止に貢献する北海道の森林資源を守り、その機能を維持していきます。

[ 【目標】 本道森林の温室効果ガス吸収量 327万t-c (平成22年度) ]

### 政策の展開方向

森林による二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、地域の特性に応じた森林の整備や木材及び木質バイオマスの利用、道民参加の森林づくりなどを推進し、地球温暖化防止に貢献する北海道の森林づくりを進めます。

環境に貢献したい企業を全国から募り、手入れの行き届かない道内の森林整備に結びつける「ほっかいどう企業の森林づくり」などによる様々な手法を活用し、多様な森林整備の取組を促進します。

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給など、期待される様々な機能に応じた森林の整備を進めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「北海道森林吸収量確保推進計画」に基づく森林づくりの推進
	・「北海道森林吸収量確保推進計画」を策定(平成19年5月策定済)し、市町村と連携しながら、道民・企業・NPOなど多様な主体の参加による森林整備等を推進します。
	「ほっかいどう企業の森林づくり」の推進
	・事業内容のPRに努めるとともに、企業と民有林のコーディネートを行い、企業等の社会貢献活動による森林整備を支援します。
	森林機能評価基準の普及・活用
・森林機能評価基準の普及・活用に係る検討チームを立ち上げ、基準の活用方法や見直し・追加等について検討します。	
・ホームページを充実させるなど、評価基準の普及を図ります。	
森林整備事業の効率的な実施	
・無立木地の解消や地球温暖化防止にかかる森林吸収源の確保に向け、植林や間伐に重点的に配分し、効率的に事業を実施します。	
「21世紀北の森づくり推進事業」の実施	
・無立木地への造林等により、吸収能力の低下した森林の早期回復を図ります。	
・伐採面積を必要最小限に抑えながら、複層林や混交林の導入等により、森林の多面的機能の向上を図ります。	
H20	「北海道森林吸収量確保推進計画」に基づく森林づくり
	・「北海道森林吸収量確保推進計画」に基づき、市町村と連携しながら、道民・企業・NPOなど多様な主体の参加による森林整備等を推進します。
	「ほっかいどう企業の森林づくり」の推進
	・事業内容のPRに努めるとともに、企業と民有林のコーディネートを行い、企業等の社会貢献活動による森林整備を支援します。
	森林機能評価基準の普及・活用
・検討チームにおいて基準の活用方法や見直し・追加等について検討するとともに、検討結果を基に評価基準の活用を推進します。	
・ホームページをさらに充実させるなど、評価基準の一層の普及を図ります。	
森林整備事業の効率的な実施	
・無立木地の解消や地球温暖化防止にかかる森林吸収源の確保に向け、植林や間伐に重点的に配分し、効率的な事業の実施を図ります。	
「21世紀北の森づくり推進事業」の実施	
・無立木地への造林等により、吸収能力の低下した森林の早期回復を図ります。	
・伐採面積を必要最小限に抑えながら、複層林や混交林の導入等により、森林の多面的機能の向上を図ります。	

政策 122 CO<sub>2</sub>等の排出量削減に向けた北海道独自の環境目標を設け、その達成企業には表彰・認証を行うなど、環境に配慮した企業活動のステータス確立をめざします。

#### 政策の展開方向

企業の地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、企業におけるCO<sub>2</sub>等削減に向けた環境目標を北海道独自に設定し、その目標を達成した企業を評価し、認定する仕組みとして環境貢献企業認定制度を導入し、環境に配慮した企業活動のステータスの確立を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	環境貢献企業認定制度の検討 ・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、認定制度の基本的な考え方や全体の枠組みなどを検討します。
H20	環境貢献企業認定制度の検討 ・学識者や経済界関係者などで構成する検討委員会を設置し、意見交換を行いながら制度を検討します。 ・分野ごとの認定基準や評価方法などについて、専門家を含めた検討委員会で検討します。
	環境貢献企業認定制度の創設 ・環境貢献企業認定制度を創設し、その周知に努めます。 ・認定基準等を検討した分野に関する認定企業を募集します。
	温室効果ガス排出実態調査の実施 ・道内における温室効果ガス排出実態等を把握するための調査を実施します。



政策 123 CO<sub>2</sub>排出量の多い自動車等から鉄道や船舶への貨物輸送手段を切り替えるモーダルシフトや、それらを効率的に組み合わせるモーダルミックスへの転換を促進します。

政策の展開方向

我が国の総排出量の約2割を占める運輸部門からのCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、国や事業者等と連携を図りながら、環境に配慮した貨物輸送手段への転換など環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた取組の普及啓発に努めます。

低公害車、低燃費車の導入促進やアイドリングストップなどエコドライブの推進について、道民や関係団体・事業者への普及啓発を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>北海道総合物流施策推進会議との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道における総合的な物流施策の推進を図ることを目的に設置された、国（北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局）が所管する北海道総合物流施策推進会議と連携のうえ、情報収集とホームページによる普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>北海道グリーン物流パートナーシップ推進協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荷主企業と物流事業者が連携・協働して、北海道における物流のグリーン化を推進することを目的に設置された国（北海道経済産業局、北海道運輸局）が所管する北海道グリーン物流パートナーシップ推進協議会と連携のうえ、情報収集とホームページによる普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>交通事業者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した貨物輸送手段への転換といった課題解決に向け、交通事業者や国等を構成員とする関連会議等へ参加し、情報収集等に努めます。</li> </ul>
	<p>道民や事業者等への低公害車等の普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>低公害車セミナーを開催します。</li> <li>燃料電池車・水素自動車展示会を開催します。</li> <li>アイドリングストップをはじめとするエコドライブの普及を行います。</li> </ul>
H20	<p>関係団体等と連携した情報収集や普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道総合物流施策推進会議や北海道グリーン物流パートナーシップ推進協議会等と連携のうえ、情報収集と普及啓発に努めます。</li> </ul>
	<p>道民や事業者等への低公害車等の普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境総合展において低公害車の展示を行います。</li> <li>バイオエタノール自動車の展示・試乗会を開催します。</li> <li>アイドリングストップをはじめとするエコドライブの普及を行います。</li> </ul>

政策 124 買い物の際の「マイバッグ」運動の推進や「クールビズ・ウォームビズ」の普及など、環境にやさしい北海道のライフスタイルの定着に取り組みます。

[ 【目標】 環境配慮活動実践者 道民の50%以上 (平成22年度) ]

政策の展開方向

関係団体や事業者と連携してキャンペーンを実施するなど、スーパー等で買い物袋をもらわない「マイバッグ」運動を推進し、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

クールビズ・ウォームビズの普及など各種温暖化対策について啓発を行い、環境にやさしいライフスタイルの定着をめざします。また、環境に配慮したイベントを実施するための指針「エコイベントに関するガイドライン」の策定・公表などを通じ、道民や事業者が一体となって取り組む環境配慮行動を促進します。

本道の自然環境保全や循環型社会の実現、地球温暖化防止への対応に向け、環境を重視し、環境に配慮する北海道型環境ライフスタイルを確立するために、道民や事業者など、それぞれの主体が行うべき環境配慮行動を明らかにし、自主的な行動を加速させる行動計画を策定します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>マイバッグ・キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月の3R推進月間に合わせ、国、札幌市、事業者、NPO等と連携してマイバッグ・キャンペーンを実施します。</li> </ul>
	<p>クールビズ、ウォームビズの実施及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季の庁内冷房温度設定を28とし、執務室での軽装を励行します。</li> <li>・オフィスでの暖房温度20設定と、家庭での暖房設定温度を見直しを呼びかける「北海道ウォームビズ」や「あったまろうキャンペーン」を展開します。</li> </ul>
	<p>エコイベントガイドラインの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮のポイントをまとめた「チェックシート」をホームページで公開して、自主点検を推進します。</li> <li>・イベントの主催者や参加者が主体的に環境配慮に取り組めるよう、「エコイベントに関するガイドライン」を策定します。</li> </ul>
	<p>環境行動計画の策定に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局で構成するワーキングを設置し、計画の基本的な考え方や盛り込む内容などを検討します。</li> </ul>
	<p>環境行動計画の骨子案の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境行動の取組などについて、環境道民会議に参画する団体等と意見交換を実施します。</li> <li>・団体等の意見を踏まえ、庁内ワーキングで検討を進め、計画の骨子案を作成します。</li> </ul>
H20	<p>マイバッグ・キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月の3R推進月間に合わせ、国、札幌市、事業者、NPO等と連携してマイバッグ・キャンペーンを実施します。</li> </ul>
	<p>クールビズ、ウォームビズの実施及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室での軽装を励行します。</li> <li>・「北海道ウォームビズ」を展開します。</li> </ul>
	<p>エコイベントガイドラインの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに沿ったエコイベントの普及を推進します。</li> </ul>
	<p>環境行動計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の骨子案を公表し、骨子案に対する意見や、環境行動の取組に関するアイデア等を募集します。</li> <li>・道民意見やアイデア募集の結果を踏まえ、庁内ワーキングで計画案を検討します。</li> <li>・環境行動計画を策定し、道民等に周知するとともに、道民や事業者などの環境行動を促進します。</li> </ul>

## 18 新エネルギー等の利活用の推進

政策 125 バイオエタノールの実用化や木質バイオマスの利活用の促進など、北海道に豊富に存在するバイオマスの活用を進めます。

### 政策の展開方向

#### 【バイオマス燃料の利用拡大】

本道に豊富に存在するバイオマスの利用拡大に向けて、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」（平成19年3月一部変更）及び「新エネルギー開発・導入方策」（平成19年3月策定）に基づき、バイオマス燃料に対する税の減免措置など国に要望するとともに、公設試験研究機関の研究開発の推進などに取り組みます。

バイオエタノールの実用化に向け、産学官連携による調査研究や製造実証等の取組に必要な支援、課題解決に向けた国への要望等を行うとともに、産業界や道民に対し、利用拡大に向けた普及啓発の取組を進めます。

#### 【北海道らしいバイオマスの利活用】

平成17年9月に設立した「北海道バイオマスネットワーク会議」を活用するなど、産学官が相互に連携した取組を進めるとともに、循環資源利用促進税事業などにより施設整備等を促進します。また、「北海道リサイクル製品認定制度」などにより、北海道らしい地域特性に応じたバイオマスの利活用を推進します。

下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用等について検討を行います。

#### 【木質バイオマスの利用促進】

森林施業の過程で発生する林地残材などの未利用資源を有効に活用するため、家庭や産業など多様な分野での木質ペレット等木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<b>【バイオマス燃料の利用拡大】</b> 国に対する施策の要望 ・バイオマス燃料に対する税の減免措置など、必要な施策を国に対し要望します。
	試験研究機関による研究開発の推進及びその成果の普及 ・北海道立工業試験場において、バイオマス関連の研究開発を進めるとともに、その成果の普及に努めます。
	関連情報の提供 ・ホームページを通じてバイオマス燃料等関連情報を提供します。
	バイオディーゼル燃料（BDF）導入モデル事業の実施 ・「知床」をモデルとして、廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料（BDF）の導入モデル事業を実施します。 ・冬期間の実地走行試験を実施するとともに、BDFの導入マニュアルを作成・配布します。
	バイオエタノールの実用化に向けた取組への支援 ・バイオエタノール等の流通・消費段階における課題等の検討を行います。 ・平成21年度から製造実証や技術実証等を計画しているバイオ燃料地域利用モデル実証事業の円滑な推進を図るため、関係機関・団体で構成する「地域協議会」への指導・助言を行います。 ・輸送用バイオ燃料の普及・拡大のため、国に対し、原料の安定確保からバイオ燃料の流通・販売に至る総合的な取組を要請します。 ・バイオエタノールの製造供給拠点形成に向け、産学官連携による技術開発を進めます。
<b>【北海道らしいバイオマスの利活用】</b> 生活系生ごみの利活用に関する普及啓発 ・北海道バイオマスネットワーク会議において、生活系生ごみの利活用の手引き、事業系生ごみの取組事例集の作成・配布や、フォーラム開催、情報誌発行等の普及啓発を実施します。 「循環資源利用促進税」を活用した設備整備、研究開発などの支援 ・産業廃棄物に該当するバイオマスのリサイクルのための設備設備や研究開発等を支援します。	

H19	<p>「北海道リサイクル製品認定制度」などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道リサイクル製品認定制度」及び「北海道リサイクルブランド認定制度」により、バイオマス資源を原料とした再生品の利用拡大を図ります。</li> </ul>
	<p>下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消化ガス発電施設の整備を促進します。</li> </ul>
	<p>バイオマス利活用施設の整備に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるバイオマスの利活用の取組を促進するため、バイオマス利活用施設等の整備に対して支援します。</li> </ul>
	<p><b>【木質バイオマスの利用促進】</b></p> <p>木質バイオマス推進のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットの安定供給や円滑利用に向けた検討や情報交換、木質バイオマスの利用の意義や必要性等の情報発信のための市民講座、木質バイオマス利用を広く周知するための木質燃料暖房機器等の展示会の開催等に対し支援します。</li> </ul> <p>木質ペレット燃焼機器の導入促進や木質バイオマスの供給と利用のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを活用したペレットストーブ等の普及・PRや、一般家庭用ペレットストーブや農業用ペレットボイラーの実証導入支援、供給者と利用者の意見交換の場の設定等を行います。</li> </ul>
H20	<p><b>【バイオマス燃料の利用拡大】</b></p> <p>国に対する施策の要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス燃料に対する税の減免措置など、必要な施策を国に対し要望します。</li> </ul> <p>試験研究機関による研究開発の推進及びその成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道立工業試験場において、バイオマス関連の研究開発を進めるとともに、その成果の普及に努めます。</li> </ul> <p>関連情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページを通じてバイオマス燃料等関連情報を提供します。</li> </ul> <p>BDFの導入促進に向けた普及啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BDF導入マニュアルの活用による普及啓発や、バイオマスネットワーク会議において、フォーラム開催、情報誌発行等の普及啓発を実施します。</li> </ul> <p>バイオエタノールの実用化に向けた取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度から製造実証や技術実証等を計画しているバイオ燃料地域利用モデル実証事業の円滑な推進を図るため、関係機関・団体で構成する「地域協議会」への指導・助言を行います。</li> <li>・輸送用バイオ燃料の普及・拡大のため、国に対し、原料の安定確保からバイオ燃料の流通・販売に至る総合的な取組を要請します。</li> <li>・バイオエタノールの製造供給拠点形成に向け、産学官連携により技術開発を進めます。</li> </ul>
	<p><b>【北海道らしいバイオマスの利活用】</b></p> <p>地域ネットワーク構築の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道バイオマスネットワーク会議において、各地域の地域特性を踏まえたバイオマスの取組を支援するため、地域ネットワークの構築を促進します。</li> </ul> <p>「循環資源利用促進税」を活用した施設整備、研究開発などの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物に該当するバイオマスのリサイクルのための設備設備や研究開発等を支援します。</li> </ul> <p>「北海道リサイクル製品認定制度」などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道リサイクル製品認定制度」及び「北海道リサイクルブランド認定制度」により、バイオマス資源を原料とした再生品の利用拡大を図ります。</li> </ul> <p>下水道処理施設におけるバイオマスを利用したエネルギー利活用等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消化ガス発電施設の整備を推進します。</li> </ul> <p>バイオマス利活用施設の整備に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるバイオマスの利活用の取組を促進するため、施設の整備等に対して支援します。</li> </ul>
	<p><b>【木質バイオマスの利用促進】</b></p> <p>木質バイオマス推進のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットの安定供給や円滑利用に向けた検討や情報交換、木質バイオマスの利用の意義や必要性等の情報発信のための市民講座、木質バイオマス利用を広く周知するための木質燃料暖房機器等の展示会の開催等に対し支援します。</li> </ul> <p>木質ペレット燃焼機器の導入促進や木質バイオマスの供給と利用のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを活用した北海道型ペレットストーブ等の普及・PRや、木質バイオマスの供給者と利用者の意見交換の場の設定、木質バイオマスの燃焼機器等に関する情報の提供を行います。</li> </ul>

政策 126 省エネルギーを一層徹底していくとともに、雪氷冷熱や燃料電池、太陽光、風力など地球に優しいクリーンな新エネルギーの利活用を促進します。

[ 【目標】 新エネルギーの導入量 原油換算で193万k1 (平成22年度) ]

政策の展開方向

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」及び「新エネルギー開発・導入方策」に基づき、E S C O事業の活用促進等による省エネルギーの推進や民間団体等の自発的な活動の促進等による新エネルギーの利用拡大に向けた取組を推進します。

道営電気事業の運営を通して得られたノウハウを活用し、市町村等における新エネルギーの取組を支援します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>省エネルギー推進に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E S C O事業の活用促進資料や省エネ関連情報をホームページに掲載します。</li> <li>・ 省エネルギー・新エネルギーパンフレットを配布します。</li> </ul>
	<p>地域における新エネルギーの事業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新エネルギー事業化に向けた先導的市町村を創出するため、道等の専門的知見の活用や資金調達に向けた国等の支援制度に関する助言を行い、産学官が一体となって事業化に向けて取り組む体制づくりを支援します。</li> </ul>
	<p>省エネ新エネ情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー・新エネルギーパンフレット、バイオマス燃料等新燃料の実用化、省エネルギー・新エネルギー助成制度一覧、省エネルギー関連研究一覧、新エネルギー関連研究一覧、道内市町村の取組状況をコンテンツとする省エネ新エネ情報をホームページに掲載します。</li> </ul>
	<p>雪氷エネルギーのビジネス化に向けた取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北海道ならではの雪氷エネルギーを積極的にビジネスとして活用するなど、自立型エネルギーの導入を進めることを目的にセミナーを開催します。</li> </ul>
	<p>市町村等への新エネルギー取組支援（地域新エネルギーアドバイザー制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道営電気事業の運営で得られたノウハウを活用して、施設整備、事業運営、施設管理に関するアドバイスをを行い、市町村等への新エネルギーの取組を支援します。</li> </ul>
	<p>新エネルギーの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平オンネ風力発電所の発電実績、風速及び風向などのデータをホームページで提供するとともに、新エネルギーの調査研究を進めます。</li> </ul>
H20	<p>省エネルギー推進に向けた普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ E S C O事業の活用促進資料や省エネ関連情報をホームページに掲載します。</li> <li>・ 省エネルギー・新エネルギーパンフレットを配布します。</li> </ul>
	<p>地域における新エネルギーの事業化の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新エネルギー事業化に向けた先導的市町村を創出するため、道等の専門的知見の活用や資金調達に向けた国等の支援制度に関する助言を行い、産学官が一体となって事業化に向けて取り組む体制づくりを支援します。</li> </ul>
	<p>省エネ新エネ情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネルギー・新エネルギー助成制度一覧、道内市町村の取組状況などをコンテンツとする省エネ新エネ情報をホームページに掲載します。</li> </ul>
	<p>雪氷エネルギーの導入拡大に向けた施策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入拡大に向けた新たな施策を検討します。</li> </ul>
	<p>市町村等への新エネルギー取組支援（地域新エネルギーアドバイザー制度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備、事業運営、施設管理に関するアドバイスをを行い、市町村等への新エネルギーの取組を支援します。</li> </ul>
	<p>新エネルギーの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小平オンネ風力発電所の発電実績、風速及び風向などのデータをホームページで提供するとともに、新エネルギーの調査研究を進めます。</li> </ul>

# 未来を拓く人づくり

## 19 子育て王国・北海道づくり

政策 127 子どもを望む夫婦や子育て世代の経済的な負担を軽減するため、不妊治療費や乳幼児医療費への助成を拡大します。

【目標】不妊治療費の助成拡大（平成19年度～）  
乳幼児医療費の助成拡大（平成20年度～）

### 政策の展開方向

子どもを望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、高額な治療費の実態に応じ、不妊治療費助成事業の拡充が図られるよう国に要望します。

各市町村が実施している乳幼児医療給付事業に助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減や乳幼児の疾病の早期診断と早期治療の促進を図るとともに、国による乳幼児医療助成制度の創設を要望します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>不妊治療費の助成拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療費助成対象者の所得制限を緩和し、また、支給回数を1回から2回へ拡大して実施します。</li> <li>・不妊治療費助成制度が積極的に活用されるよう指定医療機関へのポスター、パンフレットの配布など周知に努めます。</li> <li>・不妊治療における1回の治療費が高額であることから、実態に応じた助成額の拡大などや医療保険制度における乳幼児の自己負担のさらなる軽減などについて、国に要望します。</li> </ul>
	<p>乳幼児医療費の助成拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する乳幼児医療給付事業を支援します。</li> <li>・市町村や関係機関等の意見等を踏まえて、乳幼児医療費助成拡大について検討します。</li> </ul>
	<p>離島における妊産婦への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における妊産婦の方々の経済的・身体的負担の軽減を図るため、健診や出産のために定期的に島外で受診する場合のフェリー代について支援します。</li> </ul>
H20	<p>不妊治療費の助成拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療費助成制度が積極的に活用されるよう指定医療機関へのポスター、パンフレット配布など周知に努めます。</li> <li>・不妊治療における1回の治療費が高額であることから、実態に応じた助成額の拡大などや医療保険制度における乳幼児の自己負担のさらなる軽減などについて、国に要望します。</li> </ul>
	<p>乳幼児医療費の助成拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する乳幼児医療給付事業を支援します。</li> <li>・国による乳幼児医療助成制度の創設を要望します。</li> </ul>
	<p>離島における妊産婦への支援の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における妊産婦への支援について市町村と連携して検討します。</li> </ul>

政策 128 子育て支援の充実のため、市町村と連携・協働して次のような施策を展開します。

- ・子育て家庭を支援する協賛企業による「買い物割引特典制度」を創設します。
- ・地域ぐるみの子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」を整備します。
- ・生後4か月までの乳児家庭を訪問し助言などを行う「こんにちは赤ちゃん事業」の実施を促進します。
- ・子どもたちの放課後の居場所となる「児童クラブ」、「子ども教室」を整備します。
- ・妊婦の無料検診の回数を5回程度まで拡大することをめざします。
- ・子育てを応援する「せわずき・せわやき(すきやき)隊」の結成を促します。

【目標】市町村等と連携・協働して各種施策を順次実施(平成19年度～)

- ・子育て家族を支援する協賛企業による「買い物割引特典制度」の創設
- ・乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の実施
- ・妊婦の無料健康診断回数を5回程度まで拡大

### 政策の展開方向

子育て世帯の経済的負担の軽減に資するため、「子育て特典制度(仮称)」のガイドラインを定め、協賛する商工団体や企業などに対し、特典制度への参加を幅広く呼びかけます。

地域における子育て支援拠点をつくる「地域子育て支援拠点事業」を活用し、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、情報の提供、講習等の実施などを推進します。

乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)の実施を推進します。

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう放課後等の子どもたちの安全な活動場所の確保を図るため、市町村が策定する「放課後子どもプラン」に対して支援を行うとともに、推進委員会を設置し、放課後対策事業の検証・評価等を行います。

妊婦健康診査については、安心、安全な妊娠出産を確保するためにも、さらなる財源措置が講じられるよう国へ要望します。

「せわずき・せわやき(すきやき)隊」(子育て支援ボランティア)の活動がすべての市町村で行われるよう、市町村と協力して設置促進を図ります。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【子育て特典制度(仮称)】</p> <p>「子育て特典制度(仮称)」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て特典制度(仮称)」の導入検討を行い、ガイドラインを取りまとめ、市町村と連携し、特典制度への参加について、協賛する商工団体や企業などに幅広く働きかけます。</li> </ul>
	<p>【地域の子育て拠点支援】</p> <p>地域の子育て支援拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」に基づき、各市町村に対し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置を働きかけます。</li> <li>・地域子育て支援拠点事業(国庫補助事業)を活用し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の運営費補助を行います。</li> </ul>
	<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策交付金事業に新設された「生後4か月までの全戸訪問事業」(こんにちは赤ちゃん事業)について、道内市町村における初年度の実施予定を把握し、取りまとめたものを情報提供します。</li> <li>・市町村に対し、国が取りまとめた全国の先進事例集(こんにちは赤ちゃん事業実施ガイド)を配布するとともに、会議などのさまざまな機会を捉え、事業の実施を働きかけます。</li> </ul>
	<p>【子どもたちの放課後の居場所】</p> <p>総合的な放課後児童対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブに対する運営費補助等を実施します。</li> <li>・「放課後子どもプラン」を創設し、総合的な放課後児童対策を推進します。</li> </ul> <p>放課後子ども教室推進事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する放課後子ども教室推進事業を支援します。</li> </ul>

H19	<p>放課後対策事業に関する市町村への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子どもプラン推進委員会において、放課後対策事業の総合的なあり方を検討し、各市町村に対し情報提供を行います。</li> </ul>
	<p>指導員の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村で実施される放課後対策事業に関わる指導員等の資質向上を図るための研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【妊婦健診】</p> <p>妊婦健診の無料拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公費負担単価について関係機関と調整し、市町村の公費による妊婦健診回数の拡大が可能となるよう体制を整えます。</li> <li>・市町村に対し、拡大に向けての働きかけや必要に応じた助言を行います。</li> <li>・妊婦健診について、更なる財源措置が講じられるよう国へ要望します。</li> </ul>
	<p>【すきやき隊】</p> <p>「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の結成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき）隊」に係る広報・啓発を実施し、設置市町村の拡大を図ります。</li> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき隊）」の設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき隊）」の立ち上げ、活動促進支援等のためのアドバイザーを希望に応じて派遣します。</li> </ul>
H20	<p>【子育て特典制度（仮称）】</p> <p>「子育て特典制度（仮称）」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て特典制度（仮称）」のガイドラインをもとに、市町村と連携し、制度への参加について、企業、経済団体、商店街などに幅広く働きかけていきます。</li> </ul>
	<p>【地域の子育て拠点支援】</p> <p>地域の子育て支援拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北の大地 子ども未来づくり北海道計画」に基づき、各市町村に対し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の設置を働きかけます。</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（国庫補助事業）を活用し、「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」の運営費補助を行います。</li> </ul>
	<p>【こんにちは赤ちゃん事業】</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容などの充実が図られるよう、研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【子どもたちの放課後の居場所】</p> <p>総合的な放課後児童対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブに対する運営費補助等を実施します。</li> <li>・「放課後子どもプラン」に基づく総合的な放課後児童対策を推進します。</li> </ul>
	<p>放課後子ども教室推進事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する放課後子ども教室推進事業を支援します。</li> </ul>
	<p>放課後対策事業に関する市町村への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子どもプラン推進委員会において、放課後対策事業の総合的なあり方を検討し、各市町村に対し情報提供を行います。</li> </ul>
	<p>指導員の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村で実施される放課後対策事業に関わる指導員等の資質向上を図るための研修会を実施します。</li> </ul>
	<p>【妊婦健診】</p> <p>妊婦健診の無料拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料の妊婦健診が5回程度まで拡大されるよう、市町村に対し働きかけるとともに、必要に応じて助言を行います。</li> <li>・妊婦健診について、さらなる財源措置が講じられるよう国へ要望します。</li> </ul>
<p>【せわずき・せわやき（すきやき）隊】</p> <p>「せわずき・せわやき（すきやき）隊」の結成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき隊）」に係る広報・啓発を実施し、設置市町村の拡大を図ります。</li> <li>・「せわずき・せわやき（すきやき隊）」の設置促進に向け、各保健福祉事務所を通じ市町村への働きかけや助言を行います。</li> </ul>	



政策 129 家庭で養育が困難な乳幼児を、可能な限り家庭に近い環境で養育できるよう、児童相談所の機能を強化し、里親や地域に対する支援を充実します。

政策の展開方向

家庭で養育が困難な乳幼児を可能な限り家庭に近い環境で養育できるよう、児童相談所の体制の強化を図り、里親制度の取組を推進するとともに、里親登録者の拡大を図るため、市町村等と連携を図りながら、道民の皆さんに幅広く里親制度の啓発を行います。

里親と児童福祉施設との交流を進め、施設養護から家庭的養護への促進を図ります。

里親が抱える養育上のストレスなどの負担の軽減や養育技術の向上を図るため、養育補助者の派遣、里親相互の交流の場の提供、研修の実施など里親支援に取り組みます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>里親制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関と連携を図り、市町村や道の各種広報媒体の活用を通じて、道民に幅広く里親制度の啓発を図ります。特に、10月を里親強調月間として位置づけ、集中的に里親制度の啓発を行います。</li> </ul>
	<p>里親委託の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが委託されていない里親（未委託里親）の活用を図るため、未委託里親に対して意向調査を行います。</li> </ul>
	<p>里親の養育技術の向上に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親に対して、養育補助者を派遣するほか、里親相互の交流の場を提供し、里親が抱える養育上のストレスなどの負担の軽減や養育技術の向上を図ります。</li> <li>・関係機関と連携して、里親の養育技術の向上に向けた研修に取り組みます。</li> </ul>
	<p>児童相談所の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所に里親制度に係る専任の職員を配置し、里親登録の拡大、里親委託の促進など家庭的養護の促進を図ります。</li> </ul>
H20	<p>里親制度の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や関係機関と連携を図り、市町村や道の各種広報媒体の活用を通じて、道民に幅広く里親制度の啓発を図ります。特に10月は里親強調月間として位置づけ、集中的に里親制度の啓発を行います。</li> </ul>
	<p>里親委託の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未委託里親に行った意向調査を踏まえ、未委託里親への委託のタイミングを的確に捉え、里親委託の促進を図ります。</li> </ul>
	<p>里親の養育技術の向上に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親に対して、養育補助者を派遣するほか、里親相互の交流の場を提供し、里親が抱える養育上のストレスなどの負担の軽減や養育技術の向上を図ります。</li> <li>・関係機関と連携して、里親の養育技術の向上に向けた研修に取り組みます。</li> </ul>

政策 130 子育て家庭が道営住宅に入居しやすくなるよう、その環境整備を行います。

#### 政策の展開方向

道営住宅において先進的に取り組んできた、住宅に困窮する子育て世帯に対する良質な住宅供給と子育て支援サービスの提供を併せて実施する「子育て支援住宅」について、住宅の使い勝手や子育て支援サービスの実施状況の検証を行い、「子育て支援住宅」における住宅・団地集会所等の広さや間取り、設備など子育てに配慮した仕様などをとりまとめ、これらの情報を基に、市町村に対し技術的な助言を行うことにより、市町村営住宅での「子育て支援住宅」の普及を促進します。

道営住宅においては、引き続き、市町村と連携して、道営子育て住宅のモデル的な整備に取り組みます。

既存公営住宅の集会所等を既成市街地における子育て支援活動の場として活用するなど、子育て支援に資する公営住宅団地の活用について検討します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	道営子育て支援住宅の検証 ・道営子育て支援住宅の取組の調査を行います。 ・今後の子育て支援住宅の普及に向けた課題等の検証を行います。 ・市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。
	市町村営住宅等における子育て支援住宅の普及促進 ・道営子育て支援住宅の取組に関する市町村への情報提供、普及啓発を行います。
H20	道営子育て支援住宅の整備 ・市町村と連携して、道営子育て支援住宅のモデル的な整備に取り組みます。
	市町村営住宅等における子育て支援住宅の普及促進 ・道営子育て支援住宅の取組に関する市町村への情報提供、普及啓発を行います。

## 20 北海道らしい教育の推進

政策 131 人格形成の基礎を培う幼児教育の振興や、幼児期の子どもたちの主体性や自律心を養い、一人ひとりの無限の力を引き出す幼稚園を応援します。

### 政策の展開方向

私立幼稚園経営の健全化、保護者の経済的負担の軽減、教育条件の維持向上等を図るため、私学助成を行います。

幼児期の子どもたちの主体性や自律心を養い、特色ある教育活動の充実に向け優れた実践例を紹介するなど、公立幼稚園の支援に努めます。

幼稚園教育に関する各種研修を通じて、幼稚園の教育課程の充実に努めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>私立幼稚園への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園が実施する特色ある教育について、その計画・実態などを調査し、効果的な助成内容及び方法を検討の上、助成を行います。</li> <li>・私立幼稚園が実施する特色ある教育についての実績を調査し、当該年度の助成の効果等を把握します。</li> </ul>
	<p>特色ある教育活動の充実に向けた優れた実践例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道の幼稚園の教育課程にかかわる優れた実践研究成果をまとめた冊子を全道の幼稚園に配布し、教育課程の改善充実に努めます。</li> </ul>
	<p>教育課程の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成、実施の改善・充実に向けて幼稚園の教育課程に関する研究協議会を開催します。</li> <li>・幼稚園教育の充実を図るため、幼稚園園長等の研修会を開催します。</li> </ul>
H20	<p>私立幼稚園への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園が実施する特色ある教育について、その計画・実態の調査により、前年度の補助効果を検証し、より効果的な助成内容及び方法を検討の上、助成を行います。</li> <li>・私立幼稚園が実施する特色ある教育についての実績を調査し、当該年度の助成の効果等を把握します。</li> </ul>
	<p>特色ある教育活動の充実に向けた優れた実践例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道の幼稚園の教育課程にかかわる優れた実践研究成果をまとめた冊子を全道の幼稚園に配布し、教育課程の改善充実に努めます。</li> </ul>
	<p>新幼稚園教育要領の趣旨の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領の改訂の趣旨や内容の理解を図るため、新教育課程説明会を開催します。</li> </ul>

政策 132 独自の建学精神と教育理念に基づき、特色ある教育を進める私学教育の振興に努めます。

政策の展開方向

独自の建学精神に基づき特色ある教育を行う私立学校に対し、教育条件の維持・向上、学校経営の健全化や生徒等の保護者負担の軽減等を図るため、効果的、効率的な私学助成を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>私立学校に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・私立学校が実施する特色ある教育について、その計画・実態などを調査し、効果的な助成内容及び方法を検討の上、助成を行います。</li><li>・私立学校が実施する特色ある教育についての実績を調査し、当該年度の助成の効果等を把握します。</li></ul>
H20	<p>私立学校に対する効果的な助成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・私立学校が実施する特色ある教育について、その計画・実態の調査により、前年度の補助効果を検証し、より効果的な助成内容及び方法を検討の上、助成を行います。</li><li>・私立学校が実施する特色ある教育についての実績を調査し、当該年度の助成の効果等を把握します。</li></ul>

政策 133 幼児期からの読書活動を推進するため、「ブックスタート事業」の輪を全道 100 市町村に広げます。

〔 【目標】 100市町村で「ブックスタート事業」を実施（平成22年度） 〕

#### 政策の展開方向

幼児期からの読書活動を推進するため、「ブックスタート事業」のさらなる広がりをめざして、普及・啓発やボランティア情報の招集・提供に取り組みます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	ブックスタートボランティアのネットワークづくりの推進 ・ほっかいどう絵本フェスティバルを開催し、ブックスタート、読み聞かせ、子育て支援ボランティアのネットワークづくりを推進します。
	「ブックスタート事業」の普及・啓発 ・インターネットの活用などにより「ブックスタート事業」の普及・啓発やボランティア情報の提供を推進します。
H20	「ブックスタート事業」の普及・啓発 ・インターネットの活用などにより「ブックスタート事業」の普及・啓発やボランティア情報の提供を推進します。
	「ブックスタート事業」の普及推進の新たな仕組みの検討 ・「ブックスタート事業」の普及を推進するための新たな仕組みを検討します。

政策 134 いじめ等の未然防止や早期発見・早期解消に向け、学校でのスクールカウンセラーの拡充やきめ細かな教育相談体制の充実などに取り組みます。

〔 【目標】 学校でのスクールカウンセラーの拡充（平成19年度～） 〕

政策の展開方向

いじめ等の未然防止、早期発見・早期解消を図るため、子どもたちの心の悩みや不安を受け止めて相談に当たるスクールカウンセラーの配置の拡充や教育相談電話の24時間体制の整備等を進めます。

個々の子どもの悩み・不安の相談や解決のために、きめ細かなサポート体制を整備するなど、学校における教育相談体制等の充実に取り組みます。

新たないじめ対策プログラムを作成し、学校や家庭と市町村教育委員会はもとより、警察や児童相談所等の関係機関と連携し、地域が一体となって、いじめ根絶に向けた取組を進めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	道立学校におけるスクールカウンセラーの配置の拡充 ・全ての道立高等学校及び特別支援学校に、専門的知識や経験を有するスクールカウンセラーを派遣し、カウンセリング等を行います。
	教育相談電話の24時間体制の実施 ・道立教育研究所に設置している教育相談電話を24時間体制とし、いじめや不登校などの心の悩みを持つ子どもや、子育ての悩みを持つ親からの相談を受けます。
	学校における教育相談体制の充実 ・教員研修において、カウンセリング能力の向上に関するカリキュラムを実施します。 ・教育相談に関する専門的知識や経験などを有するスクールカウンセラー等の活用の促進や、関係機関等との連携の推進など、校内の教育相談体制の充実を図ります。
	いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組の推進 ・ストップ・ザ・いじめ推進事業として、作文や標語の募集、ポスターコンクール、「ストップ・ザ・いじめ」子ども会議などを実施します。 ・緊急実践事業として、連携プロジェクト推進会議、カウンセリング研修会、ようこそ！先輩！事業、地域連携教育セミナー事業、大学生フレンドシップ事業等を実施します。 ・児童生徒向けの緊急啓発用資料を作成します。
H20	教育相談電話の24時間体制の実施 ・道立教育研究所に設置している教育相談電話を24時間体制とし、いじめや不登校などの心の悩みを持つ子どもや、子育ての悩みを持つ親からの相談を受けます。
	学校における教育相談体制の充実 ・教員研修において、カウンセリング能力の向上に関するカリキュラムを実施します。 ・教育相談に関する専門的知識や経験などを有するスクールカウンセラー等の活用の促進や、関係機関等との連携の推進など、校内の教育相談体制の充実を図ります。
	いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組の推進 ・ストップ・ザ・いじめ推進事業として、作文や標語の募集、ポスターコンクール、「ストップ・ザ・いじめ」子ども会議などを実施します。 ・緊急実践事業として、連携プロジェクト推進会議、カウンセリング研修会、ようこそ！先輩！事業、地域連携教育セミナー事業、大学生フレンドシップ事業等を実施します。 ・児童生徒向けの緊急啓発用資料を作成します。

政策 135 読み・書き・計算といった基礎基本を重視した学力の向上とともに、北海道らしい道徳や国際理解教育、環境教育などを推進します。

政策の展開方向

【学力の向上】

学力の向上を図るため、学ぶ意欲を高め、読み・書き・計算といった基礎・基本の定着や個に応じた指導の充実に努めます。

文部科学省研究指定事業の研究指定校や北海道教育委員会の高等学校学力アッププロジェクト推進校等において、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究を行い、それらの研究成果を全道の高等学校に普及します。

【道徳教育】

ボランティア活動や社会体験活動などを通して、豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実に努めます。

【国際理解教育】

我が国及び北海道の伝統や文化に関する理解を深め、国際社会に生きる自覚を涵養するとともに、国際的な理解と協調を図る上で大切な英語などの外国語のコミュニケーション能力の育成に努めます。

【環境教育】

児童生徒が自然環境に関心をもち、環境に配慮した行動ができるよう、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた体験活動の展開や地域人材の活用などを行い、北海道の特性を十分に生かした環境教育の一層の充実に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【学力の向上】</p> <p>「読み・書き・計算」の核となる内容を身に付けさせる指導方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・人材を活用した学習支援や学習向上セミナー、家庭学習プログラムの開発など、学習習慣の形成等を図る取組を展開します。</li> <li>・「読み・書き・計算」の核となる内容を身に付けさせる取組を展開します。</li> <li>・「学力等実態調査」の実施、結果分析及び公表により、「確かな学力」を育成するための授業改善を図ります。</li> </ul>
	<p>学力向上のための指導内容・方法に係る実践研究の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高等学校学力アッププロジェクト」推進校等において、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の充実に努めます。</li> <li>・高等学校学力パートナーシップ会議の開催や教育課程改善協議会等を通して、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の成果を広く普及します。</li> <li>・高校と大学の一層の連携を進め、生徒の学ぶ機会を拡大し学習指導の充実に努めるため、高校と大学の情報交換や研究協議を行う「高大連携フォーラム」を開催します。</li> </ul>
	<p>【道徳教育】</p> <p>道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材の開発や資料の工夫、体験活動の充実、学校・家庭・地域との連携などを通して道徳教育の充実に努める取組を展開します。</li> <li>・北海道の豊かな自然、人材などの教育環境を活用し、豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組を展開します。</li> </ul>
	<p>【国際理解教育】</p> <p>国際理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手や地域人材の効果的な活用、教材開発などを通して、小学校における英語活動の充実に努める取組などを展開します。</li> <li>・外国語指導助手の積極的な活用を促進し、国際理解教育の充実に努めます。</li> <li>・スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの取組を支援し、その研究成果の普及を図ります。</li> </ul>

H19	<p><b>【環境教育】</b> 環境教育に係る研究指定校の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道の環境教育に係る研究指定校の取組を進め、その成果を広く普及し、環境教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>北海道独自の環境教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びを通して親子で学ぶ体験型環境学習「ようちえん親子エコライフチャレンジ」を道内の幼稚園で実施します。</li> <li>・幼児期段階で楽しみながら環境について学べる「環境教育絵本」を製作します。</li> </ul>
	<p>「環境の村事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の村」(当別町)において、子どもから大人までを対象とした参加・体験型のプログラムを実施するとともに、環境保全活動を推進する人材育成のための指導や育成セミナーを開催します。</li> </ul>
H20	<p><b>【学力の向上】</b> 「読み・書き・計算」の核となる内容を身に付けさせる指導方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・人材を活用した学習支援や学習向上セミナー、家庭学習プログラムの開発など、学習習慣の形成等を図る取組を展開します。</li> <li>・「読み・書き・計算」の核となる内容を身に付けさせる取組を展開します。</li> <li>・「学力等実態調査」の実施、結果分析及び公表により、「確かな学力」を育成するための授業改善を図ります。</li> </ul>
	<p>学力向上のための指導内容・方法に係る実践研究の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校学力アッププロジェクト」推進校等において、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の充実を図ります。</li> <li>・高等学校学力パートナーシップ会議の開催や教育課程改善協議会等を通して、学力向上のための指導内容・指導方法に係る実践研究の成果を広く普及します。</li> <li>・高校と大学の一層の連携を進め、生徒の学ぶ機会を拡大し学習指導の充実を図るため、高校と大学の情報交換や研究協議を行う「高大連携フォーラム」を開催します。</li> </ul>
	<p><b>【道徳教育】</b> 道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道内の学校や地域の実態に応じて創意工夫を生かした取組を展開します。</li> <li>・北海道の豊かな自然、人材などの教育環境を活用し、豊かな人間性や社会性をはぐくむ取組を展開します。</li> </ul>
	<p><b>【国際理解教育】</b> 国際理解教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手や地域人材の効果的な活用、教材開発などを通して、小学校における英語活動の充実を図る取組などを展開します。</li> <li>・外国語指導助手の積極的な活用を促進し、国際理解教育の充実を図ります。</li> <li>・スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの取組を支援し、その研究成果の普及を図ります。</li> </ul>
	<p><b>【環境教育】</b> 環境教育に係る研究指定校の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道の環境教育に係る研究指定校の取組を進め、その成果を広く普及し、環境教育の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>北海道独自の環境教育の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びを通して親子で学ぶ体験型環境学習「ようちえん親子エコライフチャレンジ」を道内の幼稚園で実施します。</li> <li>・幼児期段階で楽しみながら環境について学べる「環境教育絵本」を製作します。</li> </ul> <p>「環境の村事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境の村」(当別町)において、子どもから大人までを対象とした参加・体験型のプログラムを実施するとともに、環境保全活動を推進する人材育成のための指導や育成セミナーを開催します。</li> </ul>



政策 136 子どもたちが健康な生活を送ることができるよう、食べることの意味を理解し、安全な食べものを選択する能力や好ましい食習慣を身に付ける「食育」を推進します。

政策の展開方向

「北海道食育推進行動計画～元気もりもり道産子食育プラン～」（平成17年12月策定）に基づき、食育コーディネーターの派遣など地域における取組を支援します。

農水産業、農水産物に関する子どもたちの理解の促進に努めるとともに、学校給食における地場産物の活用を促進するなど、四季折々の豊かな食材に恵まれた北海道の特性を生かした「食育」の推進に取り組みます。

栄養教諭の配置を促進し、給食の時間をはじめ、関連教科等における計画的・継続的な食に関する指導の充実を図るとともに、小学生向けの食に関する学習教材の家庭での活用を働きかけるなどして、学校と家庭が連携した「食育」を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	北海道らしい食育の推進 ・北海道食育コーディネーターを派遣し、地域の食育活動を支援します。 ・食育ホームページで食に関する情報を提供します。 ・食育講座や食育ファームを推進し、体験を通じた食育を進めます。 ・食事バランスガイドを活用した食育の取組等を支援します。
	水産物を介した「食育」の推進 ・民間による継続した愛食運動を推進するため、「北海道のお魚を愛する会」の活動に対して支援します。 ・道産水産物の学校給食への導入を推進するため、これに取り組む生産者団体を支援します。 ・札幌市内の幼稚園をモデル校に選定し、園児が好む魚介類料理の検討・開発を実施します。 ・道民向け及び小中学校の教諭向けの資料を作成・配布します。
	学校給食関係者を対象とした研修会等の実施 ・教職員、学校給食調理員、生産者等の学校給食関係者を対象として、学校給食における地場産物の活用や衛生管理の徹底、食に関する指導の充実に向けた協議等を行います。
	栄養教諭の資質向上を図る研修会等の実施 ・栄養教諭免許状の取得を希望する学校栄養職員を対象とした教育職員免許法認定講習を行います。 ・栄養教諭を対象に、学校給食を生きた教材として効果的に活用した食に関する指導の指導体制や指導方法などについて研修を行います。
	小学生用（保護者用）の食のハンドブックの作成・配付 ・道内の小学1年生、3年生、5年生の児童に、望ましい食習慣などを育成するための児童及び保護者向けの解説などを掲載した食のハンドブックを配付します。
	食生活教育実践事業の実施 ・14支庁管内で実践する地域に根ざした食育の取組について発表し、成果を普及します。
H20	北海道らしい食育の推進 ・北海道食育コーディネーターを派遣し、地域の食育活動を支援します。 ・食育ホームページで食に関する情報を提供します。 ・食育講座や食育ファームを推進し、体験を通じた食育を進めます。 ・食事バランスガイドを活用した食育の取組等を支援します。
	水産物を介した「食育」の推進 ・民間による継続した愛食運動を推進するため、「北海道のお魚を愛する会」の活動に対して支援します。 ・道産水産物の学校給食への導入を推進するため、これに取り組む生産者団体を支援します。 ・札幌市内の幼稚園をモデル校に選定し、園児が好む魚介類料理の検討・開発を実施します。 ・道民向け及び小中学校の教諭向けの資料を作成・配布します。
	学校給食関係者を対象とした研修会等の実施 ・教職員、学校給食調理員、生産者等の学校給食関係者を対象として、学校給食における地場産物の活用や衛生管理の徹底、食に関する指導の充実に向けた協議等を行います。
	栄養教諭の資質向上を図る研修会等の実施 ・栄養教諭を対象に、学校給食を生きた教材として効果的に活用した食に関する指導の指導体制や指導方法などについて研修を行います。

政策 137 学校評価の充実など、開かれた学校づくりに取り組みます。

政策の展開方向

保護者や地域住民から学校運営に対する理解と協力を得て、信頼される学校づくりを進めるため、自己評価及び外部評価の結果を積極的に説明・公表するなどして、学校評価の充実に努めます。

校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることのできる学校評議員制度を活用するなど、学校・家庭・地域社会の連携による開かれた学校づくりをより一層進めるための取組の充実に図ります。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度については、検討等に取り組む学校や市町村に対して、先進事例に関する情報提供などの支援を行うとともに、道立学校において調査研究を進め、モデル的な導入を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>学校評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道都市教育委員会連絡協議会や北海道町村教育委員会連合会などと連携を図り、学校評価の実施・公表、学校運営状況の情報提供などの促進に努めます。</li> <li>・教員の各種研修会や学校訪問等を通して指導・助言を行い、学校評価の一層の充実に努めます。</li> <li>・学校評価の優れた実践事例や、学校評価の実施・公表の状況などを、北海道教育委員会のホームページに掲載するなどして、学校評価の充実に図ります。</li> </ul>
	<p>学校評価に関する情報周知及び実施状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価に関する国からの情報等について、私立学校に周知します。</li> <li>・私立学校における学校評価について、実施状況等を把握します。</li> </ul>
	<p>学校評議員制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道都市教育委員会連絡協議会や北海道町村教育委員会連合会などと連携を図り、学校評議員制度の導入・活用の促進に努めます。</li> </ul>
	<p>地域運営学校の導入の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）に関する調査研究を実施します。</li> </ul>
H20	<p>学校評価の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道都市教育委員会連絡協議会や北海道町村教育委員会連合会などと連携を図り、学校評価の実施・公表、学校運営状況の情報提供などの促進に努めます。</li> <li>・教員の各種研修会や学校訪問等を通して指導・助言を行い、学校評価の一層の充実に努めます。</li> <li>・学校評価の優れた実践事例や、学校評価の実施・公表の状況などを、道教委のホームページに掲載するなどして、学校評価の充実に図ります。</li> </ul>
	<p>学校評価に関する情報周知及び実施状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価に関する国からの情報等について、私立学校に周知します。</li> <li>・私立学校における学校評価について、実施状況等を把握します。</li> </ul>
	<p>学校評議員制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道都市教育委員会連絡協議会や北海道町村教育委員会連合会などと連携を図り、学校評議員制度の導入・活用の促進に努めます。</li> </ul>
	<p>地域運営学校の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域運営学校（コミュニティ・スクール）のモデル校による試行実施を行います。</li> </ul>

政策 138 高校の配置については、地域の意見を十分に伺い、必要な対策を講じながら再編整備を進めます。

#### 政策の展開方向

平成18年度に策定した「新たな高校教育に関する指針」の考え方に基づき、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、総合学科の設置、全日制普通科高等学校に単位制やフィールド制を導入するなど新しい高校づくりを推進します。

高校の配置については、教育水準の維持向上などを図る観点から中卒者数の増減等に適切に対応し、地域の意見を十分伺い必要な対策を講じながら、定員調整や再編整備を行います。また、道立高校の再編に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費にかかる経済負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努めます。

小規模校である地域キャンパス校には、センター校から出張授業や遠隔授業などの支援を行い、教育環境の維持向上を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「公立高等学校配置計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、高校配置計画(案)の策定に関する考え方を説明するとともに、地域の意見を伺います。</li> <li>平成20年度～22年度の高等学校配置計画を策定するとともに、平成23年度～26年度の見通しを示します。</li> </ul>
	<p>道立高等学校の再編に伴う通学費等の補助制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助要件や補助額の算定方法など、制度の具体的内容について検討を進め、「補助制度の概要」をホームページ等を通じて公表します。</li> </ul>
	<p>地域キャンパス校に対する支援の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度から地域キャンパス校・センター校となる14校に対して、遠隔授業に必要な設備等を整備します。</li> <li>地域キャンパス校・センター校による連携・支援の具体的内容について、両校による連携委員会等により検討を行い、決定します。</li> <li>地域キャンパス校とセンター校の連携・支援の方法について、ホームページ等を通じて制度を紹介します。</li> </ul>
H20	<p>「公立高等学校配置計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通学区域ごとに地域別検討協議会を開催し、高校配置計画(案)の策定に関する考え方を説明するとともに、地域の意見を伺います。</li> <li>平成21年度～23年度の高等学校配置計画を策定するとともに、平成24年度～27年度の見通しを示します。</li> </ul>
	<p>道立高等学校の再編に伴う通学費等の補助制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道立高等学校の再編に伴い遠距離通学等となる生徒を対象とした通学費・下宿費の補助を開始します。</li> </ul>
	<p>地域キャンパス校に対する支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度から地域キャンパス校となる7校に対して、センター校からの出張授業や遠隔授業など、充実した取り組みができるよう支援を行います。</li> <li>平成21年度から地域キャンパス校・センター校となる10校に対して、遠隔授業に必要な設備等を整備します。</li> <li>地域キャンパス校・センター校による連携・支援の具体的内容について、両校による連携委員会等により検討を行い、決定します。</li> </ul>

政策 139 教育力の向上に向け、教員の資質・能力の向上などに取り組みます。

政策の展開方向

教科及び生徒指導の専門性を高めるため、道内大学と連携して研修を行うなど、教員の資質・能力の向上に努めます。

教員の採用において、使命感や子どもへの愛情、体験に裏付けられた指導力など、人物評価を一層重視する観点に立って、受検者の教員としての資質能力をより適正に評価する方策を検討します。

学校職員の意欲や実績などを適切に評価することを通じて、職務に対する意欲を高め、資質・能力の向上及び学校の活性化を図るとともに、その成果を児童生徒に還元していくため、学校職員の評価を実施するとともに、優れた実践活動を行う学校職員に対する表彰を行います。

児童生徒を適切に指導できない状況にある教員について、対象者の認定や研修等に関する国の動向などにも十分留意し、新たな認定基準のあり方を検討するとともに、個々の課題に応じた研修内容の充実を図りながら、指導力の向上に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>【大学との連携】</p> <p>大学と連携した教員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年経験者研修の専門研修（教科指導・生徒指導）を北海道教育大学に委託し、少人数ゼミナール方式による大学院レベルの専門的な内容を中心とした研修講座を実施します。</li> </ul>
	<p>【採用時の資質能力の適正評価】</p> <p>社会人特別選考、特別支援学校の受検資格、選考検査判定基準の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別免許状制度を活用した社会人特別選考の募集教科の拡大を図ります。</li> <li>・養護学校教諭に普通免許状の所有を義務付けるなど、特別支援学校教諭の受検資格を変更します。</li> <li>・採用候補者選考検査判定基準を公表します。</li> </ul>
	<p>翌年度に向けた教員採用候補者の選考検査内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考検査の実施結果及び研究協議を踏まえ、教員採用選考方法の充実・改善を図ります。</li> </ul>
	<p>【職員評価】</p> <p>学校職員評価制度の試行実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道立学校の校長等への評価者研修を実施します。</li> <li>・市町村立学校での試行実施等を支援するため、市町村教育委員会への制度説明会や校長等への評価者研修を実施します。</li> </ul>
	<p>優れた実践活動を行う学校職員の表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道教育実践表彰（教職員表彰）を実施します。</li> </ul>
H20	<p>【大学との連携】</p> <p>大学と連携した教員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年経験者研修の専門研修（教科指導・生徒指導）を北海道教育大学に委託し、少人数ゼミナール方式による大学院レベルの専門的な内容を中心とした研修講座を実施します。</li> </ul>
	<p>【採用時の資質能力の適正評価】</p> <p>優秀な教員の確保の方策や教員の採用選考に関する研究協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員養成段階（課程認定大学）における教員としての資質能力（適格性、指導力等）の育成及び評価に関する研究等を行います。</li> </ul>
	<p>翌年度に向けた教員採用候補者の選考検査内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究協議やその他事務改善内容を踏まえ、教員採用選考方法の充実・改善を図ります。</li> </ul>
	<p>【職員評価】</p> <p>学校職員評価制度の本格実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道立学校の校長等への評価者研修を実施します。</li> <li>・市町村立学校での本格実施を支援するため、校長等への評価者研修を実施します。</li> </ul>
	<p>優れた実践活動を行う学校職員の表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道教育実践表彰（教職員表彰）を実施します。</li> </ul>
	<p>【指導力向上】</p> <p>「指導力向上制度」にかかる新たな認定基準等による制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導力向上制度」について、新たな認定基準等による制度の運用を図ります。</li> </ul> <p>指導力向上をめざした研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員個々の課題に応じた研修を充実させるなど、指導力の向上に努めます。</li> </ul>

政策 140 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、有朋高校跡地の有効活用も含め、特別支援教育体制の充実を図ります。

#### 政策の展開方向

本道における特別支援教育を推進するための基本方針を策定します。

学校や地域における支援体制の整備充実などを図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。

特別支援学校のセンター的機能を充実し、幼稚園、小・中学校及び高等学校等への支援体制の整備を図ります。

進学希望者の増加や障がいの重度・重複化などに対応するため、特別支援学校における受入体制の整備に努めます。また、在籍者数が減少している視覚障がいの特別支援学校については、そのあり方について検討します。

卒業後の就労を促進するため、職業学科の見直しを行うなど、自立や社会参加に向けた指導の充実に努めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「特別支援教育に関する基本方針（仮称）」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本道における特別支援教育を推進するため、特別支援教育に関するおおむね10年間の基本的な考え方や施策の方向性を示す「特別支援教育に関する基本方針（仮称）」を策定します。</li> </ul>
	<p>「個別の教育支援計画」の策定や活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における支援体制整備や研修会などの取組を通じて、「個別の教育支援計画」の策定や活用を促進します。</li> </ul>
	<p>小・中学校等への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の教員を小・中学校等に派遣し、担当教員等に対して指導方法・内容などについて継続した支援を行うモデル事業を行います。</li> </ul>
	<p>卒業後の就労に向けた職業教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業後の就労を促進するため、関係機関の連携・協力のもと、企業等の障がい者就労に関する意向調査などを実施するとともに、企業等のニーズを踏まえた作業学習・現場実習の授業改善などの実践研究を行います。</li> </ul>
H20	<p>「個別の教育支援計画」の策定や活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における支援体制整備や研修会などの取組を通じて、「個別の教育支援計画」の策定や活用を促進します。</li> </ul>
	<p>小・中学校等への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の教員を小・中学校等に派遣し、担当教員等に対して指導方法・内容などについて継続した支援を行います。</li> </ul>
	<p>特別支援学校の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい高等養護学校への進学希望者の状況や、特別支援学校の在籍者数・障がいの状況などを踏まえた検討を行い、特別支援学校における受入体制の整備に努めます。</li> </ul>
	<p>卒業後の就労に向けた職業教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業後の就労を促進するため、関係機関の連携・協力のもと、企業等のニーズを踏まえた作業学習・現場実習の授業改善などの実践研究を行います。</li> </ul>
	<p>高等部単置校の職業学科のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業関係者等からの意見を聴き、生徒の進路状況や産業動向、障がい者の雇用動向等に対応した高等部単置校の職業学科のあり方について検討を行います。</li> </ul>

政策 141 子どもの生活リズムの改善など家庭教育のあり方も含め、学校と家庭と地域社会が一体となって子どもを守り育てる体制づくりに取り組みます。

【目標】 朝食をとって学校に行く生活慣習普及率 小学生 85%・中学生 82%  
(平成22年度)

#### 政策の展開方向

子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるために、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことができるよう普及・啓発を行います。

小学生向けの「食」に関する学習教材を配布するなど、子どもたちに一日の流れに沿って食事の大切さを考えさせたり、保護者向けの説明会を設けたりするなどして、子どもたちはもとより家庭に対しても、望ましい食習慣形成の意識啓発を図ります。

企業と北海道教育委員会が家庭教育支援のための職場環境づくりを進めるために協定を結ぶ「北海道家庭教育サポート企業等制度」の取組などの一層の充実を通じて、家庭教育の充実を図ります。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>子どもの生活リズム向上フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活リズムを向上させるための啓発活動としてフォーラムを開催します。</li> </ul>
	<p>「早寝早起き朝ごはん」運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭、地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開するため、ホームページを活用し、運動に関する情報を提供するなど、子どもたちの生活リズム向上の取組を推進します。</li> </ul>
	<p>小学生用（保護者用）の食のハンドブックの作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道内の小学1年生、3年生、5年生の児童に、望ましい食習慣などを育成するための児童及び保護者向けの解説などを掲載した食のハンドブックを作成し、配付します。</li> </ul>
	<p>ホームページを活用した家庭や地域への働きかけの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食を生きた教材とした食に関する指導のねらいや内容、旬の食材、食文化、食品衛生など、食に関する情報についてわかりやすく掲載した「食育短信」を北海道教育委員会メールマガジンで配信するほか、同短信を道教委ホームページにバックナンバーとともに掲載します。</li> </ul>
	<p>「北海道家庭教育サポート企業等制度」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道家庭教育サポート企業等制度」を実施するとともに、家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で取り組むことができるよう、普及啓発を行います。</li> <li>北海道教育委員会のホームページ等で企業等の取組を紹介します。</li> </ul>
H20	<p>「早寝早起き朝ごはん」運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校や家庭、地域と連携した「早寝早起き朝ごはん」運動を展開するため、ホームページを活用し、運動に関する情報を提供するなど、子どもたちの生活リズム向上の取組を推進します。</li> </ul>
	<p>ホームページを活用した家庭や地域への働きかけの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食を生きた教材とした食に関する指導のねらいや内容、旬の食材、食文化、食品衛生など、食に関する情報についてわかりやすく掲載した「食育短信」を北海道教育委員会メールマガジンで配信するほか、同短信を道教委ホームページにバックナンバーとともに掲載します。</li> </ul>
	<p>「北海道家庭教育サポート企業等制度」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「北海道家庭教育サポート企業等制度」を実施するとともに、家庭教育支援を地域や企業を含め、社会全体で取り組むことができるよう、普及啓発を行います。</li> <li>北海道教育委員会のホームページ等で企業等の取組を紹介します。</li> </ul>

政策 142 「道民カレッジ」における「ほっかいどう学」の一層の充実や、いつでも誰もが学べる北海道らしい生涯学習活動を推進します。

政策の展開方向

道民に多様な学習機会を提供するため、大学や市町村、NPO等との幅広い連携・協力のもとで、道民カレッジ主催講座・連携講座の充実を図ります。

道民カレッジにおいて、「ほっかいどう学検定」の創設などの評価システムの研究を進めることにより、学んだ成果を生かす仕組みを検討するとともに、称号取得者等の地域における自主的な学習活動を支援します。

資格取得や育児後の女性に対する学習支援を含めた学習機会の提供により、生涯学習の成果を地域づくりや社会参加、個人のキャリア等に生かすことのできる環境整備を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>道民カレッジ講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関や市町村、NPO等が道民対象に行う講座で「ほっかいどう学」をテーマとした事業について道民カレッジとの連携を進めます。</li> </ul>
	<p>学んだ成果を生かすことのできる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民カレッジ事務局に設置された「評価・活用検討部会」において、受講者の学習に対する評価及び活用について検討を進めます。</li> </ul>
H20	<p>道民カレッジ講座の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道民カレッジ主催講座において「地域づくり」や「人づくり」を重点とした「放送講座」や「出前講座」の提供を行います。</li> </ul>
	<p>「ほっかいどう学検定」の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほっかいどう学検定」創設に向けた検討委員会を設置するとともに、「ほっかいどう学検定」実施に向けた検討を行います。</li> </ul>
	<p>社会参加や再チャレンジのためのニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等へのアンケート調査を実施し、企業等が求める人材についての分析を行います。</li> </ul>

## 2 1 経済や地域を支える人づくり

政策 143 道内の基幹産業である農林水産業や観光産業に関わる人材教育など、北海道経済を支える人づくりを進めます。

【目標】 認定農業者数 34,000 経営体 / 農業生産法人数 2,600 法人  
新規漁業就業者数 のべ 1,000 人 (平成22年度)

### 政策の展開方向

#### 【農業】

北海道担い手育成総合支援協議会が策定する「本道における担い手育成・確保アクションプログラム」に基づき、関係機関・団体と一体となって、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。

#### 【水産業】

市町村や関係団体と連携を密にして、漁業以外からの新規就業者の受入体制づくりを促進するとともに、漁業研修所の機能を活用するなどして、担い手の能力向上に取り組みます。

#### 【林業】

高校生の現場体験研修や新規参入者、基幹となる林業労働者の研修の実施などにより、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。

#### 【観光】

地域における観光ホスピタリティの定着や人材の育成を進めます。

#### 【職業訓練】

高等技術専門学院において、新規学卒者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための職業訓練を行うことにより就職を容易にし、職業生活の安定を図ります。

離転職者等の早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関等を活用した機動的な職業訓練を実施するほか、在職労働者の職業能力の向上を図るため、能力開発セミナーを実施します。

若年者のフリーター等に対して、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力などの基礎的な能力の習得のため、就職基礎能力速成講座を実施します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<b>【農業】</b> アクションプログラムの策定と担い手の育成・確保 ・道と関係機関・団体で構成する北海道担い手育成総合支援協議会において、担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定(4月策定済)するとともに、認定農業者数や農業生産法人数などの実績を把握します。 ・担い手育成総合支援協議会等による担い手の育成・確保体制の整備をはじめ、地域協議会等を通じた認定農業者等の経営改善の取組や集落営農の組織化の推進、品目横断的経営安定対策加入者に対する経営革新モデルの実証指導など、担い手育成・確保の取組に対して支援します。 ・あわせて、担い手への農地の利用集積の促進や担い手を支援する農作業受託組織(コントラクター)の育成などに取り組みます。
	<b>【水産業】</b> 漁業への就業希望者への就業相談や受入れ体制づくり ・北海道漁業就業支援センターが行う情報提供や就業相談に対し支援します。 ・地域が主体となって新規就業者の受入体制づくりを推進するため、地域の推進組織の運営体制などについて検討します。
	漁業研修所における総合研修の実施 ・漁業者を目指すものに対し、漁業就業に必要な知識、技術に関する実践的な総合研修を行います。 ・漁業の生産性の向上、経営改善及び増養殖技術等の最新技術や専門的知識を習得させるつくり育てる漁業技術研修を継続して行います。 ・漁業就業者に対し、漁業経営改善を図るために必要な資格を取得させる漁業就業促進研修を行います。
	<b>【林業】</b> 森林整備担い手の育成 ・林業を学ぶ高校生を対象に、林業機械作業などの現場体験を通じて、林業参入への動機付けを図るための研修を行います。 ・林業に関する専門的知識及び技術・技能を有する林業労働者を養成するため、基幹林業労働者研修を行います。
	新規参入の促進 ・国が実施する林業就業に必要な知識等を習得する講習会の参加者に対し、負担軽減を図るため、参加経費の助成を行います。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する「緑の雇用」の研修事業と連携して、緑の研修生など新たな林業就業者に対し、道が行う就業準備貸付資金の償還免除や長期就労奨励金の支給、各種資格取得に係る経費助成などの支援事業を通じて、新規参入者の確保・定着を図ります。</li> </ul>
H19	<b>【観光】</b> 地域の観光ホスピタリティ向上のための学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の「おもてなし」状況の点検調査を実施します。</li> <li>点検調査の結果等を基に、地域のホスピタリティ向上のための学習会を開催します。</li> </ul>
	道民向けアカデミーを開催し、観光ホスピタリティ運動の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>観光ホスピタリティ運動の具体的な取組事例についてのアカデミーを開催します。</li> </ul>
	人材を育成するためのカリキュラムなどの検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域観光マネジメント人材育成検討会議でカリキュラムなどの検討を行います。</li> </ul>
	<b>【職業訓練】</b> 高等技術専門学院における公共職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>全道の高等技術専門学院において、新規学卒者や離転職者等の方々が地域や企業のニーズに応じた技能・技術を習得するための職業訓練を実施します。</li> </ul>
	民間教育訓練機関への職業訓練の委託、能力開発セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>離職者の方々に対する職業訓練を、専門学校や事業主団体等の民間教育訓練機関へ委託して実施します。</li> <li>企業の在職労働者の職業能力の向上を図るため、能力開発セミナーを実施します。</li> </ul> 就職基礎能力速成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>若年者のフリーター等に対して、道内主要都市において、5日間延べ30時間のカリキュラムにより、就職に必要な基礎的能力の習得のための講座を実施します。</li> </ul>
H20	<b>【農業】</b> アクションプログラムの策定と担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進します。</li> </ul>
	<b>【水産業】</b> 漁業への就業希望者への就業相談や受入れ体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道漁業就業支援センターが行う情報提供や就業相談に対して支援します。</li> <li>地域の就業構造等に応じた新規就業者の受入計画の作成指導に努めるなど、地域が主体となった受入れ体制づくりを促進します。</li> </ul>
	漁業研修所における総合研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者を目指すものに対し、漁業就業に必要な知識、技術に関する実践的な総合研修を行います。</li> <li>漁業の生産性の向上、経営改善及び増養殖技術等の最新技術や専門的知識を習得させるつくり育てる漁業技術研修を行います。</li> <li>漁業就業者に対し、漁業経営改善を図るために必要な資格を取得させる漁業就業促進研修を継続して行います。</li> </ul>
	<b>【林業】</b> 森林整備担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>林業を学ぶ高校生を対象に、林業機械作業などの現場体験を通じて、林業参入への動機付けを図るための研修を行います。</li> <li>林業に関する専門的知識及び技術・技能を有する林業労働者を養成するため、基幹林業労働者研修を行います。</li> </ul>
	新規参入の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する林業就業に必要な知識等を習得する講習会の参加者に対し、負担軽減を図るため、参加経費の助成を行います。</li> <li>国が実施する「緑の雇用」の研修事業と連携して、緑の研修生など新たな林業就業者に対し、道が行う就業準備貸付資金の償還免除や長期就労奨励金の支給、各種資格取得に係る経費助成などの支援事業を通じて、新規参入者の確保・定着を図ります。</li> </ul>
	<b>【観光】</b> 観光ホスピタリティ運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>観光従事者の資質向上のためのホスピタリティ研修会等の開催に対する支援を実施します。</li> <li>観光ホスピタリティ運動の普及啓発用のポスターやステッカーを作成します。</li> <li>観光ホスピタリティ運動の推進のため、各種媒体を活用し情報発信を行います。</li> </ul> 人材を育成するためのカリキュラムなどの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域観光マネジメント人材の育成カリキュラム等により人材の育成を進めます。</li> </ul>
	<b>【職業訓練】</b> 高等技術専門学院における公共職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>全道の高等技術専門学院において、新規学卒者や離転職者等の方々が地域や企業のニーズに応じた技能・技術を習得するための職業訓練を実施します。</li> </ul>
	民間教育訓練機関への職業訓練の委託、能力開発セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>離職者の方々に対する職業訓練を、専門学校や事業主団体等の民間教育訓練機関へ委託して実施します。</li> <li>企業の在職労働者の職業能力の向上を図るため、能力開発セミナーを実施します。</li> </ul> 就職基礎能力速成講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>若年者のフリーター等に対して、道内主要都市において、5日間延べ30時間のカリキュラムにより、就職に必要な基礎的能力の習得のための講座を実施します。</li> </ul>

政策 144 「品目横断的経営安定対策」の対象となる担い手の育成確保に努めます。

政策の展開方向

北海道担い手育成総合支援協議会が策定する「本道における担い手育成・確保アクションプログラム」に基づき、関係機関・団体と一体となって、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保に向けた取組を推進します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>アクションプログラムの策定と担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道と関係機関・団体が構成する北海道担い手育成総合支援協議会において、担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定（4月策定済）するとともに、認定農業者数や農業生産法人数などの実績を把握します。</li><li>・担い手育成総合支援協議会等による担い手の育成・確保体制の整備をはじめ、地域協議会等を通じた認定農業者等の経営改善の取組や集落営農の組織化の推進、品目横断的経営安定対策加入者に対する経営革新モデルの実証指導など、担い手育成・確保の取組に対して支援します。</li><li>・あわせて、担い手への農地の利用集積の促進や担い手を支援する農作業受託組織（コントラクター）の育成などに取り組みます。</li></ul>
H20	<p>アクションプログラムの策定と担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担い手育成・確保目標及びその達成に向けたアクションプログラムを策定するとともに、品目横断的経営安定対策をはじめとする各種施策の対象となる担い手の育成・確保の取組を推進します。</li></ul>

政策 145 道立農業大学校や漁業研修所などの公施設の利用や大学との連携のもと、次代の担い手の養成により一層努めます。

政策の展開方向

道立農業大学校と農業系大学等との連携など、実践的で高度な研修教育体制の整備を進め、農業・農村の多様な担い手の育成・確保を図ります。

漁業研修所における漁業に関する基礎知識や実践的な実習、資格取得などの総合研修のほか新規参入者を対象とした研修などにより、漁業の担い手の育成・確保を図ります。

高校生の現場体験研修や新規参入者、基幹となる林業労働者の研修の実施などにより、森林整備の担い手の育成・確保を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>研修教育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業系大学との懇談の場づくりなど、農業大学校と農業系大学等との連携を推進します。</li> <li>・ 新たな研修教育体制について検討します。</li> </ul>
	<p>総合研修などによる担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者をめざすものに対し、漁業就業に必要な知識、技術に関する実践的な総合研修を行います。</li> <li>・ 漁業の生産性の向上、経営改善及び増養殖技術等の最新技術や専門的知識を習得させるつくり育てる漁業技術研修を行います。</li> <li>・ 漁業就業者に対し、漁業経営改善を図るために必要な資格を取得させる漁業就業促進研修を継続して行います。</li> </ul>
	<p>研修などによる担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業を学ぶ高校生を対象に、林業機械作業などの現場体験を通じて、林業参入への動機付けを図るための研修を行います。</li> <li>・ 林業に関する専門的知識及び技術・技能を有する林業労働者を養成するため、基幹林業労働者研修を行います。</li> <li>・ 国が実施する林業就業に必要な知識等を習得する講習会の参加者に対し、負担軽減を図るため、参加経費の助成を行います。</li> <li>・ 国が実施する「緑の雇用」の研修事業と連携して、緑の研修生など新たな林業就業者に対し、道が行う就業準備貸付資金の償還免除や長期就労奨励金の支給、各種資格取得に係る経費助成などの支援事業を通じて、新規参入者の確保・定着を図ります。</li> </ul>
H20	<p>研修教育体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業系大学校との懇談の場づくりなど、農業大学校と農業系大学との連携を推進します。</li> <li>・ 新たな研修教育体制の検討を行い、実践的で高度な研修教育体制の整備を進めます。</li> </ul>
	<p>総合研修などによる担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者をめざすものに対し、漁業就業に必要な知識、技術に関する実践的な総合研修を行います。</li> <li>・ 漁業の生産性の向上、経営改善及び増養殖技術等の最新技術や専門的知識を習得させるつくり育てる漁業技術研修を行います。</li> <li>・ 漁業就業者に対し、漁業経営改善を図るために必要な資格を取得させる漁業就業促進研修を行います。</li> </ul>
	<p>研修などによる担い手の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業を学ぶ高校生を対象に、林業機械作業などの現場体験を通じて、林業参入への動機付けを図るための研修を行います。</li> <li>・ 林業に関する専門的知識及び技術・技能を有する林業労働者を養成するため、基幹林業労働者研修を行います。</li> <li>・ 国が実施する林業就業に必要な知識等を習得する講習会の参加者に対し、負担軽減を図るため、参加経費の助成を行います。</li> <li>・ 国が実施する「緑の雇用」の研修事業と連携して、緑の研修生など新たな林業就業者に対し、道が行う就業準備貸付資金の償還免除や長期就労奨励金の支給、各種資格取得に係る経費助成などの支援事業を通じて、新規参入者の確保・定着を図ります。</li> </ul>

政策 146 ものづくり産業の人材育成に向けて、道立高等技術専門学院の科目転換、企業と大学・高専などとの連携強化、国内外から優秀な人材の誘致などに取り組みます。

政策の展開方向

平成19年度中に策定する「高等技術専門学院の新しい推進体制に関する基本方針(中長期ビジョン)」において、道立高等技術専門学院の新しい推進体制を明らかにし、ものづくり関連産業の人材育成に向けた推進方策や科目の転換などの取組について具体的な検討を進めます。

ものづくり産業をはじめとする本道産業の高度化や地域の活性化を図るため、国や産業界・教育機関などとの連携を強化し、ものづくり産業に対する若年者の職業意識の醸成やものづくりを支える技術系人材の育成確保に取り組むとともに、U・Iターン就職を支援するなど、国内外から高度な技術者等の誘致に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「中長期ビジョン」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期ビジョンを取りまとめ、校舎施設の配置、科目や訓練の内容など高等技術専門学院の新しい推進体制についての方針を明示します。</li> </ul>
	<p>産業人材の育成確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を強化して、高等技術専門学院における職業訓練の実施などによるものづくり産業を支える技術系人材の育成確保や、ものづくり産業への若年者の職業意識の醸成に努めます。</li> </ul>
	<p>高度産業人材の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携のもと、U・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致に努めます。</li> </ul>
H20	<p>「中長期ビジョン」の推進管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期ビジョンの効果的な推進管理を目的に、毎年度当初に策定する「職業能力開発実施計画」に3か年程度の中長期構想を登載し、体制の見直しや整備の具体的な展開方向を示します。</li> <li>・「能力開発総合センター整備基本計画(仮称)」を策定し、効果的な業務執行体制の構築に向けた検討を進めます。</li> </ul>
	<p>産業人材の育成確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を強化して、高等技術専門学院における職業訓練の実施などによるものづくり産業を支える技術系人材の育成確保や、ものづくり産業への若年者の職業意識の醸成に努めます。</li> </ul>
	<p>高度産業人材の誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携のもと、U・Iターン促進による高度技術者等の人材誘致に努めます。</li> </ul>

政策 147 団塊の世代の大量退職に伴い、産業技術・技能が途絶えることがないよう若年者への技能等の伝承を促進するほか、経営者の代替わりに際して円滑に事業が継承されるよう、企業経営研修などを実施します。

政策の展開方向

経済界、実務家（各種士業等）と連携し、事業承継対策の普及啓発や中小企業後継者の育成などに取り組みます。

中小企業大学校旭川校に対し、運営委員会を通じて、事業承継に関する経営研修の実施を働きかけます。

技術・技能の高度化・複合化に対応した人材の育成を進めるため、事業主等が行う職業能力開発を支援するとともに、技能労働者の技能習得を促進するため、技能検定を実施します。

公共・民間教育訓練施設で実施される職業能力開発に関するカリキュラムや基本技能の伝承に必要な教材・指導技法等の開発研究や教育訓練担当者を対象とする研修の実施に取り組むほか、インターネット等で人材育成情報の提供を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	中小企業の事業承継対策についての経済界・実務家との連携 ・札幌市弁護士会と課題把握等のための勉強会等を実施します。
	事業承継に関する経営研修の実施 ・中小企業大学校旭川校での事業継承に関する経営研修実施のため、運営委員会を通じて働きかけを行います。
	事業主等が行う職業能力開発への支援 ・職業能力開発促進法第24条に基づく認定職業訓練を実施する中小企業事業主団体等に対し、事業費及び機械設備等に要する経費を助成します。
	技能検定の実施 ・技能検定試験（学科・実技）を年2回（前期・後期）実施します。
	カリキュラムや教材・指導技法等の開発研究 ・機械系の技能者育成と技能の伝承を図るため、指導用教材を開発します。 ・指導用教材は、動画を主とし、ネットワークへの対応が可能なものを作成します。
	技術専門学院の指導員に対する研修の実施 ・技術専門学院の指導員に対して、階層別、指導技法及び技術革新等の研修を実施し、技術・技能の向上及び指導技法の一層の充実を図ります。
	人材育成に関する情報の提供 ・即時性のある情報、話題性のある情報、汎用性のある情報を提供し、人材育成関連サイト等との連携を図るとともに、モバイルサイトを開設します。
H20	中小企業の事業承継対策についての経済界・実務家との連携 ・中小企業の事業承継対策について、経済界、実務家（各種士業等）と連携し、研修会等の取組を進めます。
	事業承継に関する経営研修の実施 ・中小企業大学校旭川校での事業継承に関する経営研修実施のため、運営委員会を通じて働きかけを行います。
	事業主等が行う職業能力開発への支援 ・職業能力開発促進法第24条に基づく認定職業訓練を実施する中小企業事業主団体等に対し、事業費及び機械設備等に要する経費を助成します。
	技能検定の実施 ・技能検定試験（学科・実技）を年2回（前期・後期）実施します。
	カリキュラムや教材・指導技法等の開発研究 ・木材加工系の技能者育成と技能の伝承を図るため、指導用教材を開発します。 ・指導用教材は、動画を主とし、ネットワークへの対応が可能なものを作成します。
	技術専門学院の指導員に対する研修の実施 ・技術専門学院の指導員に対して、階層別、指導技法及び技術革新等の研修を実施し、技術・技能の向上及び指導技法の一層の充実を図ります。
	人材育成に関する情報の提供 ・即時性のある情報、話題性のある情報、汎用性のある情報を提供し、人材育成関連サイト等との連携を図るとともに、モバイルサイトの充実を図ります。

政策 148 地域活性化の牽引役となる方々のネットワークづくりや、文化人のネットワークの構築などにより、本道の地域活動や文化を支える人材づくりを進めます。

政策の展開方向

地域の活性化を図るため、様々な活動の牽引役となる地域づくりリーダーやNPO等民間の方たちのネットワークづくりの取組を支援します。

本道の地域文化を支える人材づくりを促進するため、北海道に関わりの深い文化人や文化団体・活動者等のネットワーク化を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>地域力の向上に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域力の向上を担う人材の育成や住民及び行政職員の意識を醸成するため、交流会議や研修会を開催します。</li> </ul>
	<p>文化人のネットワーク化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道に関わりの深い文化人を把握するとともに、北海道の地域文化を支える人材づくりの促進に向けたネットワークの方法を検討します。</li> </ul>
	<p>文化活動のネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域創造アトリエ・ネットワーク等との連携による舞台公演や交流会議の開催により、ネットワークの強化及び活性化を図ります。</li> </ul>
H20	<p>地域力の向上に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの事業成果を踏まえながら、地域力の向上に向けた取組を進めます。</li> </ul>
	<p>文化関連情報の発信、情報交換を行うシステムの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道に関わりの深い文化人を登録し、ホームページを用い、地域の文化関係者や道民に向けたメッセージの発信、提供や、文化に関心を持つ方々と情報交換を行えるシステムの設定を行います。</li> </ul>
	<p>文化活動のネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域創造アトリエ・ネットワーク等との連携による舞台公演や交流会議を開催します。</li> </ul>

## 地域主権型社会に向けた基盤づくり

### 2.2 道州制特区を活用した経済・地域の活性化

政策 149 道民の皆様や市町村、有識者から幅広く提言や意見をいただくため、「道州制特区推進条例」を制定します。

[ 【目標】 道州制特区推進条例を制定し、新たな特区提案を実施（平成19年度） ]

#### 政策の展開方向

道民の皆さんや市町村などから幅広くご提言やご意見をいただき、オープンな議論を通じて道州制特区の提案をとりまとめることができるよう、「道州制特区推進条例」を制定し、国に対して新たな提案を行います。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「道州制特区推進条例」の制定 ・「道州制特区推進条例」を制定します（7月制定済）。
	国への新たな提案の実施 ・「道州制特区推進条例」に基づく「道州制特区提案検討委員会」を設置（7月設置済）し、道民の皆さんから寄せられた特区提案に向けたアイデアなどを検討します。 ・道州制特区提案検討委員会からの答申、市町村意見の聴取、道議会の議決を経て、国への新たな提案を行います。
H20	国への新たな提案の実施 ・国への新たな提案に向けて、アイデアなどを道州制特区提案検討委員会において検討します。 ・道州制特区提案検討委員会からの答申、市町村意見の聴取、道議会の議決を経て、国への新たな提案を行います。

政策 150 提案に当たっては、道民の皆様の意見をベースに、次のような視点から北海道を元気にする第二、第三の特区提案を行います。

- ・ 道内の医育大学の定員増などによる医師や看護師等の地域偏在を是正する取組や、遠隔医療システムの充実など、地域医療の確保
- ・ 自然とのふれあいや豊かな食材、アウトドアスポーツを楽しんでもらうための新しい北海道の観光資源の開発
- ・ 雪氷冷熱やバイオエタノールなど、北海道の豊かな素材を活用したクリーンな新エネルギーの開発促進
- ・ 北海道の豊かな環境を守り、廃棄物の再生利用や未利用資源の有効活用を進めるなど、環境にやさしい循環型社会の形成

#### 政策の展開方向

新たに制定する「道州制特区推進条例」に基づき、道民の皆さんや市町村などから幅広くご提言やご意見をいただき、オープンな議論を進めながら、地域医療の再生、北海道らしい循環型社会の形成、北海道の特性を活かした観光振興や新エネルギー開発などという視点から、北海道が元気になる第二、第三の提案を行います。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>国への新たな提案の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「道州制特区推進条例」を制定します（7月制定済）。</li><li>・「道州制特区推進条例」に基づく道州制特区提案検討委員会を設置（7月設置済）し、道民の皆さんら寄せられた特区提案に向けたアイデアなどを検討します。</li><li>・道州制特区提案検討委員会からの答申、市町村意見の聴取、道議会の議決を経て、国への新たな提案を行います。</li></ul>
H20	<p>国への新たな提案の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国への新たな提案に向けて、引き続きアイデアなどを道州制特区提案検討委員会において検討します。</li><li>・道州制特区提案検討委員会からの答申、市町村意見の聴取、道議会の議決を経て、国への新たな提案を行います。</li></ul>



## 2 3 地域主権型社会の創造

政策 151 地方分権改革や行財政改革の視点を踏まえるとともに、市町村の意見を十分伺いながら、総合出先機関としての支庁の組織体制を抜本的に改革します。

### 政策の展開方向

「支庁制度改革プログラム」（平成17年3月策定）に基づき、地方分権改革の進展を踏まえるとともに、厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制となるよう、新しい支庁が担う役割や機能、体制について検討を行います。

検討に当たっては、再編に伴い支庁所在地が変更となる地域における行政サービスが低下しないように努めます。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19 ～ H20	支庁所管区域の検討 ・新しい総合計画における6つの「連携地域」を基本に、道民の皆さんや市町村の意見も伺いながら、支庁所管区域について検討を行います。
	新しい支庁の機能・体制のあり方などの検討 ・支庁を取り巻く社会経済環境の変化や現在の支庁の課題などを解消するため、新しい支庁が担う機能や体制などについて検討を行います。 ・身近な事務は住民に身近なところで処理することが望ましいという考えのもと、本庁から支庁への権限委譲を進めます。
	支庁設置条例の改正 ・「新しい支庁の姿（案）」を取りまとめ、パブリック・コメントを実施し、支庁設置条例の改正に向けた検討を進めます。

政策 152 市町村合併については、地域における議論を深め、市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組を積極的に推進します。

#### 政策の展開方向

道内各地域において、合併新法下における自主的な市町村合併の議論や検討が円滑に行われるよう、合併に向けた話し合いのための環境づくりや市町村合併に関する情報提供、市町村からの求めに応じた助言を行うなど、市町村が地域の実情を踏まえて進める合併の取組を促進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	合併協議会や合併に伴うまちづくりに対する支援 ・ 地域シンポジウムを開催し、市町村合併に向けた話し合いのための環境づくりを行います。 ・ 市町村合併アドバイザーを派遣し、市町村合併に関する助言や情報提供を行います。
H20	合併協議会や合併に伴うまちづくりに対する支援 ・ 地域シンポジウムを開催し、市町村合併に向けた話し合いのための環境づくりを行います。 ・ 市町村合併アドバイザーを派遣し、市町村合併に関する助言や情報提供を行います。

政策 153 滞納整理など、市町村が連携して広域的に取り組むことで効果が期待される事務については、広域連合など広域行政制度の活用を促進します。

政策の展開方向

税の滞納整理をはじめ、市町村の広域的な取組の効果が期待される事務については、広域行政制度の活用を促進するため、広域行政制度に関する情報提供や市町村からの相談に対する助言及び地域の実情に応じた必要な支援を行います。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「一部事務組合・広域連合の手引き」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一部事務組合・広域連合の手引き」を作成し、市町村に配付します。</li> </ul>
	<p>ホームページにおける広域行政の関連情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページで広域行政制度や広域連合等の設立状況等を紹介します。</li> </ul>
	<p>市町村からの広域行政に関する相談に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの広域行政に関する相談に対し、随時助言を行います。</li> </ul>
	<p>市町村の取組に応じた必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の広域行政制度活用に関する具体的な取組に応じ、必要な支援を検討、実施します。</li> </ul>
H20	<p>ホームページにおける広域行政の関連情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道のホームページで広域行政制度や広域連合等の設立状況等を紹介します。</li> </ul>
	<p>市町村からの広域行政に関する相談に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村からの広域行政に関する相談に対し、随時助言を行います。</li> </ul>
	<p>市町村の取組に応じた必要な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の広域行政制度活用に関する具体的な取組に応じ、必要な支援を検討、実施します。</li> </ul>

政策 154 市町村との緊密な連携・協働体制を構築するため、知事が各地域を訪問し、知事と市町村長が双方向で今後の北海道づくりについて意見交換を行なう場を設けます。

〔【目標】 知事が地域を訪問し、市町村長と双方向で今後の北海道づくりについて  
意見交換を行う場を設置（平成19年度～）〕

#### 政策の展開方向

知事と市町村長が地域の活性化方策などをテーマに意見交換を行う「地域づくり推進会議」を各支庁年1回を目途に開催し、道と市町村が緊密に連携・協働して、地域の特性や資源を活かした魅力あふれる地域づくりを推進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「地域づくり推進会議」の設置・開催 ・知事と市町村長が双方向で意見交換を行う「地域づくり推進会議」を設置し、各支庁1回を目途に開催します。 ・会議で議論された意見や提案については、速やかに関係市町村長に取組状況等をお知らせし、その概要は、道のホームページで、道民の皆さんに周知するとともに、必要に応じ、引き続きフォローアップを行います。
H20	「地域づくり推進会議」の開催 ・「地域づくり推進会議」を各支庁1回を目途に開催します。 ・会議で議論された意見や提案については、速やかに関係市町村長に取組状況等をお知らせし、その概要は、道のホームページで、道民の皆さんに周知するとともに、必要に応じ、引き続きフォローアップを行います。

政策 155 市町村の行政体制の整備状況を勘案しながら、市町村へのサポートの充実を図り、道から市町村への事務・権限の円滑な移譲を進めます。

#### 政策の展開方向

平成 17 年 3 月に策定した「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」に基づき、市町村から要望があった事務・権限について市町村との具体の協議を進め、移譲を着実に進めます。

平成 18 年度、19 年度に移譲を行った権限について、移譲による効果や課題等を把握するため、市町村に対してフォローアップ調査等を実施します。

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が本格的にスタートしたことを受けて、国と地方の役割分担をしっかりと見直し、真の地方分権改革の実現が図られるよう、地方六団体と連携を密にしていくとともに、安定的な行財政運営が図られるよう、道内市町村とも一致結束して取組を進めます。

#### 今後 2 年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>平成 20 年度の権限移譲に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村から移譲の要望があった事務・権限について、平成 20 年度の権限移譲に向けて市町村との具体の協議を進めます。</li> </ul>
	<p>市町村への権限移譲に係るフォローアップの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの市町村への権限移譲の効果や課題を把握するフォローアップ調査を実施します。</li> </ul>
	<p>真の地方分権改革の実現に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期地方分権改革においては、国と地方の役割分担をしっかりと見直した上で、地方の役割に見合った権限や財源の移譲が進められ、地方分権社会にふさわしい地方の行財政体制が整えられるよう、道内市町村や地方六団体と十分に連携し、取り組んでいきます。</li> </ul>
H20	<p>平成 21 年度の権限移譲に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村から移譲の要望があった事務・権限について、平成 21 年度の権限移譲に向けて市町村との具体の協議を進めます。</li> </ul>
	<p>移譲方針の見直しを含めた方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 19 年度に行ったフォローアップの結果をもとに、市町村の意見も伺いながら、移譲方針の見直しを含めた方策の検討を行います。</li> </ul>
	<p>真の地方分権改革の実現に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二期地方分権改革が真の地方分権改革として実現されるよう、国への働きかけを行うとともに、道内市町村や地方六団体と十分に連携し、取り組んでいきます。</li> </ul>

## 2 4 地域格差の是正

政策 156 地域格差を是正するため、過疎化や高齢化の進行が著しい市町村に対し、独自の「交付金制度」を創設し、地域活性化の取組を応援します。

[ 【目標】 独自の交付金制度を創設（平成19年度） ]

### 政策の展開方向

市町村が住民等と協働して行う地域の再生や活性化の取組に対し、独自の交付金による支援を行い、過疎化や高齢化など地域格差の是正に向けた地域の主体的な取組を促進します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「地域再生チャレンジ交付金制度」の創設 ・地域格差の是正に向けて市町村が住民などと協働して行う地域自らの取組を包括的に支援する「地域再生チャレンジ交付金制度」を創設します。
	本格実施に向けた検討 ・今年度のモデル実施を通じて運用上の課題などを把握するなど、本格実施に向けた検討を行います。
H20	「地域再生チャレンジ交付金制度」による支援 ・モデル実施における運用上の課題や市町村等からの意見や地域ニーズを勘案し、制度に反映します。 ・地域格差の是正に向けた地域自らの取組を支援します。

政策 157 夕張市や産炭地域市町については、お年寄りや子どもなどに配慮し、市民生活に必要な不可欠な施策を着実に推進することができるよう、助言・支援していきます。

政策の展開方向

夕張市において、お年寄りや子どもなどに一定の配慮をして策定した財政再建計画の着実な実行に向けて助言を行うとともに、市民生活の維持及び地域活性化に向けた除雪や医療、雇用、地域の主体的な取組等に対する支援・協力などを総合的に実施します。

産炭地域の市や町の地域振興にかかる計画や、産炭地域産業振興方針に基づく各事業等実施計画の着実な推進のため、国などとも連携を図りながら、産炭地域総合発展基金やその他関係施策などの効果的な活用について指導・助言を行うとともに、新たな事業計画の企画立案から応援指導体制でサポートします。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p><b>【夕張支援】</b></p> <p>夕張市財政再建計画の着実な実行に向けた助言・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の財政再建計画の変更の際し、必要な市への助言や国との調整を行います。</li> <li>・夕張市において計画的・安定的な財政再建を図るため、再建計画に基づく解消すべき赤字額に相当する一時借入金の借換えに必要な資金について、低利の「夕張市財政再建支援資金貸付金」を貸し付けします。</li> </ul>
	<p>夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた支援・協力などの総合的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の行政執行体制の確保を図るため、道職員の派遣などの支援を行います。</li> <li>・夕張市の市民生活や地域経済への影響緩和を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>老人、ひとり親家庭、乳幼児、重度心身障害者を対象に医療費1割負担とする医療給付事業（道単独補助）について市負担分も含め道が負担</li> <li>市単独補助のバス路線について市と協調して道が補助</li> <li>旧道道3路線（約9km）について道道と一体的に除排雪を実施</li> <li>雇用推進員の配置や総合相談会開催等の雇用対策の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>などの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の市民活動が活発化することなどにより地域の再生を着実に図るため、市の再生や市民生活の維持等を図るための事業について、「地域政策総合補助金」の補助基準の弾力化や枠内での優先的な対応を行うほか、空知支庁の独自事業として「産炭地活性化戦略会議」を開催するなど市の地域活性化に向けた取組を行います。</li> </ul>
	<p><b>【産炭地域支援】</b></p> <p>実施計画の改定、活用施策についての助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興方針に基づくプロジェクト及び実施計画の追加・改定の意向について、市や町に照会を行い、プロジェクトや事業の組み立て等について道が市や町と相談の上、共有すべき将来的ビジョンとして改定を行います。</li> <li>・改定に当たっては、庁内の組織である「石炭対策本部産炭地振興専門部会」、国の出先機関等と道で構成される「産炭地域産業振興推進連絡会議」などを通じ、「産炭地域総合発展基金」、国や道などが所管する施策の中で活用を検討すべきものについて、助言等を行います。</li> </ul>
	<p>新しい事業計画策定に当たっての助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や町が、産業振興等のために計画する新たなプロジェクト、事業を計画する場合、企画立案段階から、助言等を行います。</li> </ul>

H20	<p><b>【夕張支援】</b></p> <p>夕張市財政再建計画の着実な実行に向けた助言・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の財政再建計画の変更に際し、必要な市への助言や国との調整を行います。</li> <li>・夕張市において計画的・安定的な財政再建を図るため、再建計画に基づく解消すべき赤字額に相当する一時借入金の借換えに必要な資金について、低利の「夕張市財政再建支援資金貸付金」を貸し付けします。</li> </ul>
	<p>夕張市の市民生活の維持や地域活性化に向けた支援・協力などの総合的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の行政執行体制の確保を図るため、道職員の派遣などの支援を行います。</li> <li>・夕張市の市民生活や地域経済への影響緩和を図るため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭、乳幼児、重度心身障害者を対象に医療費1割負担とする医療給付事業（道単独補助）について市負担分も含め道が負担</li> <li>市単独補助のバス路線について市と協調して道が補助</li> <li>旧道道3路線（約9km）について道道と一体的に除排雪を実施</li> </ul> </li> </ul> <p>などの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夕張市の市民活動が活発化することなどにより地域の再生を着実に図るため、市の再生や市民生活の維持等を図るための事業について、地域政策総合補助金の補助基準の弾力化や枠内での優先的な対応を行うほか、空知支庁の独自事業として産炭地活性化戦略会議を開催するなど市の地域活性化に向けた取組を行います。</li> </ul>
	<p><b>【産炭地域支援】</b></p> <p>実施計画の改定、進捗度合いに応じた活用施策についての助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業振興方針に基づくプロジェクト及び実施計画の追加・改定の意向について、市や町に照会を行い、プロジェクトや事業の組み立て等について道が市や町と相談の上、共有すべき将来的ビジョンとして改定します。</li> <li>・改定に当たっては、庁内の組織である「石炭対策本部産炭地振興専門部会」、国の出先機関等と道で構成される「産炭地域産業振興推進連絡会議」などを通じ、事業の進捗度合いに応じて、「総合発展基金」、国や道などが所管する施策の中で活用を検討すべきものについて、助言等を行います。</li> </ul>
	<p>新しい事業計画策定に当たっての助言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市や町が、産業振興等のために計画する新たなプロジェクト、事業を計画する場合、企画立案段階から、助言等を行います。</li> </ul>



政策 158 力強い産業構造の構築や、農林水産業など地域産業の振興、安心な雇用環境の整備などに加え、安全・安心・包容力に満ちた地域社会づくりといった政策を総合的に展開し、それぞれの資源や魅力を活かした地域の活性化に取り組み、地域格差の是正に努めます。

政策の展開方向

「産業」「雇用」「地域社会」等といった様々な分野にわたり取り組む政策を総合的かつ重点的に推進するため、毎年度「重点政策」を掲げ、その着実な推進を図ります。

また、知事公約の実行計画として、「北海道新生プラン・第 章」を策定するとともに、このプランの着実な推進を図るために、毎年度「アクションプラン」を策定し、政策の取組状況と今後2カ年分の施策・事業の進め方を明らかにします。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「重点政策」の決定と展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度に重点的に取り組む政策などを示した「政策の展開方針」を定め、選択と集中の観点に立った効果的な政策展開を図ります。</li> <li>創意工夫による効率的な取組を推進するため、道が有する資源の活用や民間企業などとの協働など行政サービスの充実に向けた展開を図ります。</li> </ul>
	<p>「北海道新生プラン・第 章」の策定及び「アクションプラン」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>知事公約の実行計画として「北海道新生プラン・第 章」を策定します。</li> <li>併せて「アクションプラン」を作成し、平成19年度と20年度の施策・事業の進め方を取りまとめ公表します。</li> </ul>
H20	<p>「重点政策」の決定と展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に重点的に取り組む政策などを示した「政策の展開方針」を定め、選択と集中の観点に立った効果的な政策展開を図ります。</li> <li>創意工夫による効率的な取組を推進するため、道が有する資源の活用や民間企業などとの協働など行政サービスの充実に向けた展開を図ります。</li> </ul>
	<p>「アクションプラン」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アクションプラン」を作成し、平成19年度の政策の取組状況と平成20年度・21年度の施策・事業の進め方を取りまとめ公表します。</li> </ul>

## 2.5 行財政改革などチャレンジ道庁の推進

政策 159 道庁改革の基本指針である「新たな行財政改革の取組み」を強力に推進し、職員数や給与の適正化など改革の取組を緩めることなく断行します。

【目標】 集中対策期間(17～21年度)の実施分

- ・ 知事部局職員数の削減 22%
- ・ 民間への業務委託 3,500人相当
- ・ 関与団体の見直し(団体・派遣数) 団体数 30% 派遣職員 80%

### 政策の展開方向

道の財政状況に応じて、「新たな行財政改革の取組み」に掲げた推進項目の見直しや追加を検討するとともに、その個別計画である「職員数適正化計画」や「民間開放推進計画」などに示した各推進項目の具体的な取組を着実に推進するなど、実効ある行財政改革の取組を強力に推進します。

関与団体について、道の人的・財政的関与と縮減の加速化と併せて団体に対する必要な改善指導を行い、「関与団体見直し計画」の早期達成を目指します。

### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「新たな行財政改革の取組み」の推進 ・ 改革工程表の推進管理を実施するとともに、対策の見直しや追加の検討を行います。
	給与制度の見直しや適正化の取組 ・ 人事委員会勧告を踏まえた給与制度見直しや適正化に取り組みます。
	効率的・効果的な執行体制の確立 ・ 効率的・効果的な執行体制の確立に向け、組織機構改正に取り組みます
	「関与団体見直し計画」の推進 ・ 関与団体点検評価を実施します。
H20	「新たな行財政改革の取組み」の推進 ・ 改革工程表の推進管理を実施するとともに、対策の見直しや追加の検討を行います。
	給与制度の見直しや適正化の取組 ・ 人事委員会勧告を踏まえた給与制度見直しや適正化に取り組みます。
	効率的・効果的な執行体制の確立 ・ 効率的・効果的な執行体制の確立に向け、組織機構改正に取り組みます。
	「関与団体見直し計画」の推進 ・ 関与団体点検評価を実施します。

政策 160 指定管理者制度や市場化テストなど、道政の民間開放に関する様々な取組をさらに加速させます。

政策の展開方向

民間等との役割分担の明確化、協働推進とサービス受益者の状況変化への対応の視点から見直しを進めていきます。

指定管理者制度については、平成17年度に実施した公共施設評価に基づき、平成18年度に39施設、平成19年度には7施設について導入し、引き続き、平成20年度以降の導入について、政策評価と連携しながら検討します。

北海道市場化テストについては、平成19年度に制度導入するとともにモデル事業を実施し、今後は、モデル事業の実施状況を踏まえながら、毎年度、民間提案を募集して対象業務の選定を行い、道の業務の民間開放を推進します。

公共サービス改革法に規定する「特定公共サービス」に関しては、今後、都道府県に関連する業務が法に規定された場合は、当該業務を対象業務とすることを積極的に検討します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

	<p>指定管理者制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道立少年自然の家など7施設について、指定管理者制度を導入します。</li> <li>平成20年度以降の導入について検討します。</li> </ul>
H19	<p>北海道市場化テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道市場化テスト制度を導入するとともに、平成20年度に向け民間提案を募集し、北海道市場化テスト監理委員会の意見を踏まえながら対象業務を選定します。</li> <li>北海道市場化テストモデル事業として「特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務」及び「農業試験場における農業技能業務」を実施します。</li> </ul>
H20	<p>指定管理者制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間開放推進計画や公共施設評価に基づき、直営の公の施設に係る指定管理者制度導入について検討します。</li> </ul> <p>北海道市場化テスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間提案を募集し、対象業務の選定を行います。</li> </ul>

政策 161 入札制度については、地域産業の育成に配慮しながら、一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など抜本的な改革を進めるとともに、結果の公開など一層の透明性の確保に努めます。

【目標】一般競争入札の拡大や総合評価制度の拡充など入札制度の抜本的な改革を実施  
(平成19年度～)

#### 政策の展開方向

道発注の公共工事等における入札契約制度の適正化を図るため、地域産業の育成に十分配慮しながら、一般競争入札の拡大をはじめ、総合評価制度の拡充や電子入札の導入など、抜本的な改革を進める「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定し、順次実施します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	「入札契約制度の適正化に係る取組方針」の策定 ・「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を策定します。
	一般競争入札の拡大 ・1億円以上の工事において、一般競争入札を原則適用します。
	電子入札の導入拡大 ・A等級工事の一部において電子入札を導入します。
H20	一般競争入札の拡大 ・1千万円以上の工事において、一般競争入札を原則適用します。
	電子入札の導入拡大 ・A等級工事の一部、委託業務の一部に電子入札を導入します。
	総合評価の拡充 ・よりの確な技術力の評価ができるよう評価内容を充実し、対象件数を拡大します。

政策 162 道有資産の有効活用のため、聖域なき見直しを行い、行政目的を損なわないものの処分や不動産の証券化などを進めます。

〔【目標】道有資産の売却等（広告事業など有効活用を含む）50億円（～平成22年度）〕

#### 政策の展開方向

道有資産は道民の皆さんの貴重な財産であることから、各部局の利用実態を把握し、遊休や過剰などの無駄をなくす聖域なき見直しを進めます。

「遊休資産売却促進方針」（平成18年11月策定）に基づく取組を進めるとともに、近年、全国的に広まりつつある不動産の証券化などの民間の取組が、道有資産の処分の際にスムーズに参入できるよう、必要な措置を講じます。

知恵と工夫を凝らし、遊休資産の集中的、緊急的な売却を進めるとともに、ネーミングライツ（道の施設の命名権）の採用や道有資産を活用した広告事業などを幅広く展開するなど、あらゆる手法での有効活用を進めます。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	道有資産の利用実態の把握と売却等の処分 ・各部局で管理している資産の利用実態の把握に努め、遊休資産の他、使用中の施設であっても未利用スペースを抱える低利用施設については、遊休スペースの貸出、移転・集約や転用、あるいは分筆による売却など徹底した遊休活用や売却を進めます。
	道有資産の新たな売却手法の検討 ・道有資産の売却にあたり不動産の証券化など民間の取組やインターネット入札など新たな手法の導入について検討します。
	道有資産を活用した歳入の確保 ・道有資産である施設へのネーミングライツの採用や庁舎内壁、エレベータ、各種印刷物、道のホームページ等への広告事業を幅広く展開し歳入の確保に努めます。
H20	道有資産の利用実態の把握 ・各部局で管理している資産の利用実態の把握に努め、遊休資産の他、使用中の施設であっても未利用スペースを抱える低利用施設については、遊休スペースの貸出、移転・集約や転用、あるいは分筆による売却など徹底した遊休活用や売却を進めます。
	道有資産の新たな売却方法の展開 ・道有資産の売却にあたり不動産の証券化など民間の取組やインターネット入札など新たな手法の導入について検討します。
	道有資産を活用した歳入の確保 ・道有資産である施設へのネーミングライツの採用や庁舎内壁、エレベータ、各種印刷物、道のホームページ等への広告事業を幅広く展開し歳入の確保に努めます。

政策 163 道民の皆さんの財産である知事公館を気軽に利用できるよう、その仕組みを整えます。

#### 政策の展開方向

現在、知事公館は、知事等の出席を伴う道の会議や行事に広く使われ、また、見学等にも利用されていますが、道民の皆さんの様々な活動の場として親しまれるよう、そのあり方や利活用の方策を幅広く検討します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	知事公館の今後の利用のあり方や管理体制の検討 ・知事公館の今後の利用のあり方、管理運営体制について、道民の皆さんから寄せられている意見や要望を踏まえつつ、庁内関係部局と協議の上、検討を行います。 ・土日・祝祭日等は閉館としている知事公館を夏休み中の土日に限り開館する「夏休み知事公館公開事業」の公開期間拡大の検討を行います。
H20	知事公館の今後の利用のあり方や管理体制の検討 ・前年度の検討状況を踏まえ、知事公館のあり方、管理運営体制の検討を行います。

政策 164 道庁がその機能をフルに発揮できるよう、人材育成や目標管理型行政運営の実施、民間手法の道政への積極的な導入などに取り組みます。

#### 政策の展開方向

職員の資質・能力の向上をめざし計画的な人材育成を図るため、平成17年度に定めた「新・北海道職員等人材育成基本方針」及びこの具体化のため策定した「北海道職員人材育成推進計画」に基づき、職員の資質・能力の向上に取り組みます。

成果を重視した目標管理型の行政運営を実現するため、各部署等の達成目標を明確化するとともに、政策評価制度の一層の充実を図り、その結果を予算・組織編成に確実に反映するなど、「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」を構築し、政策評価・予算・組織のより一体となった運営の実現をめざします。

公共サービスの充実に資する企画や協力・支援に関する民間からの提案を募集し、民間との協働による政策企画・事業化を推進します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「北海道職員研修計画」に基づく研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成の基本方向に沿って、職員の資質・能力を向上するための柱である自己啓発への支援や職場研修、職場外研修の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度設計を実施するとともに、一部施策を対象とした試行を実施します。</li> </ul>
	<p>民間との協働による政策企画・事業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度にモデル事業として行った民間企業等とのタイアップ事業を本格実施します。</li> <li>平成18年度に締結した包括連携協定による協働事業を展開するとともに、新たな包括連携協定を締結に向けた取組を進めます。</li> </ul>
H20	<p>「北海道職員研修計画」に基づく研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成の基本方向に沿って、職員の資質・能力を向上するための柱である自己啓発への支援や職場研修、職場外研修の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>「PDCAサイクルに基づく行財政運営基本システム」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本格導入を開始します。</li> </ul>
	<p>民間との協働による政策企画・事業化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業等とのタイアップ事業や包括連携協定など、多彩な協働事業を展開します。</li> </ul>

政策 165 政策形成能力を高め行動する職員を育てるため、「赤レンガ・チャレンジ事業」などを充実します。

政策の展開方向

道庁が持つ人材・施設・ネットワーク機能などの多様な資源を活用し、政策課題の解決や道民サービスの向上を図る「赤レンガ・チャレンジ事業」（ゼロ予算事業）の取組を充実します。  
また、学識者経験者、市町村職員、民間企業・団体職員、道職員などからなる研究チームにより政策研究を行い、道政を推進する上での諸課題に関する具体的な政策形成に寄与するとともに、多様化・高度化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>「赤レンガ・チャレンジ事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題の解決や道民サービスの向上を図るため、職員が知恵と工夫をこらした様々な事業を実施します。</li> </ul>
	<p>「赤レンガ・チャレンジ」事業推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「赤レンガ・チャレンジ事業」の取組の充実を図るため、インターネット会議室を活用し、赤レンガ・チャレンジ事業推進会議を開催します。</li> </ul>
	<p>赤レンガ・チャレンジ登録事業のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤レンガ・チャレンジ事業の概要のほか、個別事業について、道のホームページや広報誌に掲載するなど、道民に広くお知らせします。</li> </ul>
	<p>政策研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な農山漁村づくり」を研究テーマに、学識経験者をリーダーとする研究チームにより政策研究を実施し、報告書を作成します。</li> </ul>
H20	<p>「赤レンガ・チャレンジ事業」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に実施した事業の点検結果を踏まえながら、多様な資源を活用した様々な事業を実施します。</li> </ul>
	<p>赤レンガ・チャレンジ事業推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット会議室の活用により、実務者レベルでの情報共有を図りながら、取組の充実を図ります。</li> </ul>
	<p>赤レンガ・チャレンジ登録事業のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤レンガ・チャレンジ事業の概要のほか、個別事業について、道のホームページや広報誌に掲載するなど、道民に広くお知らせします。</li> </ul>
	<p>政策研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道政上の諸課題に関する政策形成に寄与するとともに、多様化する行政ニーズに応える職員の政策形成能力の向上を図ります。</li> <li>・平成19年度における研究成果の活用を図るため、ホームページなどを通じ、広く成果を発表します。</li> </ul>



政策 166 危機管理体制の充実に向けた危機管理監の設置や、試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など、機動的に組織機構の見直しを進めます。

政策の展開方向

危機管理体制の充実に向けた危機管理監の設置や試験研究機関の地方独立行政法人化の検討など、組織機構の見直しについては、社会情勢の変化に応じつつ、「新たな行財政改革の取組み」に基づき、わかりやすく簡素で効率的な執行体制の確立に努めます。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	危機管理監の設置 ・危機管理体制の充実に向けて、道庁総務部に危機管理監を設置します（6月設置済）。
	「道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針（仮称）」を策定 ・試験研究機関について、改革の方向性と地方独立行政法人制度導入の可否等について検討し、方針を決定します。
H20	方針に基づく具体的な取組の推進 ・策定した方針に基づき、効果的・効率的な体制や仕組みの構築などに向けた取組を進めます。

政策 167 わかりやすく開かれた道政運営を進めていくため、引き続き「毎週1回の記者会見」を開き、道政情報を道民の皆様に発信し、情報公開を徹底します。

#### 政策の展開方向

知事からの話題提供と報道機関からの質問等に答える形で、道政上の課題やそれに対する道の取組を、引き続き「毎週1回の記者会見」を通して積極的に発信します。

#### 今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	<p>知事記者会見の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎週1回の記者会見とともに、必要に応じ、随時、記者会見を実施します。</li><li>・ 知事から話題を提供するとともに、報道機関からの質問等に答え、道政上の課題や道の取組、知事の考え方を発信します。</li><li>・ 記者会見の状況を道のホームページで公表します。</li></ul>
H20	<p>知事記者会見の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎週1回の記者会見とともに、必要に応じ、随時、記者会見を実施します。</li><li>・ 知事から話題を提供するとともに、報道機関からの質問等に答え、道政上の課題や道の取組、知事の考え方を発信します。</li><li>・ 記者会見の状況を道のホームページで公表します。</li></ul>

政策 168 道民の皆様との対話を重視した道政を進めるため、「まちかど対話」を引き続き実施します。

政策の展開方向

道政がめざす方向や道の取組などを道民の皆さんに対して分かりやすく説明するとともに、地域住民とのより多くの意見交換の機会を設けて政策に反映するなど、道民の皆さんとの対話を重視した道政を進めるため、「まちかど対話」を引き続き実施します。

今後2年間で実施しようとする施策・事業

H19	まちかど対話の実施 ・知事と各界各層の道民等との懇談、職場・施設訪問を実施します。
H20	まちかど対話の実施 ・知事と各界各層の道民等との懇談、職場・施設訪問を実施します。

## 北海道新生プラン・第 章 アクションプラン

発 行 / 平成19年12月

発行者 / 北海道知事政策部参事（政策企画グループ）

〒 060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5106（直通） FAX 011-232-6313